

令和元年9月5日開会

令和元年9月19日閉会

令和元年第6回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和元年第6回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 9月5日(木)から9月19日(木)までの15日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9月5日	木	午前9時	本会議 1 開会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、決算審査報告(全会計) 説明(一般会計)
第2日	9月6日	金	午前9時	本会議 1 開議 2 議案の説明(特別・公営企業会計ほか) 3 議案の上程、説明 (条例制定、補正予算ほか)
第3日	9月7日	土		休 会
第4日	9月8日	日		休 会
第5日	9月9日	月	午前9時	本会議 1 開議 2 議案の質疑、委員会付託
第6日	9月10日	火	午前9時	休 会(本会議) 特別委員会(温泉・防災) 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第7日	9月11日	水	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午後9時～
第8日	9月12日	木	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第9日	9月13日	金		休 会
第10日	9月14日	土		休 会
第11日	9月15日	日		休 会
第12日	9月16日	月		休 会
第13日	9月17日	火	午前9時	本会議 1 開議 2 一般質問
第14日	9月18日	水	午前9時	本会議 1 開議 2 一般質問

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第15日	9月19日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

令和元年第6回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 9月 5日 (木)	1
◎第 2 日 9月 6日 (金)	19
◎第 5 日 9月 9日 (月)	31
◎第13日 9月17日 (火)	93
◎第14日 9月18日 (水)	133
◎第15日 9月19日 (木)	159

令和元年第6回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和元年9月5日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年9月5日 午前9時00分開会 午後0時10分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
欠席 11番 当瀬 万享
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草 加 信 義 副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 徳 永 昭 伸 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 立 石 浩 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
財 政 課 長 永 宗 宣 之 税 務 課 長 西 本 幸 司
民 生 福 祉 部 長 岡 本 芳 克 生 活 環 境 課 長 岡 本 康 彦
健 康 福 祉 課 長 松 田 明 久 介 護 保 険 課 長 桑 野 昌 紀
産 業 建 設 部 長 今 田 好 泰 都 市 建 設 課 長 久 永 敏 博
上 下 水 道 課 長 山 崎 信 行 総 務 事 業 部 長 野 山 晶 義
教 育 次 長 万 代 明 学 校 教 育 課 長 藤 森 卓 麻
社 会 教 育 課 長 則 枝 日 出 樹 代 表 監 査 委 員 宇 高 進
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	1 番 尾崎智美 2 番 太田啓補
日程第 2	会期の決定について	15 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	報告第 5 号 平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	説明
	報告第 6 号 平成 30 年度和気町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について	説明
日程第 5	議案第 62 号 平成 30 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 63 号 平成 30 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 64 号 平成 30 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 65 号 平成 30 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 66 号 平成 30 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 67 号 平成 30 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 68 号 平成 30 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 69 号 平成 30 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 70 号 平成 30 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 71 号 平成 30 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 72 号 平成 30 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 73 号 平成 30 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 74 号 平成 30 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第75号 平成30年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第76号 平成30年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第77号 平成30年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	議案第78号 平成30年度東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算認定について	説明
	平成30年度決算審査の報告 (一般会計、特別会計、公営企業会計ほか、基金)	宇高代表監査委員 報告
日程第6	議案第62号 平成30年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

会議の前にお知らせします。

現在、和気町役場本庁舎におきまして、職場体験活動として和気中学校2年生2名を受け入れており、本日は議会の傍聴をしますので、ご紹介いたします。議員の皆様は、後ろをお向きください。

浦上海斗君。

(浦上海斗君「はい」の声あり)

宮下 樹君。

(宮下 樹君「はい」の声あり)

着席してください。ありがとうございました。

議員の皆さんは、前をお向きください。

ただいまの出席議員数は、11名。欠席1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第6回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 尾崎智美君、2番 太田啓補君を指名します。

(日程第2)

○議長(安東哲矢君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る8月27日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年8月27日午前9時より本庁舎3階第2会議室において、委員5名出席、執行部からは町長、副町長、総務部長、財政課長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。その内容についてお知らせをいたします。

まず、会期でございますが、9月5日木曜日から9月19日木曜日までの15日間とさせていただきます。

日程については、第1日目、本会議、一般質問の通告期限が午後1時となっております。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第2日、9時から本会議でございます。本会議終了後、議会広報編集委員会がございます。

第3日、第4日は休会でございます。

第5日は、9時から本会議を開きたいと思っております。

第6日は、午前9時からでございますが、本会議は休会で、温泉、防災の順に特別委員会を午前9時から、その後議会全員協議会を開催いたします。

続きまして、第7日、水曜日午前9時からでございますが、本会議は休会です。総務文教常任委員会を午前9時から行います。

第8日、木曜日ですが、これも午前9時から行います。本会議は休会ですが、厚生産業常任委員会を行う予定でございます。

第9日、第10日、第11日、第12日は休会とさせていただきます。

第13日、午前9時から本会議を開催いたします。本会議終了後、議会運営委員会、議会広報編集委員会を開催いたします。

第14日、午前9時から本会議でございます。13日、14日が一般質問の予定でございます。14日は予備日ということでございます。

第15日、午前9時から本会議を開催する予定にしております。

それから、案件につきましては44件、報告2件、決算17件、条例6件、補正予算16件、その他3件となっております。陳情は5件。この5件の陳情については、全て回覧と決まりました。

委員会の付託は、総務文教常任委員会が10件、厚生産業常任委員会が32件、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が2件、防災都市公園整備事業特別委員会が2件を予定しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 陳情が回覧になっているという、その経緯を教えてください。

○議長（安東哲矢君） 議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） 陳情につきましては、他市町村等の状況も加味しまして、出席委員全員で一応相談をしました。その結果、私が委員長でございますが、ほか当瀬議員が欠席で、あと4名おられますが、4名の方全員が回覧でいいということになりまして、全ての陳情が回覧となっております。

○議長（安東哲矢君） 若旅君、よろしい。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 多分ほかの市町村の状況でも、うちうち、よそはよそだと思うんですけども、ほかの他市町村の方々が出した陳情じゃなくて、皆さんご承知のとおり、町民の方々から出ている陳情があるはずなんです。防災都市公園をやれじゃなくて、防災都市公園をもう一回考え直してほしいというのが議会とそして執行部に向けて提出されているはずなんです。それを回覧にした理由というのが、私は議会運営委員じゃないので、本当にそこはどうかかなと思いますが、詳しく教えていただきたいです。

○議長（安東哲矢君） 議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） 私もはっきりと全部覚えておるわけじゃございませんが、内容といたしましては、この陳情が議会でもう決まったことだということで、今さらする必要がないんじゃないか、回覧だけでいいのではないかという意見が出たように思います。

それから、この陳情の内容について、持ってこられたときに質問をしたんですが、答えられずに帰ったというようなことも理由の中に入っているんじゃないかと思いますが、反対された4人の方の意見全てを聞いているわけではないので、詳しい理由の方はわかりませんが、一応賛成多数で回覧ということになりました。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 一般の方々から取り扱う必要がないかどうかというのを決めるのは、この議会で賛成否決をすればいいだけの話であって、町の方から出てきた意見書、陳情書というものを議会に上げずに回覧で回すというのは私はどうかかなと。そこは強く抗議したいと思います。そこはちゃんと今後取り計らっていただきたい、そのように思います。

○議長（安東哲矢君） 議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） ほかの委員とよく相談して決めた結果でございますので、一応議会運営委員会の立場としてはこういうことだということでございますので、これから議会運営委員会を開くところで慎重に審議をするということで、意見の方は承っておきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 先ほどの陳情書ということなんですが、私自身は陳情書の内容はわかりませんが、もう回覧でいいんだから回覧で見ると言われたらどうしようもないんですけど、この場でその陳情の題目ないしは概略をおっしゃっていただけるのかどうか。委員長、どうなんですか。そういう質問です。

（議会運営委員長 山本 稔君「この場で概略をですか」の声あり）

はい。

○議長（安東哲矢君） 議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） 後で回ることで、わかると思っておりますが、一応回覧することになっておりますので、そこで見てください。ええですか。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） わかりました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月19日までの15日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、第5回定例会以降の諸般の報告をさせていただきます。

まず、ドローンを活用した配送実験についてでございますが、10月からの開始に向けまして現在準備を進めているところでございます。6月26日には総務省から視察がありまして、今年度予定をいたしております本町のドローンを活用した取り組みについて説明をさせていただきました。今年度の配送実験は10月から12月の3カ月間を予定をいたしております、配送先は津瀬区、田土区の大畑、南山方区の延原を予定をいたしております、今月上旬に各地区で住民向けの説明会を行うとともに、20日には関係企業や団体で構成する協議会を開催をいたしまして、実験内容について協議することといたしております。

次に、6月30日、和気町消防団、備前市消防団、東備消防による大規模災害を想定した合同訓練が行われました。

次に、7月1日、今年度第1回目の総合教育会議を開催をいたしました。学校給食共同調理場の今後のあり方や防災公園整備事業に伴う総合グラウンド整備による社会体育の充実等について、また社会教育推進事業につい

て協議をいたしております。

次に、7月27日、さえきふるさと夏祭りが開催をされました。S-1グランプリや佐伯中学校生徒によるダンスや吹奏楽など、手づくりのイベントと2,019発の打ち上げ花火で約4,000人が楽しめました。

次に、カナダのハナ町との青少年交流事業についてでございますが、7月22日から8月4日までの2週間、和気町の中学生3名が現地のホームステイ先に滞在をしながら、カナダの文化や大自然、そして同年代の子供たちとの交流を通じ生きた英語に触れ合い、日本ではできない貴重な経験をしてまいりました。また、ハナ町の高校生1名が8月4日から8月22日まで町内の一般家庭にホームステイをいたしまして、日本の文化、生活を体験をいたしております。ホストファミリーとともに、様々な観光地や体験施設に行ったり、8月16日の和文字焼きまつりへの参加もしていただいております。

次に、全国学力・学習状況調査であります。4月18日に全国の小学6年生、中学3年生を対象に調査が実施され、8月1日には新聞等でもその結果が公表されております。町内の小学6年生におきましては、昨年度と比較いたしますと順調な伸びを見せておまして、国語は全国平均同等、算数は全国平均より上回るという結果が出ております。中学校3年生におきましては、国語、数学ともに全国平均を上回っておりまして、県内の他の市町と比べましても非常によい結果となっております。これは、学校における継続的な指導はもちろんのこと、放課後学習サポート事業やスクールサポーター配置事業等、様々な教育施策に対し皆様方がご理解を示していただき、基礎学力の充実や個別の支援体制の確立などが図られた成果と考えております。

次に、8月5日、京都で開催をされました京都岡山県人会の定例会にお招きをいただきまして、本町のまちづくりについて1時間の講演をさせていただきました。本町の取り組みや和気清麻呂の歴史について説明をするともに、ふるさと納税についてもお願いをしてまいりました。

次に、8月16日、2年ぶりに和気町の夏の風物詩、第33回和文字焼きまつりが開催をされました。前日の台風10号の影響が心配をされておりましたが、当日は天候も回復し、約2万8,000人の観客が観音山に浮かび上がる壮大な和の文字と2,500発の花火を楽しめました。なお、備前県民局職員の皆さんと環太平洋大学野球部の皆さんにも点火作業のご協力をいただいたところでございます。

次に、排水ポンプ車についてでございますが、昨年7月の西日本豪雨災害により、町内では米澤、塩田地区で甚大な床上浸水被害が発生したことによりまして、これが契機となり、9,660万円で排水ポンプ車2台を購入し、8月18日に県議会議員、町議会議員、消防団、地元自主防災組織、建設業協会、ほか多数出席のもと納車式を行いました。式典終了後、吉井川河川敷で排水ポンプ車の操作披露を行い、米澤、塩田両区に配備をいたしております。この排水ポンプ車が大雨災害時の浸水対策に寄与することを期待をいたしておるところでございます。

次に、8月20日、備前県民局管内の町村長と県知事とが意見交換をいたしますトップミーティングに出席をさせていただきました。主題は「地域の防災対応」という共通議題で意見交換をいたしましたが、河川の浚渫と水位計の増設、福富排水機場の運転自動化等について強く要望をさせていただきました。水位計でございますが、昨年の7月豪雨以降初瀬川の福富と佐伯橋に設置をされておりますが、今年度新たに日笠川の青山橋付近に設置していただけるということになっております。また、個別議題では、原地内の県道岡山赤穂線のバイパス化と和気橋の架け替え、県道福本和気線の狭隘な区間の改良を強く要望をいたしてまいりました。

次に、8月24日、和気鶴飼谷温泉の夏祭りを開催をいたしまして、日ごろの利用者に対するご愛顧に感謝し、毎年この時期に開催をしているもので、今回で21回目となりました。カラオケ大会、キャラクターショー、ダンスパフォーマンス、500発の打ち上げ花火等、夏休み最後の週末、多くの家族連れ約3,000人の来場者でにぎわいました。環太平洋大学野球部の学生にも祭り運営のご協力をいただいたところでございます。

次に、9月1日、防災訓練を実施をいたしております。町全体で3,380人の町民が参加をいたしております。

す。参加率は23.81%でありました。また、告知端末による放送によりいずれかのボタンを押した世帯は3,240世帯であり、受信した世帯のうち72.1%が告知端末を使用した情報伝達訓練にご参加をいただいたところでございます。安全・安心のまちづくりの達成には、町民の方に防災に対し関心を持っていただくことも重要なことの一つと考えておるところでございますが、今後も防災意識高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、りんごの状況でございますが、9月1日よりりんご狩りがスタートいたしております。現在は早生品種のつがるとさんさが食べごろで、9月中旬ごろまで楽しめる予定となっております。全体を通しては、ふじ、王林など10月末ごろまでりんご狩りができる見込みでありまして、数量といたしましては、不作であった昨年度と比較をいたしますと全品種が例年並みに収穫できる見通しであります。また、恒例のりんご祭りは、9月8日に開催予定といたしております。りんご狩りや清麻呂太鼓などの各種イベントを計画をいたしております。

次に、本町に関係いたします今年度の国・県主要事業についてでございますが、この進捗状況等をご報告いたします。

まず、藤野地内の県道岡山赤穂線改良工事についてでございますが、全体計画延長1.1キロ、幅員6.5メートルで、平成21年から実施をいたしておりますが、本年度は新しい田ヶ原橋の暫定供用を目指しまして、取りつけ道路の工事が実施されております。8月末現在右岸側改築工事は施工中でありまして、左岸側改築工事は年末を目標に発注準備中であります。

次に、本町の岩戸から赤磐市稲蒔地内にかけた吉井川佐伯工区の改修事業でございますが、全体計画延長10.8キロで、平成21年度から実施をされておりますが、本年度は矢田地内で築堤工500メートル及び水道移転補償の工事、小原地区の詳細設計が予定をされておりますが、8月末現在水道管理者において委託設計中で、小原地区の詳細設計は発注済みであります。

次に、国道374号、衣笠地内の自転車、歩行者用道路の整備についてでございますが、延長390メートル、幅員6.5メートルで、本年度は用地買収、物件補償及び一部工事が予定をされておりますが、8月末現在用地買収、物件補償の地元調整中であります。

次に、同じく、国道374号の矢田地区においては、法面吹きつけ工、落石防護網工が予定をされており、8月末現在法面工事を発注済みであります。

次に、県道佐伯長船線、父井原地内の歩道橋整備につきましては、下部工が昨年度で完成をいたしております。本年度から2カ年にわたって橋梁上部工の架設工事が予定をされております。8月末現在工事発注準備中であります。

次に、初瀬川の改修事業でございますが、平成30年度に被災をいたしました上流部の取合部を除き、護岸は完了をいたしております。本年度は、被災をいたしました備前柵原自転車道線の橋梁復旧工事と福富地区の取水樋門工が施工される予定であります。8月末現在橋梁工事は詳細設計中で、取水樋門工は工事発注準備中であります。

次に、広域営農団地農道整備事業、備前東部2期地区についてでございますが、引き続き工事を進めるとともに、岸野、寺谷地区で本年度はルート決定、調査、設計業務及び用地測量、補償業務を進めてまいります。

次に、中山間地域総合整備事業、和気地区でございますが、今年度で事業最終年度を迎えることから、杉平、宇生地区の用排水路等整備工事及び矢田地区の樋門補修工事、奥塩田地区の集落道改良工事等が予定をされております。

次に、田土地内の西の谷川通常砂防事業及び佐伯地内堅町地区の急傾斜崩壊対策事業については、本年度用地買収、用地補償、一部工事が実施予定をされておりますが、西の谷川通常砂防事業は工事用道路の発注準備中で、佐伯地内堅町地区の急傾斜崩壊対策事業は用地買収の交渉中であります。

次に、福富地内の福富排水機場についてであります。昭和58年度の完成から施設の老朽化が進んでおりますので、特定構造物改築事業で長寿命化対策を実施をいたしております。

平成27年度に除じん機を、平成28年度に自家発電機を更新し、昨年度、本年度の2カ年にわたって原動機や減速機の更新や機械、電気設備の更新がされる予定であります。8月末現在工事発注済みであります。

また、地元要望の強い運転自動化でございますが、引き続き岡山県に対し強く要望してまいります。

次に、田原上地内、吉井川最上流右岸の耐候性大型土のうにより暫定堤防400メートルのかさ上げ工事が実施されておりましたが、平成30年度に延長170メートルが実施されまして、令和元年度は10月中旬から延長230メートルのパラペット擁壁によるかさ上げ工事が実施されます。なお、大樋部分については、来年度以降の予定となっておりますので、今後も早期完成に向けて国土交通省へ要望を重ねてまいりたいと考えております。

次に、尾水尾池改修工事でございますが、崩壊の主原因であった基礎地盤の軟弱層を強固なものとし、貯水、取水機能と安全性の確保を目指し、堤体延長98メートルを施工中でございます。なお、令和元年8月末現在で15%の進捗率で、令和2年3月完成予定であります。

次に、平成30年度決算状況でございますが、一般会計の実質収支は8,837万円、前年度に比しまして2,340万円の減額となっております。財政調整基金への積み立て、取り崩しを含めた実質単年度収支では8,584万円の赤字となっております。定額運用基金を除く基金全体の残高は6,716万円減少いたしております。40億6,078万円となっております。

一方、一般会計の地方債現在高につきましては、1億9,459万円減少いたしております。92億7,333万円となっております。また、特別会計を含めた全会計の地方債現在高の合計は、前年度に比べて8億3,280万円減少いたしまして、175億1,801万円となっております。

次に、普通会計の財政指標でございますが、経常収支比率は1.3ポイント上昇いたしております。95.5%、実質公債費比率は0.1ポイント改善の12.8%となっております。また、将来負担比率は前年度と同じ77.8%となっております。普通交付税の合併算定替えへの縮減の影響が大きく、財政調整基金を2年続けて取り崩す結果となりまして、今後ふるさと納税など新たな財源の確保に力を入れていく必要があると考えておるところでございます。

こうした中で、歳出面では高齢化に伴います社会保障費等の増加傾向が継続をいたしておるため、事務事業の効率化、施設の統廃合など不断の努力を続けまして、交付税の削減に対応できる財政基盤を構築いたしまして、町民福祉サービスの維持、向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、8月28日付人事異動に伴います本会議出席幹部職員を紹介いたします。

最初に、総務部長兼総務課長兼まち経営課長 立石浩一でございます。

(総務部長兼総務課長兼まち経営課長 立石浩一君「立石です。よろしくお願
いします」の声あり)

会計管理者兼会計課長 鈴木健治でございます。

(会計管理者兼会計課長 鈴木健治君「鈴木です。よろしくお願
いします」の声あり)

どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、報告第5号及び報告第6号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求め
ます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、本日提案をいたしております報告第5号及び報告第6号について提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、報告第5号の平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

内容についてでございますが、平成30年度の和気町における実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額はなく、実質公債費比率は12.8%、将来負担比率は77.8%となっております、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、資金不足比率については、各特別会計のいずれも資金不足を生じておりませんので、報告数値はございません。

次に、報告第6号の平成30年度和気町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書についてでございますが、平成29年度、平成30年度と2カ年にわたりまして実施をいたしました本庄第2排水機場雨水排水ポンプ増設工事について工事が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部・課長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、報告第5号及び報告第6号の2件について順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 報告第5号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 報告第6号説明した。

○議長（安東哲矢君） 以上で報告第5号及び報告第6号の2件の報告を終わります。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議案第62号から議案第78号までの各会計の決算認定17件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第62号から議案第78号までの平成30年度決算の認定17議案について、別添のとおり決算書の調製ができましたので、和気町会計16議案と本年3月末で解散をいたしました東備農業共済事務組合の農業共済事業特別会計について監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

平成30年度決算を受けての財政状況は、諸般の報告で述べさせていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

なお、決算の認定に関する詳細につきましては、お手元に配付をいたしております説明書にかえさせていただきます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者、各担当部・課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご認定賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、平成30年度和気町各会計の決算審査報告を求めます。

代表監査委員 宇高君。

○代表監査委員（宇高進君） 改めまして、おはようございます。第6回の議会定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、平成30年度の決算の審査状況について報告させていただきます。

審査意見書の1ページをごらんください。

まず、第1、審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計13件の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2といたしまして、公営企業会計2件の決算。

3、基金といたしまして、2件の基金運用状況が対象になります。

第2といたしまして、審査の実施場所及び日程でございますが、和気町役場において、令和元年7月24日から8月6日までの間審査を行いました。

第3といたしまして、審査の方法でございますが、決算の審査は、町長から提出された平成30年度一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査いたしました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査いたしました。

なお、審査の過程で、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施いたしました。

続きまして、2ページの第4、審査の結果及び意見でございますが、1、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算、証書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、適正に表示しているものと認めました。また、予算の執行は、一部において立て替え払いや科目誤り等の不適切な事務処理が見受けられましたが、おおむね適正に執行されているものと認めました。

基金の運用状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認めました。また、基金の運用はおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、事務審査の過程において、一部の書類に不備なものがございましたので、早急な改善を別途指示いたしました。

続きまして、2として、決算審査の概要及び意見でございますが、(1)で決算の総括、①の決算の規模でございますが、会計別決算額は表に記載してあるとおりでございます。

3ページにあります一般会計及び特別会計ですが、純計として歳入歳出差し引き6億1,980万4,600円の黒字でございます。

②決算収支の状況でございますが、繰り越すべき財源が9,221万6,000円あるので、5億2,758万8,600円の黒字となっております。

次に、4ページでございますが、一般会計の概況です。収支差し引きで1億8,052万1,413円となっております。実質収支は繰り越すべき財源9,214万9,000円がございますので、8,837万2,413円の黒字となっております。

次に、歳入でございますが、各款別の収入済額において歳入総額に占める構成比率の高い順に、地方交付税46.6%、町税19.8%、町債7%等となっております。

また、歳入決算額を財源別に見ると、次の表のとおりであり、自主財源比率が29.4%、依存財源比率が70.6%となっております、自主財源比率が前年度より5.1ポイント増加しています。

次に、5ページでございますが、歳出の状況でございますが、各款別の支出済額において、支出総額に占める構成比の高い順に、民生費22.6%、教育費16.5%、土木費15.5%等となっております。

次に、(3)の特別会計といたしまして、①の国民健康保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりでございます。

歳出総額の75.5%が保険給付費で占められ、被保険者1人当たりの医療費保険者負担額は前年度より7,312円増の47万3,907円となっております。運営については、現在保健指導や健康教室、ジェネリック薬品の推進を含む啓もう活動による医療費抑制への取り組みを行っておりますが、更に計画的な運営に努められたい。保険税の未収については、縮減が見られるが、税負担の公平性、国民健康保険会計の健全性の観点から、短期証の交付について明確な基準を設けて事務処理する等、一層の収納率向上と収入未済額の回収に努力していただきたい。

②国民健康保険診療所特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

地域医療の重要性を鑑み、保健福祉医療の包括的な施設として、町民に安心と信頼を享受できるよう一層の努力を期待しています。

次に、6ページの③後期高齢者医療特別会計ですが、決算については記載のとおりです。

国民健康保険特別会計同様に、医療費支出の抑制が最重要課題でございます。保険料の未収については、早期徴収、戸別訪問など、実効性のある方策により引き続き他会計とも連携を密にして、その解消に一層努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

④介護保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

介護予防などの取り組みにより保険給付費の増加抑制を行い、計画的な運営に努められたい。保険料の未収については、被保険者負担の公平性、介護保険会計の健全性の観点から、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして一層の収納率向上と収入未済額の解消に向け努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

⑤合併処理浄化槽設置整備事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

本年度の管理浄化槽は昨年と同様22基、うち1基は休止しております。

次に、7ページの⑥住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

平成30年度は、貸付金に対する収入がなく、返済計画の見直しを含めた回収業務を積極的に取り組んでいただきたい。

⑦農業集落排水事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

現在の管理は、昨年と同様の4処理区と4処理場でございます。

⑧駐車場事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

⑨公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

下水道事業全般に言えることですが、老朽化した排水管や施設の改良更新を計画的かつ着実に進めていただきたい。使用料についても、収入未済額の縮減が見受けられるが、使用者負担の公平性の確保、長期滞納にならないよう、引き続き他会計とも連携を密にしてその解消に一層努力していただきたい。

次に、8ページの⑩特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

公共下水道事業特別会計と同様に、今後の事業執行に努力していただきたい。

⑪和気鶴飼谷温泉事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

人件費の増加に伴い、会計全体の赤字の拡大が見込まれる。健全な事業運営のためにも、人員の配置を見直すなど固定費の減額に努力していただきたい。温泉全体の取り組みとして、地域密着型の施設であることから、経営の安定化に向けて更なる利用客の増加のために、地元企業の研修利用やイベントの活用促進などを積極的に行い、収益の増加を図っていただきたい。

⑫ごみ焼却施設解体事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

次に、9ページの⑬地域開発事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

(4)として公営企業会計でございますが、上水道事業会計、簡易水道事業会計ともに収入、支出については記載のとおりでございます。

事業運営については、企業誘致に伴い給水収益の増加が見受けられるが、人口の減少や少子・高齢化などの人口構成の変化、節水型社会及び節水機器の普及等により水需要の伸びが一般家庭において期待できないため、維持管理等が最重要です。支出においては、減価償却費や老朽化施設の更新など経費の増加が見込まれています。今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、より一層合理的、効率的な経営に努められ、安全・安心の水の供給を行い、健全なる経営努力をしていただきたい。

また、企業会計全般に言えることですが、預金額が増加しているもので、積極的な運用によりなお一層の収益の増加に努力をしていただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

簡易水道事業については、上水道事業同様に、施設、設備が老朽化しており、今後も維持管理費の増加が予想されるため、健全なる経営努力をしていただきたい。維持管理等鋭意努力はされているものの、給水原価が供給単価を大幅に上回っているため、今後の使用料金等を検討し、健全な経営努力をしていただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

(5)といたしまして、基金でございますが、①土地開発基金と、②奨学資金及び入学一時金貸付基金の運用状況については、10ページのとおりとなっております。

なお、奨学資金及び入学一時金貸付基金の滞納については、督促通知をしているものの、滞納額の減少が見られないため、滞納の経過年数に応じて保証人へ通知するなどの措置をとられるよう指摘いたしました。

次に、11ページの第5、監査委員の意見でございますが、まず収入未済額について、一般会計・特別会計及び公営企業会計並びに基金を合わせた収入未済額は、前年度末と比較すると2.1%、額にして651万5,449円増加し3億2,370万6,077円となっております。不納欠損処分については233万5,520円となっております。使用料、負担金等の収入未済額については、様々な対策が講じられ徴収体制を強化されているところではありますが、今後更なる未収額の増加が予想されます。今後とも、自主財源を確保し、町民負担の公平性を維持するため、収入未済額の縮減に努められるとともに、徴収困難案件については執行停止処分を行い、適正な不納欠損処理を行っていただくよう望みます。

未済額一覧表につきましては記載のとおりでございます。

2として、公共施設及び公有財産についてですが、不使用財産の利用活用についても、公共施設等総合管理計画にのっとり適正な施設管理を行うよう努力をしていただきたい。

最後に、12ページの第6で、まとめといたしまして、平成30年度は和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な施策の展開を図り、着実に事業の成果が上がっていると感じます。このような中で、一般会計と特別会計を合わせた30年度の決算額は、歳入では11.3%、歳出でも11.5%の減少となりました。収支状況については、実質収支は黒字となりましたが、単年度収支では赤字となっております。

一般会計においては、実質公債費比率は0.1%改善したものの、普通交付税の減額により、経常収支比率は95.5%となり、昨年より1.3%悪化しており、財政の硬直化が進み、厳しい財政運営が続いていることがうかがえます。このため、財政運営に当たっては、財政指標の推移には十分留意していただきたい。

歳入では、自主財源の根幹をなす町税は減少する中、収入未済額は増加しています。これまでも町税等の収入率の向上には取り組まれているところではありますが、町税や使用料、手数料などの負担は公平性が原則であり、課税年度中または受益期間中において積極的な収納を推し進め、収入未済額の累積防止に努めていただきたい。

歳出では、今後も扶助費や医療、介護事業への負担、公債費などの義務的経費の増加が見込まれます。今後の

町民ニーズに応えるためにも、社会情勢の変化に応じ、事業の見直しなど、柔軟な対応を図っていただきたい。

特別会計においては、平成30年度の一般会計から特別会計への繰出金が総額13億8,700万円余りあります。下水道事業への繰り出しといった特殊事情もありますが、特別会計は特定の収入を持って特定の支出に充てるのが原則であるため、自立性、独立性を高め、引き続き収入率の向上を図った上で、サービスの向上と効率的な事業運営に努めていただきたい。

事務処理については、法令、条例、規則等を遵守した執行はもとより、若い職員が多くなっていることを踏まえ、決裁過程等における組織的なチェックや指導の充実などを図り、適正かつ効率的な行政運営がなされるよう努力していただきたい。

次に、別冊の東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算意見書をごらんください。

監査委員の意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年7月26日に和気町から提出された東備農業共済事務組合平成30年度決算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書について、宇高進監査委員、当瀬万享監査委員の2名で各事業の調査をした結果、正確に、適正に処理されていることを認めました。

概要。

農業者の高齢化や後継者不足、また大規模農家、営農組合への農地の集約化により、農家数の減少が続いている。

水稻は、7月上旬の豪雨による風水害、9月の天候不順による病害、中山間地域を中心としたイノシシ、鹿による被害が発生した。

麦は、収穫期の定期的な降雨により、刈りおくれのほ場では品質低下、茎数もやや少なかったことから、収穫量も減収した。

畑作物共済は、栽培期間中である8月の高温、少雨による干害、9月の多雨、日照不足による生育不良により、着莢量は少なく、粒は充実不良となり、大きな被害となった。

園芸施設共済は、7月豪雨による土砂崩れ、8月の台風、3月の春の突風による風害により、プラスチックハウス3棟で被害が発生したが、大きな台風の襲来もなく、被害の少ない年となった。

事業勘定について。

(1) 農作物共済勘定。水稻の引き受けについては、一筆方式で2,706戸、面積は20万1,943アール、品質方式では17戸、面積は1,484.3アールであった。大型農家、営農組合へ農地の集約化が進んでおり、戸数は前年と比べ188戸、面積は973.1アール減少した。被害状況について、7月上旬の豪雨による流出、土砂流入、冠水、浸水等により、移植間のないほ場で被害が発生した。また、9月の天候不順、台風の襲来による不稔もみの発生が多く、登熟が悪くなった。成熟期は降雨等の影響により登熟が進まなかったことから、収穫もおくれた。病害は、早生、中生品種を中心に、紋枯病や穂いもちが発生し、中山間地域を中心にイノシシ、鹿による獣害も発生した。支払戸数は168戸で、前年と比べ93戸の減少、支払共済金は1,648万6,825円で、前年と比べ174万7,608円の減少となった。

麦の引き受けについては、災害収入共済方式で6戸、面積は4,609.4アール、一筆方式で4戸、面積は1,285.6アールであった。主に大規模農家、営農組合を中心に引き受けを行っているが、収入保険への移行、廃業等により、前年に比べ戸数は4戸、面積は1,116.3アール減少した。被害状況については、収穫期の定期的な降雨により、刈りおくれのほ場では品質低下、茎数がやや少なかったことから、収穫量も減収した。支払戸数は7戸で、前年と比べ1戸減少、支払共済金は199万331円で、前年と比べ108万6,848円増加した。

当年度の剰余金は発生しないため積み立てをしないが、積立金の累計は法定積立金が1,232万3,511

円、特別積立金が611万140円となり、総額は1,843万3,651円となっている。

(2) 家畜共済勘定。

引き受けについては、乳用牛等飼育農家が2戸、肉用牛等飼育農家が5戸、また一般馬飼育農家が1戸で、肉用牛等肥育農家の廃業により、前年に対し戸数は2戸減少した。死亡、廃用事故は、消化器病、運動器病が主な原因で、支払頭数は9頭、支払共済金は73万3,456円で、前年と比べ支払頭数は1頭、支払共済金は69万406円減少した。傷病事故は、生殖器病、消化器病、呼吸器病が主な診療内容で、診療件数は211件、支払共済金は250万7,940円で、前年と比べ診療件数は23件、支払共済金は18万3,210円増加した。

当年度は、剰余金8万464円で、法定積立金へ4万232円、特別積立金へ4万232円積み立てることとなった。

(3) 果樹共済勘定。

引き受けについては、ぶどう農家7戸、面積133.4アールで、前年と比べ2戸、面積は25.6アール減少した。ももは12戸、面積は286.6アールで、前年と比べ2戸、面積は27.3アール減少した。いずれも、収入保険への移行、廃業が原因であった。被害については、ぶどうの被害申告はなかったが、ももは春先の高温により、せん孔細菌病のスプリングキャンカーや発病葉の病害が発生し、支払戸数は1戸で、前年と比べ1戸減少、支払共済金は16万2,810円で、前年と比べ11万6,910円増加した。

当年度は、剰余金2万1,832円で、法定積立金へ1万917円、特別積立金へ1万915円積み立てることとなった。

(4) 畑作物共済勘定。

引き受けについては、一筆方式で83戸、面積は3,376.6アールで、前年と比べ12戸、面積は333.1アール増加した。被害については、栽培期間中である8月の高温、少雨により管内全域で干害が発生し、9月は多雨、日照不足による生育不良により着莢量は少なく、粒は充実不良となり、大きな被害となった。支払戸数は42戸で、前年と比べ25戸増加、支払共済金は489万6,980円で、前年と比べ399万4,470円増加した。

当年度の剰余金は発生しない。また、積立金の累計額は、法定積立金、特別積立金ともに0円となっております。

(5) 園芸施設共済勘定。

引き受けについては94戸、引き受け棟数は207棟で、前年と比べ4戸増加、1棟減少となった。被害については、7月豪雨による土砂崩れ、8月の台風、3月の春の突風による風害により、プラスチックハウスの3棟で被害が発生した。支払戸数は3戸で、前年と比べ2戸減少、支払共済金は10万9,343円で、前年と比べ32万8,306円減少した。

当年度は、剰余金17万3,193円で、法定積立金へ8万6,597円、特別積立金へ8万6,596円積み立てることとなった。

業務勘定について。

業務勘定については、イノシシや鹿による被害防止を支援するため、獣害防止施設設置助成事業、有害鳥獣駆除班活動奨励助成金事業や畜産農家を支援するための特定損害防止事業を実施している。

なお、業務勘定収支の不足金127万3,130円を業務引当金へ戻入し、収支を同額としているため、収益、費用とも予算額7,270万5,000円に対し、決算額6,099万1,707円で、予算に対する執行率は83.9%となっております。

財政状況について。

財政状況については、平成31年3月31日現在の資産、負債、資本は、次のとおりとなっております。

(1) 資産総額は1億7,621万964円であり、うち流動資産1億7,389万7,614円の内訳は、預金1億7,367万8,225円、有価証券0円、未収金21万9,389円、その他流動資産0円であり、固定資産231万3,350円は、有形固定資産525万8,540円。なお、減価償却累計額が525万8,536円となっております。無形固定資産31万5,750円及び抛出品199万7,596円であります。

次に、(2) 負債総額は1億4,924万9,401円であり、うち流動負債307万7,395円の内訳は、責任準備金80万1,611円、その他流動負債0円、未払金227万5,784円であり、責任準備金は畑作物共済勘定以外の勘定において、共済責任期間が翌会計年度にわたるものである。固定負債1億4,617万2,006円の内訳は、業務引当金1億4,417万4,410円と農家抛出品199万7,596円であります。

(3) 資本総額は2,696万1,563円であり、うち積立金が2,668万6,074円、当年度未処分剰余金は27万5,489円である。財政健全を維持するためにも、引き続き適正な引き受けと損害評価に努め、今後の災害に備えていただきたい。

運営状況について。

農業共済事務組合の運営については、各市町からの負担金が大部分を占めていましたが、平成31年4月1日より、農業共済組合等は県内1組合化となりました。今後も、更なる農家サービスの充実とともに、各共済事業の賦課金収入についても重要な収入であることから、NOSA I制度の機能を十分発揮できるよう、普及拡大に一層の努力をお願いいたします。

また、水稻共済の未収掛金については0円となっております。

以上、監査意見を述べさせていただきました。

○議長（安東哲矢君） これから監査委員の決算審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 監査委員におかれましては、長期間にわたり監査をしていただき、ありがとうございます。また、貴重なご意見を賜り、町執行部も真摯に受け止めて今後対処をしてくださるといふふうに思っているところです。

その上で、1点だけ、審査意見書の内容についてお尋ねをしたいと思います。

報告書の2ページ、この第4の審査の結果についてということです。その文章中に、予算の執行は一部において立て替え払いや科目誤り等の不適正な事務処理が見受けられたが、おおむね適正に執行されているものと認められたといふふうにあります。この一つは、不適切な事務処理とは一体どのようなものだったのかという点と、それがどのように処理をされたのかということがわかれば、教えていただきたいといふふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 代表監査委員 宇高君。

○代表監査委員（宇高 進君） それでは、先ほどの件につきましてお答えさせていただきます。

前回において、伝票処理についての指摘をさせていただきました。本来であれば、完全に決済ができて、事務処理がきちりできているのが本来でございます。ただ、人間のやることですから、時々誤りが出てまいります。例えばこういうことがありました。係長事務取扱者の印鑑が抜けておるとか、それから完了届、検収調書などの添付漏れが見受けられると。それから、例えば手土産を持っていっておるんですが、消耗品費で払っているとかというふうな科目誤り、本来交際費という形で処理すべきであると思っております。

それから、立て替え払い。特に一番よく問題が起きるのはこういった立て替え払いでありまして、自治法上は立て替え払いは認められておりません。したがって、資金前渡の後精算事務を行うことということで、報償

金とかは結構立て替え払いが見受けられましたので、これはぜひ是正をするようにということで指摘させていただきました。そのために、おおむね適正にという言葉を使わせていただきました。

(2番 太田啓補君「わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) よろしいですか。

(2番 太田啓補君「はい」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

宇高代表監査委員、ご苦労さまでした。退席いただいて結構です。ありがとうございました。

〔代表監査委員 宇高 進君 退場〕

○議長(安東哲矢君) 次に、平成30年度決算に係る財政状況について説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長(永宗宣之君) 財政状況説明した。

○議長(安東哲矢君) ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(日程第6)

○議長(安東哲矢君) 日程第6、次に議案第62号平成30年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第62号説明した。

○議長(安東哲矢君) ここで場内の時計が、11時45分まで暫時休憩といたします。

午前11時32分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第62号説明した。

○議長(安東哲矢君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしく願いいたします。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後0時10分 散会

令和元年第6回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 令和元年9月6日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年9月6日 午前9時00分開議 午後2時36分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
欠席 11番 当瀬 万享
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一 危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之 税務課長 西本 幸司
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 桑野 昌紀
産業建設部長 今田 好泰 都市建設課長 久永 敏博
上下水道課長 山崎 信行 総務事業部長 野山 晶義
教育次長 万代 明 学校教育課長 藤森 卓麻
社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 3 号 平成 3 0 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 平成 3 0 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 平成 3 0 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 6 号 平成 3 0 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 7 号 平成 3 0 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 8 号 平成 3 0 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 9 号 平成 3 0 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 0 号 平成 3 0 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 1 号 平成 3 0 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 2 号 平成 3 0 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 3 号 平成 3 0 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 4 号 平成 3 0 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 5 号 平成 3 0 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 6 号 平成 3 0 年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第 7 7 号 平成 3 0 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	議案第 7 8 号 平成 3 0 年度東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算認定について	説明
日程第 2	議案第 7 9 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 3	議案第 8 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	説明
	議案第 8 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	説明
日程第 4	議案第 8 2 号 和気町印鑑条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第 8 3 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第 8 4 号 和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	説明
	議案第 8 5 号 和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第 8 6 号 和気町立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例について	説明
	議案第 8 7 号 和気町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	日程第 5	議案第 8 8 号 令和元年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 8 9 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について		説明
議案第 9 0 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について		説明
議案第 9 1 号 令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について		説明
議案第 9 2 号 令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について		説明
議案第 9 3 号 令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について		説明
議案第 9 4 号 令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について		説明
議案第 9 5 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について		説明
議案第 9 6 号 令和元年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について		説明
議案第 9 7 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について		説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第98号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） について	説明
	議案第99号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）につい て	説明
	議案第100号 令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）につ いて	説明
	議案第101号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第102号 令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第103号 令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。欠席1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

ここで、9月5日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

9月5日、きのうでございますが、午後1時15分から議会運営委員会を行いました。出席議員は、当瀬委員を除く委員全員、そして執行部の方から町長、副町長、総務部長出席のもと行いました。

13日目一般質問でございますが、最初の1番目の議員から6番目までの議員とさせていただきます。

それから、第14日、9月18日、これが残りの4人ということで決定いたしました。

なお、きのう報告いたしました議会運営委員会での報告に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。まず、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書というのは、賛成多数で回覧ということになりました。次の米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は、これも賛成多数で回覧ということになりました。次に、会計年度任用職員制度施行に伴う公共サービスの拡充と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める陳情書、これも賛成多数で回覧ということになりました。それから、和気町地域防災計画の早期実現を求める陳情書については、全会一致で回覧ということ。大規模災害時における災害廃棄物の仮置き場の整備を求める陳情書についても全会一致で回覧ということになっておりますので、訂正しておわび申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) きのうの段階で、陳情書5件についての内容について教えてくれと私が質問したときに、言えないということで回答がありまして、けさ私は見ました。きのうの中でそういう内容があったことすらわからないところで質疑というもおかしな話だなあと。議員がそれを、中を知らずに質問もできないのを、質問の内容についても聞けなかったというような、こういうシステムでいいのかどうかはまた議論として残したいし、それは会議規則でそうなるとるんだということであれば、それを変えるような方向にしないと、内容もわからないのに質疑というのも変な話だなと。ほんなら、形式的な日にちだとか日数だけのお話しかということにもなるので、非常にそこには問題提起をしたいと思いますが。

きょうは、今お聞きしたら辺野古だとか他府県、他市町のことと町内のことが全く同レベルで議論された、もつとえば、内容的に今聞いたら賛成とか反対の話を聞けば逆転になってると。他市町のことが賛成が多数だとかで、町内のことが全会一致で回覧と、非常になんか寂しい感じがしますが、そのあたり、質問なのであれですけど、私は一議員として議会運営委員会に出れてないので、そういった経緯がちょっとわからなかったもので、そこら辺が何かわかる話があればと思うんですけど。町内のことと他市町のことが同レベルなんかで議会運営委員会なのかと非常に疑問を私は感じました。だから、それについて答えてくれということも、もう結果は出ている話なので、委員長の方として言える範囲で言っていたいただきたいという質問です。

(9番 山本泰正君「議長、動議」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 9番 山本君。

○9番(山本泰正君) このことについては、全員協議会等で議論すべきであって、議会運営委員会の委員長に説明を求める話ではないと思いますので、どうでしょうか。

(10番 西中純一君「動議をとってください。動議賛成がある」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 動議が出されましたが、賛成の方はいらっしゃいますか、賛同者。

動議を認めます。

暫時休憩いたします。

午前9時07分 休憩

午前9時09分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど山本議員の方から、このことについては全員協議会で取り扱うべきというような動議がございましたので、これについて賛成の方の起立を求めます。この動議について賛成の方。

[賛成者起立]

○議長(安東哲矢君) 賛成多数です。

したがって、全員協議会でこれを再度検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第63号から議案第78号までの16件について順次細部説明を求めます。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第63号・議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号説明した。

○議長(安東哲矢君) ここで稲山副町長が公務のため退席をされます。よろしく願いいたします。

あわせまして場内の時計が、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開し、細部説明を求めます。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号説明した。

○議長(安東哲矢君) 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長(山崎信行君) 議案第76号・議案第77号説明した。

○議長(安東哲矢君) ここで場内の時計が、11時30分まで暫時休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開し、細部説明を求めます。

産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 議案第78号説明した。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議案第79号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、本日提案をいたしております議案第79号について提案理由の説明をさせていただきます。

議案第79号の和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてでございますが、和気町立学校・園統廃合整備基本計画の一部を変更することについて、和気町議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

和気小学校整備事業については、低水圧改善工事及び駐車場工事の額が確定したことにより変更するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第79号の細部説明を求めます。

教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 議案第79号説明した。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議案第80号及び議案第81号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 続きまして、議案第80号と議案第81号について提案理由を説明をいたします。

まず、議案第80号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、毎年行われる辺地状況調査において、辺地と指定された集落内で道路等の施設整備を行う際に、財源として辺地対策事業債を活用する場合の必要条件とされる総合整備計画の議決をいただくものであります。

総合整備計画は、辺地ごとに随時策定することとなっております。今回は対象事業のある田原下辺地に係る計画を上程をいたしております。

次に、議案第81号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。本地区住民の利便性の向上、地域活性化を図るため、本辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第80号及び議案第81号の2件について順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第80号・議案第81号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、議案第82号から議案第87号までの6件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、続きまして議案第82号から議案第87号までの6議案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第82号の和気町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございますが、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とする住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第83号の和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項についての委員会を置くよう努めるものとするといった内容が追加された災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、令和元年8月1日から施行されたことに伴い、支給審査委員会の設置に伴いまして委員報酬額を定めるものであります。

次に、議案第84号の和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員に関する条例を整備する必要があるため制定するものであります。

次に、議案第85号の和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、若者の定住化を促すための条例で、現行は平成27年1月2日から平成32年1月1日までの5年間に新築、または購入された住宅で、一定の条件を満たすものに対して固定資産税を課税免除としていますが、この対象となる期間を更に5年間延長するため改正を行うものであります。

次に、議案第86号の和気町立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例についてでございますが、令和元年5月17日に公布された、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に伴い、令和元年10月1日から幼児教育、保育の無償化が施行されることにより、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第87号の和気町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和元年8月1日から施行されることに伴い関係条例を整備するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(安東哲矢君) 次に、議案第82号から議案第87号までの6件について順次細部説明を求めます。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長(岡本芳克君) 議案第82号説明した。

○議長(安東哲矢君) 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長(松田明久君) 議案第83号説明した。

○議長(安東哲矢君) 総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) 議案第84号説明した。

○議長(安東哲矢君) 税務課長 西本君。

○税務課長(西本幸司君) 議案第85号説明した。

○議長(安東哲矢君) 教育次長 万代君。

○教育次長(万代 明君) 議案第86号説明した。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 議案第87号説明した。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議案第88号から議案第103号までの16件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、続きまして議案第88号から議案第103号までの16議案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第88号の令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ5億3,949万5,000円を追加し、予算の総額を83億5,793万8,000円とするものでございます。主な内容は、歳入において普通交付税の増額、各種事業に係る国庫補助金、地方債等の財源補正、歳出においては防災都市公園関連事業費、消防ポンプ自動車整備事業等に係る経費の追加を行うものであります。

次に、議案第89号の令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ763万8,000円を追加し、予算の総額を19億4,963万8,000円とするもので、内容としては、歳入では前年度繰越金の確定による追加、歳出では総務費の追加で、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第90号の令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は、日笠診療所勘定で、既定の予算に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、予算の総額を2,441万3,000円とするもので、内容としては、歳入では前年度繰越金の確定による追加、歳出では総務費の追加で、予備費で調整するものでございます。

塩田診療所勘定では、既定の予算から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、予算の総額を207万5,000円とするもので、内容といたしましては、歳入では前年度繰越金の確定による減額、歳出では総務費の減額で、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第91号の令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ94万6,000円を追加し、予算の総額を2億5,394万6,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第92号の令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は保険事業勘定で、既定の予算に3,913万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ18億5,330万5,000円とするものであります。内容は、歳入では支払基金交付金及び前年度繰越金の追加、歳出では国・県への精算償還金及び一般会計繰出金を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第93号の令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ45万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ481万4,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正でありまして、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第94号の令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、予算の総額を198万9,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第95号の令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます

が、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ279万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7,867万2,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第96号の令和元年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,659万円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第97号の令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ827万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億1,753万4,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第98号の令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ280万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,681万円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第99号の令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ585万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,132万8,000円とするもので、内容は、歳入では前年度繰越金の確定による追加、歳出では事業費の追加で、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第100号の令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,460万円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第101号の令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ6万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ999万9,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第102号の令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は収益的支出において営業費用を150万円追加し、予算総額を8,496万4,000円とするものであり、内容は尺所地内の配水管修繕工事に要する経費でございます。

次に、議案第103号の令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は収益的支出に170万円を追加し、予算総額を1億7,405万円とし、資本的収入に524万6,000円を追加し、予算総額を8,867万2,000円とし、資本的支出に300万円を追加し、予算総額を1億994万5,000円とするものでございます。内容は配水管修繕料、稲坪地内の岡山県施工の災害復旧工事に伴う支障移転負担金及び設計委託料、工事請負費でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当部・課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第88号から議案第103号までの16件について順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第88号説明した。

- 議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。
- 民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第89号・議案第90号・議案第91号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。
- 介護保険課長（桑野昌紀君） 議案第92号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。
- 上下水道課長（山崎信行君） 議案第93号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。
- 総務部長（立石浩一君） 議案第94号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。
- 上下水道課長（山崎信行君） 議案第95号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。
- 都市建設課長（久永敏博君） 議案第96号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。
- 上下水道課長（山崎信行君） 議案第97号・議案第98号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。
- 産業建設部長（今田好泰君） 議案第99号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 生活環境課長 岡本君。
- 生活環境課長（岡本康彦君） 議案第100号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。
- 総務事業部長（野山晶義君） 議案第101号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。
- 上下水道課長（山崎信行君） 議案第102号・議案第103号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

9月9日午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願いをいたします。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時36分 散会

令和元年第6回和気町議会会議録（第5日目）

1. 招集日時 令和元年9月9日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年9月9日 午前9時00分開議 午後4時07分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
早退 4番 若旅 啓太
早退 11番 当瀬 万享
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一 危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之 税務課長 西本 幸司
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 桑野 昌紀
産業建設部長 今田 好泰 都市建設課長 久永 敏博
上下水道課長 山崎 信行 総務事業部長 野山 晶義
教育次長 万代 明 学校教育課長 藤森 卓麻
社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 2 号 平成 3 0 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 3 号 平成 3 0 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 4 号 平成 3 0 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 5 号 平成 3 0 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 6 号 平成 3 0 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 7 号 平成 3 0 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 8 号 平成 3 0 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 9 号 平成 3 0 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 0 号 平成 3 0 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 1 号 平成 3 0 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 2 号 平成 3 0 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 3 号 平成 3 0 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 4 号 平成 3 0 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 5 号 平成 3 0 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 6 号 平成 3 0 年度和気町上水道事業会計決算認定について	委員会付託
	議案第 7 7 号 平成 3 0 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	委員会付託
議案第 7 8 号 平成 3 0 年度東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算認定について	委員会付託	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 2	議案第 79 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について	委員会付託
日程第 3	議案第 80 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第 81 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
日程第 4	議案第 82 号 和気町印鑑条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 83 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 84 号 和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	委員会付託
	議案第 85 号 和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 86 号 和気町立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 87 号 和気町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	日程第 5	議案第 88 号 令和元年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 89 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について		委員会付託
議案第 90 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について		委員会付託
議案第 91 号 令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について		委員会付託
議案第 92 号 令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について		委員会付託
議案第 93 号 令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について		委員会付託
議案第 94 号 令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について		委員会付託
議案第 95 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について		委員会付託
議案第 96 号 令和元年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について		委員会付託
議案第 97 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第98号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） について	委員会付託
	議案第99号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）につい て	委員会付託
	議案第100号 令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）につ いて	委員会付託
	議案第101号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第102号 令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第103号 令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、これから議案第62号から議案第78号までの17件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑を願います。

また、執行部の方は、質問の趣旨を十分に把握され、的確かつ明快な答弁をお願いいたします。

まず、議案第62号平成30年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) 済いません。それでは、少し教えてください。

まず、33ページです。

33ページの22番のところの補償補填及び賠償金というところなんですけど、行政訴訟費5,000円ということになってます。行政不服訴訟だったというふうに多分ご説明があったんだと思います。通常訴訟費が5,000円というのは考えにくいんですけども、具体的にどのような事件だったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

続けて、それじゃあ済いません。

商工費の関係で64ページです。

64ページの吉井川DMOの運営活動費の負担金なんですけれども、230万円を支出をされているということで、せっかく地域活性化に向けての観光開発などの団体として立ち上げたのですから、和気町も力を入れる必要があるというふうに思います。この吉井川のDMOは昨年度どのような活動をされたのかということをお聞きをしたい。そして、和気町としてこの間どのようにかかわってきたのかということをお聞きしたいと思っています。

実は、私も全然どういうものか知らなくて、8月19日に岡山の方で講演会があったということで参加をさせていただきました。非常にいい活動をされてるんだなというふうに思ったわけですけど、和気町としてどのようにされているのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

以上2点、よろしくをお願いします。

○議長(安東哲矢君) 総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) それでは、太田議員の33ページの訴訟費にかかわります経費の内訳についてお答えいたします。

このことにつきましては、平成28年4月に行政書士の方から不在住、不在籍の証明の請求がございました。このことの不受理をいたしまして、そのことに対しまして行政処分の不服申し立てがございました。それに係る訴訟費用の経費負担となっております。最終的に1万3,000円の訴訟経費が要っておりますが、和解で5,000円で和気町がその経費を持ったということで、5,000円の支出をしておるところでございます。

○議長(安東哲矢君) 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長(今田好泰君) 64ページの負担金補助及び交付金の吉井川DMO運営活動負担金でございます。

すけども、230万円。平成28年度に準備期間を設けまして、令和2年度まで5カ年のDMOの連携、推進を行っております。

平成30年度の活動内容といたしましては、ホームページのメンテ、それからネット関係の負担金、それから専門人材への報酬費、それから観光ツアー等のイベントの企画等を行っております。赤磐市、瀬戸内市、和気町、2市1町で連携をとりながら観光推進を行っているものでございます。

この20日にもDMOの推進協議会を開催しまして、その後専門有識者会議を開きまして、令和元年度の計画について練っていくというような計画であります。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） DMOの関係については、立ち上げをして、いろいろパソコンだとかそういったことや専門職の人に賃金というような形なんだろうというふうに今お聞きをしましたけども、具体的に和気町として観光推進をどのように進めているかということをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 和気町としましては、各町内の観光地と今の赤磐、瀬戸内との2市1町で、観光ではどういったルートが宣伝できるかといった内容について検討いたしております。当然和気鶴飼谷温泉の宿泊を考えていただいて、藤公園、和気神社、自然保護センター、りんご園等々の観光地をどういったルートで行くのが一番いいか、町内への流入をどのようにすればいいか、2市1町で検討いたしております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 鶴飼谷温泉への宿泊だとか藤公園だとかというようなことを今ご説明いただきました。8月19日の講演会の後のパネルディスカッションでは、赤磐市の友實市長がパネラーとして出られとったんですけども、非常にあそこはいろいろ、今回で言えば外国人のホッケーの選手が来られて、赤磐市には宿泊施設がないと。で、岡山の方に泊まると。こう連携してやってるんなら、鶴飼谷の方にもそういう人に来ていただく。あるいは、シーガルズの関係でバレーボールの合宿なんか盛んにされているんですけども、そういう人たちもほとんどが岡山市に宿泊をするということで、そこらも連携をとって和気町の方に来ていただくようなことを、せっかく瀬戸内とそれから赤磐と和気でやってるんですから、町として連携をとっていただいて、そういうことにもつなげていくというようなことを今後お願いをして、質疑とします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 私も、今回初めてパネルディスカッションの方に参加をさせていただいたんですが、太田議員おっしゃるように、赤磐市には宿泊施設がないということで、ぜひ令和元年度からそういったシーガルズなり、ほかの2市のイベントの方々を鶴飼谷温泉の方に何とか引き込んで宿泊をするよう話し合いをしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） DMOでございますが、さっきお話し申し上げましたように、平成28年から5カ年で地方創生事業の中で始めたものでございまして、今年、山陽新聞社で私と友實市長と武久市長と3人で対談をさせていただいて、そのときにもいろんな打ち合わせをさせていただいて、その中では観光開発事業で吉井川を中心にした瀬戸内での事業、それから赤磐市、和気町、それぞれ特色があるわけございまして、和気町の場合はひとつぜひ藤公園を中心に清麻呂公の銅像、それから鶴飼谷温泉周辺、それにもう一つ、そのときのお話し合いでもあったんですが、備前市に加わってほしいという協議がなされたんです。備前市は坂根がございましてから吉井川へ沿っておるわけございまして、ぜひ参加をしてほしいというお話を備前市の方へ市長もしたんですが、備前市は今のところ参加をする意思がないという返事をいただいたわけございまして、それでその中で、和気の場合は宿泊施設等の活用もぜひお願いをしたいという協議ができましたが、ただ悲しいことに宿泊施設の

形態が今変わってきておりますので、洋室が実はないんです、和室での雑魚寝っていうのが最近はなかなか受け入れられないという問題もその場に出てまいりまして、ただそれはそうは言いながらも日本の昔からの風習もありますので、ひとつぜひ鶴飼谷温泉のご活用もお願いをしたいということで、事業の中には入れていただいとんですが、なかなか実態に結びついてこない。ただ、そうは言いながらも、2市1町をまたいだ観光バスツアー、これはもう積極的にやっけていただいておりますし、それから特に赤磐はももとか果物の産地でもあります。この関係を生かして、赤磐から和気へ入ってきていただいて、和気から今度は瀬戸内へ入っていただいて、魚のおいしいものをいただいて帰っていただく。そういう観光開発事業を特に中心的に進めていこうじゃないかと。こんな話し合いを今やっておるところでございますが、何にいたしましても5カ年でございまして、今もう28、29、30、4年目に入っておりますから、頑張っけて事業を具体的に進めていかん時期になっておるところでございます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 何点か聞きますけど、3回ぐらいに分けて聞かせてもらいます。

35ページですけど、一番下の9の自治振興費のところ、8番の報償費、支出済額351万円余り、自治連絡費とあります。それから、次の36ページ、19の負担金補助及び交付金のうち、備考欄下から2つ目、自治振興地域活性化交付金1,520万5,000円余りあります。この2つは各区に支払われたものでありますけど、両方とも明細、内訳の資料を議会に提出してください。

それから、今2つ言いましたけど、その費用区分が報償費と交付金に変わったということですけど、これは何年度から変わったのかということ、それから変わったそのいきさつはどういうものであったかということと、変わるまでは費用区分はどういう名称だったのかということをお答えください。

それから、36ページの12番の地方創生推進費のうちの9番の旅費ですけど、備考欄に職員普通旅費74万円、これの内訳についてペーパーで提出してください。まず、そこまでお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

万代議員のご質問の決算書35ページの8番報償費、自治連絡費ということと、それから36ページの19の負担金補助及び交付金の中の自治振興地域活性化交付金、これはそれぞれ資料をまたご提出したいと思いますが、内訳は、報償費の方はこれは広報の配布を毎月していただいております、それに対する謝礼金でございます。これも組数割でありますとか世帯数割でそれぞれ各区の方にお支払いをしております。

それから、自治振興費の活性化交付金というのは、これも52区の方に支出をしております、均等割、それから世帯数割ということで交付をしております。これは後ほど資料の方を提出したいと思っております。

いきさつについては、ちょっと今資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。失礼します。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 後でまたお願いいたします。

それから、もう一つお願いなんですけど、77ページの一番下のところですけど、社会教育費の報酬があります。これは78ページの方へ続いておまして、78ページの一番上に和気清麻呂公の顕彰事業、審査委員報酬3万6,000円というのがあります。このときの審査委員のメンバーとそれから委員会の審査の内容を、これもペーパーで示してください。

それから、和気町には和気清麻呂公の顕彰基金運営規則というのがあります。その中に審査委員会の条文もございまして。平成30年度のこの委員会の件は、今資料提出をお願いしたところでもありますけども、それより過去の委員会開催について、閲覧でも結構でございますので、委員会の審査内容とメンバーがわかるものをご提示し

ていただきたいと思ひます。

次に68ページの6番の防災都市公園費ですけど、11番需用費、消耗品費として1万6,400円の支出、12番役務費、登記事務手数料12万8,000円余りの支出、この内容をもう一回説明してください。そこまでお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、万代議員の地方創生の旅費に関する質問でございます。

こちらにつきまして、職員の普通旅費74万円ということでございますが、こちらは職員の国へのヒアリング等の経費といたしまして21万1,200円、それと移住・定住関係で東京、大阪、そういった相談会への出張旅費といたしまして52万8,800円となっております。内訳につきましては、資料の提出をさせていただきたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、防災都市公園の需用費及び役務費について説明いたします。

需用費でございますが、補助事業の必携、都市公園法の解説の本を買わせていただいております。

役務費ですが、あそこに相続関係人等がありますので、その相続資料をつくるのを司法書士8名の方がおられますので、それを頼んだ役務費となっております。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 清麻呂公の顕彰審査会につきましては、本年清麻呂、広虫姫の没後1,220年に向けました事業を30年度につきまして審査会等で審議しておりますので、メンバーあるいはその会議内容につきましては後ほど資料で提出させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） それでは、もう一つお願いいたします。

50ページですけど、50ページの8番の乳幼児医療費で、20番の扶助費、医療扶助が5,571万円余りあります。これについてお尋ねいたします。別冊の決算認定資料の方を見ていただきたいと思ひます。

これの20ページです。

まず、1つお聞きしたいのが、20ページの今申しました医療扶助の5,571万円余りのものが表になっております。その表のちょうど真ん中あたりに、乳幼児・児童・生徒等医療ということで、財源内訳を見ますと県と町で支払っておるわけですけど、そのうち和気町の方は、小計のところですけど5,138万円余りあります。ほんで、出生から就学前までと、就学後から18歳到達後、最初の3月末までというふうにあります。まず1つお聞きしたいのは、就学前までは562人の方が対象になっておりまして、その後18歳までは1,322人の方が対象になっておりますけど、これは何人町全体の人口がいて、そのうちの562人なんか、1,322人なんかということをお教えしてもらいたいなど、こう思ひます。

それから、もう一つ質問したいのが、これを見ておまして、18ページ、19ページ、20ページのあたりを見ました。18ページには、民生費の中で高齢者の福祉費のことが載っております。ほんで、私が本当にぶっきらぼうな思ひで思ったのは、18ページはそういう高齢者の方の民生費が載っております。それから、今申し上げた20ページは、高齢者でない、どっちかという子供から若者というか、高齢者以外の方が載っている。19ページですけど、19ページも児童とか臨時福祉の給付金とか、児童福祉関係のものが載っております。18ページの一番下にありますこの高齢者福祉費ですけど、これは簡単に私が思ったのは、一般財源、町の支出が3億8,926万円余りあります。それから、19ページの高齢者以外の民生福祉費が3,529万円余りあります。それから、先ほど申しました20ページのこういった医療費の扶助といたしまして、町の補助をざっと計

算しますと7, 818万円余りあります。これを18ページと19ページと20ページと——19ページと20ページは合わせとんですよ——比較してみた場合に、大体高齢者の方が77%ぐらいになるんです。それ以外の方の民生福祉費が23%ぐらいになるんです。今、高齢化ですから、大体40%として4対6の割合になるとすれば、4に対して77%の民生福祉費を支出していることになる。ほんで、それ以外の方は23%ぐらいの民生福祉費の補助をしているということになるんですけど、私、今回の一般質問でも本当はしたかったんですけど、例えば今産後費用とかという言葉もありまして、産後のヘルパーの制度なんかというのも今本当に有効じゃないかなと思っております。ほんで、ちょっと調べてみた限りでは——もうちょっと詳しく調べようと思うんですけど——岡山市、倉敷市、備前市、美作市等々が、それぞれ形態は違いますけどやっています。今言った比率なんですけど、高齢者の比率を下げろとかなんとかということではなくて、もちろん財源の問題もありますけど、少し和気町として、乳幼児とかのサービスを上げるためには、産後のお母さんの手当てのサービスをするのが必要じゃないかなというふうに思っております。

お聞きしたいのは、そういった今の比率なんかのことで、多分こういうのをつくられたらそういうふうなことも考えるんじゃないかと思うんですけど、私はもう本当に単純に言いましたけど、そのあたりで率直に考えていることがあればお聞かせいただきたいという、そういう質問です。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） まず最初に、乳幼児医療の対象者の割合ということでしたんですが、そこに県制度で出生から就学前まで562人ということで、町全体の人口から見ますと4%、それから18歳までの乳幼児医療の全対象者で言いますと29.8%という形になっております。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

先ほどの万代議員のご質問の中で、1点ご説明をさせていただきます。

決算認定資料の18ページの中で、一般財源が3億8,900万円ということでご指摘がありました。この中で主なもの、一般財源を占めておりますのが後期高齢者医療広域連合事務費ということで2億5,400万円を占めております。これは、後期高齢者に加入をされている方の医療費が全額町の方で一般財源から充当ということで、こちらの方の影響が大きいのではないかとこのように考えておりますので、今後こういった医療費の削減に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

それから、産後ヘルパーなんですけども、こちらにつきましては、濟いません、ちょっと今私の方で内容について把握しておりませんので、今こちらでお答えはできません。また研究をしていきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） わかりました。今のをまた私も見てみますけど、最初の方は4%、29.8%言うんですが、これは町の人口全体の話ですか。僕が聞いたのは、その対象になる人が何人いて、そのうちの562人が何人かという、それでよろしいんですかね。後で、ほんなら。

この対象になる人が562人いて4%というたら、2,300人ぐらいいるんですか、就学前までの子供が。ちょっとそのあたりは、最後になるんでお答えください。

それと最後になりますけど、小さいことを言わせてもらいます。

決算説明資料の5ページなんです。

決算説明資料の5ページのA3の横長の紙ですけど、下の表ですけど、全会計合計の現在高というのがあります。30年度で、その一番上のところで、175億2,360万円というふうなことを書いております。ほんで、これ私、最初のときに諸般の報告でお聞きしたのが、175億1,801万円というふうなことを言われたんです。ざっと559万円ほど差があるんですけど、これは時期がちょっとずれているのかどうか分かりません

が、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

決算説明資料の5ページ、地方債現在高の30年度の全会計の数値でございますが、恐れ入ります、諸般の報告のときと数値に差異があるというご指摘でございますが、今手元の方で内訳、明細が確認できませんので、確認をとりまして改めてご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 人数の件でございますけど、乳幼児医療等につきまして、生活保護世帯以外は全て皆さん申請をされていますので、この数字がもうそのまま対象者ということでご理解をいただけたらと思っております。

先ほど説明いたしました4%につきましては、562人で、1万4,200人からだと4%に当たるということでございまして、それから……

（8番 万代哲央君「元になるのは何の数字なん」の声あり）

全人口です。それから……

（8番 万代哲央君「全人口ではなしに、だから」の声あり）

対象者につきましては、生活保護世帯を除く皆さんが申請されておりますので、この全562がそのまま対象者ということで、ざっとほぼ100%ということでお考えいただければと思います。

（8番 万代哲央君「就学前の子供が何人ぐらいおって、その中の何人ぐらい使っとんですかということが知りたいだけです」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 対象者はもう全部です。562人のうち562人です。ほぼ100%です。

（8番 万代哲央君「対象者は562人です。だけど、出生から就学前までのお子さんは何人いるんですかということです。後でええよ。言われとることもわかるんじゃないけど」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 後ほど説明をさせていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はございませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 二、三点、確認させてください。

13ページ、ここへ保健体育使用料の欄があるんですが、河川公園グラウンド、この使用料は入ってない。それから、吉井川河川公園条例も見たんですが、料金とか使用の分は、勉強不足かもわからんですけど、見当たらなかった。本当に利用者がほとんどいないという状況なんですけど、グラウンドゴルフはしょっちゅう使っている状況を見受けております。これはもう無料で開放になっとなかどうか、そのあたり管理状況とあわせてお尋ねしたいと思っております。

それから、小さいことなんですけど、39ページの多目的公園管理費、工事請負費がゼロになっております。何を計画しとって、どういう理由でゼロになったのかお尋ねできたらと思っております。

それから、59ページ、昨日私もちょっと所用があつてよう行かなんだんですが、りんご祭り、すもも祭りは中止。りんご祭りは祭りは済んだけれど、きょうから入場停止というような状況。1,000万円以上の一般財源を使って運営しとる特産物振興ですが、何かこのところ非常に管理状態が悪いというんか、こんな状態で続けるというのは問題があるんじゃないんかと思っております。今後の管理方針等がわかればお知らせしたいと思いま

す。

それから、後から出た参考資料でちょっとお尋ねしたいと思います。

委託契約書なんですが、21番委託契約一覧です。まち経営課、これは総務担当になるんでまた委員会でもいいんですが、334万8,000円。移住促進の広告等、山手線や東京メトロへ掲示しとるということなんですが、東京あるいは首都圏からの転入実績はどの程度あるのか、わかれば教えてほしいと思います。

それから、4ページの藤公園の樹木管理、ちょっと聞きなれない業者名があるんですが、山園芸というのはこの業者か、わかれば教えてほしいと思います。

全体的に委託契約等を見るとほとんどが随契、随契、随契となっております。本当に随契でやらざるを得ない事業も当然あるかと思うんですが、入札をしなくてはいけないんじゃないかなろうかなというあたりも見受けられますので、十分精査して適正処理を強くお願いいたしておきます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

保健体育使用料の吉井川河川公園グラウンドの使用料につきましては、備考欄の総合運動場使用料38万4,400円の中に含まれております。詳細な明細が必要でございましたら後ほど提出させていただきますが、吉井川河川公園グラウンドにつきましては、多目的グラウンド部分とゲートボール場部分、グラウンドゴルフ場部分等に使用料の単位、それから使用料が分かれておまして、例えばグラウンドゴルフ場でございましたら1時間当たり1人100円とかという料金設定になっておりますので、無料で貸し出しではございません。ただ、グラウンドゴルフ等につきましては、町内の団体につきましては管理も含めたことで利用料を免除している場合もありますが、基本的にこの利用設定によって使用料を徴収しておりますので、総合運動場使用料、佐伯グラウンド、それから和気と佐伯のテニスコートの使用料も含めた中でこの中へ含まれているものとお考えいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 39ページの多目的公園管理費の工事請負費が0円ということのご質問でございますが、予算は40万円計上いたしておりましたが、停止線、それから看板設置費用ということで工事請負費予算を見ていたんですが、修繕費の方で支出をしております。

それから、59ページの特産物振興の件で、りんご園の管理について十分じゃないんじゃないかというご質問でございます。昨日りんご祭りを開催いたしまして、早生品種のつがるとさんさがもうほぼ全部さばけてしまいました。きょうから月、火、水と品種調整ということで休園をさせていただいておまして、木曜日から再度中生以降のりんご狩りということをスタートしようと考えております。今年度から1人の専門員を置きまして、今までのシルバー委託から個人1名で対応いたしております。シルバーも当然、人手がいるときにはお願いするわけですが、当初順調にいったんですけども、ひょう害、それからりんごにちょっと傷がついたところにガとか鳥がきてかなり傷めております。そこへまたスズメバチが飛んできたということで、早生の状況が非常によくない状況でりんご祭りを開催いたします。これから中生以降の品種につきましては、管理を十分職員の方でやるように話をいたしておりますし、注意をいたして管理の方はさせていただこうと思っております。

それから、委託契約の参考資料4ページ、98番の藤公園の樹木管理業務の山園芸という業者でございますが、これは岡山農園に勤めておまして、退職した竹内さんという方が個人で商号をとって1人でやられております。済みません。ほかの社員が何名おるかは私把握してないんですが、竹内さんが代表者で……

（9番 山本泰正君「町内ならいい」の声あり）

はい、町内でございます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼します。

それでは、山本議員の参考資料、委託契約一覧の21番の和気町移住促進PR、それと山手線の掲出業務の委託料の内容で、移住関係はどうなっておるのかというご質問でございますが、平成30年度、こちらで和気町への移住者という定義でとらえている方が113名おられます。そのうち関東圏は42名の方がおられまして、内訳といたしまして東京都24名、千葉県6名、神奈川県12名ということで、関東圏の方に多く移住いただいております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 大体オーケーでした。

39ページの修繕料で工事請負費を予定しておったのをやって、支出額ゼロというのは決算書として非常に見にくいので、補正で訂正してください。これは強くお願いしておきます。

それから、すもも園、りんご園、このあたり非常につくった当時と気象条件もかなり変わっているという状況で、私も農業をやっていますが、柿あたりでもちょっと傷がついたら鳥や蜂やいろんな虫が来て落とすような状況。気象状況等も勘案しながら、りんご園あるいはすもも園、十分な方向を考えていただきたいなと思います。

それから、山園芸、これは町内業者だったらもうオーケーです。

それから、東京メトロの分、これはかなり効果があったという判断をさせてもらいました。多額の経費を使つとんで、効果がないのならやめてほしいなという気持ちで言いましたんで、これもオーケーのようです。よろしい、回答は。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありますか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） ちょっと六、七件、多いんで申しわけないんですけど、聞かせてもらいます。

まず、21ページの物件の貸付収入1,097万9,100円、光ファイバーをNTTに貸しているその収入だと思います。その関連で、逆に35ページのところに情報通信施設管理費というのがありまして、その委託料の中に通信設備保守委託料というのがあり、これが620万7,840円であります。ということで、一旦NTTに貸してお金をもらって、また通信設備保守委託料というものをそちらに払っているんじゃないかなと思います。この30年度はこういうあれでして、これだったら若干プラスですか、400万円かそこら。それが昨年度、29年度は3,134万円と高額な保守委託料を払っていたんですね。これは、30年度になって下がったっていうのはどういうふうなことなのか。何百万円かたしか毎年何ぼかもうかると思ったらあれですけど、黒字になるというふうなことだったんですけど、その傾向というのは今どういうふうになってるんですか。今年も本荘地区に新たに光ファイバーを敷設するという話も進んでいるわけですが、その点も含めて29年度が2,800件ぐらいだったということでしたけれど、それは光ファイバーの契約者が増えているのかどうか、その点を教えていただければありがたいと思います。

それから、37ページ、負担金補助及び交付金、下の方で、講習会受講料109万7,280円、これはドローンスクールに4名、職員を行かせたというふうにお聞きしたんですが、これは私は最初から地方自治法違反じゃないかというふうに思っているんですが、何のために職員にとらせたんでしょうか。その点の説明をよろしくお願いします。

それから、資料の方に行きます。

決算認定資料の16ページに、デマンドタクシーとかそういう分の資料がありまして、商工会負担金、その中の運行経費について書いている部分があるんですが、システム保守料86万8,320円。今まで商工会にこの事業をやっていただいて補助金を出しているということだったんですが、一応終了したということになってますね。ですから、今後そのシステム、要らなくなったシステムとか電話等の機器、これは今後どういうふうになっ

ていくのか。商工会が持たれていることでこちらからどうこう言う話じゃないのかもしれませんが、それはどうなっているのかをお願いします。

それから、隣のページです、認定資料の。17ページのクラウドソーシング導入事業、これも新しい取り組み、399万7,080円委託料をランサーズという会社に払っていたということですけど、これはその後そういう団体に講習会等をやらせていて、起業というんですか、いろいろ研修とかそういうふうなことをしたというふうには聞いてるんですけど、その後そういう成功事例というか、そういう会社ができたとか、それよりも奥さん方がいろいろ仕事ができるようになってきているのかもしれませんが、その辺のその後はどういうふうになっているのか教えてください。

それから、もとの決算資料に戻りまして、36ページの地方創生推進費のところ、真ん中辺よりちょっと下ですか、6人で1,200万円、地域おこし協力隊員報酬というのを払っているというのが出ています。これについては、今たくさん隊員でいらっしゃるがほとんど和気閑谷高校にも派遣されているということなんです。かつては田土地区に農業だとか特産品ということで耕作放棄地の管理あるいは特定の田土梅とか、そういう生産物の生産だとかというふうなことをやる。あるいは、これは途中やめになりましたけど、ゲストハウスをつくるだとか、そういうふうな企画もあったわけです。あるいは、棚田米の宣伝だとかをフランスまで行って宣伝されたとかというふうな議員がいらっしゃったんですけど、若い、そういうもうちょっと幅を持って、農業の点でもうちょっと地域おこし協力隊というか、それがああいう失敗をしたので今やられてないのかもしれませんが、その辺はもう考えがないのか。今見ていますと、今度畑ヶ市っていうところがありまして、砂防ダムをつくるんですが、その辺はもうほとんど全部水田をやめているわけです。それで、本当に大変な状態で、どうしても太陽光発電をつくるかいろいろ各地で小さいのがぼろぼろ出てるんですけど、なかなかいい状況にならない。もうあと5年したらもっと大変になるって言われてるんですけど、農業についてのそういうふうなことはもう考えられないのか。よろしくをお願いします。

それから、これはちょっと細かい、余り私が聞かない分なんですけど、気になった点があったんで。

また資料に戻って、工事請負契約書というのを先ほど同僚議員が言われました。それで、一番初めのページ、平成30年度工事請負契約一覧、契約金額300万円以上という分であります。特定のところを言って悪いんですが、8番と20番に宿北横断線改良工事というのがありまして、これは最初にY社がこれは453万円で10月から3月にやられて、それからまた次に、これは途中2月からS社が500万円でやられてるんですが、いわゆる聞いたところによると、いったんやったのをまた掘り返していたと、道をいったん舗装したものを。それはどういう理由でそのようなことがあったのか。ちょっと不思議に思ったので、一年中工事してたような感じがあったんで、その辺何か問題があったんでしょうか、お願いします。

それから、決算のもとの資料に戻りまして、43ページの需用費の上から4番目の印刷製本費で24万9,480円、これが出てるんですが、私選挙をやりまして、街から来た人にこれ前にも言われたことがあるんですが、今回も言われました。この町は、いわゆる人と会っていろいろお願いするというか、やられるんですけど、政策がわからないと。これ町議選でそういうふうな政令指定都市とかそういうところではきちっと公報をやってるんだと。町の選管なんかで、各候補者の政策をまとめて公報ができないかと、そういう意見があったし、あるんです。これは、ただ、町議選の場合1週間もないんで非常に難しいとは思いますが、その辺のことはできないのかどうなのか、ちょっとその辺をお尋ねいたしたいと思います。

それから、63ページ、これも細かい部分です。

63ページの企業立地促進奨励金857万円、これがヤクルト等に対する補助金ではないかなと思うんですが、上水を半額免除してるというか、いったん料金の正式なんをもらってその半額をこういう奨励金で出してるんじゃないかなと。もう一つ何かあったように思うんですけど、ビレッジハウスか何か、その辺これ今回前の

年に比べて41万円増えております。これはどっか増やしたんですか。お願いします。

それから、あとはもう細かいのがあります。

76ページののこにこ園の修繕料、下の方です、需用費のところの603万円、これは何でしたか。ちょっともう一遍、説明されたんかもしれませんが、教えてください。

それから、次の77ページの公有財産購入費47万1,466円ですか、これの内容を教えてください。

それから、79ページの人権啓発推進費です。これは、まず旅費で人権研修旅費、これが199万8,416円、それから同じようなものだと思いますが、その負担金補助及び交付金のところ、人権活動団体補助金300万円、これはどういうところに研修に行っているのか、その資料を、これすぐというのは無理だと思いますが、この9月議会中でもいいんですが、出してほしいと思っております。私は、かねがねこれはもう差別解消に役立たないということで削ってほしいわけですが、検証が少なくとも必要だと思いますので、その資料をつくって、なかなか人のあれが出てくるので名前を消したりいろいろ難しいあれがあるかもしれん、技術的に、資料の方をまた。すぐというのは無理だろうと思えます、提出をお願いしたいというふうに思えます。

それから、80ページ、施設改修工事費、公民館費の15番2,478万円、これは石生の地区館の改修の工事費でしたか。ちょっとその点教えてください。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時03分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

それでは、西中議員ご質問の決算書の21ページ、財産収入の物品貸付収入でございます。地域情報通信設備の貸付収入として1,097万9,100円でございます。対前年では26万2,245円の増となっております。内訳といたしましては、NTT光に3月期の加入世帯が2,953件ございまして、こちらに年額として3,420円（税別）といったようなもので貸付収入をいただいております。

続いて、決算書の35ページの情報通信施設管理費の委託料でございます。こちらの委託料の方が対前年で2,000万円以上大幅な減額となった要因は何かということですが、平成29年度におきましては告知放送等の機器の更新事業、こちらの実施をいたしておりまして、こちらの経費が約2,380万円ということでしたので、この部分が減額となっております。和気町が所有します光ファイバーは自設線でございますので、そのメンテナンスで光自設線の保守あるいは告知放送、中継アンテナ、こういったような保守の経費も含めまして、通信設備の保守として620万円余りの支出をいたしておるものでございます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員のまずドローンスクールの受講料でございますが、こちらにつきましてはドローンスクールの受講料といたしまして4名分を計上いたしておるものでございます。町といたしましては、ドローンにつきまして、航空隊を設けまして災害時の被害状況の調査、情報収集、行方不明者の捜索、空撮、有害鳥獣防止対策、地域活性化事業への活用というようなことをこれからも進んで取り組んでまいりたいと思っております。なお、1週間に1度程度訓練を実施いたしておりまして、現在空撮等も行っておるところでございます。

続きまして、36ページの地域おこし協力隊につきましてですが、1,200万円の支出で今後農業振興等、そういった事業にも活用できないかというご質問でございますが、このことにつきましては人口減少、高齢者の地域課題を抱える交付税算入もありまして、非常に有意義な制度でございます。今後につきましては、関係部署

等とも協議いたしまして取り組みを考えていきたいと考えておるところでございますが、なかなか全国的にこの協力隊制度、浸透いたしまして、人材の確保というのが難しい状況にもなってきておるのは事実でございます。

続きまして、37ページのクラウドソーシングでございますが、クラウドソーシングにつきましては30年度事業で最終的に3年目ということで、約20名の受講者がございました。そういった中で、6割の方が5,000円以上、多い方で5万円以上の収入を得られておる方が出ておるという現状でございます。

続きまして、同じく38ページになりますが、地域おこし協力隊起業支援補助金ということでございます。こちら74万7,086円でございますが、こちらにつきましては協力隊任期完了後に起業支援補助金という制度で100万円以内で支出できる制度がございます。こちらにつきましても、財源といたしまして特別交付税100%の事業でございます。今回の事業内容につきましては、商工会ENTER WAKE（エンターWake）で新たな事業展開でシェアオフィスをつくって活動していくという内容でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、認定資料16ページのデマンドタクシーのその後について。

今年の3月でデマンドタクシーは廃止になりまして、精算は一応済んだわけなんです。もう一つシステムとかそういったものの精算が済んでおりません。主にはパソコンとかそれに伴う周辺機器の方の商工会との精算が済んでおりませんので、今年度で実施しているところでございます。

それから、43ページ、町議会議員選挙費、印刷製本費についてですが、今回の印刷製本費は入場券でありますとか投票用紙でありますとか、そういったことの印刷製本にかかったものでございます。議員おっしゃられました選挙公報についてですが、これは国の国政選挙やそれから都道府県の知事選挙については選挙公報の発行というのが義務づけられておまして、これは公職選挙法で決まっております。そのほかの選挙につきましては、実施する場合は各自治体ごとで条例を制定する必要がありますので、これは今後の検討かなというふうに思います。ちなみに、今回の今年ありました県議会議員選挙、これは県の方で条例をつくって、今回から選挙公報が実施されたということでございます。

それから、79ページの人権啓発推進費の旅費それから負担金補助及び交付金についてです。これは後ほど詳細がありますので、資料をお渡ししたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、西中議員の工事の件ですが、まず29年度の繰り越しの勝栄工業が終わりまして、それから30年度の工事を発注します。どうしてもその始まる部分で若干クロスするところがありますので、そのあたりを取り合いの関係で掘ったりしますんで、掘り返したように思われたんかもしれません。最終年度に舗装しますので、マンホール調整とかが起こってきます。その関係で、前年度のところもやっぱり路盤まで仕上げとるところをマンホールの調整で掘ったりしているかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、決算書の63ページでございますが、和気町企業立地促進奨励金857万円の内訳でございます。前年度が816万円で41万円の増加となっておりますところでございますが、内訳といたしまして雇用奨励金180万円、こちらにつきましては町内雇用1人当たり10万円で180万円、それから水道料金の助成金677万円、こちらについては補助率2分の1で1万円以下は切り捨てとなっております、それぞれ実績に伴いまして増加しておる状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

76ページのここにこ園費の中の需用費、修繕料603万4,150円、こちらはこういった修繕をしたかという問い合わせでございます。

まず、冷蔵庫の修繕、それから網戸の張り替え、それから保育室のLEDへの取り替え、それからフェンスの修繕、それから保育室のシンクの取り替え、並びに保育室のフローリングの張り替え等を行ったものでございます。

続きまして、77ページの公有財産購入費、土地購入費47万1,466円ですが、こちらは本荘にここにこの用地の購入でございます。国土調査時の誤差によって、隣接農地へ越境しているという状況がございました。これらにつきまして、相手方と交渉がまとまりまして、45.57平米を買い取ったという状況でございます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、80ページの公民館費、工事請負費、施設改修工事費2,478万2,760円の内訳でございますが、こちらにつきましては石生地区館の館内の和室がございました。和室とそれと会議室とを一部屋にする工事内容と、それから新しくユニバーサルトイレの新設、それから屋外へのトイレの新設、それから外部の運動場の拡張工事、こういったものが主な内容となっております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 大体わかりましたけど、じゃあ3つぐらい。

工事委託料ですか、通信保守、これはほんなら前の年に告知端末更新ということでかかったんだけど、その年にはなかったんで減ったということでございますね。

それから、ドローンについては、災害時の調査、空撮、そういうふうなもので1週間に1度程度まだ研修をしているということですかね。これについては、だから引き続き本年度もじゃあそれはまだ予算上は立ててるんですかね。そこだけちょっとお願いをしたい。

それから、クラウドソーシングはわかりました。

それから、地域おこし、これが今言われたENTER WAKE（エンターワケ）にシェアオフィスをされると、74万円は、ということでやられると。ということは、企業というか、それはもう決まっているんですか。

それをお願いしたいのと、地域おこし協力隊については、そういう以前の田土の棚田をテーマにしてゲストハウス等も建てるというのが途中やめに終わっているんですけれど、その点はもうそういうふうなことは考えられないんですかね。いわゆるゲストハウスですよ。これは結構どこの町でもやっているようなものなんですけれど、とりあえずそれだけお聞きします。

それぐらいで、2回目の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

1点目のドローン航空隊につきまして、今年度のことを議員お聞きだったかと思いますが、今年度につきましてもこちらの航空隊の内容を充実していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、協力隊の関係で、ゲストハウス、そういった事業につきましてですが、今までやりました事業内容を十分検証いたしまして、この協力隊制度を有効活用できるよう全庁的に横断的な考えを持ちまして、こういった事業がやれるかということで十分検討してまいりたいと考えております。

（10番 西中純一君「ドローンは今年度の予算として立ててるんですか」の

声あり)

○議長(安東哲矢君) 総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) 先ほどの航空隊につきましてですが、予算的なものにつきましては特段計上しておりません。

以上、答弁いたします。

○議長(安東哲矢君) 10番 西中君。

○10番(西中純一君) じゃあ、ドローンについては、いわゆる自分たちが機器も買ってたんですかね、それを使って自分で研修をするというふうなことですかね。それだけ、もう一遍。

○議長(安東哲矢君) 総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) 失礼いたします。

先ほどは済みません。町の方で予算計上はないと申し上げましたが、当初予算の方でも一部計上いたしております。人材も増やして、よりドローン航空隊を充実させて、町の先ほど申し上げました事業、災害時の対応等が多面的にできるよう対応していきたいと考えております。どうも失礼いたしました。

○議長(安東哲矢君) 10番 西中君。

○10番(西中純一君) ということは、研修に何人かまた今年も行かせるという意味ですか。ちょっとよくわからなかった。ちょっと曖昧な表現だったんですけど、その点もう一遍お願いします。

○議長(安東哲矢君) 総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) 経費につきましては計上しておりますが、今年度の事業計画の中では、今の4名、それと自己で免許を所有しておる者もごございますので、それと航空法の改正に合わせまして、その状況を見ながら考えてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番(尾崎智美君) 決算書35ページの7番情報システム費の13番委託料、ホームページ作成委託料約500万円のところなんですけども、和気町の情報をグーグルなどで検索すると多くの情報が出てくるんですが、URLというアドレスのところは2種類ありまして、1つが「www.town.wake.lg.jp」というものと、「www.town.wake.okayama.jp」という2種類が出てきます。そのうちの末尾がokayama.jpの方は検索のところからすると、wake.lg.jpの方の今のメインのホームページの方に飛んで情報がとれないようなことになってます。リダイレクトというふうに映されるわけですけども、ちょっとそれで不便を感じています。okayama.jpの方は廃止したのかということ。

それから、過去のものがまた見れるようにはできないんかということをお聞きしたいんです。せっかく過去の膨大な情報のアーカイブ、蓄積がありますので、そのあたりどのような予定かお願いしたいと思えます。若干費用的な問題からそれでしたが、よろしくお願ひします。

○議長(安東哲矢君) 財政課長 永宗君。

○財政課長(永宗宣之君) 失礼いたします。

尾崎議員からホームページのことにしてお尋ねでございますが、恐れ入ります、この場で私即答いたしかねますので、中身の確認をさせていただいて、後刻改めて報告させていただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑ございませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、何点かありますので。

質問項目はたくさんありますけど、これは本会議ですので、どうしても主要な部分をお聞きしまして、あと積み残しは委員会の方でまた別途ということできたいと思います。

まず、全体的な説明資料で、いわゆる和気町の財政指標、一部当町議員の方からもありましたけども、私なんか財政は素人なんで、一つは経常収支なんかの方がかえってわかりやすい指標かなというように理解しております。それで、経常収支、去年94.2、これはたしか県下でワーストスリーとかということがありましたけども、それを今回また95.5ということで、これは理由があるということで、この前の説明では交付税減によってということですけども、何にしても私たちは全体の予算を把握するというのは難しい。やっぱり経常収支なんかという、いわゆる和気町の独自財源の中での自由度という、もうこれ95.5ということは余り和気町の担当予算の分では、いろいろありますけども、余裕がないということで私素人は把握しとりますけども、その辺で、今回もこの95.5がいずれ新聞等に出ましようけども、どういう県下での状況なのか。やはり一つ指標の目安としては、これを一つの財政指標として見てもおかしくないと思いますんで、その辺の見解をまずお願いしたいと思います。

それから次に行きまして、また決算書の12ページ、藤まつり関係ですけども、これも私も今までにも何回か一般質問等もしましたけども、今回もう皆さんご承知のように、入園料で1,465万4,400円ということでございます。6万1,460人の利用ということで、これは数字のとおりでございます。ただ、私がここでお聞きしたいのは、この藤まつりの今後の事業改善、観光収入ということで費用と効果ということは難しいですから、観光効果は十分に私はあると思っておりますんで、これはあくまでもこれからますます本音はどんどん大きくしてほしいということですけども、前回町長の意見もありましたけども、諸般の事情であそこの拡張は難しいということですが、それでは現状の中での利用増とか、それから収支改善、その辺をどう考えているのかということで、これは一般会計は井ですから収支はわかりませんが、多分担当課は収支が大体幾ら入って——もう入ってるのはわかってますから——支出が幾らか、多分細かく分析されとると思いますんで、せっかくの機会ですんで、その辺の状況。

それから、今後どうしていくんだということで、これもあえて言えば、私はこれから来年に向けては入園料の検討とか、それから大型バスの駐車料の有料化とかということの数値は視野に入れてもいいんかなということでお聞きしとります。

それから次に、ページ20です。

県住の管理委託金93万9,000円、これは和気町の方にもらって、管理委託をもっと詳しく、現地の自治会の会長とかそういう形の委託なのか、その辺の概況を教えてくださいと思います。

それから次に、ページ21の多目的公園の貸付収入248万1,408円、この中にたしか昨年場合はドームの使用料、それから例の事務所の貸付料、その辺がそのうちの幾らあるのか、それも細かい数字ですけども、これは新規ということで、前回のあそこの修繕うんぬんでいろいろ議論がありましたんで、そのうちのドローン関係のFDDIですか、あそこの方からの収入が事務所とそれからドームのグラウンドの方、その辺の利用の中身を教えてください。

それから、これは決算の支出の方ですけども、36ページ、まちづくり協働事業補助金ですけども、これは相対前から鳴り物入りでいろいろ町の方も和気町の活性化ということで、地域のそれぞれ地元のことは地元で考えてということで地区単位でいろいろやってこられて、当初1,400万円ほどあったんですかね、予算が。今現在、ここへありますように、500万円を割るような状態。今の動きとしては、まちづくりのあれはもう少しずつ削ると言うたら言葉が悪いですけども、そういう形でやっていこうということで、私ども本荘地区でももうほとんど動きは何も大きなイベントといいますか、そういうのは今年度もなくなっておりますけども、その辺のま

ちづくり協働事業に対する基本的なスタンス、それをちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、52ページ、産後ママあんしんケア事業委託、これ一回何かのときに私言いましたけども、これは高ければ良いものじゃありません。ただし、告知放送なんかでは結構このほっとサロン、活動しとるように、私もじっと細かくは見とりませんが、これが年間、たったのとは言いませんが、2万6,000円、という根拠で借りとんかというのを参考に。たったの2万6,000円。毎月、皆さんもうご承知のように、告知放送等でやります。恐らくその辺の2万6,000円の考え方の根拠というんか、そういうものを参考に教えていただきたい。

それから、59ページ、特産物振興費、これは同僚議員からもありましたけども、私はここで、いろいろ大きくはりんご、すもも、これが代表的にありますけども、あとブルーベリーとかがありますけども、この辺の、今までも言いましたが、ただ決算でこうなったというだけじゃなしに、やっぱり決算ではその辺を議論することが本来の決算議論であって、やっぱりこれもどういうふうに考えた方がいいのか。ただこうでしたという結果だけを報告したんでは、私が言いますように、意味は余りないと。今後、この分析をどこがやられとんか、その辺を、大きくは日笠地区のすももの関係、それからきのうもありましたけども、りんごの関係、これは大きくはこの2つがありますけども、私の個人的な意見を言いますれば、きのうもりんご園で結構町内外から大勢来とられます。町内よりも、私は知らん人が多かったけども、佐伯地域というよりも、結構町外の方からかなり大きなイベントになつとるといふことで、その辺の考え方をお願いしたいと思っております。それが特産物の振興の考え方。

それから、次に82ページ、サエスタの管理費、約3,200万円の管理費ということですけども、これは要るものはしょうがないんですけども、その中で細かく見ると、光熱水費がそのうち890万円余りということで、これは全体の経費の約3割を要しとるといふのは、これは中身は普通の電気じゃなしに、私の素人考えでは、冷房とか暖房、そういうのがたくさん電気を食うんかなという気がしますけども、その辺で何か考えておられるんかどうか。今現在の考えでよろしい。できるできんは別にしながら、こういうことを考えとんだといふのがあれば、お答え願いたい。

以上でお答えをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

それではまず、第1点目、経常収支比率等財政指標に係るお尋ねでございます。

平成30年度の財政力指数は、ご案内のとおり、95.5で1.3ポイントの上昇、悪化というのは報告のとおりでございます。各公共団体、市町村が、俗に言う地方財政状況調査、決算統計の集計をまとめまして、今県の方へ報告も済ませまして、その内容確認のやりとりをやっておる段階でございまして、県下のこういった指標の一覧表が示されるのは、恐らく確定しますのが11月、12月ごろの時期にならないと、27市町村一覧表といたような形での資料提供というのはいただけないのかなというふうに思っております。

平成30年度におきましては、数値は先ほどのとおりでございますが、平成29年度の数値で言いますと、経常収支比率は和気町におきましては94.2ということで、県下27市町村で厳しい状態の方から申しまして7番目という状況でございます。議員ご説明のとおり、税とか普通交付税、こういったような経常的に入ってくる経費で、経常的に出ていく固定経費に係る金、人件費でありますとか公債費の償還、こういった固定経費に係る割合が増えてまいりますと、臨時的な施策に投入できる一般財源の自由度が減るといふことで、政策的にも非常に厳しくなるというのはいまだご案内のとおりでございます。

当然先ほども申しましたように、30年度の他市町村の数値については、手元の方に資料はございませんけども、これはあくまで私の私見ということになってしまいますが、合併団体においては今合併の算定替えが進んで

おります。ですので、普通交付税が年々減少している団体が多いであろうということから推察すれば、和気町と同じような傾向で普通交付税の縮減等に伴って、経常収支比率等も各市町村それぞれの個別事情があるとは思いますが、若干悪化の傾向になるというのは推測に遠くないのかなというふうに考えてございます。

今後の財政状況、収入の状況あるいは支出の事業の目的等、こういったところをしっかりと精査しながら、真に必要な事業に集中的に経費を投入するといったような基本姿勢を持ちながら、今後の財政運営に進んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 決算書12ページ、藤公園使用料の関連のご質問でございますが、収支関係については資料を提出をさせていただきます。細かい数字をここでは把握できてませんので、資料を提出させていただきます。

それから、収支改善で、入園料それからバスの駐車料金を新たに徴収してはどうかというご意見でございます。そのあたりも、昨年度、30年度より31年の方が入園者も増えております。30年に比べて31年の収入も上がっております。ちょっとトータル的に、今の大人300円、子供150円を上げるべきか、バスの駐車料金を取るべきか、そのあたりにつきましては収支の動きを見ながら今後検討させていただきたいと思っております。

次に、21ページの日、財産貸付収入、土地建物貸付収入でございます。多目的公園248万1,408円でございますけれども、公園の貸付収入が248万円ほどございます。閑谷福祉会の方から203万8,000円、FDDI社から44万2,000円、それと田原上の旧県の住宅供給公社の用地、イシン住宅がソーラーパネルを今設置しておりますが、そこが80万円ございます。その他、畑、美しい森駐車場、電波塔とか、本荘にここ園の屋根貸しの金額、合わせて今4万5,000円ほどございます。合わせて248万1,408円になっております。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、住宅管理費の件でお答えいたします。

県営住宅の管理の委託金でありまして、県から93万9,000円いただいて、それを再委託、株式会社東急コミュニティへ再委託する委託金になっております。町では、入居者の管理等は行っておりませんので、そこへ再委託のお金を、入ってきたのをそのままお渡しする契約となっております。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の決算書36ページ、まちづくり協働事業補助金についての回答をさせていただきます。

こちらの補助金につきましては、昨年度513万1,000円が452万3,000円ということで、約60万円程度の減額となっております。

まちづくり事業につきましては、平成20年度から5カ年での事業実施、その後2次で3カ年、3次計画で3年ということで、平成30年度でこのまちづくり事業の方が完了いたしております。令和元年度からまちづくり事業につきましては、各協議会の自立ということで補助金の廃止というような話を出しておったんですけど、協議会の会長会議を開催いたしまして、今後の協議会のあり方について、再三再四協議の結果、足腰の強いそれぞれの地域での特性を生かした協議会をつくっていくということで、事業費の方を平成30年度ベースから一般財源ベースで約3割程度削減した内容で実施していくということで、それぞれ今後も各協議会で自主財源の確保に努めて継続をしていくという方向性で今後も実施していくということで、協議会の方で合意いたしております。そういった内容で、町といたしましても協議会の存続をお願いしております。

以上、答弁といたします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、決算書52ページの産後ママあんしんケア事業委託料についてご説明いたします。

この事業は、出生後間もない母親の子育てに関する悩み事について相談やアドバイスをする事業でございます。外部の団体に委託しております、お母さん方からの希望があれば、そちらの方からご自宅の方へ訪問をして相談に乗るといった事業でございます。1回2,000円で13件ございましたので、2万6,000円ということになっております。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 決算書59ページの特産物振興に関するご質問でございますが、すもも、さくらんぼ、りんごと栽培をして販売しておりますが、30年度決算で言いますと、収入としまして合計で305万円の収入があつて、支出では1,480万円の支出、差し引きしますと1,170万円のマイナスということで、この点につきましては、どういった改善をすればいいのか、支出を抑えるよう研究した上で取り組みたいと考えております。

また、りんご祭りの考えのご質問でございますが、旧佐伯町時代から長年続いた、佐伯では大きなイベントでございます。お客様が来られてしっかり楽しんでいただけるよう、内容についても毎年内容については変わっていないという気がしておりますので、再度見直す上で、来年度改善に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 私の方からサエスタ管理費におけます光熱水費につきましては、議員ご指摘のとおり、内訳といたしまして電気代が472万9,239円、それから空調の施設をガスで回しとる関係でガス代が389万4,966円ということで、光熱水費だけで管理費の約28%を占めるような状況でございます。学び館サエスタにつきましても、開館後本年で20周年を迎えておりますが、昨日もカラオケ発表会で163名の方が出演されたりして、非常に音楽ホールとしては貴重な財産として有効に活用いたしておりますし、今後も活用していく上で、20年を節目に今後空調であるとかそういったあたりの省エネ化に向けた研究を来年度に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、今後の歩みに向けた措置を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一通りお聞きしまして、まず経常収支の方ですけども、これは県下のワーストスリーとかというのは皆さん一般的にもうご存じなんで、それが悪化しとるということは、要するに他の市町村も数字が高くなつとるということは悪化しとるんだけど、和気町も同程度ということで、その辺の改善策というのはなかなか難しい。交付金下がつとるからこうだと、これは仕方がないんだということではないとは思んですけども、やっぱりこれ抜本的に何か改善策というのは、これから今ここでどうこうというんじゃなしに、そういうことも一つの指標を設けて、こういうのは一つの目標指数じゃから、幾らにしようということで町としては目標の経常収支比率、今年度は何%でいこうと、何十何でいこうと。それで、その結果が下がったからどうこうというんでなしに、一つの何か数字が目標値がなかったら、ただ結果だけでこうなりましたというのはどうかというのがありますんで、その辺のことも含めて今後の検討課題ということで、頭の隅に入れておいていただければと思います。

それから、藤まつりの方は、収支みたいなものを、多分私のヤマカンですけども、町の職員皆さんの人件費等を除いても多分大体もう採算というか、かなり経費がかさんどると思います。多分1,400万円、そこではなかなかおさまってないかもわかりません。これは町の人件費は除いても、産業振興課の方はそら業務としてやっ

とんで、人件費もかかるとあるということがありますんで、その辺を含めて、やっぱり当初できたときには相当な利益があったということで、そんなに利益を上げるということではないけれども、せめてこういうところはマイナスにならん程度にはというのが、観光施設ですからいいという判断もあるけども、なかなかその判定基準は難しい。しかし、やっぱりここは大きなイベントで、町としてもですけども、改善策が必要なら、ここはもうあれだけの利用者が来る、6万、7万人ということで、利用料金等はこれはぜひ検討課題に上げていただければというように思っております。

それから、県住の管理費ですけども、元請、これは再委託ということで言いましたけども、これ県の委託を受けて和気町が受けとるということで、元請責任は逃れられんということで、今県住の、これは皆さん方、住宅料は別にして、税金は徴収しとんで、その辺のいわゆる住環境、それに対する何か把握を、特に問題ないとか、いやいやもう全然あそこは順調にいきますというのか、今入居はストップにしていますけども、現状の入居者の安かろう、悪かろうでいくつもりなのか、その辺のところの考え方があれば述べていただきたいということで

す。

それから、まちづくり協働事業は、これは今言われたとおり過去の経緯がありますけども、これは逆にある地区から新たないい企画が出れば、予算をただただ下げていくんじゃないしに、この企画はいいからそりゃあ、例えばこれから50万円、100万円、いい企画を出せば協働事業の中で検討していただけるのか、その辺をあえてお聞きしたい。ただ予算を下げるだけじゃないしに、その辺の企画があれば、これはすばらしいということなら予算をつけるぞというのか、その辺今後のこともありますんで、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、ママほっとサロン、これは1回2,000円の13回とかということじゃなしに、結構今あそこのグラウンドなんかでやっていますな。その辺はほんなら全然これには入っていないということで、これはボランティアということで理解していいのか。ただこれは訪問しただけの13件、2万6,000円、それだけなのか。余りにもそういうことに対する手当てというんか、ただどんどん出しゃええというもんじゃないけども、少しその辺の感覚、認識が十分それに対するあれがあるんであれば、もう少しその辺金額的にも、訪問の2,000円じゃなしに、例えば今日常的に特に、これは何か言うたら告知放送をやっていますわね、しょっちゅうで皆さんもうご存じですけども、その辺のことで、私も本人に高い、安いを口で聞いたことはありませんけども、また彼女は今度研修もやるらしいですけども、また別途機会があったら聞きたいと思っておりますけども、その辺もやっぱりやれとること自体はなかなか人ができないことをやれとるということも認識をされとると思っておりますけども、その辺のことも考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、サエスタの経費ですけども、今内訳はこうでした。ですから、20年が経過したということで、ただこれは私もきのうカラオケがあったりして行きましたけど、なかなか和気町でこれだけの設備はありませんので、これはどんどんある程度整備しながら、年間の維持もしながら、ただ経費が節減できる光熱水費というのは多分多少省エネ化でできるのかなと思うんで、その辺後の利用者のニーズに応じてどんどんよくしていく、あるいはこれからも公共的にこの近辺ではなかなか誇れる施設ですので、その辺を十分に管理をしていただきたいというのが言いたいこととございます。

以上でございますが、何か特にご回答があればお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） まちづくり協働事業につきまして、先ほどの回答のとおりでございますが、新規の事業、それから今までですと駅前のイルミネーション、そういった有効的な施策につきましては、補助の助成も検討していきたいと考えておるところでございます。ただ、そういった事業につきましても、それぞれの協議会におきまして、自主財源の確保には努めていただくということの大前提の中で事業実施を考えていただきたいというふうに考えておるところです。

以上、答弁といたします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 居樹議員から経常収支比率の問題等についてご指摘をいただいたんですが、もうおっしゃるとおりでございまして、この29年と比較いたしましても、今度95.5%で、1.3ポイント悪くなっておると。これは、先ほどもお話ししておりますように、税収、交付税、このあたりを分母に義務的経費を除いたもので出てくるんですが、そのために行財政改革等で努力はいたしておるところなんです、何にいたしましても交付税が1億2,000万円減額になりましたし、それから特別交付税が2,800万円減額になったりということで、入ってくる恩恵部分、いわゆる合併による恩恵部分がなくなってくるというようなことも大きな原因になっておるわけでございます。

ただ、そうはいいいながらも、悪いことばかりじゃございませんで、公共下水道への繰出金等につきましても、今後減額になってくる。30年度決算で8億9,490万円だったんですが、これは全体の1割を占めとんです、繰出金の。これが供用開始からもう30年が経過をいたしておりますから、これの元利償還金等についても年々減少していくと予想しておるところなんです。それで、大体この5年ぐらい先にはこの下水道の起債の償還金等についても3,000万円ぐらいは減ってくるんじゃないかなというような想定もいたしておるところでございまして、いずれにいたしましてもそういうことを見込みながら健全な財政に持っていくように努力をする必要があるわけでございますが、そのためにはなかなか一朝一夕にはいかないわけでございますが、ふるさと納税の努力とか、そういうことも欠かせないところでございます。それから、費用対効果を念頭に置きながら事業を進めていくということももうこれは避けては通れん状況になっておりますので、このあたりのこともしっかりと頭に置きながら進めていきたいなと思っておるところでございます。

ただ、そうする中で、財政調整基金、いつも小話で申し上げて申しわけないんですが、これが基金の残高が今40億6,000万円、78万9,000円か、そのうち財政調整基金を22億3,759万3,000円持っております。そこへまちづくり基金にまだ手をつけておりませんから、11億411万7,000円、こういうような状況も一方であるわけでございます、このあたりのことも一つ念頭に置きながら財政運営に取り組んでいきたいと思っております。

それから、藤公園なんです、これは昭和58年に整備をして、1億5,000万円ぐらいの寄附金をいただいて、その寄附金をもってあの施設を整備したんです。その後、全国の藤が開花する時期になって藤まつりを始めたんですが、地域の方に大変お世話になりながら進めておるところでございまして、今では和気町の藤公園は日本一だということで、7万人からの人に来ていただいて藤の花に親しんでいただいております。和気町の観光開発の一丁目一番地なんで、これもしっかりと運営について検討しながら進めさせてほしいなと思っております。ただ、入園料については、ちょっとこれはなかなか厳しいものがありますから、このあたりは慎重に検討していく必要があると思っております。

それから、県営住宅なんです、これは私が就任する前に県の方からあれを4億円で和気町、買い取ってくれというような話があって、4億円であれを和気町に買い取れというようなそんな話はもう到底聞ける話じゃございませんで、お断りしたらしいんですが、何にしても今ざっと100戸住んどられるんかな。250戸だったんですが、今100戸ぐらいに住んでおられると思うんです。それで、途中は県から1,500万円いただいて管理をおった時期もあるんですが、県も財政状況が非常に厳しいということの中から、現在は93万9,000円言うたかな、管理料をいただいて、それを運営会社の方へそのまま出して、入退居の運営をしていただいております。実際問題としてあそこがもうスラム化してしまっておりますから、何とか解決をしていただくように知事やそれから県の方へお願いを、この前のトップミーティングでもこの話も後からしたんですが、なかなか県も今県営住宅はもう腕がしわると、もうどうにもならんというようなお話もなされておられま

したが、そんなことを言われたんじゃ困るんで、何とか方向性を出してほしいなと思いがらおるところでございまして、努力をしながらお願いをしてまいりたいと思っております。

それから、特産物振興の考え方なんですが、これは和気町では数少ない特産物、すもとりんご園、このすももについては室原のすもも園、これはあの地域の過疎の歯止めといいますか、あの地域にすもも園があるということで皆さんもすもも刈りに来ていただいたりする中で過疎の歯止めにもなっておるわけでございます、なり物でございますからなかなかその年その年で変動はあるんですが、今年はどうも朝霜の被害を受けたというようなことで収穫が少なかったということなんですが、いずれにせよこれも実は今まで管理していただいておった方にはとりあえず退任をしていただいて、新しく室原の区長が窓口で管理をしていただくということになりました。健全な運営に向けて区長に努力していただいておりますので、今後経費の面につきましてもかなり変わってくると期待をいたしておるところでございますので、努力をしてまいりたいと思っております。

それから、りんご園につきましては、これは今年から、先ほどからも申し上げておりますように、専任の嘱託職員を入れまして管理をいたしております。たまたま今年は時候の関係でガとか、これはあそこだけじゃございませんで、かなり害虫の発生が多発しておるようございまして、そのときそのときに適切な消毒というのも欠かせないことなんですが、そこへ持ってきてスズメバチがたくさん発生して、ガが刺したところにスズメバチが来て汁を吸うというようなことがありまして、スズメバチにも刺されたりしたら大変でございますから、このあたりの駆除の問題もありますし、慎重に対応していきたいなと思っておるところでございますが、何にいたしましても努力をしながら特産物の振興に努めていきたいと考えております。このすもも園の経費につきましても、今後しっかりと見直しをしていきたいなと思っております。

それから、サエスタでございますが、サエスタの管理費がもう毎年3,000万円から要るんです。それでこの管理の方法については、光熱水費は今安い電気を中国電力じゃございませんで、NTTドコモの子会社の方から電気を買うようにいたしておりまして、安い電気を買うようにしとんですが、何にしても電気代が昨年479万円も要っておるわけでございます。

それから、空調はプロパンガスでやとんです。それで、このプロパンガスを切り替えてやる方法はないかなというので研究もしたんですが、これをやるとまた経費が、設備投資に大変なお金がかかるんです。ですから、思い切ってそれを見直しをすることができていないということがありますが、何にしてもサエスタの運営経費、これはもう何かいい方法で削減をしていく方法はないかなと思いがら検討をいたしておるところでございますので、今後努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

先ほどの居樹議員からのご質問で、質問では産後ママあんしんケア事業委託料ということのご質問でしたので、そちらに対してお答えをさせていただきましたが、先ほどご発言された内容につきましては、恐らくカンガルーひろばのことをご質問されているかと思われました。それにつきましては、決算書52ページの産後ママあんしんケア事業委託料の2つ下でございます妊娠期からのあんしん子育て事業委託料ということで45万円、こちらで妊娠期から出産後の母親と父親、それから新生児に対する相談及び指導事業の方を実施しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ただいまのこの経費についてはちょっと私の錯覚でございました。そういう手当てをしていたということで、理解しました。

それから、町長の方から総括的な答弁いただきました。ぜひ具体的に、特に私個人的には、観光施設なんかはやっぱり和気にとってみたら、このままではじわじわ地盤沈下じゃないけども、できれば町内外からも大勢寄る

ように、やっぱり観光事業も少しめり張りをつけて、もう少し和気は観光関係が既存の藤まつり、それから大きくは和文字がありますけども、その辺の財政的にも思い切ったそういうてこ入れも、もちろん経費節減とかは要りますけども、そういうとこを少し、それから藤まつりなんかもどちらかという毎月じゃありません、年に1回ですので、どうしても大きな事業は仕事が終わったら、ああ、やれやれ終わったなということになりかねんけども、やはりああいう事業は一年一年きちっと検証することが一番大事。その検証を中途半端にやると、また藤まつりが来たなとなりますんで、そういうことも全庁的にはそれぞれ皆さん一生懸命されとんだけども、その辺の仕事のやり方、やっぱり大きな事業はきちっと検証をやるというそんなことも含めて、これからのご指導もお願いしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、11時35分まで暫時休憩といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 失礼します。

先ほどの居樹議員のご質問の中で、藤公園の使用料の関係の収支を提出させていただくということで答弁させていただきましたが、決算認定資料の27ページの商工費の観光費、藤公園管理費の人件費を除いた支出の合計金額1,452万5,815円が上がってございますので、決算書12ページの藤公園使用料の入の1,465万4,400円、これが収支の比較の差額十数万円の黒字ということになっております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 決算補足説明書といたしますか、資料の30年度委託契約一覧について二、三、質問をさせていただきます。

大変勉強不足で申しわけありません。随契と競争入札の定義というか、使い分けをどうされているのかというのが一つと、資料をつくっていただくのは非常に難しい面があるかもしれませんが、私としては、委託料というのは今後ますます増えるし、町民のこれからの複雑多岐にわたるニーズに応えようとするれば、町職員の方だけでは十分できないことが多々あると思いますので、委託料については今後注視をしていかなければいけない点だろうと財政上強く思います。

できることならば、全体として過去500万円以上がいいのか、1,000万円以上がいいのか、300万円以上がいいのかわかりませんが、その辺は町の方にお任せしますが、時系列的に全体の委託料がこうで、こういう会社にこういったもの——これは30年度——それから去年も出していただいたと思うけど、こういうものが歴史的にというか、時間的に縦につながってくると非常に見やすい。で、どうなっているかとなると、私たちが、ただ単年度でこれだけ委託料が要ったんかということではなかなか判断しづらいところが、時系列的に見れば非常にわかりやすい。過去との違いだったり、今回この事業になったからどんと増えたんだなとかというようなことで、非常に私としては資料の作成に物すごく時間がかかることだったらしていただく必要はさらさらないけれども、各担当、各セクションでは当然前回何ぼだったとか、過去にこうしたからってというようなことはつくられておられると強く思いますから、もしそれが出してもらえるものならば、会期内でも会期後でもいいんですけど、委託料の時系列的な全体が見える表を作成していただきたい。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

委託料につきまして、時系列での資料の提示をということでございます。内容的にどういったものが作成可能

か、その辺も内部で調整をさせていただいた上で検討させていただきたいと思います。また追って報告をさせていただきたいと思います。

なお、随契についてでございますが、地方公共団体が契約を締結する場合というのは、競争入札があくまで大原則でございます。随契というのは例外規定ということになってございます。地方自治法の規定の中で、競争入札の原則の例外規定として随意契約を認めるものというようなことで、地方自治法の施行令第167条の2項に、それぞれどういった場合には随意契約をすることができるかといったような規定がございます。ここではもうその詳細についてはご説明は省略をさせていただきますが、あくまで競争入札の例外規定でございますので、実務上は随契という取扱物件、件数的には確かにご指摘のとおり多うございます。その運用については慎重を期す必要があるということも十分認識をしておりますので、そういったところは職員内部でもしっかり周知徹底をしながら運用をしまいたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。

資料の方はお願いして、それから随契それから競争入札も地方自治法の方にあるということであれば、私の方でもまた見て、金額は大きな数千万円以上でも随契になっているので、それがどうかというのは自分なりにちょっと疑問なので見たいと思いますので、自分の方でチェックします。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第63号平成30年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 1つだけ。

105ページのところに特定健診についていろいろなデータというか、数字が出ておるんですけど、特定健診の例えば役務費で特定保健指導システム手数料10万3,635円、それからその下の特定健診・特定保健指導支払手数料8万5,977円、それからその下の13番委託料の中で、特定健診未受診者対策事業業務委託料が132万9,480円ですか。それから、その下で特定健診負担金補助及び交付金で特定健診等データ管理システム負担金3万7,248円というふうに、いろいろと特定健診の——システム手数料でもちょっとこれも説明してもらいたいんですけど——未受診者対策をやっているということで、なかなか健診率が上がらないからいろいろと苦労されているんだと思うんですが、今の現状何%ぐらいになってますか。後期高齢者の分は何か30%程度だったと思ったんですけど、これは国保の分ですよね。国保の分は、受診率、健診率が——特定健診という名前が本当に余りよくないんじゃないかと思うんですけど血液をとっていろいろ分析したりして、生活習慣病についての健診ということなんですけれど——その辺がどうなっているのか。

それで、現在、聞いているところによると、後期高齢者の健診で勝央町が大変いい成果が出たので、それを各

町に宣伝してるんだというふうなこともちょっとの間傍聴して聞いたんですけど、その点との関連というか、特定健診はこういうふうによくなってるんだというふうな事例があるのかどうか。前に、福岡県の町へ行ったら、保健師さんが大変指導的な役割を果たしていい結果が出てるといふふうなこともあったんですけど、その辺の状況も。勝央町のは後期高齢者の分だとは聞いておりますけど、国保の点では何かそういうのがあるのかどうかちょっとお願いします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

国民健康保険特定健診につきましては、対象者が40歳から74歳ということで、内容的には糖尿病や高血圧、高脂血症等の生活習慣病を早期に発見し、早期に治療するというところで、現在の平成30年度の受診率につきましては36.2%という結果になっております。29年度に比べると35.2%でしたので、約1%上昇しているということでございます。

先ほど議員の方からもご指摘がありましたように、受診率が画期的には上昇してこないというような点もありますけど、特定健診・保健指導受診率の向上のためには、特に未受診者に対する受診勧奨が大切であるといふふうに考えておまして、未受診者を抽出いたしましてはがきを個別に送付すると。それから、電話での受診勧奨を行うといった点等をしております。

それから、特に今年度なんですけど、昨年度特定健診未受診者の中で健康だからというお答えをされた方が60人ほどおられたんで、何で健康で健診を受けられないんですかといった点等を特に改善して行って、健康でも早期に発見するためには受診が必要ですよといった点を呼びかけるということで、今年につきましては、先ほどの健康だからと答えられた方等への保健師の訪問等を予定をいたしております。

そういうような形で未受診者をなくしていくといった形で事業の方は展開しておりますけど、特定健診の特定保健指導の指導料等につきましては、特定健診を受けられた方の中で特にメタボリックシンドロームの予備群的な人とかメタボリックの方に対して保健指導をし、生活習慣病を予防するために生活習慣を変えていくといったような形での指導を行っております。

その中で、特定健診を先ほども言いましたような形でいろいろとデータを蓄積していく上で、管理システムの負担金だとかを支払いをして管理をしているといった状況であります。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 先に標榜のあれを言った方がよかったのかもしれませんが、じゃあ特定保健指導システム手数料っていうのは、いわゆるさっき言った保健師が指導したりするその手数料ということですか。意味がちょっとあれかなと思ったんですけど。

それから、特定健診等データ管理システム負担金、それはどういうあれで、ちょっともとに戻って悪いんですが、健診率が悪いというのは聞いてて、後期高齢者は33ぐらいだったと思うんですけど、なかなか積極的な取り組みがまだまだできてないというふうに思っていて、勝央町の件というのはあれは後期高齢者の件ですか。健康福祉課長、もしご存じでしたら。これは関係ないのかな、国保の方では。そういういい例がないのかどうか、その辺もう一遍お願いします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 細かな委託料の内訳と内容等につきましては、ちょっとこちらの方も精査させていただきましてご報告させていただけたらと思います。

それから、勝央町の件につきましては、特定健診じゃなしにだと思えますんで、そこら辺も確認をいたしましてご報告させていただけたらと思います。

（10番 西中純一君「管理システム」の声あり）

管理システムとそれから保守システムにつきましても、ちょっと整理をいたしましてご報告をさせていただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私がちょっと前聞いたのは、いわゆるJAの組合健診なんかのデータもたしかこっちの国保の方、役場の方へ持ってきて、それも特定健診を受けたことにするというふうな、それで受診率を上げてというふうに聞いてたんですけど、その辺はそのようでしたか、そこをもう一遍。とにかく集団健診も含め、うちの場合は個別健診は医療機関に全部お任せして個人個人が行くという形なんですけれど、それは市町村によっては集団健診をやっているところもあるんで、それも本当は取り入れた方が率が上がるんじゃないかと私は思っているんですけど、その点またお願いします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） JA等で健診を受けられた方のデータについてはいただいて、受診率の向上というのにつなげております。

○議長（安東哲矢君） よろしいですか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） ほんなら、最後。

だから、やはり町民の健康を増進するということが、ひいては健康保険の財政の安定化、そういうことにつながるというふうに思うので、ちょっと聞いたところによると、運営協議会で来年度ちょっと値上げがあるかもしれないというふうなことをどうも検討されているようなんですが、そういうふうにならないようにもうちょっと改革、健康づくりをもっと積極的にやろうというふうにぜひお願いしたいと思うんで、その点だけもう一遍説明をお願いします、そういうお考えがないのかどうなのか。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） どうしても医療費の抑制ということは、議員おっしゃられるとおり、一番大切なことでございますので、国保を担当しております住民課のみならず、健康福祉課、介護保険課ともに協力、調整を行い、医療費の抑制に努めるよう健康づくりに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第64号平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第65号平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第66号平成30年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 済いません。介護保険で142ページですか、その一番下に介護予防住宅改修費ですか、これがあるんですけど、これは介護サービス等諸費ということで、何か介護保険によって住宅改修ができ

るんですか。この内容がちょっとよくわからないので、余り聞いたことがないので、説明をお願いしたいということと、その次のページの特定入所者介護サービス費5,938万円、これが何か多いような感じがするんですけど、いつもこれぐらいの決算でしたか。たしかそういう特定の施設の方にいろいろ介護に行くとかというふうなものじゃないかなと思ったんですけど、その辺の内容的なことももう一遍お願いします。

それから、144ページの方の委託料で、介護予防サービスのところでですけど、業務等委託料で2,449万1,076円、これも高額なんですけど、これもちょっとよくわからないので、もう一遍説明をお願いしたいんですけど。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 西中議員の質問にお答えいたします。

まず、142ページの介護予防住宅改修費でございますが、これは介護の要支援1、要支援2の認定を受けた方が住宅改修を行った場合にこの費目で支出するものでありまして、手すりの取り付けとか段差解消等の住宅改修を行ったときに支払いをするものでございます。

続きまして、143ページの特定入所者介護サービス等費、これについては老人保健施設、それから特別養護老人ホーム、それから介護医療院等の施設に入所されている方の食費それから居住費について、低所得者の方には減額の措置をしております。それを負担するものでございまして、おおむね毎年これぐらいの金額が決算額として上がってきております。

それから、144ページの業務等委託料でございますが、これは要支援1、要支援2の認定を受けた方のデイサービスであるとかデイケアの費用について、この費目から支出しているものでございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ、142ページの方ですが、介護予防住宅改修、これは要するに1件20万円の分の件ですか。それは、だから10件ぐらいか。件数も含めてもう一遍、それがいいのかどうなのかを含めてお願いをいたします。

それから、そうすると特定入所者介護サービス費というのは、低所得者のために老健施設や特養等の入居者の補助をしているということでしたかね。それももう一遍お願いします。

それから、業務委託というのは、だから今言われた要支援1、2のデイサービスの委託と言われたんですか。これはどこに委託しておりましたかね。それが前介護、要支援のサービスができなくなるというふうなことがあったんで、その辺何か特定の団体が手を上げてやるようになったんですか。ちょっとそこら辺をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 介護予防住宅改修費でございますが、これが平成30年度24件でございます。西中議員がおっしゃったように、20万円を限度としての住宅改修のものでございまして、24件平成30年度はありました。

それから、特定入所者介護サービス等費につきましては、施設に入居されている方の食費とか部屋代について、低所得の方については減額の措置をしております、それを減額したものについては町の方で負担して払っているものでございます。

それから、業務委託料について、介護予防のケアマネジメントの委託料でございまして、訪問型サービスとか通所型サービスで要支援1、2の認定を受けている方について支払っているもので、現在訪問型サービスは8事業所、それから通所型サービスはこれも8事業所に支払っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 今、特定の分と業務委託料の8事業所とか、またすぐに出るんであればあれですけど

ど、委員会でも結構なんで、資料をきちっと出してまた説明をよろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 資料の方を作成して提出させていただきますので、よろしく願います。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当瀬議員が退席をされましたので、出席議員数は11名です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第67号平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第63号から議案第67号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第63号から議案第67号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号から議案第67号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第68号平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 住新ですが、執行率がたしか40%。それで、この額をみてみましても、貸付元利収入が0円ですよ。予定では126万8,000円だって0円ということは、もうこれは……

（「ページは」の声あり）

ごめんなさい。163ページです。

住宅新築資金等貸付元利収入が、当初予算では126万8,000円でしたが、結果としては0円だと思うんです。私の勘違いか、あれですけど。その辺、もうこれ終わるんじゃないかね。たしかまだ8,000万円ほど貸付金の未収が残っていると思うんですけど、ちょっとその辺を決算資料も含めてもう一遍説明をお願いしたいなと思います。よろしく願います。0円というのは要するに仕事をしてないということなんで、その辺をもうちょっと、そのことの反省も含めてもう一遍報告をお願いしたいと思うんですけど。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入の状況についてお答えいたします。

このことにつきましては、昨年9月、今年3月議会でも話題が出ておった案件でございますが、住宅資金

につきましては、平成6年度の貸し付けが最終年度となっております。今現在、30年度現在未納金の方が8,670万8,085円ということで、30年度の現年も入っていない状況でございます。このことにつきましては、貸し付けから年数が経過し、その実態把握をなかなかつかむのが困難であるというような要因と、この資金につきましては私債権に当たるということで税の適用ができないということで、こちらの徴収につきましては非常に困難を期しておるところでございます。県内を初め、全国的にもこのことはなかなか厳しい状況でございます。町村会あたり、それから県内の動向を踏まえて対応するようにいたしております。

ただ、9月、3月にも指摘がございましたので、債権者の情報提示については行っておるところですが、徴収までには至っていないのが現状でございます。このことにつきましてはそういう状況ですので、大変申しわけございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、回答いたします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ、もう一遍だけあれしますけど、この45ページです。

この決算資料に出ておまして、確かにこれを見ると、一番最後それから平成6年に貸付額が690万円です。説明される方がもう余り説明されないんであれしますけれど、だからこれは契約の問題なんですよ。町が貸し付けているということなので、契約はきちっとしてもらうのが普通の契約社会での当たり前なだけで、これができないというのがもう本当にいらいらしてくるというか、確かに保証人が亡くなったからどうか、そういう話はずっと聞いてるんですけども、非常にめり張りがつかないというか、あれなんで。ほんなら、今年で30年度は現実の問題はどれだけの回収予定になってるんですかね。いろいろ国がこれを面倒見るとか見んとかいろいろなことも言われてるんですけど、そういう見通しも含めて、今年度は何ぼぐらい回収というふうな予定になっているのか、そこももう一遍お願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

こちら貸付金の元利収入につきましては、令和元年度の予算におきましては、現年度分、これ6年度の最終年度分です、こちら41万4,000円を計上いたしております。

それと、滞納繰り越しにつきましては、全体金額の1%を見込みまして予算計上をいたしておるところでございます。何度か先ほども申し上げました滞納をスムーズに納入していただけるよう、弁護士等にも相談した経緯もございますが、関係団体とも協議を行い、納付につながる努力はいたしていきたいと考えておるところです。

（10番 西中純一君「じゃあ、最後」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 今言われたように、法的処理はもうできないと、それは費用の方が高うつくというふうなことを聞いてるんで、だからぜひ何ぼかでも、今年が41万4,516円ですか、償還計画額が出てるんで、そういうことがきちっとやっぱりできるように、今年度は再度努力をお願いしたいと思いますし、それでそれが本当にできんとするならばそれなりの働きかけを国の方にしていただくとか、そういうことを考えていかないと、いつまでたってもこれ解決しない問題になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。回答は結構です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第68号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第68号を総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第68号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第69号平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第70号平成30年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 駐車場会計、この決算書を見ますと、これは和気町の不動産事業とは言いませんけども、割合健全な収益を上げているということですが、これに絡んで、直接的じゃございませんが、これから収益が見込まれる、過去に言いましたけども、和気駅前のJRの用地、これ三十数台置けるというようなことが以前町の方からもありましたけども、これ駐車場会計はこういう毎年五、六百万円の利益ということで堅実な利益を上げています。そういうことを含めて、将来的よりも、もうこれJRから承諾も来るということを聞いておりますけども、できれば早期に取得して、駅の利用促進も含めてちょっと何とかならんかなということ考えておりますので、考え方をお知らせ願いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、居樹議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

駅前駐車場ですが、定期駐車場46台と一般駐車場40台がありまして、1日100円ということで運営しております。駅南等にかなり移動されておりますが、定期駐車場を今現在34台、一般駐車場を51台にして運営しております。まだまだ満車の状態が続いておりますので、先ほど言われましたように、JR用地の——まだめどは立っておりませんが——購入するに当たっても、購入して約3,500万円、JRの移転補償で3,000万円、工事費で3,000万円、その前の用地測量、物件調査と鑑定、実施設計で約900万円、計約1億円かかりますので、その辺は財源を見ながら、駅前の利用、交番用地の跡地も購入しましたので、送迎スペースとか町営バスの待機所もありませんので、その辺も考えて進めさせていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、駐車枠の関係で、私も毎年言っておりますけど、一年一年更新のときにぜひ現状を把握しながら、JRの土地が取得できて整地できれば別ですけども、その間はやっぱり、今定期の方がかなり一般の駐車を抑圧しとんで、できれば毎年見直しを少しずつされてますけども、来年にわたっても定期駐車枠を1年間占有するんじゃなしに、やはり一般駐車の方にも、回転をよくするためにも、ぜひその辺の細かい部分ですけども、設定に当たっては毎年頭に町民の方にお知らせしますけども、その辺を少し考慮に入れていただいて、その間もし駐車場枠がその土地を取得して整地できればかなり余裕ができるかなと思いますし、これから和気駅の利用促進というただ口だけで言うてみたところで、車が置けん駅に置けというのはちょっと無理なんで、ただ駅の170台のあそこというのも、理屈けども、皆さん感覚的に駅前というやっぱり今の現状のところというんがあるんで、細かいわずかな時間のことかもわからんけども、やっぱり利用者のニーズを考えたら、町としても町有地を獲得していくのは、いい場所ですから決して損にはならないので、税金で取得するということができれば一日でも早くそういう手続に入っていただきたいということをあえて申し上げて、以上でございます。

○議長（安東哲矢君） 答弁は。

(7番 居樹 豊君「よろしい」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第71号平成30年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第72号平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、議案第69号から議案第72号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第69号から議案第72号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第69号から議案第72号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第73号平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) 30年度の温泉会計ということで、これの宿泊料が6,252万9,293円、それから食事料、利用料うんぬん書いてあるんですけど、若干研修使用料全体で97.7%ということで676万円減というふうに言われたと思うんです。それで、これ更に10月1日から値上げするんじゃないかなと思うんですが、早々とたしか3月議会にそれ提案されたと思うんですけど、その点によってまた宿泊客が減る可能性も出てくるんじゃないかと私は思っているんで、その点の見通しについていうか、その点を教えていただきたいというのと、それから、ごめんなさい、あとは具体的に細かい質問です。

208ページのあんま器設置手数料96万円というんがあるんですけど、これはどこからか。雑入でいただいているんですが、あんま器の設置手数料、これがちょっとわからないんで、これを教えていただきたいと思えます。

あとは、あした特別委員会でお聞きしようとは思っておりますけど、とりあえずその2件、お願いします。

○議長(安東哲矢君) 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長(今田好泰君) 研修等使用料が対前年で97.7%ということでございます。この10月に宿泊料が値上げになって、これからの見込みが厳しいんじゃないかというご意見でございますが、結果的に値上げによって収入が増えるというふうな考え方で上げておるんですが、これからどうやって集客するか温泉のPRを今以上にやる必要があるかなと思っております。支配人等にもその旨伝えまして、10月以降しっかりお客さんが入るよう努力していきたいと思っております。

それから、あんま器設置手数料なんですが、マルタカナカヨ(マルタカ中四)と読むんですけど、ちょっと私

も業者名がはっきりわかりませんが、月8万円、フットマッサージとあんま器を備えた設置料でございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） だから、言いたいのは、収入というか、やはり職員が11名ですか、おられるんで、ある程度の営業というか、そういうふうなことをなさってるんだと思うんですけど、宿泊料も高くなる中でそういうセールスポイントにどういうふうなものを持っていくのか、その点を含めてもう一遍お願いしたいんですよ。

それから、設置手数料というんは、要するにその業者に結局お金が行くということなんですかね。それで、置いたら権利金のあれを入れてくれるという感じなんですか。そこをもう一遍お願いします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） もう議員おっしゃるとおり、セールスをしっかり職員でやる必要があると思っております。当然値段が上がるということで、職員一丸となってお客さんに来ていただくよう努力する必要があると思います。その手だてにつきましては、これから温泉職員と話し合いを持って売り込み方法について考えていきたいと思っております。

それから、手数料につきましては、月8万円の設置していただいているマッサージ、あんま器の利用料、借り賃ということでご理解いただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） ですから、やはりそれでは責任者がそういうあれだと、どうもぼっとお客さんが増えるというふうには思えないわけなんで、今の施設の中でどういうふうなセールスポイントを持っていくかというのをやっぱり持っていかないと、これは前へ進まないと思います。だから、その辺をいかにつくられるのか、もう一遍ちょっとその消費税によって宿泊料を上げる中でどうやっていくか、それは案をひねっていかないとこれは大変だと思いますよ。もう一遍その点をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） ほかのこういった温泉施設等のこういった施設を充実させる必要があるかしっかり研究をさせていただいて、獲得に向けてどういった企画ができるかわかりませんが、集客力に努めたいと思いますので、ご理解ください。お願いいたします。

（10番 西中純一君「納得できませんから、もう一遍委員会でほんなら言います。済いません」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 温泉はあすまた特別委員会がありますんで、余り細かいことは別にしまして、全体として、今言うお客集めといいますか、これはもうご承知のように、和気町の単独経営ということですので、これは温泉の職員の方だけでというわけにはなかなか。今担当部長からありましたけども、やはりそれは我々議員も含めて、職員の皆さん和気町には200人ほどおられるんで、その職員が本気で温泉をということで、温泉の従業員だけでやってもこれは多分だめだと思います。そういう意味で、町の単独の財産、観光施設ですから、そういうことも含めて、これから組織、担当部の方で、その辺を含めて少しそういう作戦を練られたらどうか。我々も、少しでも微力であってももしできるものであればということで、そうしていかないとなかなかこれ話半分でなかなか前へ進まんかもわからん。同じような回答で終わるかもわからんので。しかし、そうはいうても、今年も約1,000万円の赤字ということになりますんで、そういうことを含めて、どこまで許容できるのかと

いうのも含めて、あすの議論でいきたいと思いますけども。

あすの話でちょっと小出しと言うたらおかしいんですけども、私は先般、かんぼの赤穂の温泉に行ってきたんですけども、たまたまあそこへ観光ボランティアの分で行って来ましたんですけども、たまたま食事して時間があつたもので、二十数人行って、私一人ですけど、温泉に入らせてもらって、そしたらあそこに、思いつきじゃありません、以前から温泉委員会で私何回か言いましたけども、あの赤穂の温泉なんかには500円で入らせてもらうんじゃないけども、その利用料金はよろしい。これは以前私血圧計は言いましたけども、それもあるんやけども、ただ、出たときに、冷水機のぷつとボタンを押したら小さいカップが出て、やっぱりああいう風呂へ入って、汗を吹いて、サウナなんかというたら水分とった方がいいと思うんで、やっぱり出てからジュースを買うというんじゃないしに、出上りのあそこの更衣室の辺に冷水機、これを男女1つずつ置かれたらいいかなということで、これはサービスというほどじゃないけども、あとタイミングがあるけども、本当は4月の値上げのときのそういうタイミングがあつたかもわからんけども、あの程度はむちゃくちゃ何もかもこれを置け、あれを置け言うのはいけんけども、冷水機のあれぐらいは許容範囲かなというふうに感じております。そういう面で、ぜひともご検討をということで、あすもちょっと言いますから余りしつこうは言いません。

それからもう一つ、去年例の多目的の音楽のバンドの部屋、あれをちょっと、あすあるんで、ぜひあそこの利用状況というんか、そこまで細かくデータは今ちょっとねえあれなんで、あそこはある程度の経費かけて多目的にということで音楽ルーム的にしとんで、あれもあす話題にはなるかもわかりませんので、ひとつその辺もあすの会議の方でお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 答弁はよろしい。

（7番 居樹 豊君「よろしいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第73号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第73号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第74号平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第75号平成30年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第76号平成30年度和気町上水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第77号平成30年度和気町簡易水道事業会計決算認定につ

いての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 上水関係の会計は2通り、上水と簡水とありますけども、決算の資料のいろいろ説明を受けて、いわゆる簡水の方がかなり実際マイナスの収益ということですけども、今後、以前にも私も質問したときに、簡水と上水との一本化とかという問題もありましたけども、今回の監査委員の方の中にも意見がありましたけども、使用料の検討もされたらどうかということがございました。実際、簡易水道の経費節減とかということはなかなか現実的には難しいと思います。あと、だから道としては、利用料金の見直しと使用料の見直しということだと推測しますけども、その辺の考え方をぜひここで教えていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 議員ご指摘のとおり、簡易水道事業におきまして、供給単価、給水原価におきまして逆転現象になっております。142.26円の供給単価に対しまして給水原価が178.07円、マイナスの35.81円ということで、そういう状況になっておりますので、まず一番は、改善策としましては節約というか、もう最低条件の経費でおさめる、また起債の償還等も減っておりますので、それで様子を見るというのが一番でございますが、議員おっしゃられましたように、上水、簡水の統合、こういうことも視野に入れてやっていきたいと思っております。まず、使用料の値上げというのは、もうこれは最終手段でございますので、それにならないように努力はしていきたいと思っております。また、今岡山県内でも話題になっております広域化でございます。水道の広域化、これ先日でも岡山で会議がございまして、和気町でしたら和気町、備前市、赤磐市、瀬戸内市を一本にするというふうな案も県の方で上がっておりますが、これをされますと和気町の方が今一番安い水道の使用料でございますので、赤磐市とか備前市の方の単価に合わせてくれば、かなりの値上げになりまして、町民の方の負担がかなり大となってきますので、これには和気町としては余り賛成はしておりませんので、そういう手段も最終的にはあるんですが、これは備前市の方も反対してますので、そういうことに県の方向がならないように、供給単価の節約に努めて、何とか値上げをしないで、広域化にもされないように努力していきたいと和気町としては思っております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、担当課長の方から、広域での合併、これは少し先のことでしょうけども、今初めてお聞きしまして、それから和気町の公共料金の水道料の水準は2市に比べたら安いということで理解していいわけですね。ぜひそういうことも踏まえて、やっぱり町民の方が負担増になるようなことはなかなか流れとしてはあれなんで、できるだけ単町で頑張るということでしょうけども、その辺をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第78号平成30年度東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第74号から議案第78号までの5件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第74号から議案第78号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第74号から議案第78号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議案第79号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、ページで言いますと10ページになりますかね。

今回の補正については、この表の2番の和気小学校の整備事業、これが減額をされたというこの補正の提案だけですかね。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

このたびの学校・園統廃合整備基本計画の変更でございますが、和気小学校の整備事業におきまして低水圧工事と駐車場舗装工事が完了したことによりまして、その額が確定しましたから、その分を変更前、変更後ということで落とさせていただきましたという状況です。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） あと、この表をちょっと見ていたら、5番のところと6番のところなんですが、本荘小学校のプール、佐伯小学校の空調設備なんですが、一番後ろの備考のところと数値がちょっと変わっているんです。ここのとこのプールの大きさだとか、それから佐伯小学校のクーラーの台数の違いだとかというのがあるんですけど、そんなものが変わってもお金については変更はもうないということで、その理解でいいんですかね。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

10ページの資料の5番、6番の備考欄ですが、変更前が当初計画の数値で、変更後が実際の数値を入れさせていただいておりますが、これはもう以前の事業でして、このたびの変更にかかわっておるものではございません。ですから、今回備考欄を、当初の数字じゃなしに、確定後の数値に置きかえてここで発表の方がよかったのかもしれませんが、申しわけないですが、そのまま数値を上げさせていただいております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 決算ということで、最初の当初予算等は変わったけれども、金額の変更はないんだということなんですけど、基本的に言われてることはわかるんですけど、何かそういうことは、それでも大きさが変わったり台数が変わったのにお金は変わらないというのはちょっとしっくりこないんですけど、そういうことで、決算ですので、理解します。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 低水圧改善とそれから駐車場の舗装ということで、入札が完了して、お金も聞いたんですけど、この2つの変更前と変更後のわかるものを出してください。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 低水圧改善工事と駐車場舗装工事の変更前、変更後の数値は、また用意をさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第79号の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第79号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第79号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議案第80号及び議案第81号の2件の質疑を行います。

まず、議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 非常に地域にとって有益な事業だという認識でございます。山田地区、日笠地区、石生地区の3地区が対象になっておりますが、これ全体的な過疎計画みたいな全体計画を樹立してやるべきじゃないかなというふうに思うんですが、どんなでしょうか。もしできることなら、全体的なことを5年計画あるいは10年計画を立てて順次やっていくというような形をとっていただけたらなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

辺地債の総合計画について、全体計画はいかなものかというようなご提言でございます。

この辺地計画におきましては、法律の規定で、事業ごとに計画書を定めるといふ、その法律の規定にのっとり、今回はそれぞれ事業ごとにご提案をさせていただいております。

議員ご提案の全体的な計画をとすることは、もちろん大事なことだというふうに認識をしております。そういったところは、町の振興計画あるいは中期の財政計画、こういったようなところで全庁的な計画を進める中で、辺地債の充当、運用についてをどうするかというようなところで検討する必要があるというふうに思っております。

辺地に限らず、和気町全体を見通した振興計画の中で、全体事業に調整をかけていくというのは非常に重要なことだと私どもも認識をしております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第81号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第80号及び議案第81号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号及び議案第81号の2件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号及び議案第81号の2件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、議案第82号から議案第87号までの6件の質疑を行います。
まず、議案第82号和気町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第83号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) これは、どっかにありましたほかのもう一つの条例、災害弔慰金があったと思うんですけど、それと関連があるんだと思うんですが、56ページ、議案第87号ですかね。これは与・野党合意で議員発議で、災害が起きたときの弔慰金というのをいろいろお支払いする、そのための審査会を設けるというということがもとの根本だと思うんですけど、その辺のあれが余りなかったと思うんですけど、その最初の意義の辺からもう一遍説明をお願いしたいと思うんですけど、お願いします。

○議長(安東哲矢君) 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長(松田明久君) 失礼します。

それでは、西中議員の質問についてお答えいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、本年8月1日から施行されたことによるものでございます。それに伴いまして、条例を改正するものでございます。

まず、今回、暴風雨、豪雨等の自然災害により死亡した遺族に対するものが災害弔慰金、精神または身体に著しい損害を受けた町民に災害障害見舞金が支給されます。それにつきまして、災害との因果関係また弔慰金の支給対象者によっては生計を一にするといった条件がありますので、それについて検討する委員会を設けるものでございます。その委員会の委員に対する報酬の方を設定するものが今回の議案第83号でございます。

(10番 西中純一君「だから、もう一遍だけ」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 10番 西中君。

○10番(西中純一君) 要するに、これは与・野党合意で議員立法でできた法律による結果、こういうふうにいるいろいろな大きな災害があつて、そういう弔慰金を払う必要が出て、その審査会を設けなきゃいけないというのが義務づけられたので、それでやるということですね。

○議長(安東哲矢君) 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長(松田明久君) はい、先ほど言われましたとおりでございます。

(10番 西中純一君「いいです。わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、議案第82号及び議案第83号の2件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第82号及び議案第83号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第82号及び議案第83号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第84号和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まだよくこの任期付きの職員の関係について理解ができていないので、私も総務文教に入ってますんで、詳しくはそのときにご説明をまたいただけたらいいというふうに思うんですけども、様々な形でいわゆる正規雇用の職員とは別に非常勤の方がおられるということで、36ページの参考資料によれば、いわゆる一般職、非常勤職員が——この青いところですよ——会計年度の任用職員になるというふうに単純に考えていいんですかね。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、太田議員のご質問に回答させていただきます。それぞれ今臨時非常勤職員につきましては、地方公務員法の適用を受けまして採用をいたしておるところでございますが、大きく分かれまして、議員おっしゃられましたように、地方公務員法の第17条、これは欠員による場合の補充でございます。和気町の場合ですと、臨時的任用職員ということで、22条適用がほとんどの場合でございます。こういった適用の者について、右側の欄にあります。新しく令和2年4月1日から会計年度任用職員ということで移行してまいるということです。ですから、非常勤職員、先ほど申しました臨時的な任用職員についても会計年度ということでの移行ということでご理解ください。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 5年連続して働いていると、本人の希望に基づいて常用雇用しないといかんというような法律もあるんですけど、僕もそこはちょっと勉強不足なんですけど、それではこの会計年度任用職員の方は1年間がもう期限で、年度ごとにかわって、また賃金も最初からというようなことになるんですかね。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、継続使用のあたりのご質問でございますが、専門職につきましては基本的に継続での使用は可能となっております。こちらについての継続使用はございますが、会計年度任用職員ということで、あくまでも任期については単一年度での雇用になりまして、その専門性のある職等につきましては継続雇用、新たに給料表等でもご説明いたしましたが、その中で昇級も出てくるかという運用に変わってくるということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） また委員会の中でお聞きをさせていただきますので、今はこれで結構です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 濟いませぬ。私もこれはよくわからないんですが、たしか期末手当が2.6カ月というふうに言われた。これは前からそうなんじゃないかなと思う。それから、勤務時間は7時間45分ですか、38時間、とにかくたしか同じだったと思うんですけど。何が違うのか本当よくわからないんですが、ただいろいろ読んでみると、やっぱりそういう立場、ああいう人でもあれだけ頑張るとんじゃからあんたはというふうなあれで、要するに職員を分断していくとか、要するに上手に使うていくとか、そういう意図が出てくる場合があるので、私も、講師という学校の教員で定数があいたところへ入れる定数内講師というのが昔あったんですけど、教員試験に受かってても着任しない人がおるんですよ。そこへ入れられたことがあって、最初から担任持ったりしたことがあったんですけど。そういうふうなてこにならないようにと、要するに職員の権利が向上するようにやる必要があるとは思いますが、その辺がまだ国としての地方団体への援助、補助という

か、あれが余りきちっとできてないのということでは何か陳情が出てたように思うんですけど、6,000万円増加するっておっしゃいましたよね。その辺の国の施策というのはまだはっきりしたものはないんですか、あるんですか、そこら辺が一番気になるところじゃないかと、財政見る上で思います。その辺だけよろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の質問にお答えさせていただきたいと思いますが、せんだって議案第84号の参考資料ということで、別紙お配りしております裏面の現状と会計任用職員との比較ということで表の方をお配りしておるかと思いますが、期末手当で申しますと、今和気町の現状で申しますと、嘱託員制度それから臨時職員という制度で2通りの運用をしております。嘱託員につきましては期末手当の支給、それから臨時職員については期末手当の支給をいたしておりません。新しく会計年度任用職員になりますと、フルタイム、パートタイム問わず、こちら期末手当の支給の対象となりまして2.6カ月分の対象となってくるものでございます。

それと、制度的に大きく変わってくるものが、前回は説明させていただきましたが、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、退職手当の支給が出てまいります。こちらについては、岡山県総合事務組合との間で検討中でございます。

それと、今回の制度運用におきまして6,000万円程度の増加が令和2年度から期末手当分等によって増加するという点でございますが、こちらの財源措置につきましては、まだ国の方からはっきりとしたものが提示がございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） ぜひそういう今おっしゃいましたように、国がまだこういうふうな状況が変わってくる中で、やはり財務省当局のそういう待遇というか、支援もぜひお願いしたいと思いますので、地方団体の方で町長の方からも鋭意国の方へ陳情をよろしくお願ひしたいというふうに思います。もし何かお考えがあるようでしたら、お願いします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 36ページですけど、四、五日前の新聞に「非正規労働者とは呼ばないで」ということで、国は通達を出されたんだというような記事を読みましたけども、この前の説明で6,000万円ぐらい増えるという言われたんですけど、この36ページの下②のところですけど、臨時的任用職員は基本的に常勤職員の欠員の代替に限定ということになると、何か減るような感じがするんですけど、人数的には減るんかどうかというのをちょっと聞かせてほしいということと、3番に地公法第3条第3項第3号に、特別職非常勤職員の要件を厳格化ということで、3号の2を新設するというんですけど、3号の2というのを朗読して見てもらいたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、万代議員の質問でございますが、臨時的任用職員、こちらについての考えでございますが、こちらはあくまで常勤職員の欠員ということでございまして、こちらの運用については会計年度任用職員に入らないという取り扱いになってきます。

それから、3番目の地公法第3条第3項の特別職非常勤職員の要件の厳格化ということでございます。こちらについては、濟いませぬ、今手元に資料の持ち合わせがございませぬので、後ほど回答の方をさせていただきたいと思ひます。申しわけございませぬ。

(8番 万代哲央君「最初のをもう一回答えてもらえますか」の声あり)

先ほど2番でございますが、臨時的任用職員、こちらについては常勤職員の欠員ということでございまして、今役場の中で運用しております会計年度職員は、年度を通じて相当な期間任用される職務につけるべき職ということでございまして、代員とかにつきましても、臨時的任用職員での取り扱いになるということです。右の欄で、常勤職員の下にありますように、そちらで任用職員の会計年度任用職員の取り扱いにはならないということでございますので、よろしくをお願いします。

(8番 万代哲央君「わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第85号和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第86号和気町立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番(万代哲央君) 54ページが一番下のところですけど、副食費が無償後でも実費ということだと思えます。これについて質問させていただきますけど、よそのことを言うのは何なんですけども、おかずなどの副食費というものを10月から無料化にするような自治体もあるわけですけど、和気町の場合はどのようにお考えになったのか、率直にお聞かせいただきたいと思います。

○議長(安東哲矢君) 教育次長 万代君。

○教育次長(万代 明君) 失礼します。

副食費の無償化を考えてないかというご質問でしたが、和気町においては、今現在のところ国に沿って副食費をいただく予定でございます。このたびの改正は、3歳から5歳児において保育料、幼稚園使用料等を無償にすると。ただし、保育料の中に入っとりました副食費を抜き取りまして、それらは実費を払っていただくというのがルールでございます。ただし、年収360万円未満のご家庭においては副食費は免除すると、主食費のみでいいというルールでございます。

○議長(安東哲矢君) 8番 万代君。

○8番(万代哲央君) そうしますと、今現在副食費というのはどれくらい徴収するんですか、月でも、年でも結構です。

○議長(安東哲矢君) 教育次長 万代君。

○教育次長(万代 明君) 和気町の基準ですが、給食費、副食費、主食費合わせて1食280円です。今現在、副食費、主食費、幼稚園の方ではもう既にいただいておりますが、そのうち500円が主食費で、副食費が5,100円、合わせると月額5,600円の予定です。

先ほど副食費の仮に免除を行った場合、月額で約78万5,000円ほど必要になってくるという状況でございます。

(8番 万代哲央君「わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑ありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 同様の質問で申しわけないですけど、先ほど言われたように、吉備中央町と矢掛町とそれから新見市が3歳から5歳の給食費無料を打ち出しております、矢掛町については某KSBの方に山野町長が出て、うちはそういうふうな子供に優しいあれをするのが宣伝にもなるし、住民が増えるということでやるんだというようなことで、これはまた一般質問でお尋ねしますが、たまたまですが、和気町のTさんという方も、自営の方でその番組に出てたんです。それで、その方は無料なんだけど、現在は、これがこの制度が変わると給食費が有料になるのではないかなというふうには何かおっしゃってたんです。そこがちょっとよくわからないのがあるんですが、要するにこれを見ると、360万円未満の3歳から5歳の方は今度500円だけ給食の主食費を払うというふうになると思うんです。それから、あとの高額の方は5,600円払うというふうに見えるんですけど、そういうことでよかったんですか。そのTさんというのは、0円の方、いわゆる市町民税非課税の方だったんでしょうかね、何か役場の人は有料にはなりませんよというふうに言ったというふうはその番組の中では回答したというふうに出たんですけど、その辺がよくわからなかったというか、それも含めてちょっと教えていただいたらわかりやすいんじゃないかなと思うんです。いったんこれ29年度から給食費6,200円分だけ3歳保育の方も減額になるというふうなことだったと思うんですけど、だから幼稚園の方は保育料は0円と。だから、給食費だけは取るというふうになっていたと。その点も含めて、総括的にもう一遍説明をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

申しわけないですが、テレビの報道の方は見てないのでお答えができないんですが、55ページに月額保育料等の基準額表というのをつけております。これまで和気町独自政策で上限6,200円まで保育料等の減額をとるということで、実際に保育料並びに幼稚園の利用料等、その以下の方は現実には0円ということになっておりますが、ただ幼稚園においてはこれまでも主食費、副食費5,600円をいただいておりますのが現状でございます。

保育園の方は、保育料の中にそういった副食費がこれまで含まれてきたので、6,200円の減額で0円の方もおられたとは思いますが、ただ主食費の500円はいただいとったというのが現状でございます。

この表を改めて申しますと、太枠がかかるところが今回の法改正のところ、ちょうど所得階層360万円のところで区分が分かれとります。その360万円以下の方は主食費の500円をいただく。360万円以上の方は給食費相当、5,600円をいただくという表になるとります。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） わかりました、大体。

それで、先ほど言われたように、町が負担するとしたら月78万円ということですから、大体1,000万円弱すれば、その自己負担についてもカバーすることができるということですね。それだけ確認をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 副食費のみの免除を行った場合が、先ほど言いました約78万5,000円ほどで、主食費と合わせて免除した場合は91万円ほど月額にかかってきます。ただ、これはあくまでも3歳から5歳児のみのことでありまして、今でもゼロから2歳までの方は保育料の中に給食費も入るというふうな関係がございますから、その辺も踏まえて検討しないといけないのかなと思っております。

（10番 西中純一君「わかりました。あとは一般質問で」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 濟いません。43ページから44ページにかけての保育料の基準額表なんですけども、いろいろ説明をされているのが後ろへずっとその部分があるんですけど、よくわからないのが、別表2は見てわかります。その下の別表3なんですけど、別表3は、ここで言う生活保護世帯だとか、その下の5番、所得の多い人、所得割課税額30万円とかという、5番、6番、7番の人はここに載ってないんですけど、これは実際もうきちっとした条例の中にも載らないんですかね。わかります、言ってることが。44ページの別表3なんですけど、別表3は②、③、④しかないでしょう。別表の2で言うと1から7まで載ってますよね。これはもうきちっとした条例になったときも、その表で、その別表3のところというのはもうここで言う1だとか5、6、7のところはもう関係ないとか、載せないということになるんですかね、そこを教えてください。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

44ページにあります別表3ですが、こちらは母子、父子ひとり親家庭のうちが定めております基準額表です。今うちが定めております条例の基準額表に、②、③、④ということで、例えば市町村民税非課税世帯の区分で定めておりますのは今0円で、それは変わりません。市町村民税非課税世帯の3歳未満児の場合と3歳以上と、それから所得割課税額4万8,600円未満の3歳未満と3歳以上と、それから所得割額7万7,101円未満の3歳未満児と3歳以上ということで定めております。この表の区分はこの表だけでございます。それらを全て0円にするという内容でございます。

母子、父子家庭の区分表は、この3つの階層区分であらわしとるという状況でございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ちょっと私の理解が悪いんかどうか、余りよく理解できないんです。母子、父子、簡単に言やあ片親の方であっても、いわゆる所得の高い人はもうということなんです。なるほどね。ということになってるということですか。それはわかりました。

それで、そのことと、あとこれは父子家庭、母子家庭ということを書いとんだけど、育てる親が母親か父親か、あるいは祖父母かということで、そうすると祖父母の場合はどうなるのかだとか、何かいろんなことがあるんじゃないかなと思うんですけど、また委員会の中でも聞きますけども、何かそういうところがあれば教えてください。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 表現が母子、父子家庭とか、こういう表現になつとるのでちょっとわかりにくいと思います。基本的にはひとり親という基準に基づいてなつとるものですから、祖父母等、そういった方についても対象になるとは思うんですが、それにつきましては確認して、また委員会の方で報告をさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） わかりました。

あとありますけど、それは委員会の中で質問させていただきますので、またよろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第84号から議案第86号までの3件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第84号から議案第86号までの3件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第84号から議案第86号までの3件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、2時25分まで暫時休憩といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第87号和気町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第87号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第87号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第87号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議案第88号から議案第103号までの16件の質疑を行います。

まず、議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 73ページ、農林水産業費、農業振興費、委託料と備品購入、ドローン関係ですが、これドローン航空隊なるものをもう新聞にまで出されてやっとなんですが、ここらで十分できるもんだという認識だったということと、それから実証実験、6月補正で965万円ですか、物流と防災と農林業の実証実験をやるということで我々も賛成したわけですが、この実証実験結果が出てからやるべき案件であって、270万円でドローンを購入して、また調査委託料で100万円委託するというようなことはちょっと考えられん話じゃないかと思うんですが、多面的機能を確認するといっても、この番地とこの番地と言ったところで職員がついて回らにゃいけん。そうすりゃあ、同じことになると思うし、ここらを即というのは問題があるんじゃないかなというふうに思っております。どういう考えかということと、何にしてもドローンで農薬散布等は今既にやっていますし、これは業者間で競争させてやればいいことであって、行政がかかわってやることではない。実証実験で可能性があるのならばやればいいというのが私の考えなんですが、どういう意図かお尋ねしたいと思います。

それから、75ページ、防災都市公園関係なんですけど、これ余談になる部分があるんですけど、私の入手した情報なんですけど、区長会で町長の答弁ですが、これは収集した情報なんで間違いがあるかもわかりませんし、言い回しや言葉遣いが違うかもわかりませんが、言ったか言わなかったかということを取りあえず回答願いたいと思います。

まず、反対している議員は、現計画地はハザードマップで5メートルから10メートルの浸水地域で、防災ハザードマップは真っ赤だと言っているというような発言があったと聞きました。

それから2番目に、社会資本整備事業交付金は、決めたものにもかかわらず、福祉に回せと言う議員がおると言う発言。

それから、2番目は私の判断じゃないんですけど、3番目に、野球場は要らない、野球場をつくっても誰も使う

者はいないと言っている議員が、議場外では野球場は本格的なものじゃなくちゃならんと。その後、そんな議員とけんかを売る気はないとかというような発言があったと聞いております。

それから最後に、陳情とかができれば前向きに考えてほしいということがあったというふうに聞いとんですが、言い回し等で違う表現はあったかと思いますが、このあたり。今の4点、区長会で町長が言われたのか言われてないのか、そのあたりを確認させてください。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 予算審議とはちょっと別になるのかもわかりませんが、お尋ねになられたんでお答えをさせていただきますが、防災マップで5メートルから10メートルの浸水地域だという、その反対の理由があるということ私は区長会で質問があったときに言うたかどうかというのはちょっと定かじゃありませんが、そのことは今までも議員から聞いておりましたから、ときと場所は覚えておりませんが、言ったことはあると思います。

それから、福祉に回せということも議員からお聞きしておりますので、そのことも、どこで言ったかというのはこの場所では今記憶にございませんのではっきり申し上げられませんが、言った覚えがあります。

それから、野球場は要らないと、野球場をやったって使う人はおらんぞというご意見があったのも、そのことも言った覚えがあります。覚えはありますが、言った場所については今ここで、定かじゃございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

それ以外に、別に私は申し上げた覚えはございません。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） おおむね言われとんじゃないんかと思うんですけど、防災ハザードマップは真っ赤だというようなことも強く言っておられました。副町長あるいは総務部長にも、お願いしても言うことを聞いてもらえんのかもしれませんけれど、6月議会で町長が間違ったことを言ったら訂正してくれと、区長会あたりでそんなことを言うてくれちゃあ困るということ強く言いました。ちゃんとやりますという返事をいただいとります。しかし、益原地域は5メートルから10メートルですか、赤塗りですか、ハザードマップを見てください、もうちょっと勉強してくれにゃいけません。我々が反対するのには、当然目的を持って、気持ちを込めて勉強もしております。赤塗りというのは、液状化のところが赤塗りになっとなですよ。ハザードマップは水色か青色です。赤色のところはあります。

それから、社会資本整備のことはええんですけど、球場以外でというのは私が言っております、もちろんこのことは、で、間を言ってもらわんと全くわからない話になります。といいますのが、野球人口が減って使う人が少ないというのは確かに言ってます。本格的な野球場、せめて瀬戸よりいい球場をつくらないと、岡山方面からもこっちへは来てくれないということは、私は議会の中でも言うとります。外でも言うとります。それを議場外では言うというようなことを言ようたという話でございます。

それから、議員にけんかを売る気はないとかというような発言があったということですが、こういうことを言われりゃあ逆にけんかを売ってきよんかなというふうに私は捉まえております。

それから、陳情とかができれば前向きに考えてほしいというのも言ったと。これは強く確認してますんで、まづ言っておられると思います。

それこそこれも出さにゃいけんのかもわかりませんが、特別委員会までに区長会の会議録か、テープもとつとるということですから、提出してください。私が一方的に違うことを言うとなら失礼な話ですし。

それから、それ以外に、この議案にはないんですが、これも町長にぜひ口止めと言ったら何ですが、言っときたいんですが、この議場の中にも数人の方が聞いていることですが、防災公園が完成すれば町長に3億円のいいことがあるんだというのを山本議員が言うて回りようというようなことを町長の口から流れとるようですが、

私はそねえなことを言うて回っとりもしませんし、これ非常に問題の発言じゃないかと思います。こんなことを言って人を陥れるなど私は言いたい。そういうことをやってくれちゃあいけんし、首長ともある人がそんなばかなことを言うてくれちゃあ困りますんで、そのあたりの見解を再度お尋ねします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） いろいろおっしゃっておられますが、私にもそれなりに町民の皆さん方からぜひこの防災公園事業をどんなことがあっても実現してほしいという陳情をいただきます。そのときに、我々も頑張っておるわけですが、陳情等の道もありますから、陳情していただけるんならそれはありがたいことですよということはお申し上げました。

それから、3億円の話でございますが、これは議場でお話するようなことじゃございませんが、私はいろんな方から耳にしたことを申し上げたんで、これをほんなら誰が言ったからどうのというようなことを申し上げればまたおかしいことになりますから、ここで申し上げるわけにはいきませんが、それは私が作り事を言うた話でもありはしませんし、その話は私も人からそういうお話があるぞというお話を聞いたんで、それはどこでお話ししたかは私も覚えてはおりませんが、発言したことはございます。

それから、陳情のことは申し上げました。それでよろしいか。

それから、防災マップについては、国土交通省が出しております防災マップは、実はお言葉を返すようでございますが、赤塗りになっております。ですから、私は赤塗りというふうに申し上げたんです。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） この5メートルから10メートルというのも、2メートルから5メートルというのは私は言ったことがあります。某所の表現ではハザードマップは真っ赤だという表現があったというふうに聞いております。真っ赤というのは液状化のことであって、防災マップは水色あるいは青と判断されてもしょうがないかもわかりませんが、青なり水色でございます。そのあたりの認識は町長が持ってくれにやあ困りますんで、そんなのを外へ向いて言われたんじゃ困ります。

それから、最後の3億円うんぬんの話ですが、こんなことを本当に言よう人がおるんなら、ちょろっと私に言うてくれてもよかったんじゃねえかなと思いますけれど、それを同僚議員に流したりするやり方、これ私は天地神明にかけてこんなことは言ってませんし、町長になって3億円もこねえなもんがもらえるんなら、する者は何ぼでもおりました。そんな話を町長の立場で言ってもらったんじゃ困りますし、どういう状況かわかりませんが。

それから、けんかを売る気はないとか、若干私も頭にきたというか、気分の上ではおもしろく思っておりますのでやめますけれど、そういう流れの中でこの事業が追加で出てきておりますが、今度は野球場だけじゃなしに、ほかの部分もかなり出てきております。正当な話をきっちり町民にさせていただいて、それで町民が理解するんなら、それは推進すりゃあよろしい。我々もその気持ちになるかもしれません。けど、私ははっきり言って、2月に我々は選挙がありました。その選挙で動いたときには、確かに9割以上の者が反対、それはもう公言切っ私には言います。会った人はもうほとんど、五、六百人の人と防災公園の話もしましたが、なぜ野球場を反対するんならと言われた人は1人でございます。そういう状況の中で、私は9割以上が反対だというふうに申し上げておきます。ここの質問にならん部分がありますが、温泉言うたらいいけんのですが、プールの屋根とかドームの屋根、あるいは鉄骨等の修理、工事請負費にも入っておりますが、これは本当にこころあたりががらっと変わる確率があるのかなのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） いろいろ私の発言についてご指摘をいただいたんですが、私は間違っことを言うた覚えは全然ありませんで、そうとは言いながらも議員に逆らうつもりもないわけですが、何としてもこの社会資本

整備事業交付金が国の方ではお認めいただいて、5カ年計画で和気町の資産価値を高め、和気町の付加価値を高めていくために、しかも防災といえますのは、何回も私もお話し申し上げておりますように、南海・東南海地震も30年以内には70%から80%の確率で来る可能性がある、震度6弱じゃというような報道も内閣府はされておるわけでございますし、それから今異常気象で、先般も新見が浸水被害に遭っておりますが、このときに粗大ごみの処理に大変困っておると、こんな情報もマスコミは流しております。こんなこともあるわけでございますから、ひとつぜひこの社会資本整備事業交付金、和気町の資産価値を高めるために、10億円、これから先事業によっては額は変わってきますが、今現在は1億7,900万円が宙に浮いとるわけですから、これをひとつ管内流用でよその町へ流用するっていうようなことはさせないように、ひとつ和気町でこれを消化するように、和気町でこれを消化することが町民の生活に必ず直結することでございますから、私の発言とか私の態度とか、そういうことにもし問題があるんならお断りもいたします。ひとつぜひ前向きに物事の判断の中でこれをお認めいただいて、和気町の将来が展望できるようなそういうまちづくりにご協力をいただきますように、もう伏してよろしくお願いを申し上げます。

それから、今広島とお話しいたしておりますのは、社会資本整備事業交付金の中でドームがもう20年以上経過をいたしまして、テント等ももうかなり傷んでまいっております。このテントの張り替えっていいものは特殊なもんだということで、職員が調べたところ1億円ぐらいかかると。それに塗装をするのにまた1億円ぐらいかかると。それに足場がそのぐらいかかるだろうというような情報があります。それで、そのことを国の方、広島の方へお話を申し上げまして、平成28年でございますか、あのドームが岡山県の災害時の食料の備蓄基地に地の利を生かして指定をされておるといような事情もあると。ひとつぜひテントの張り替えも、この社会資本整備事業交付金の中にお認めいただきたいというお願いをいたしております。防災に関係が絶対ないことはありませんということで、ほぼお認めがいただけるような判断をさせていただいておるようでございます。

それと、プールがドームになっておりますが、アルミの部分は大丈夫なんですが、樹脂の部分が年数がたったために劣悪になっておまして、この樹脂の部分の張り替えが5,000万円ぐらいかかると。これは防災には関係ねえというふうなお話があったんですが、決して防災に関係ないということじゃございませんで、これも防災に必ず関係がある。と申しますのが、25メートルプールが6コースございますから、あれに水を張りますとかなりの期間いろんな意味での水の活用も将来できると、災害が発生した場合というお話を申し上げたら、お認めがいただけるという方向づけができたわけでございまして、このあたりのこともあります。

それから、地権者の28人の方に、30年9月に5,200万円の歳入を認めていただいて、用地費を認めていただいた段階で地元説明会にも行かせていただいて、その地元説明会でも買収単価についても公表させていただいて、現在に至っておるわけでございまして、28名のうち27名までの承諾書をいただいております。1名はまだ現在承諾書をいただいておりますが、何とかこの1名の方にも、もし議会でお認めいただいたらご理解をいただいて、10町歩というのは何にしてもあそこはこの事業は縛りがございますから、公共施設をコンパクトに一ところへまとめなさいという中での4町歩、あと6町歩でございますので、この6町歩をお認めいただいて、この6町歩へ、1メートルあそこをかさ上げさせていただくということになりますと、大体6万立米の埋め立てが必要になってくる。6万立米の埋め立てということになると、敷きならしめですとざっと経費が2億円ぐらいかかるといお話もいただいております。そこで、お尋ねをいただいても結構でございますが、国土交通省の岡山河川事務所長、三戸所長にお願いをして、何とか吉井川の浚渫をしてほしいと。災害があったら、もう人災ですよというようなお話の中で、国土交通省の岡山にもぜひ浚渫をやろうという約束をしていただいたんです。そこで、もう既に実は入札を済ませておられまして、7万7,000立米と8万立米というふうに聞いておりますが、あのダムから下流へ金剛川の合流点、それからもう少し下までということで、今15万立米入札を済ませておって、岡山県内大手の2社が落札をしておるようでございまして、それを6万立米あそこに入れていた

だいて敷きならしをしていただければ、2億円費用がかかるのがこれが無償で整備ができるということもあります。そういうことも考えたりする中で、全体の事業費20億円がだんだんと経費が削減されていくだろうと。そういう努力も力いっぱいやりたいと思っておりますので、ひとつぜひお認めをいただいて、もし私に悪いところがあるんなら、本当にやめて済むことなら私もそれはそれで覚悟はするんですが、そういうことじゃないんで、ひとつぜひよろしく願いをいたしまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） それでは、73ページ、3目の農業振興費の委託料、調査委託料の100万円と備品購入費の270万円のご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、委託料の100万円でございますが、多面的機能支払交付金、現地確認調査委託料ということで、先ほど実証実験600万円のことを山本議員おっしゃいましたが、またこれ別の委託でございまして、県の方から和気町はドローンをしっかり力を入れてやってるということで、多面的な現地確認をぜひ和気町の方で実証実験をやってほしいというお話がございまして、約5ヘク、場所についてはこれから最終決定しようと思っておりますが、これからドローンを活用した現地確認を農地パトロールであるとか、これからどんどん必要性が出てくると思っております。県の方は、和気町の実験のデータを基に、これから備前局管内等で使っていくかどうか判断したいということで県からご依頼があったもので、10分の10県の方で助成をしていただけます。

それから、備品購入費の270万円がございまして、これは農薬散布用ドローンの購入費でございます。財源としましては、JA共済地域貢献活動支援助成金100万円をいただきまして、補助残につきましては今財政課と協議しておりまして、有利な起債が使えるかどうか、過疎債、辺地債等、そういったソフトの起債が使えるかどうか今検討をいたしてるところでございます。農薬散布ドローンの利活用について、現在非営利を目的とした任意団体等の組織づくりについて、農業委員会、農協、JA岡山東等も入れて検討をいたしております。当然行政が行う事業でありますので、営利目的というよりも、中山間地域の農家の皆様の省力化のお役に立てるような組織としてのそういった体制づくりを早急に検討していこうと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

先ほどの山本議員のご質問で、ハザードマップが真っ赤だと町長が発言したということでございますが、これは国土交通省の方が平成29年4月に指定をしております国土交通省管内の河川の洪水浸水想定区域、これによるものでございまして、これはこの地域で最大限の雨量を計測した場合、国土交通省管内の河川ですから、高梁川、旭川、吉井川、この河川がどういうふうに浸水するのかというのをあらわした図でございます。これによると、予定地は5メートルから10メートルの浸水想定区域。ただ、想定が最大規模の雨量ということですので、これは48時間内で744ミリと。このあたりで考えられる最大規模の雨量、この雨量を計測し、堤防が破堤した場合に益原ではそういった浸水被害があると、そういう想定でございます。これは、まだほかのところは公表されておりませんので、国土交通省の管轄のところだけということでございます。済みません。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 逆になりますが、ちょっと質問も聞いてほしいんですけど、反対している議員はハザードマップが5メートルから10メートル、ハザードマップは真っ赤だと言ふということなんで、ハザードマップは真っ赤じゃありませんので、そのあたり、私は何でハザードマップが赤なら言ふよりやあしません。そういう違ったことで区長会あたりで吹聴してくれちゃあ困ると。副町長あるいは総務部長には、町長の間違ひは訂正してくれというのを6月によろしくお願ひしましたが。そのことですから、執行部の皆さんが一本になってやられるのはいいですけど、違うた情報を外へ流してくれちゃあ困るということです。

それから、これドローン航空隊が4人も講習を受けて、やらしゃあええんじゃないんですか。ほいで、270万円もする大型のドローンを買ってやる必要があるかないかは、これは実証実験が済んでからでしょう。ほいで、100万円からかけて4人が講習を受けてしたにもかかわらず、職員ができません。そんな講習なら受ける必要なかったんじゃないんですか、ましてや実証実験的なことを。私らは6月議会で物流——物流はこれ経費のことを言うったら恐らく難しいと思いますが——防災と農業関係には町民にとってメリットもあるんじゃないかということで賛成もさせてもらいました。そこが、約1,000万円、965万円でしたか、かけて実証実験をする。その実証実験の後に経費的なことも考えてやるべき話だと思いますんで、ここでは必要ないんじゃないんですか。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 議員おっしゃいました実証実験が終わってからやるべきではないかということですが、ドローンによる農薬散布については、県内でかなり普及いたしております。昨年度、30年度の和気町の空中散布状況を調査しましたところ、無人ヘリが33.2ヘク、ドローン活用で7.4ヘク、合計40.6ヘクの無人航空機による散布がなされているということを把握いたしております。実証実験というよりも、実際農薬散布についてはもう現実ドローンの薬剤散布の機材についてはもう市販されております。今考えておりますのは、オペレーターにつきましてはあそこで指導しているお二方を主としまして、当然職員も免許を持ってる者がおりますので、これからその職員を使うことがいいかどうかは判断しないといけませんけども、農薬散布についてはまた普通の一般のドローン操縦とは講習会か何かを受ける必要があるとお聞きしておりますので、そういった組織づくりは早急にやらせていただきたいと思っております。

J Aの地域貢献の助成金につきましても、町で整備して農家、営農組織になかなか貸し出して活用してもらおうというのは難しいので、やっぱりそこは町がある程度組織づくりをした上で、操縦は専門知識を持った者が行うこととなりますが、農業委員会、J Aと相談した上で、どのぐらいの必要があるかこれから早急に調査した上で、組織づくりについて考えようと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） いろいろあるんですが、まず73ページの事務的なことから先に申します。

隣保館の施設工事費は、藤野会館の周辺の道路というか、前の車を置くところというか、空き地を整備しようということだろうと思うんですが、もうちょっと詳しくその辺の話をお願いしたいというふうに思います。

それから、今先ほど同僚議員が言われたドローンのことですが、調査委託料100万円。ドローンの購入についても、かなり問題があるんですが、調査委託料というのが本会議での今回の説明の中でも、事故が起きたときのことが心配であるのでFDD I社にも依頼をしたけど、それを断ったというふうに聞こえたんですね。そのようなものをなせ町がやるのか。それからまた、市場調査も、今何か33.4ヘクタールとかと言われましたけれども、それはどこから出てきたのか。それは市場調査ということなんですか。営農組合も無人ヘリか何か——別のそれは会社なのかもしれんけど——提携してやっているんで、本当にこれをやって、また町が無駄な赤字というか、そういうものをかぶるんじゃないかという感じが非常に強いんですが、その必要性が本当にわからない。一連のドローンの利用の流れの中でこういうふうに、会社はエアロジーラボという会社ですが、それはもちろん協議会の中にも入ってる会社なので、一連託生でそういうふうにやられるのかなと思いますけれど、とにかく町民のための予算を使うやり方ではないんじゃないのかなという感じがします。その点をもう一遍お願いしたいと思います。

それから、75ページの分譲宅地管理費の測量設計委託料でしたかね。これは宮田団地を分譲宅地にするため

の測量設計の委託料だということでしたかね。これについては、本当に民間の業者との競争にもなるということで、そこまで本当に町がやる意義があるのかどうかよくわからないんですが、もう一遍そのところを説明の方をよろしくをお願いします。

それから、同じ75ページのこれは防災都市公園で、特別委員会でもまた申し上げたいと思いますが、基本的なことでありまして、9,000万円の吉田組の損失補償、営業補填だと思えますが、その点をもうちょっと簡単にもう一遍説明をお願いしたいと思えます。土地については何か替え地を言ってるというふうなことを前から聞いているんですが。

それから、これは本当に非常に失礼なことを言うというふうにまた言われるかもしれませんが、県の方が指導に来ているというふうに思います。それについて、お会いになったのかならなかつたのか、指導に来ているか来ていないか、その2つ、よろしくをお願いします。国土交通省も多分困っているんだろうと思います。議会の方が否決したものをまだどどんやろうと。普通じゃあなかなかこれは難しい、考えられないというふうなことだろうと思うんですが。もちろん執行権はありますけれど、議会の議決権というものもある。両方がガチンコになっているということとして、どっかでこれは矛盾を解決しないといけないということなんですけど、もう一遍吉田組の件についてお願いをいたします。

それから次に、77ページ、サエスタの管理費で77万円、これはガラスの破損を修理する修繕料ですか。これは具体的な事務的なことで回答をお願いします。

それから、78ページの鶴飼谷温泉施設の189万8,000円、これは監視制御装置というふうに言いましたか、テレビか何かですかね。それを一般会計と体育施設の分と温泉会計で折半をして負担するという考え方でですかね。もっと簡単にもう一遍お願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 私の方からは、民生費の隣保館管理費におけます委託料、それから工事請負費の追加でございますが、お手元に現地の位置図等わかるものを添付してないのですが、現在岡山赤穂線のバイパス事業が進んでおりまして、橋梁部分ができたのに引き続き新たなバイパス部分の今工事が進んでおります。それに伴いまして、現藤野会館の東側部分が今の県道から新しいバイパス県道へ入る取り合い道も今改良が進んでおりまして、会館の東側部分がすごく狭小になっております。その関係もありまして、本年度の当初予算では、会館の裏側、西側と日笠川との間の残地部分につきましてを駐車場として舗装整備する予定で、約800平米ほど予算計上を350万円しておりましたが、今進んでおります県道の取り合い道、新たなバイパス県道の形状がはっきりした関係もございまして、それにあわせて藤野会館の残地となる部分も、玄関の側、東側の部分についても現在残る土地を舗装し、新たに区画を整備して、来場者の方の駐車場を確保する。あわせて、県道の取り合い道とかの関係で、敷地との境あるいは段差がはっきりしてきますんで、そういったあたりを擁壁工あるいは防護柵、擬木等で整備したいという周辺整備を合わせて今回工事請負費700万円と委託料30万円の追加をお願いしていることでございます。

それから、サエスタの管理費でございますが、サエスタの大ホール側の入り口、エントランスホールというんですが、1階部分の玄関に入った部分の大きなガラスが、施設の老朽化といいますか、ひずみによってガラスがひび割れてる状況がございまして、その部分の経年劣化によるひび割れだとこちらは認識いたしておりますが、大勢の方々が出入りする部分でございますので、今回取り替えということで修繕料77万円を追加させていただいている状況でございます。

それから、鶴飼谷体育施設と温泉の関係でございますが、今回中央監視装置の修繕ということで予算を計上させていただいております。この装置につきましては、平成7年11月1日に鶴飼谷施設が――温泉と体育施設に今なっておりますが――それがオープンしたときに、温泉部分と隣接するプール部分を監視するために設けられ

た監視装置でございますが、開館当初から経年使用による不具合が発生しておりまして、空調であるとか換気、熱源、衛生設備、電気設備操作、監視、異常時の発生を察知するものでございますが、そこが非常に不具合が生じるとの関係がございます。早急にここで修繕が必要となりました関係で、鶴飼谷温泉と体育施設でありますプール等をあわせての整備となりますので、各施設ごとに折半させていただき経費を2分の1ずつ、特別会計と一般会計で計上させていただいているものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 37ページ、農業振興費のドローン関連のご質問でございます。

先ほど申しました空中散布状況のデータ、実施面積等につきましては、市場調査は行っておりません。農協の聞き取りとあと津山市の日植アグリさんという無人ヘリの会社、そういった聞き取りでのデータでございます。

委託につきまして、100万円の、事故が発生する可能性があるからお引き受けできないという、それはまた別の、今まち経営課等がやっている実証実験のことだと思います。今回の多面的の現地確認は、農地の上を撮影して、実際職員と多面的でしたら地元の代表の方が現地確認に行くんですけども、これからそういったなかなか大変な場所に行くのにドローンで撮影したデータがどこまではっきりそういった確認にかえることができるかどうか、その実験をしてほしいということなので、危険だからお引き受けできないというのは、今回この委託に関しては全くそういった話はございませんでした。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、分譲宅地のことについて回答いたします。

これは、30年度繰越事業で宮田団地を4棟解体いたしております、その跡地利用に伴う概略設計の委託料でございます。当然あそこは公園用地とか住宅の方がとめられている駐車場スペースがありますので、その協議が必要になるかと思いますが、大体1区画、近隣の分譲区画を見ても200平米からの区画が整備されておりますので、それが一応基準になるかと思いますが、それを基準にして概略設計を行い、整備する委託料を計上させていただいております。

分譲価格は一応10万円から15万円、あの辺の相場は全部分譲地の価格がそうなってますので、その予定にいたしております。

それとあと、防災都市公園の賠償金9,000万円の件ですが、これは申請するときにコンサルがはじいとる額でありまして、実際鑑定委託料ではじかないと、営業補償とかあと吉田組の建物とかありますので、そこでまたはっきりした金額が決まってくるかと思いますが。

県の指導ですが、こちらから県庁の方へ出向いていたり、こちらへ予算査定前に来られました。それで、念を押されまして、30年度繰越分の5,200万円は和気町しか使えないんですが、31年度はどうされますかと言われましたけど、町執行部の方が、このまま進めていくということで、9月が限度で9月の議会まで待ってくれるということで、全額使う方針で来ております。当然県へ行ったり来られていることは総務部長、副町長の方まで報告しておりますので、決して担当者だけでやっているわけじゃないです。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） わかりました。今の防災の件で、やはり県の方が指導に来ているというのはほんなら事実だということですね。県が和気町の方へ来たということですかね。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 指導というのか、最後の意思確認です。実際大丈夫なんですかと、実際使えるんですかという、その意思確認を行いました。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 特別委員会でも申しますけど、ここへ来て3月までに1億8,000万円使えとか、

そういうふうなことはそれはもう論外だというふうに思います。本当に話をしようと思えば、否決したときに即折り合いをつけるというふうなことがあればそれは可能だったんだろうと思いますけど、私個人としてはそれはもう不可能な話だと思いますので、そのように粛々とやっていくしかないんじゃないかなというふうに思います。これはもう回答は結構です。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 75ページの防災都市公園費についてお尋ねいたします。

13番に委託料があります。4つ載っております。それから、15番に工事請負費があります。それから、17番に公有財産購入費がありますが、これにつきましては取得しようとする面積がどれぐらいかもあわせて答えていただきたいと思います。22番につきましては、今話があったんでもうよろしいですけど、13番と15番と17番につきまして一度説明をしてください、金額の。それで、その中身は一般財源か、それともその他か、地方債か、国のお金か、これを盛り込んで説明してください。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 17番の土地購入ですが、面積で5万6,374.69平米です。

委託料ですが、測量委託というのが、用地測量で、あそこの土地の中に水路とか道路がありますので、それを用途廃止したりする用地測量になります。実施設計が、あそこを利用するに当たっての実設計です。補償鑑定委託料が建物、吉田組の営業補償とかの委託料。不動産鑑定は、2年前、29年度にあそこの地価とかの鑑定をしておりますけど、年数が2年たってますので、再鑑定する鑑定委託料となっております。

（8番 万代哲央君「移行工事」の声あり）

濟いませぬ。工事費ですが、補助金と事業費を割り戻して、残りが用地委託料の補助率が3分の1、実施設計委託料が2分の1、補償鑑定、不動産鑑定が3分の1で、用地購入も3分の1あります。補償費も3分の1になります。残りの割り戻した額が工事費に来るということで、今どこを工事するかというのは、残り補助金を割り戻した額が工事費になっております。

（8番 万代哲央君「工事内容というのはわからんのやな」の声あり）

ここで予定しているのが、先ほど町長が言いました、これから交渉になると思いますが、ドームの屋根の張り替えとか鉄骨の塗装、それ認められたらです。それを予定しております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今ちょっと話を聞かせてもらいましたが、私はこれを全員協議会でも聞いたわけですけど、この予算をここへ上げてるといふのは、本当これどうしてかなと思っております。もう行き当たりばったりの予算案だと思えます。何でもかといひますと、6月の議会で私も聞いたはずなんですよ。国の方は、変更してもいいんですよ、それは軽微な変更でなくてもいいんですよというてたわけです。それに対して町の方は、いや軽微な変更ならまだできるかもしれんけど、大きく変えるつもりはないということ言われたわけです。それを、今の答弁の方は繰り返しませんけども、そういう中でとても軽微な変更では済まないはずなんです。変更をしなくちゃいけない、そういう手続が出てくると思うんです、こういう予算を上げると。だから、6月と今と言っていることがもう全然違うわけですよ。それで、ドームだとか温泉だとか、修理費が1億円、1億円、1億円だとか5,000万円だとか言いますよね。結局20億円以上かかるという、計算するようになりますよね。こんな誰でもわかることじゃないですか。それをもっとここで上げてくるのであれば、一番に言わなくちゃいけないのは、6月の議会でああいうふうの方針を示して軽微な変更しかしないと、こういうふうに言ったけれども、よく検討、熟慮してみると、ドームの屋根とか鉄骨も直せるんであると。プールの樹脂の部分も交付金を使えるんだと。だから、せっかくついた交付金だから、そういうのにも回して活用したいんだと。そういうこ

とを言わなくちゃわからんでしょ。それを議会に対して、議員に対して言うのが執行部ですよ。そういうことはイの一番に言わなくちゃいけないことなんじゃないんですかね。それを全然言わずに、こうやって上げてきているから、私は行き当たりばったりの予算案だと言うんですよ。そここのところは、これ以上言いませんけども、そういうことで順序というか、一番に考えなくちゃいけないこととか、そういうことはちゃんとわかってるはずだと思うんですよ、執行部の方も。内部の方でもわかっている方はたくさんおられると思いますから、そういう調整もしないで、こういう予算案を議会に9月に補正で上げてくるというのは、本当に私はどうしてかなという思いです。

○議長（安東哲矢君） 万代議員、答弁要ります。

（8番 万代哲央君「よろしいよ。もし何か言われることがあるんなら言うてもらやあよろしいけど」の声あり）

ここで場内の時計が、3時40分まで暫時休憩といたします。

午後3時23分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、若旅議員が退席をされましたので、ただいまの出席議員数は10名です。

ほかに質疑はございませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、72ページです。

総務費の関係で情報システム費のことなんですけれども、6月の補正ではこれがマイナスの31万4,000円というふうになってましたけども、今回が239万1,000円の上乗せになっているということです。説明の中では、マイナンバーカードに関するものなんだというふうに財政課長が説明されたというふうに思うんですが、マイナンバーカードが今後どのような取り扱いになるのかということと、また今和気町ではどのくらい普及しているのかということで、委員会の中で本当は聞けばいいのかもしれないんですけども、そここのところだけ簡単にでも結構ですので、教えてください。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

マイナンバーカードに関するお尋ねでございます。

本年度6月末の時点で、和気町におけますマイナンバーカードの交付実績は、交付件数が1,365件、交付率にいたしまして9.4%という状況でございます。全国ベースで申し上げますと、普及率は13.5%といったような状況でございます。

マイナンバーカードの普及に関しましては、政府としては22年度中にほとんどの住民がカードを保有していることを目指すといったようなことで、今後令和3年度からは健康保険証をマイナンバーカードを使ってやっていきたいとかというようなことも打ち出しております。

議案書の最終ページ、163ページをお開きをいただきたいと思います。

マイナンバーカードの普及促進に関する国の動きというようなことで、参考資料をおつけをしております。国はいろんな方法を利用いたしましてマイナンバーカードの普及に今後省庁の枠を超えて推進をしていくといったような方向を出しております。今回補正でお願いをしておりますものは、その中ほどです。主な施策の中の自治体ポイントの実施という項目でございます。消費税引き上げに伴う消費活性化対策といたしまして、来年度、令和2年度の7月を予定に、マイナンバーカードを利用した自治体ポイント、プレミアムポイントの実施を予定いたしております。これに向けた環境整備を今月、令和元年9月までに補助要望をした団体に対しては国庫補助制

度がありますよと、こういったようなことがありますので、今回補正として歳入歳出の関係経費を計上させていただいておるところです。個々にマイナンバーカード、国全体としても利用促進を図ることになっておりますし、各自治体においてもそれぞれオリジナリティーを発揮して、例えば図書カードのマイナンバー利用あるいは健康ポイントとかボランティアポイント、こういったものにマイナンバーカードを利用した取り組みというようなことで、全国的にもいろいろな取り組みが検討なされておるところです。

その下段にありますように、プレミアムポイントにつきましては令和2年7月開始予定と。あと、一番下段になりますが、各種保険証の利用については、令和3年3月を政府は目指すといったような方針でおるようでございます。

また、今回の来年度に向けた国の概算要求あるいは政府閣内における検討会等で、9月になりましてからいろいろと新聞紙上等でも新たな取り組みをします。自治体ポイントを今度は全国共通で利用できるような、あるいはスマホを活用したようなことでやっていく、そういったような制度も検討したいというような新聞紙上での情報も流れておりますが、そこらあたりの情報につきましては、私どもも県等にも照会をいたしておりますが、現時点では詳細な情報提供がいただけていないという状況でございますが、現時点で国、県から示されておる内容の中でより有利な方法をということで今回補正対応をお願いをいたしておるものでございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ありがとうございます。

続けて言わなければいけなかったんでしょうけれども、議案第88号で、済いません、73ページの方も願います。

農林水産業費の農業費の関係です。これはドローンの関係なんですけども、多くの方が言われましたので、私は簡単に。

先般8月26日の全員協議会の中で説明を受けました。町として270万円でドローンを買って農薬などの散布をする計画のようであります。先ほど説明を聞きました。ドローン航空隊職員を使うわけにはいかないということなんですけれども、なぜ職員を使うことができないのかということをお教えいただきたいということ、全員協議会での説明では、FDDIの方はこの農業用をいわゆる今回の事業については受けてくれそうにないんだということで、町長の方からNPO法人でも立ち上げてくれる人がいいかなというようなことを何か言われたというふうに思うんですが、先ほど今田部長の方からもご説明がありましたけども、誰がどのように進めていくのかというのがもう少しわかれば教えていただきたいというふうに思います。

ドローンの関係については、地方創生推進費の中で現在965万円を使って検証実験もしているんですけども、従来から物流の方は余り需要がないのではないかと私のこれは持論ですけども、やっぱり農業だとか、小動物の駆除だとか、移動している状況だとか、災害時の対応であるとかというようなこと、こうしたことが今後重要になるんだろうかなというふうに思っています。そこは別にして、最初の2点のところを、わかるところで教えていただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、私の方からドローンの農薬散布の件について簡単に説明をさせていただきますが、実は山本議員の方からも質問があったんですが、そのときにもぜひお話をと思うんですが、職員の方からお話し申し上げて済ませとんですが、ドローンも実は来年に向けて法規制がかなり厳しくなると。ドローン機体そのものも、国は登録制になると。機体の安全基準、所有者、使用者、機種なども国に登録するようになるだろうと。それから、ドローンのパイロットについてもJUIDAの資格を取っただけでということにはなかなかならないだろうというかなり厳しい規制をされるようございまして、19年度末に検討して航空法の必要な法律の改正をせられるというようなことで、島根県的美郷町でございましたか、もう新聞でご存じだろうと思いま

すが、環境省の事業で、美郷町全体が物流の実証実験に入っていく。これは9億円、国が事業費を持ってその町全部が物流の拠点をこしらえて進めていくというのが今年決まったそうでございます、私の町では総務省と内閣府の2つの補助事業の中で実証実験をこの10月から始めさせていただくんですが、その10月から実証実験を始めさせていただく内容は、物流——物流についてはこれはNTTドコモと一緒にやるんですが、NTTドコモのアンテナへ発信器をつけて、ドローンへ受信器をつけて、スマホが使えるところへはどこへでも安全性を駆使して飛んでいけるんだというような実証実験で、それに顔認証をパナソニックがやっていくというようなやり方で今回は物流をやる。それから、農業については、コニカミノルタという会社と一緒に、農地の上を飛ばして、今回うちは修正があったりしましておくれましたから間に合わなかったんですが、田植えと同時に田んぼの上を飛ばして、施肥の状況等がわかるような中でスポットで肥料をやっていくというような実証実験をやるそうでございます、その詳しいことは私も説明ができません。それから、農薬の散布についても一緒にやるんですが、この農薬の散布についての詳しい実証実験のやり方というのは、今私がここでは、まことに申しわけないんですが、説明しかねるんです。ですから、それはご理解をいただきたいと思いますが。

いずれにいたしましても職員が今4名ドローンの資格を取っておりますが、これも免許制に移行したときには、その免許制に変わってくるというふうには聞いておりますが、ただそれだけではなかなかコントローラーの操作技術というのは物すごく微妙なものがありますから、人の上に落とすときにはけがさせますから、そんな簡単にはできないというので、今回和気町で急いでいるのは、何で急いでいるかということ、もう腹を割って言いますけど、農協が県下1つになるんです。農協が1県1農協になってくる。その1県1農協になる前に、100万円寄附してもらおうと思っております、このドローン購入に当たって。それで、それを財源に充てていこうと。それから、あとについては辺地債、過疎債等を充当する今検討をいたしております。それで、農薬散布をやるのに、これはハイブリッドエンジンじゃなしに、一般のリチウムイオン電池で30分間飛ぶそのドローンで、農薬専門のドローンが今出とりまして、性能の良いドローンだそうです。そのドローンを買わせていただくのに、オプションをつけると300万円近くかかるということなんで、それを取得をさせていただいて、これの運用については、町が買って、これをできればFDDIへ和気町で講師をしておられる方、中司さんとかそれから大國さんとかという講師の方がおられるんですが、この人なら飛行パイロットをやったって大丈夫だということで、その人に町が賃金をお願いをしてでもやっていただこうと。それから、農業委員会を窓口をお願いしながら、農業委員会に地域の皆さん方のご要望を聞きながら、地域でまとめてやらせていただくと。それが人手不足で農業者不足の中で行政が、民間でやっていただければいいんですが、少しでも我々がこのドローンの実証実験をやったりして、それを実施に移していく一つの手段じゃないかなと思ひながら、なるべく一般財源を使わんよなという思いの中から、それから町内の皆さん方の仕事の確保もできるなど、そんなことも考えながら今計画をさせていただいております、これがだめだということになるんなら、それはもうやめればいいんです。ですけど、私はできればそういう形ででもお手伝いをさせていただければいいんじゃないかなと思ひながら、今回計画をさせていただいております。

ドローンというのは、今のうちの和気町の職員が、山本議員からのご指摘もいただいたんですが、なかなか訓練を重ねて、それで実践に移していくと。ただ、航空写真を撮ったり、それから災害が発生したとき、防災で人捜しをしたり、そういうときには遠赤外線センサーを積んだ、上から36度の体温なら認知できるというようなやり方をしようと思っておりますから、防災で人捜し等については、これは山の中を飛ばすんですから、これは職員が行っても大丈夫だとは思ひますが、いずれにせよできればもっとベテランの今の町内で指導もしておられる、そういう方に賃金をお支払いしてでもお手伝いをいただいて、町の職員も訓練を重ねていくというような形の中で実践に結びつけていくというような考え方でやらせていただけたら一番ありがたいなと思っております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 大体わかりました。

それで、270万円で町が買って、FDD Iの職員2人に賃金出してまたお願いすると、町が。ということで、私は……

（町長 草加信義君「FDD I関係ねえんで」の声あり）

うん。じゃから、そこでおられる2人にさせていただくと。

（町長 草加信義君「FDD Iはもうこらえてくれ言ようった」の声あり）

うん、そういうて言われたんですよね。そのように賃金契約をするということで、説明はそういうことだなということがわかりました。また委員会の中でも質問させていただきたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第88号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第88号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第89号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 83ページです。

中ほどの18番備品購入費の電算機器購入費11万円の説明の際に、来年の1月にウィンドウズ7のサポートが終了することに伴い買い替えをというふうな説明があったかと思います。庁舎内だけではなく、小・中学校などにも多くの町の備品としてのパソコンが使われていると思いますが、それらのパソコンの中でウィンドウズ7のものがあれば全てがその対象になってくるというか、数カ月後にサポートが切れるということになると思います。それらのパソコンの中で、ハードウェア的に、いわゆる機械的に問題がないにもかかわらずOS（オペレーティングシステム）のサポートが切れるということでの買い替えでしたら、現在でも無料でウィンドウズ10にできますので、そのことをお伝えしておきます。それがウィンドウズの製造元であるマイクロソフト社が無料で供給ダウンロードできるようにしておりますので、安心できるかと思います。そういった方法で経費節減を図っていただいて、使えるパソコンは使っていただければと思います。特に答弁は要りません。

○議長（安東哲矢君） 質疑ですので、質疑をしてください。

（1番 尾崎智美君「あ、そうですね。わかりました。じゃあ、そのような感じで経費節減を図っていく予定があるかどうかをお聞かせください」の声あり）

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 今回補正予算で計上させていただいておりますのは、国民健康保険事務専用のパソコンでございまして、これにつきましては、説明でも申し上げましたが、国民健康保険連合会がシステムから何から全てを作成いたしましたもののウィンドウズ10のものを購入するといった形のものでございます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

個別の事情があるかと思しますので、できるところはそういうふうなこともあるよということを質問がてらお伝えしたかったわけです。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第90号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第91号令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第92号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第93号令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第89号から議案第93号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第89号から議案第93号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第89号から議案第93号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第94号令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第94号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第94号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第95号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第96号令和元年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第97号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第98号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第95号から議案第98号までの4件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第95号から議案第98号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号から議案第98号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第99号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第99号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第99号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第100号令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第101号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第102号令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 濟いません。尺所の150万円で配水管を取り替えるということですか。宮田というのも言ようたような、その辺ちょっとよくわからなかった。もうちょっと簡単によろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 修繕料の件ですが、尺所のカドシヨク前のところの水道管が破裂しまして、その取り替えを今やっていますが、正式にまたきちっとやりたいと思います。

それから、宮田の住宅のあたりの水道管は大変古い水道管が入ってまして、実はきょうの朝も破裂をいたしまして、きょうも対応したんですが、その宮田のあたりの水道管の修繕工事、これは新しいのを入れ替える工事もやりたいと思います。

それと、和気地区のメーター交換、水道のメーターであります。メーターの交換も、旧本和気地区ですが、古いメーターがありますので、その水道メーターの交換ということで、3つの修繕を計画しておりますので、150万円の不足が生じておりますので、この補正予算を組ませていただきました。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） だから、破裂をしたどうのこうのというのは、今年の夏のカドシヨクの分がそれですか。宮田かな。両方ともそうですか。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） はい、議員ご指摘のとおり、宮田と尺所は今年7月に——宮田は5月ですが、尺所の方は7月31日——今仮修繕といいますか、正式に新しくしたいので、ここで補正をまた組ませてもらいました。

（10番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第103号令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第100号から議案第103号までの4件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第100号から議案第103号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第100号から議案第103号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、今回5件の陳情を受理しております。議員控室のファイルに整理いたしておりますので、ご高覧ください。

明日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を、引き続き防災都市公園整備事業特別委員会が予定されておりますので、ご出席ください。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時07分 散会

令和元年第6回和気町議会会議録（第13日目）

1. 招集日時 令和元年9月17日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年9月17日 午前9時00分開議 午後2時21分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教育 長 徳永 昭伸	会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一	危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之	税務課長 西本 幸司
民生福祉部長 岡本 芳克	生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久	介護保険課長 桑野 昌紀
産業建設部長 今田 好泰	都市建設課長 久永 敏博
上下水道課長 山崎 信行	総務事業部長 野山 晶義
教育次長 万代 明	学校教育課長 藤森 卓麻
社会教育課長 則枝 日出樹	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 7番 居樹 豊 2. 2番 太田啓補 3. 3番 從野 勝 4. 6番 山本 稔 5. 1番 尾崎智美 6. 5番 神崎良一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、まず最初に一般質問ということでやらせていただきます。

まず、お手元の資料にありますように、最初が学校給食と子供の健康についてであります。

教育現場におきましては、心身ともに健やかな子供に成長するよう、先生方を初め、関係者の日々の努力によりまして、それに対して熱く感謝を申し上げたいと思います。

本町においては、皆さんご承知のように、英語特区による画期的な事業に取り組み、教育の町和気町として県内外に知られているところでございます。そういう中で、私はこの質問は、教育現場の中でも子供の学校給食という絡みで、子供の健康とその関連につきましてご質問したいということでございます。学校給食は皆さんもうご承知のとおり、見える教育の一環でございます。学校教育でいいますと、知徳体という3つがありますけども、私はその中に、食育はどうか分かりませんが、あくまでも教育の一環としての学校給食についてどのように考えておられるのかということ、若干専門的な部分もありますかもわかりませんが、その辺をこの質問要旨に沿ってお答えいただきたいと思っております。

今、議長から話がありましたけども、私も時間40分しかございませんので、限りある時間ですので、本当にもう簡潔に、あとは再質問の方で議論したいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長(安東哲矢君) 教育次長 万代君。

○教育次長(万代 明君) 失礼します。

それでは、居樹議員の学校給食と子供の健康について、教育の一環としての学校給食をどのように認識しているか、米飯給食の実施状況と課題についてどのように把握しているか、子供たちの健康と学校給食の米飯化についての考えについて回答させていただきます。

学校給食は、児童・生徒にとって大切なコミュニケーションの場であり、健康の保持・増進や食に関する指導での活用に加え、伝統的食文化や食事マナーの伝承、食べ物の知識や感謝の気持ちを育む場でもあります。また、みんなで一緒に食べることで、知識、心、体を育む生きた教育の場として、学校給食への期待や役割は年々大きくなっています。給食時間のあり方は教育活動の中で大きな役割を占めており、教育課程に基づき計画的に実施されるべきものと考えております。

さて、米飯給食の実施状況につきましては、国は週3回以上の米飯給食の推進を行っています。米飯給食が主体となったのは、米の消費拡大として地元の米が使え、主食の中でも価格が安く、どんな食材にも合わせやすい

からでございます。県下の取り組み状況としては、米飯給食が週3.27回、パンが1.23回、麺が0.5回となっております。現在、和気町の学校給食の主食は、米飯が週3回、パンが週1回、麺が週1回です。主食のお米は、和気町産のきぬむすめを使用しており、昭和51年に米飯給食が導入され、いかなる状況でも安定供給してもらえると保障がある学校給食会から和気町産のきぬむすめを購入しております。野菜も、できるだけ地場産物を取り入れることができるよう取り組み、農業の活性化や地域とのつながりを大切にしております。そして、子供たちの健康と学校給食の米飯化についての考えとしましては、当町が米飯だけではなくパンや麺も給食の主食としている理由として、献立の多様化が図られ、子供たちに様々な食材に触れさせることができたり、食事のマナーを学ばせたりするメリットがあると考えているからです。更には、保護者の方にも、学校給食の献立が生きた教材として活用され、献立の内容が日ごろの家庭での食事の参考になるよう、料理の組み合わせや使う食材にも工夫を凝らしております。今後、米飯給食の回数を増やすかどうかにおいては、岡山県下、近隣市町の取り組みを参考に、子供たちにとってどのような給食を提供するのがよいのか、学校給食共同調理場等運営委員会や学校給食献立委員会等にも意見を聞きながら十分検討をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ただいま次長の方から、詳しく現状とそれから考え方、お聞きしました。

私も今回、米飯給食をすぐということではなしに、全体的に一度、今の委員会等で議論ということですけども、私個人的にはこの話も相当前ですけども、歯医者先生からこういうのを聞きまして、そういう医学的見地からかむ、パンも麺もいいんだけど、もちろん、だけどその先生の趣旨というのは、御飯によっておかず、副食でのかむ力、そういうことが長年の子供の長い間、それからたった昼だけと言いましてもこれが大きいということから。回数等も私も調べてみたら、岡山県の場合は全国に比べて、私も県の保健課へ聞きましたら、全国の場合は3.5回、それから岡山が3.28、3.27言われたけど大体その辺で。ただ、これもこの10年ほど前、平成17年のときと比べたら少しずつこの指数が上がっております。ですから、毎週じゃなしに、例えば隔週でうどんをすとか、それから隔週でパンをすとかというようなことで、それはただ教育委員会というよりも、より専門的な見地のもとに議論されながらということでもその辺から回数が増えとんかなと。県の方も強制力はもちろんありませんし、単一の教育委員会の中でいろいろ考えながらされとるという現状でしようけども、その辺の観点でどうかなというのがありまして、特に成長期に御飯をしっかり食べる習慣というのが一般的に言われています。その辺をどうように考えられるかということですね。学校給食は子供が学校におるときだけじゃなしに、これから卒業して将来にわたってお父さん、お母さん、そういう親になるときに、生涯にわたる体づくり、この基礎を、今、次長からも話にありました、マナーとかいろんなことを教えられとるということで、食育全般を通じてということですけども、それは結構なことですけども、その辺で少しでもそういうことに近づけていった方がいいんかなという感じで、私あえて今回提起させていただきました。現行で給食センターを中心にしているいろいろご苦労されとるということも理解しながら考えておりますけども、ぜひ給食献立委員会、運営委員会もいいですけども、少し専門的な見地で考えていただいたらどうかなというのが私のここでの趣旨でございます。

それから、ちなみに岡山県では米消費が、これも県の農産課に聞きますと、岡山県も全国に比べて1世帯当たりのお米の消費が少ないようですね。これも、これがどうこうというのは別にしまして参考までに、岡山県は米は割合と量が平均的には少ないということですけども、せめて学校給食などでそういうことで、特に子供ということで、これから本当に体をつくる中で、あと高校、大学、社会人というのは別にしましても一番の基礎固めということで、その辺をぜひ機会をつくっていただいて、運営委員会もいいですけども、専門的なドクターの方、歯医者も含めて、かむ習慣とかということも今話を聞きますと指導をされとるかとは思いますが、その辺

を1回専門的な形で、回数を増やすとかというのでなしに、少し学校給食と子供の健康ということを議論されてみたらどうかという事です、最後に教育長の方からその辺の何か見解がありますればお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） それでは、失礼します。

今、居樹議員から学校給食と子供の健康についてということで再質問をいただきました。また、いろいろご提言もいただいております。この時間をおかりして、若干私の考えについてご答弁をさせていただけたらと思っております。

教育委員会の考え方といたしましては、今、先ほど来、教育次長の方から答弁をさせていただいたとおりでございます。学校給食が児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食についての正しい理解と適切な判断力を養う上で大変重要な役割を担うものであるということから、教育活動に適切に位置づけ、計画的に実施されているものと私も認識をしております。

米飯を含めた給食の中身につきましては、子供たちの発達段階や学校給食の趣旨を踏まえ、学校栄養職員、また栄養教諭等もあります。その方たちにより、計画的に実施をされております。学校給食は成長期の子供たちの健康保持、体力の増進といったことも大きな目的でもありますし、子供たちにとっては学校生活の中で大変楽しい時間でもあります。給食時間の充実ということで、一つには先ほど話がありました、各校の保護者の代表や小・中学校の校長、給食主任、学校栄養職員、給食調理員等により年2回、学校給食献立委員会を開催しております。今回の議員からのご提言についても、ぜひこの会でも紹介をして、皆さんにも意見を聞きながら考えてまいりたいと思っております。また、つけ加えですけれども、各校では保護者による給食試食会も実施をしておりますし、子供たちによる給食に関するアンケート調査もやっております。そういった調査結果も踏まえて、給食のメニューを決定しておるという状況であります。こういった取り組みを更に充実をし、栄養バランスのとれたおいしい給食の提供、更には楽しい給食時間の確保に今後も努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 1番の給食については、教育長の方からもう少し広く検討しようと、考えてみようということで、ぜひ子供たちのためによりしくお願いしたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。

合併後、ご承知のように平成18年3月に合併しまして、もう十数年経過ということですが、和気町においては大きな課題として人口減少という問題と、それからいわゆる合併後の特例等も受けまして、減収が少しずつもう既に始まっております。だから、大きくは財政問題ということによっていいと思います。人口減少問題と財政の改善という大きな2つの問題があるように認識しております。その中でも、また行政課題、いろいろ最近、大きな問題も含めて将来課題というものが山積をしております。そういう意味で、今後どのようにその対策を考えていくのかということ具体的にお聞きしたいというのがこの趣旨でございます。

それで、1つ目は、少し注釈を加えますと、1番の窓口対応、これは日々の検討です。やはり、お役所といえども窓口のサービス、町民サービスというのは中身もさることながら、お客さんが来れば電話対応、対応というのは役場に来られて、1階とか2階へ来られてその対応と、それから電話での対応というそういう接客対応、この辺をどうのように教育されとるかというのは、特に悪評を聞いとるわけではございませんが、私もたまに電話をしますと、なかなかたらい回しとは言いませんが担当者不在ということは多々、私はたまにしかせんので、一般の方のそのことは聞いておりません。ただ、そういうことは民間であれ役所であれ大事なことでございます。そういう意味で、日ごろからの指導、それは日々のことですけれども。

大きくは次のところですが、私、平成27年3月に一般質問をここでしました。行政のスリム化と財政の健全化ということで、4年ぶりですが、今回、今言う財政の健全化という中での絡みでございます。この行政のスリム化をしないと、どんなに町長以下、執行部の方が頑張られても財政再建は難しいと思います。そういう立場で提言しております。ただ、スリム化という言葉じゃなしに、具体的にどういうスリム化をしていくか。スリム化というのは、言いかえれば少数精鋭主義と言うてもいいと思います。言葉も言葉だけが上滑りじゃなしに、少数にするためにはどうすればいいかということ具体的に。今のこの約200人体制の人材の育成、以前も言いましたけど、これは永遠の課題かもわかりません。しかし、その辺を具体的に日々の中で研修という言葉で、今までにも1週間ほど研修しましたというそういう回答ではなく、具体的に一番大事な研修は日々の研修でございます。いわゆるOJT、そういう研修、外部研修に二、三日行ったから人がかわるんじゃないでございます。日々の研修を部課長方がどうしているのかというようなことを具体的にお聞きしたいということで、これがこの中身でございます。

それから、この4月からもありますけども、再任用職員の活用と組織の活性化ということで、この3月まで部課長で陣頭指揮を図った方々が今それぞれのポジションにということですが、ちょっとその辺が私よく見えないんで質問するんですけど、これだけのキャリアを持った人の人材活用、これが本当に今現在どうなっとなかということで、4月になられた人は半年間経過しました。その辺の、今度は若い入った入庁間もない中堅職員とは違って、もうそれこそ今までの役場を引っ張ってきた人です。その人に対する扱い方、本当に生かし切れとるか。その方が本当に部課長を今までやってきて、3月までバリバリやっとな人が4月からころっと変わるわけじゃないけども、権限、権能の問題もあります。その辺を町として、部課長方のやりがいとか生きがいとか、最後に何となく閑職とは言いませんけど、そういう形でおるよりも、仕事の与え方、そのことをどのように検討しとるかというようなことを少しかみ砕いた形で、表面的な一般的なことじゃなしに具体的な考え方を述べていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、失礼いたします。

居樹議員の役場の業務遂行体制についてという質問に対して回答の方をさせていただきます。

まず、窓口対応、電話、来訪者の住民サービスは適切に行われているかというご質問でございますが、和気町では合併後から今日まで、組織運営に当たりまして効率的かつ効果的な施策、事業を展開するという観点から組織機構を随時見直してまいりました。あわせまして、事務事業の見直し、課の統廃合によりまして、今年4月1日現在の職員数は194人となっております。5年前から比較いたしますと、3名の減ということでございます。減員となっております業務につきましては、本庁舎で業務を行うなど、各課において協力体制のもとに集約化を図っております。少子・高齢化への対応、人口減少歯止めに取り組む地方創生事業、広域なまちづくり、専門職員の配置など、住民サービス提供体制の充実強化にもつながり、日常的な窓口業務等については適切に対応できていると感じております。しかし、近年の行政への相談内容、多様化、複雑な事案も多くなってまいりまして、即決できず時間のかかる場合もございます。個別の事情をよく理解し、幅広い分野で知識を有する更なる職員研修も行いまして、丁寧な接遇を心がけ、職員配置に努めたいと考えております。今後も住民に距離感を感じさせない工夫をする必要があると考えております。

2点目でございますが、行政組織のスリム化をどう図っていくかというご質問でございますが、高齢社会や人口減少など、地方自治体を取り巻く厳しい環境の中で持続可能な自治体を構築するためには、行政組織のスリム化や職員の意識改革が必須と考えております。行政業務の基本は地域住民へのサービス業務でありまして、住民と行政との関係が希薄化にならないように地域特性を尊重した仕組みづくりが重要であり、地域観察力を持った職員の育成にも努力していきたいと考えております。また、多様化、複雑化する住民ニー

ズに対応するため、継続した公共サービスを提供していくために、民間にできることは民間に委ねまして、行政が対応しなければならない政策、課題等に取り組む執行体制の確立を図る必要があると考えておるところです。行政組織のスリム化を行う上では、業務の見直しが有効な手段と考えております。住民サービスの向上につながるための見直しにあっては、期間、準備等が必要になってまいります。議員先ほど言われました、具体的な案につきましては今検討中でございます、職員の組織の縦割りによります人材育成、それと組織といたしまして横断的な事務執行を行っていくということ、そういうあたりを十分に進めていきたいと考えておるところです。こうした観点から、組織機構の簡素化、それから効率化、職員定数の適正な管理、人材育成などの取り組み、事務執行の効率化を一層推進いたしまして、最少の経費で最大の効果をもたらします行政を目指していきたいと考えておるところでございます。行政サービスの低下を招かないよう、今後も更なる行財政改革を行いまして、機構改革、事務事業の見直し等により一層努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、再任用職員の活用と組織の活性化対策についてでございます。

こちらにつきましては、公的年金の支給開始年齢が平成25年以降に段階的に65歳へ引き上げられますことから、民間においては多くの企業で年金受給までの間、再雇用が行われております。また、平成25年3月には国家公務員の雇用と年金の接続のための措置についての閣議決定がなされました。当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとされたものでございます。地方公務員につきましても同様の措置が講じられまして、国からの要請で本町におきましても平成26年から希望者を再任用することといたしたところでございます。内訳といたしましては、平成26年に1名、平成27年、2名、平成28年、5名、平成29年、6名、平成30年度が5名、平成31年度は11名と推移しておるところでございます。職種は一般事務、保健師、技師、保育士、バスの運転手、調理員となっております。和気町の職員の定年退職者のピークは過ぎましたが、50代の幹部職員が少なくなっていることから、年齢によります職員の構成の偏りが生じないように、再任用職員を活用することにより長期的視点から改善が図られると考えております。また、知識、技術を継承するため、今まで培われました行政経験や技術を後進に伝え、町として安定的な行政運営が図られていくものと考えております。今後も、全体の職員数の削減等に取り組みながら、再任用職員と新規採用職員のバランスをとりながら、安定いたしました行政運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 部長の方から、ちょっと私にきつく言わせれば表面的な、中身がもう少しあるかなと期待しとったけど、それはよろしいわ、私がこれから言わせてもらいます。

まず、窓口対応、言いたいことは、今さら釈迦に説法で、町の役場のイメージ、対外的にもその辺を、どうでもええようなことかもわからんけど、意外と民間ではこういうことを、例えば電話交換手の方、それから大きな事務所であれば受け付け対応、そういうところが会社の顔としてということで、その辺のきめ細かい、町民の方はちょっとした言葉の優しさ、これで結構役場のイメージ、満足とは言いませんけどもそういうことがあるので、これはその程度でお願いいたしたいと思います。これからも日々の中で、ぜひ部課長方を中心にご指導をお願いしたいと思っております。

それから、行政のスリム化、少数精鋭というのは、もう税金が減るだけじゃなしに人口も減っていきようという中では、どうしても業務の見直しもあるけども、人材、役場に希望に燃えて入ってきて、だんだんだんだん、鍛えていくところが今本当にどういうふうになつとんかというのは私よく見えませんが、優秀な職員が入っておられるんで、それは今日おられる部課長方の最たる仕事ですから、その辺が言葉じゃなしに具体的に個々にケアをしていくという。A君、B君、それぞれの課できめ細かい、一番これが管理職の皆さんの最た

る仕事。仕事の管理は当たり前、人の管理がややもするとおざなりになるということで、その辺を十分意識しながらこれからの業務に取り組んでいく必要があるのかなあというように私は個人的に思っております。

それから、その絡みですけれども、行政のスリム化をすると。なぜかといいますと、先ほど財政の問題を言いました。今この決算でもありましたけれども、経常比率が95.5とかというようなことで、かなり県下でも間近にまた新聞に出ましようけれども、ワーストというのも間違いないところだと思います。どことも悪化しておるとはいいながら、和気町は最近でもワーストスリーというようなことがありましたけれども、更に今回もそれが悪くなっとなで、そういうことを具体的にやるためには何をやるかというところが抽象的な議論じゃなしに、そこら辺がやや十分じゃないかなあという印象を持っております。人材育成とは、職員の人の資源化、人財といいまして材料ではございません。人は財産です。役場の200人の人はこの和気町の財産ですから、そういう立場できちっと人財、私の人材は、材料として小間使いじゃありません。資源としてきちっと、そういう意識を持っていかなきゃいかんというように思っております。そうすると、仕事をし出すと、少数精鋭になると、メリットは何かというたら、若い人もいろんな仕事を覚えてやる気が出てくる。上から言われて、おい、これやっつけ、これやっつけという、それをやるだけじゃあおもしろみがない。役場に入っているいろんな仕事をして、ああ、どこかのこれやっつけて、私の仕事が皆さん、地域の人の役に立ったというようなことを、仕事を通じてやりがいを感じられることを、場の提供を皆さん方に私はお願いしたいということでございます。その辺が本当に、別に皆さん方がよくやってないというのでなしに、それぞれ皆さん方、役場の職員の方は皆さん真面目ですから、真面目に取り組んどんだけども、そういう中身をぐっと、真面目だけではなかなか意味がないんで、そういうことをこれからいい機会ですので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、再任用の方は大勢おられますけれども、特に私ここで言いましたのは3月まで部課長で陣頭指揮をやった方、その辺の戦力化、もう戦力はしとんですけれども、より組織の中での活性化という意味ではそういうことを中心にやっていただくということが大事だと思います。

それから、ちょっと戻りますけれども、電話対応で担当者がいないと。これは細かいことだけど、割合と私もたまに電話するんですけども担当者が不在。これは必ず役場の方では聞きますと、正・副の事務分担、この仕事はAさんとBさんと、多分複数あると思うんです。主は誰、副はBさんと。その辺が書き物にはあるんだけど、現実に機能しとんかどうかというのがちょっと私も疑問に思っております。細かいですけれども、その辺を再チェックしていただきたいというのが考え方でございます。

そこで、トータルとして町長、その辺の役場のこれからの将来の要員計画と、その辺をどうしようにお考えでしょうか。簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど、総務部長の方からもお話を申し上げましたが、実はご承知のとおり、和気町だけじゃございませんが、全国的な傾向もあるんですが、和気町は特に年間大体200人から二百二、三十人の死亡がございまして、そこへ持ってきて出生率といいますのは60人平均で推移をいたしておりますから、大体百四、五十人が自然減で人口減につながってきておるわけでございます。そこへ持ってきて、おかげで移住対策をやっておりまして、ご承知のとおり29年、30年、これは県下でも珍しいんですが、人口が若干ですが転入が転出を上回っておるというような状況があるわけでございまして、いずれにいたしましてもこの人口減どう歯止めをかけていくかというのが大きな行政課題だというのはもう重々承知をいたしておるところでございます。その人口減に対応ができた役場の組織の中の職員構成、職員配置、このあたりは基本でございましてから考えていけないといけないことなんでございまして、いつも部課長会議でもスピード感を持ちながら対応していこうと。それから、先ほどもおっしゃっておられましたように、電話の対応につきましても担当がいないとか、部長がいないとかというんじゃないしに、電話連絡が入ったら、必ずその場で回答できない場合はすぐ後から連絡をさせて

いただくという行政サービス、これはもう絶対行政マンとしてやらないといけないことですので、常識でございますので、このあたり、いつも部課長会議で私は話しておるところでございます、議員方もそういう点、お気づきの点がございましたら、ひとつぜひご指導をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

それから、組織でございますが、今、部長制をしいておりまして、この部長制、いかなものかなと思いつながら、部長制のメリット、デメリットがあるわけでございますが、以前は部長が実は調整参事という立場で対応しておった時期があるんです。これは結局、関連するところの横の調整をしようということをやっておったんです。それが、今は部長という肩書になって対応いたしておるわけでございますが、このあたりについても研究する余地があるなと思っておるところでございます。これは大きな課題でございます。

それから、再任用職員でございますが、この再任用職員につきましては先ほどもお話を申し上げましたように、もうキャリアでございますから、この再任用職員制度の中で今の給与体制、採用の基準といいますのが、給料表で1を使っておるんです。それで、このあたり、県内ではこの再任用職員の扱いというところで幅を持たせた対応の仕方をしておるところもあります。これは内部で今検討はいたしておりますが、発言権を持たすということは絶対私は必要だろうと思っております、キャリアでございますから。ただ、そうはいいいながらも、組織の中でなかなか上司でおった人が自分の下へ入ってくるというのは、組織の中で非常に人間関係、難しい部分も出てくるんですが、このあたりは一つ検討する中で、この発言権を持たせて仕事に熱意を持っていただくと。せっかく出てきていただいているのですからストレスがたまらないように、しかも行政効率が上がるようにということを考えながら今検討をいたしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それじゃあ、町長の方から総括答弁ございましたんで、この項目については町長のこれからの強力なリーダーシップに期待をいたしまして、次に入りたいと思っております。

3点目は旧佐伯プラザの利活用ということで、これに書いているとおりでございます。現状と、あそこは佐伯地域の中心地ということでこれを今度どうするのか、何年かこれ今放置されているので、その辺の現状での考え方、今こういうことをしたいんだというのがあれば簡単に答えていただいて、3項目めはそれであとの質問があればまたしますけど、一応その辺の中身を具体的に現地としてどう考えとんかということをお願いしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） それでは、居樹議員の旧佐伯プラザの利活用について、プラザ跡の現状をどう捉えているかということなんですけども、旧佐伯プラザの経緯は、平成7年に有限会社佐伯プラザ4社で共同設立しました。その後、平成15年9月に佐伯プラザ内の食料品店が倒産し、平成15年11月に佐伯プラザ部分について町が店舗を購入しました。平成15年12月に1社と店舗の部分貸しの契約を締結しました。平成16年に出店者の募集等を行い、県商工会連合会の意見書を受領し、平成16年3月から民間有限会社及び先ほどの部分貸しの1社と賃貸借契約を交えました。平成18年6月に部分貸しの1社が賃貸借契約解除の申請をし、平成19年1月に部分貸しの1社との賃貸借契約を解除しました。その後、店舗を改装し、営業を行っていましたが、平成26年10月に民間有限会社が賃貸借契約解除の申請をし、当月解除されました。現在は、店舗の一部について、買い物サポートさえき事務所として活用しているのが現状でございます。

続きまして、佐伯地域の中心地の施設の今後の活用方針と地域振興との関連についてどのように考えているかについて回答します。

民間有限会社が賃貸借契約の解除を行ってから、町外の食料品店、また町内の企業と協議を行いました。町外の食料品店は顧客が見込めないと断念されました。また、町内の企業は近くに病院等もあり、また地元の区の

反対もあり断念いたしました。今後の活用におきましても、引き続き地元区長及び地元企業と協議しながら、何とかよい利活用策を図りたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、佐伯プラザの方は現状をるる説明していただきました。今後どうするかということ、少しこれからスピード感を持ってやっていただきたいということで、最後、副町長の方からと思いましたが、現地の責任者の答えて十分でございます。あそこはあのままという形は、あくまでもあその中心地ということでもったいないということで、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） おはようございます。

議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目は、主要農作物種子法についてお尋ねをしたいと思います。

主要農作物種子法の廃止と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

まず、主要農作物種子法について、余りなじみのない法律であったということで、少し説明をさせていただきます。ここで法律であったという表現をいたしましたけれども、この種子法は昨年4月に廃止をされました。主要農作物種子法とは、米、麦、大豆の種に関して国が責任を持って管理し、採取していくという法律です。1952年に成立された法律であり、戦後の貧しい生活から脱皮するために、食料だけは十分に国民に与えるという当時の政府の考え方から成り立っていたものです。しかし、国民の食生活を保護してきたその法律も、自由貿易志向の安倍政権のもと、TPPとの関係において廃止されたものです。

さて、この種子法廃止については多くの問題点を含んでいるというふうに考えています。民間活力の阻害になるという理由で廃止をされて、多国籍企業のモンサントやバイエル、デュポン、更には三井化学、アグロだとかそうした種子市場参入を進めていく海外の企業が日本農業そのものを支配をしようとしている、その道を開いたのが安倍政権だろうというふうに考えています。私は6月にサエスタで開催をされたJA岡山東の総代会において、この種子法の廃止の問題と今後の課題について質問をしました。組合長の答弁では、岡山県は要綱に基づいて種子の採取を行う方向であり、たちまちは今までと変わることはないと思う、しかし将来は日本人の主食である米も外国産になったり、遺伝子組み換えの種子が入ってくるということはその懸念は払しょくできません、そのように組合長のお答えがありました。現在、JA岡山東では推奨品種をコシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、きぬむすめ、朝日、アケボノ、にこまる、この7品種に集約をして売れる米を目指していますが、この戦術がいつまで続いていくのか心配をしているところです。

そこで、和気町としては農業振興と食の安全という観点から、今回の主要農作物種子法の廃止についてどのようにお考えなのかということについてお聞きをしたいと思います。また、食の安全をどのように守り、農業振興をどのように進めていくのかということをご教授いただければというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 主要農作物種子法についてのご質問で、まず種子法廃止に関しての和気町としての考え方はについてお答えをいたします。

議員先ほどご説明いただきましたが、種子の安定供給を都道府県に義務づけてきた主要農作物種子法が一昨年

の通常国会で廃止されました。同法は昭和27年の公布以来、米、麦、大豆の優良な種子の安定供給を都道府県に義務づけてまいりました。しかし、規制緩和を図る政府は平成30年、同法が民間の品種開発意欲を阻害しているとして廃止法案を成立させております。

岡山県では、主要農作物種子法廃止後におきましても、引き続き優良な種子を農業者に安定供給できるよう、関連する要綱等を制定しまして、平成30年4月1日から適用されております。そのことから、県奨励品種等水稲・麦類・大豆の種子の生産、供給体制は維持されております。昨年の12月議会定例会におきまして、種子と食、農を守る岡山県協議会から、種子法廃止に伴い岡山県の取り組みが後退しないように、岡山県条例の制定を求める要請書が提出されまして、審査の結果、趣旨採択となっております。本年7月1日時点におきまして、種子法廃止後に種子の開発、生産等を奨励する独自条例を制定したのは11都道府県でございます。和気町としましては、県が制定した要綱等によりまして、種子の生産、供給体制は現在のところは維持されていることから、国の種子法廃止に対する町としましての対応策については、現在では考えておりません。

次に、今後どのように対応していくのかについてお答えをいたします。

今後、種子法を廃止したことで食料と種子の安定供給が損なわれ、食料自給率が悪化するなど農業経営への影響が見受けられた場合には、県等関係機関に改善を強く要求いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ありがとうございます。

一昨年の4月、2017年4月に法律はできて、施行されたのが昨年4月ということでございます。そういう趣旨で私が先ほど述べたんですが、そういうことで先ほど部長からありました、今11の都道府県で条例制定がされている。あと4つ、5つぐらいのところは今検討されている状態だということをおも理解をしていますが、岡山県はまだその条例が制定をされていないということでもあります。本町においても、12月の定例会で趣旨採択はされたんだという、意見書についてそのように先ほどご報告がありましたけれども、今後、議会の中でももう少し議論を重ねて、この種子を守っていくという方向で和気町も進めていただきたい。

町の対応は考えていないというふうに今、部長言われましたけれども、今後、そうした落ち込みが出るだとか変化があれば考えるというふうに言われました。非常に遅いですね、その対応では、その変化が出る前にきちっとやる。日本も我々の食は我々が守るという観点に立たないとだめだろうというふうに思っています。今日はもうこれ以上は結構です。次の議会にもう一度質問させていただきますので、町としてどのようにするかという点について、もう一度お答えをいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは2点目、高齢ドライバーの免許返納者への支援についてお尋ねをしたいと思います。

高齢ドライバーというのが65歳以上ということで、私もその域にだんだん近づいているということでもありますけれども、高齢者の自動車運転事故が全国各地で後を絶ちません。岡山県でも、赤磐市で高齢の女性ドライバーの運転ミスによる、乗用車が通学中の小学生の列に突っ込んで悲惨な事故が起きたということも記憶に新しいところでございます。都会などの公共交通機関の発達しているところでは、高齢者の運転免許証の返納という動きも多く出てきていますけれども、和気町などのように中山間の町では乗用車など移動手段は欠かせないものというふうになっていると思います。

そこで質問ですけれども、1998年からこの免許返納制度が始まりましたけれども、和気町では今まで自主的に免許を返納された方が何人いるのでしょうか。きょうは資料をいただきましたけれども、また年間どれくらいの方が自主的に返納されているのかということを再度、教えていただきたいと思っております。

2点目ですけれども、運転ミスによる事故が大半であると思いますけれども、高齢者、65歳以上の方が乗用車を買替えるときに、自動ブレーキシステムのついた乗用車であれば購入費を補助するだとか、アクセルとブレーキの踏み間違え防止装置をつける際に補助を行うなどの考えはありますか、お尋ねをします。美咲町では既にこうした制度実施をしているというふうにお聞きしていますし、先般の赤磐市の議会の中でも検討するというような答弁がされて新聞に載っていましたが、本町でもそのようなことを考えることをお願いしたいというふうに思っているところです。

3点目ですが、現在の岡山県警では、65歳以上の方が自主的に運転免許証を返納した場合には、協賛をしている公共交通機関の料金の割引などの特典も受けられるおかやま愛カードを交付しているようではありますが、和気町ではどのような特典があるのかということ、この3点、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

太田議員の高齢ドライバーの免許返納者への支援策についてというご質問にお答えをいたします。

まず、和気町で今まで返納した人の数、また年間どれぐらいの人が自主的に返納されているのかということについてでございますが、本日資料をお配りしておりますので、そちらをご覧くださいというふうに思います。

いろいろな店舗や公共交通、それからタクシーなどで割引などのサービスを受けることができます、自主返納者に交付されるおかやま愛カードがスタートいたしましたのは平成21年11月からでございますが、平成22年ごろから徐々に増加をいたしております、平成29年は91人、平成30年は111人、本年は7月末までの数字でございますが97の方が免許証を返納されていらっしゃいます。高齢者による悲惨な交通事故がテレビなんかで取り上げられたところ、それから平成28年10月からは代理人による返納ができるようになったということが増加しているあれかなというふうに考えております。そのほかにも、最近では町営バスの運行も免許証の返納のきっかけになっているというふうなご意見をいただいております。

次に、安全装置への助成についてであります、相次ぐ高齢ドライバーによる事故を受け、東京都では本年7月から安全運転支援装置の購入、設置に対して費用の9割を補助する、上限が10万円ということになっておりますが、という緊急対策を打ち出しました。県内でも現在、美作市と美咲町で補助制度がございます。高齢者による悲惨な交通事故を未然に防止するために、いわゆる踏み間違え防止装置の設置の普及は非常に有効なことであるというふうに考えております。以前からほかの議員を初めいろいろな方々から助成制度についてご意見をいただいているところではあります、本町では現在、助成制度は設けておりません。普及に向けて方策を検討してまいります。

次に、返納者への特典事業はということでございますが、65歳以上の方で運転免許証を自主返納された方に対し、岡山県警が発行するおかやま愛カード、これをお持ちの方は町営バスが半額でご利用いただけるというサービスがございます。また、このおかやま愛カードに協賛する県下2,535の店舗やバス、タクシーなどで商品や料金の割引のサービスが受けられることとなっております。和気町内のタクシー事業者もこの愛カードに協賛していただいております、運賃がそれぞれ1割引きとなっております。本町では65歳以上の運転免許の保有者数の割合、これが3割を超えておまして、運転には個人差があると思いますが、高齢者による悲惨な事故を未然に防ぐため、ご家族での話し合いをぜひお願いしたいというふうに考えております。町といたしましては、安全支援装置の普及について方策を検討する必要があります。また、免許証の返納について、返納後もスムーズに生活できるよう、行政ででき得る交通体系の充実や生活支援について考えていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ありがとうございます。

安全装置をつけることは有効な手段だという認識をされているということでございます。しかし、その補助については考えていない。普及をすることを進めたいと言いながら補助しないというのは、論理矛盾があるのではないかというふうに思います。少しでも補助するので安全装置に変えたらいかがですかというようにしないと、なかなかそういうふうなことをしようという気にならないというふうに思っているところです。また、愛カードを持てば和気町のタクシーも加盟をしているということでもありますから1割引になるというようなこと、私は知りませんでした。そういうことを広報などできちっと皆さんにお知らせをするというような作業を丁寧にしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして、返納後の生活パターンは免許を持っているときより生活の質が落ちるといふふうになるとなかなか返納が大変でありますから、移動手段だとか宅配だとかいろんなところを含めて情報を発信して、地域包括センターなどとも連携しながら返納に向けてのそうした動きをしていただきたいというふうに思ひますけれども、補助についてももう一度お聞きをしたいと思ひますので、よろしく答弁をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 安全装置の助成のお話でございますが、この前、岡山県でも知事が一般質問の答弁で補助制度を考えていきたいというようなご答弁もなさっておられたようでございまして、これもいろんな装置があるそうでございまして、そのいろんな装置の研究も私も今させていただいておりますが、美作市で英田エンジニアリングとかという固有名詞を使って悪いんですが、そこが製造しておる安全装置があるそうでございまして、大体15万円ぐらいするというふうなお話も聞いておるところでございまして、これも財源的なものを補助がしていただけることなら早急に私どももやっていきたいと考えております。それで、新車についておる分についてはまだまだ新車の定価が高いんだというふう聞いております。これも国の動向、県の動向、このあたりのことを十分察知しながら和気町の対応も考えていきたい。町独自でというのが、美咲の町長とこの前もお話ししたんですが、そうはいいながらも実は余りないぞと、年間に10件ほどしかうちにはなかったというふうなお話もあつたんですが、いろんなことを参考にさせていただきながら検討させていただきたいと思ひております。

それから、返納者への特典、これについても実は今、太田議員もご承知のとおり、今まで過去にやったことのない13路線、町内を定時定路線バスを走らせております。1日大体4回ぐらい入らせていただいております。これも一番大きな目標といいますのは、どこに町内住んでおられても生活ができるというのがもう基本的な考え方でございます、13路線入っていかせていただくと、医者へ行くのも、それから買い物に行くのも、何とかどこへ住んでおられても生活が可能だということが基本になってくると。しかも、料金のご承知のとおり200円をお願いをいたしてございまして、乗りかえをせられても200円でございますから、低料金でやらせていただいておりますので、これも免許返納者に対しての行政手法だというふうにして思ひておりますので、このあたりのこともご理解をいただきたいと思ひております。今後、福祉対策等の中での対応ができるものかどうか、このあたりのことについても検討していきたいなど。ただ、介護認定をいただいております方については、介護度2以上については介護タクシーの利用ができるというふうな制度もあるわけございまして、障害者の場合は支援費制度がございますから、そのあたりのことも含めて対応していきたい。それから、町民へ対しての周知徹底につきましては、十分気をつけながらやらせていただこうということをお約束させていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ありがとうございます。

安全装置についてはなかなか今すぐにはとまらないけれども検討ということで、よろしくそれはお願ひしたいと

いうふうに思います。

あと、路線バス、13路線、確かに今回の議会の中でも報告がありました。利用者数も確かに増えているようでございますけれども、そこのバス停に出るのに大変なという方の声もでございます。そこもよく加味しながら考えていただきたいというふうに思います。例えば、和気町もデマンドタクシーをやっていたんですが、総社市では雪舟くんというようなデマンドをまだやっていますし、美咲町では黄福タクシーということでタクシー券の補助なんかもやっておられます。そういうことも含めて検討をまたいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、3点目の質問をさせていただきたいと思います。

通所付添サポート事業についてでございます。

先ほどの質問とも関連をしているんですけども、岡山県の長寿社会課が推進をしている通所付添サポート事業についてお尋ねをいたします。

現在、備前市や吉備中央町、奈義町、矢掛町などで行われている通所付添サポート事業などの移動支援はできないでしょうか。基本的にはボランティアに依拠することになりますけれども、介護保険制度の財源を使うことができ、財政的には和気町に大きな負担はないと理解をしています。ボランティアの方々にも、活動の対価として幾ばくかのお金を支払うこともできます。利用者にとってもサポートする側にとっても、有効な事業だろうというふうに考えているところです。

そこで質問ですけれども、現在、和気町では通いの場、集いの場がどのくらいあるのでしょうか。名称も含めて教えていただきたいと思います。また、この事業の対象者となる方々はどのような方で、現在何人ぐらいおられますか。そして、その前提として、この通所付添サポート事業を和気町として実行する考えはありませんか。お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 失礼いたします。

太田議員の通所付添サポート事業について、和気町内での通いの場の名称と数は、この事業を和気町として行う考えはについてお答えいたします。

和気町での通いの場は、介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型通所サービスが9カ所、認知症施策における認知症カフェ2カ所、その他ではよっころどっこい体操30カ所、ふれあいサロン4カ所などがあります。通所付添サポート事業は岡山県通所付添サポート事業実施要綱に基づいて、住民主体型通所サービスや認知症カフェに自力での参加が難しい高齢者が集いの場を利用できるよう付き添いを行う住民互助による有償ボランティア活動です。現在、この通所付添サポート事業では、介護保険事業の中で実施される通いの場が対象となっており、和気町では住民主体型通所サービスと認知症カフェがその対象となります。各事業の担当者に確認したところ、参加者の会場への移動手段は自家用車を自分で運転、町営バスの利用、徒歩、家族が送迎などとなっており、付き添いを必要としている方はほとんどいないと聞いております。そのことから、現段階では通所付添サポート事業に対するニーズは余り高くなく、早期の事業実施ということは考えておりませんが、この事業の対象となる通いの場が拡大するなどにより付き添いを必要とする方が多くなってきた場合は、事業導入が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ありがとうございます。

少し私の聞き取りがテンポがゆっくりな方でよく理解できなかったんですが、通所の通いの場が限定をされて

いるということを言われたんですかね。それで、そこへ行かれる人の付添サポート事業の対象者という人はどのくらいおられるのか。それともう一つ、その対象の施設はどういう施設かということを再度お願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 住民主体型の通所サービス、9カ所ございまして、現在利用されている方がトータルで70名の方が利用されております。この対象となる方は、基本チェックリストによって要介護状態となるおそれのある高齢者が対象で、要介護認定を受けていない方が対象となっているものでございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 要介護認定を受けていない方ということですね。結構1人で出たいんだけど、なかなか出にくいんだと言われる方というのは、先ほどはニーズはそう多くはないんじゃないかというふうに言われたんですが、私はその要介護認定を受けとられる方というのはなかなか大変で少ないのかもしれませんが、そうではなくて1人では出歩きにくいんだと言われる方が対象であるならば、その付き添いサポートをやるから通いの場に行きませんかというようなことを言えば増えるんじゃないかというふうに私の認識はそのように思っているところです。この定例会前の全員協議会の中で話題になりましたにここ幸齢祝賀会、そのときにもその目的として高齢者を敬い、ひきこもりなどもなくするんだというようなことも説明があったと思います。そういう意味からすると、こういう付き添いの方が家に来てくれて集いの場所へ行きましょうというふうに誘っていただくと、出ていくお年寄りの方は増えるんじゃないかなというふうに思います。利用者の方も、よそのサポート事業を見ると、本人も100円ぐらいはお支払いをして、あと介護保険の方から出るお金でそのサポート事業を進めていくというようなことのようにありますけれども、そういうことをもって町として広めていこうという、町がそのやる気を見せないとなかなかいい事業であっても進んでいかないんじゃないかなと思います。担当部署の方は一つ仕事が増えると確かに大変だろうと思います。しかし、そういうことを考えるということでやってる町村はありますし、町もあるし、そこも最初は10人ほどでボランティアの人を立ち上げたけど、今は備前市では60人ほどそういうボランティアの方がいて、吉備中央町は30人ぐらいということで大きくなっているんですね、話を聞いてみると。だから、和気町も町がやる気を出して考えるというふうにしたらいかがかと思います。再度答弁を求めます。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 介護予防といいますのは、一番わかりやすく言うと介護保険の予備群でございまして、今ご承知のとおり65歳以上が和気町では5,550人を超したんです。この中で、介護認定を受けていない方で介護認定を申請しても支援費にも該当しないというような人、そういう人がそういう施設を利用することによって健康を維持していこうという事業なんです。それで、その事業は一般的には介護保険事業じゃないんですが、この介護付添サポートというのだけは事業所の事業内容を決めて、和気町では2カ所ぐらい対象にはなると思うんですが、そこへ人を対象にやる場合、地域のボランティアの人が中心になるんですが、このボランティアの人がNPO法人の立ち上げでもしていただいて、ゴルフ場にある何とかカートとかという、そういうものが介護保険対象になって、利用料金についても1回幾らかという利用料金を受け取っても道路運送法でクリアできるというような事業なんです。それで、最初に備前市と吉備中央町が認可をいただいて始められたんです。それで、私もそのときにすぐ私の町もこれはできないものかなというので検討をいろいろ担当課でしていただいたんです。結果的には、地域の方々がそれじゃあボランティアで送迎をしようじゃないかというような、そういう一つの組織づくりができなかったのが一つの原因で今現在に至っているのですが、うちの場合は地域的な条件がありまして、介護保険事業で実施をいたしております通所介護事業所、それから小規模多機能事業所、それに特別養護老人ホームというようなそういう施設が充実をかなりしておりますから、他の地域と比べてちょっと違う部

分があるんです、介護保険適用の中でも。特に、通所介護、特養等についてもベッド数は充足率が完備ができています。そういうこともあったりする中での対応でございますので、そうはいいながらも介護予備群の皆さん方のそういう場を持つことによって元気で生活をしていただくというのは大事なことです。今後十分検討しながら吉備中央町、備前市、備前市は鶴海とそれからたしか飯掛だったと思うんですが、飯掛は対象になっていないのかな。鶴海は対象になっているのです。このあたりのことも十分検討しながら対応していきます。やれるというのはちょっと言えないのですけど、済みません。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私も不勉強で、和気町の通いの場がどのくらいあってどれが対象だということがはっきりまだわかっていません。2カ所ほどあるということで……

（町長 草加信義君「9カ所じゃった」の声あり）

9カ所ですか。9カ所あるということで、ご報告を受けたわけですが、確かにボランティアの方々がどのくらい来ていただけるのかということも一つの課題になるだろうと思います。しかし、ボランティアといっても対価がいただけるわけですから、そこらもきちっとご説明をして、そういうことをやっていけばボランティアの方も考え方を変えていただけるのではないかなあということもございます。先ほど町長がすぐにできるかどうか分からないけど、前向きに検討をさせていただくということですので、また今後もこの点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

以上3点について、私の一般質問をさせていただきました。基本的には財政のかかる、お金のかかる施策のご提案をさせていただいて、町の執行部の方々にはご苦勞をおかけをするんですけども、町民の方々が少しでも健康に長く生活ができるという観点から、町としてもできるところについては精いっぱい頑張ってお願ひしたいという思いでございますので、ぜひまたよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 従野 勝君に質問を許可します。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 議長に許可をいただきましたので、町営バスの運行についてということで、二、三、質問をしたいと思います。

4月から町営バスが運行されて、非常にいい状況で利用状況を見ると推移しておるわけですが、やはりまだ山間部の利用の方がちょっと少ない。この辺がどういう問題があるのかなと思うわけですが、途中の停留所からは利用客が非常に多くなっています。それで、またましてまちなかの利用というのが非常に足がわりになってうまく町営バスが運行されているんじゃないかというふうに思うわけですが、山間部の方の停留所までの距離、これが足が痛かったり道が狭くてバスが来ないとかというようなことで利用数がまだまだじゃないかなというふうに思われます。

それで、その件について、まず利用状況。これは全員協議会でせんだって話がありましたので、さらっと流していただければ結構なんですけど、まずその1点。

それから、学校行事による運行時間変更の問題。これが非常に今、特に高齢者の利用者が困ると。なぜかといいますと、詳細は役場へ電話する、それから町のホームページを見てくれと。この辺でちょっと町の方の担当者は考えてもらわにゃいけないのですが、町営バスの運行で利用される年齢層、このあたりを常識的に考えてもら

いたい。家にパソコンがあるわけじゃないし、ホームページ、どうやって見るんですかね。格好はいいですよ、町のホームページを見てください。格好はええけど、実際にはパソコンもなければホームページ見ない。基本的に親切さがない。利用する方に、今日は学校行事がありますと。だから、例えばわけまるくんの何号車かわかりませんが、何号車については時間がこうなりますと。せっかく告知放送がありながら何の役にも立ってない。決まり切ったことばかりを毎朝やってる。きょうは例えば通常よりも30分早くバスの運行があります、こういうふうに言われたら利用者はあらかじめその時間を見計らって出てくるだろうし、そういう利用者に対する親切さというのは必要なんじゃないかと。こういう点をどういうふうに考えられるんか、お答えをいただきたい。

それから、3月の議会でもお願いをいたしましたけれども、今、停留所までの距離が長過ぎてなかなか出てこれんのじゃと。なぜ停留所が遠いんかなと思うと、道が細くてバスが入らん。そういうことですので、できるだけ小さなマイクロバスを走らせてもらいたい。利用者の数を見ると、小型の9人乗りぐらいで十分な人数になると思います。もうそれでいっぱいなんです、その集落は、人がいないんだから。だけど、そのいない人たちが困っているわけですから、それを何とかしてあげる。これも大切な行政の役目じゃないかと思っておりますので、ぜひこの点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

従野議員の町営バス運行についてというご質問にお答えをいたします。

まず、町営バスの利用状況につきましては、先般の議会全員協議会でもご報告をさせていただいておりますので、詳細は省きたいと思っております。

町営バスの試行運行を開始いたしました1月からは、利用者が徐々に増加をしております、4月から8月までの1日当たり約125人の利用となっております。昨年度までのあいあいタクシーでありますとか福祉バスの利用者、1日当たり69人と比較し、約1.8倍ということで推移をしております。今後も利用促進に努めるとともに、地域の声をお聞きして、より多くの方にご利用いただくことができるよう、随時見直しを行ってまいります。いろいろ課題もございますので、随時見直しを行いたいと思っております。このたび、愛称も公募によりまして、わけまる号と決定をいたしました。これからも皆様方に愛されるものとなりますよう努力してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、学校行事による運行時間の変更の問題点というご質問でございますが、この町営バスはスクールバスの空き時間を活用して運行しておりますので、学校の行事などの関係で、通常とは異なる下校時間のときはスクールバスを優先していることとしております。町営バスの運行時刻を変更して対応しております。入学式や始業式、それから家庭訪問、参観日など、通常よりも下校時間が早いときや夏休み中の水泳教室などの様々な学校行事がございますので、4月から8月までの5カ月間の運行日数、101日ございますが、そのうち43日、学校行事等の関係で町営バス運行の一部を変更させていただいております。利用者への周知につきましては、先ほど従野議員おっしゃられましたようにホームページや告知放送でお知らせしております。そのほかにも、バスの車内へあらかじめわかっている時刻につきましては掲示をさせていただいたり、それからドライバーとの会話の中で利用者の方へ時刻の変更をお知らせするようにしております。町営バスの利用者の大半がご高齢の方でありますので、ホームページを見ることができないという声をたくさんお聞きをしております。そういった方には危機管理室にお問い合わせをいただくということで電話対応をしておりますが、告知放送をした直後にはたくさんの現在お問い合わせをいただいているところでございます。学校行事による運行時間の変更については、利用者からも頻繁に変更になって困るというご意見をいただいておりますが、これはスクールバスの空き時間を活用して運行している以上、やむを得ないことであるかなというふうに考えております。今後は学校とも協議をしながら

ら、少しでも運行時間変更が少なくなるように努めるとともに、時間変更の周知につきましては、問い合わせがあった場合など、わかりやすく丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、小型バス運行の計画ということでございますが、3月の一般質問でも答弁させていただきましたが、現在、町営バスはスクールバスの空き時間を活用して運行しておりますので、14人乗り4台、それから25人乗り1台、29人乗り7台の車両での運行となっております。集落内の狭隘な箇所など、中には車両では通行できない場所もございます。小型の車両によって、現在の路線よりも更に細かく集落内を回るということは、それだけ1便当たりの運行時間が長くなりますので、利用者によっては目的地まで更に時間がかかるようになり、場合によっては便数を減らすことも考えないといけなくなるかもしれません。ただ、今年度、14人乗りの車両を1台新規に導入するように現在進めておりますので、今後、路線の見直しを検討する中で、今まで29人乗りでは通れなかった箇所への乗り入れも検討の余地があるかなというふうに考えております。今後も利用者や利用状況、それから地域からのいただいたご意見を参考に、全体的な路線の見直しなどを総合的に勘案して検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、危機管理室長の方から答弁があったんですが、101日のうち43日変更があると。ざっという半分ぐらい変更があるわけなんで、今、学校のスクールバスを利用してやっていると。しかしながら、皆さんもわかると思うけども、1回利用したら来るもんだと思うんです、バスは。これは誰もそう思うでしょう。バス、今日は子供たちの都合でないんだ。これは困るんじゃないんですか、利用されとる方は。バスは子供たちのためにあるだけけど、あなたたちのためじゃないですよとはっきり言よんのと一緒なんですよ、あなた。それを何か対策を考える、そのためにあなたおるんですね。そうでしょう。子供のせいで、毎日利用しようた年寄り利用すんな、今日はだめですよと。それじゃあいけんのじゃないですか。そのあたりをどういうふうに、いろいろ問題があるんでしょうけども、例えば今日は30分おくれてでも。こうやって利用の内容を見ても、大体温泉と北川病院と、固有名詞を言ったらいけんけど、平病院と、ほとんどなんです。あとは駅前スーパーですね。そこへ行かれる方がほとんどなんです。だから、年寄りの人は毎日買いに行くんかどうかわかりませんが、自分の生活の物資を買いに行く、そして病院に行く、そういう一つの流れみたいなのがあるわけですから。それで、利用される方もそんなに見ると多くないですよ、その部分では。そうすると、利用の状況を把握して、この地区はこの人とこの人がこういうふう利用されとると、またこの地区はこういうふう利用されているというのをきちっとデータをとれば、例えば学校行事で遅うなるけど、この人はこのときは乗らんじやろうと。そういうものが推測できるから、いわゆる被害が最小限に抑えられることもできるわけなんで、何のためにデータをとって毎日乗った人が今日は何人乗ったでやとんですから、そこまで立ち入ってやるべきじゃないですか。そうして、その利用する方に少しでも有利なことを考えてあげる。これが危機管理室の仕事として当たり前のことじゃないかと思えますよ。ぜひ、いろいろいっぱい仕事があって大変なんじやろうけども、そういう点をもう少し考えてもらう。それから、その時間をバスに掲示しとるとかありますけど、もう少人数だったら、決まるとるいわゆる43回のうち計画的にやとるやつがあるでしょうから、それらについてはちょっと印刷した紙でこの日とこの日はこうなるよというて渡してあげる。年寄りは聞いとったってすぐ忘れるんじやから、そのくらいの親切さはあってもいいんじゃないかと私は思います。だから、ぜひ、やり方がどうのこうのというんじやなしに、やり方は皆さんで考えてもらったらいいんですけども、そういうことをすることが町民サービスの一環として非常に大事なことじゃないかと。何でもええから格好だけありやええんじやなくて、やるからにはきちっとそういうふうにもう少し踏み込んだやつを。

それから、これはバスの時間表なんじゃけど、目のええ人は見えるかもわからんけど、見えんですよ、これ。もう少し何とか。確かに経路はいっぱいあるから、連絡網とかいろんな意味で1枚にしたらええんかもわからんけど、もう少し字を大きくするとか考えてあげると見にくいですよ。こういう一つのきれいにまとまっとなんじゃけど、まとまった割に内容がない。こういうことをぜひ検討していただくようお願いをしたいのと、先ほど、小型の10人乗りのバスが1台入れてもらえると。非常にありがたいことじゃと思うんです。ただ、その運行について有意義なことを考えていただいてやっていただく。これは非常にありがたいことだと思いますし、年寄りの方は本当に今でこそ年とって働けんようになってんかもしらんけども、和気町のために寄与された方なんじゃから、その辺を十分考えてやってあげることが大事なんじゃないかと思います。ぜひ、その辺もあわせてやっていただくようお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 町営バスについてはいろいろとまだまだ問題があるだろうと思うし、周知、連絡の方法、この辺は十分考えていただいて、できるだけ簡単な、もう年寄りにあわせえこうせえと言って難しいことを言わんように。もう今日はこの時間だぞと、こうなるよと、例えばないときは明日おばさんねえからよというぐらいなことを運転手さんに言わすとか、そういうことをやってあげて、できるだけ利用する人が簡単に利用できる、それが一番大事なことはないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、矢田の工業団地についてですが、矢田の工業団地、今見られたらわかりますけども、残土置き場になっとなんぞですね。ほんで、草ぼうぼうで、もうどうなっとなんぞと。非常に感じがよくないですね。今まで担当者が次々かわって、いろいろ問題があっとうにもならんと。それで、6月の議会で排水の経路を改めてやり直すというために、本来認められるべきでない予算が認められたと。結局、そういう予算がついた以上はできるだけ早急にあの工業団地が動き出すように尽力してもらわにやいけな。その辺、どういうふうになっとなんぞか。それから、県及び地元との話し合い、この辺の状況はどういうふうになっとなんぞか。それでもう一点、今後どういうふうに進めていくのか、スケジュール的な問題及びまたあの団地に来たいというふうな会社が出てきとんのかどうかとかという点もあわせてちょっと説明をいただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） それでは、従野議員の矢田工業団地の状況について、6月議会で設計費が計上された及び進捗状況はということなんですけども、6月議会において予算計上させていただきました矢田工業団地の設計業務につきましては、7月16日に委託業務契約を締結し、新設水路に係る測量業務を終え、排水計画を含め、概略設計が完成している状況でございます。また、草の件についても、地元において今現在2回目の草刈りをお願いして経費を支払っているような状況でございます。

続きまして、県及び地元との協議についてのご質問についてお答えいたします。

地元との協議につきましては、地元区長と日程調整を行い、9月20日金曜日に地元の説明会を行うようにしております。また、岡山県との今後の協議につきましては、地元説明会后、順次進めてまいりたいと考えております。

続きまして、今後のスケジュールについてのご質問についてお答えいたします。

先ほどの回答と重複するところがございますが、9月20日金曜日に地元説明会を開催し、また自転車道の移設に伴い広域水道企業団の水道管の移設が必要となりますので、その点については9月27日金曜日に新しい計画での協議を行うよう日程調整をしております。その後、岡山県各担当課、また備前署、岡山県警とも随時協議を進め、遅くとも12月中には都市計画法第29条、開発行為の許可に係る申請手続きを行い、令和2年3月中の開発許可を考えております。その後、来年度、令和2年度で工業団地の整備を行い、令和3年度には工業団地の分譲ができるように考えています。今後、各種手続及び地元との説明から逆算して今実施している状況でありま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、企業のそういう説明が来ているのかということなんですけども、若干数件は来ているようなことを聞いております。ただ、これについてはまち経営課の方で工業団地の分譲の方を考えています。この点についても、今現在パンフレットをつくって、県の企業誘致整備促進課及び町内の企業はもとよりそういったような工業団地のPRを進めている状況ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、総務事業部長の方から説明があつて、草刈りは2回目の草刈りをやるということなので、少しは見えがよくなると思ひますが、まだ県との水路のあれでよかったとか悪かったとかという話がなかつたんですが、この辺はどうなつとんですか。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） その点については、昨年の3月に県の土木部の方の審議監の方から方向性を出され、今年の5月のたしか7日だつたと思ひますけども、県庁の河川課の方へ行き、西側、吉井川の方へ放流する計画の案を示している状況でございます。それで今、具体的に先ほど言ひました測量設計、その数値を基に地元との一応協議を終えて、その数値を持ちながら今後、県の河川課及び建築指導課の方へ話を進めてまいりたいと思ひている状況でございます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 進める方向でいきようというんですが、例えばだめという可能性はないんですか。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 県の方の許可をとりますので、河川課の方の大筋の流れは先ほどの吉井川へ流す方向でまず了解を得ておる。ただ、数字的にどういう形になるかというのが今の状況です。それから、地元においてはせんだつて地元の区長と排水路の一番近くの方とも協議をさせていただきました。地元の区長はおおむね了解なんですけども、地元の方についてはこの20日の説明会に向けてはほぼその了解がとれる方向で今考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） やはり事業ですので、一生懸命やつたけど結果的にはだめだつたとかということじゃあ何もならんので、地元との協議、それから県との協議を。詳細についてはいろいろ変更もあるだろうと思ひけども、根本的にはそれでいいというようなことを確認しながらやらんと、もうどうも今までの経過からすると土俵際でうっちゃりされた経緯がありますので、ぜひ慎重にやつていただきたいと思ひます。

それから、地元との協議を20日にやられるということなんで、ぜひ地元区長なりそれから地元の方々と丁寧に説明していただいて、きっちり皆さんの言う要望を聞いてやつていただく。

それから、せんだつての全員協議会のときに、町長の方から工業団地を見たいというような話があるというようなことを言われてましたんで、ぜひその辺もお話をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 地元の工業団地の件につきましては、大変地元の方にもご迷惑をおかけしまして、また環境整備につきましても草がぼうぼうと生えるというような状況の中で大変なご迷惑をおかけいたしておりましたが、ここのところ1週間ほどで草刈りは今やつておりますからひとつお許しをいただきたいと思ひます。

建築指導課、河川課、今回はここの指導をいただきながら、前は県民局、東備地方振興局あたりのご指導をいただいてやつてきたのが、結果的にはお話し申し上げましたようにちやぶ台返しになつてしまつたというような経緯の中で、今回は佐藤副知事を初め、建築指導課、それに河川課、これのご指導のもとに町それからコンサル、一緒になつて話し合いをしてその指導のもとに今計画をしておりますので、許可はいただいておりません

が、もう今度はちやぶ台返しになるようなことはないとは思っておるんですが、これは県が許可することでございますから、これから慎重に対応していきたいと思っております。

それから、現地のことにつきましてはこの前、実はトップミーティングというのがありまして、知事と各部長と私たちが話し合いをしまして、その席でも3町歩、3ヘクにわたる企業団地というのは岡山県内でもなかなか珍しいんです。規模的に3ヘクで内陸部で、しかも震災の少ないところで温暖なところだということで、ひとつ県の企業立地担当課の方も前向きに進めてほしいというお話を知事の方へもいたしました。知事も、ぜひ前向きに頑張るといってお返事もいただいております。それから、先般も実は東京の方の業者なんですが、現地を見ていただいております。それから、この10月にも何人か来ていただけて、現地を見ていただくということに予定をいたしております。優秀な企業で、しかも町内へインターチェンジが2カ所もあるような町は岡山県にはあまりないので、ぜひひとつこの和気町で企業を起こしてほしいという願いを積極的にやっていこうと思っておりますので、ご協力方よろしく願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 先ほど、町長の方から工業団地も何か先が見えてきたような話をいただいてほっとするわけですが、非常に何分にも用地の取得は済んでからどんどんどん残土は入ってくるわ、いつどうなるんだろうと。ところが、途中でやまってしまって、もう草ぼうぼうのほんまにどうということだということで地元の方も非常に心配をして、いよいよ思いつきで始まったような工事じゃないかなということで非常に皆さんからお叱りを受けて、本当におまえ大丈夫なんかという話をもう会う人に言われて非常に困ったわけですけども、何とか排水路、それからそういうふうな3ヘクタールの工業団地として触手を動かしてくれる企業が出てきたというふうなことを聞いてほっとしておるわけなんですけども、ただそれを今までのようにもう相手に任せてしまっておると、また時間ばかりたつてなかなか前へ行かんと思っておりますので、特に担当の総務事業部長の方は、こういうことを言うと怒られますけども、来年の3月が定年ですので、しっかりとそれまでには目鼻をつけてやめるように、ぜひよそ見しないでしっかりと頑張ってくださいようお願いをして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで従野 勝君の一般質問を終わります。

次に、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 議長の許可をいただきましたので、私の方から一般質問をさせていただきます。

私の方は、スポーツ推進について町の考えはということで、町の優秀選手の考え方、それからスポーツクラブ、和気クラブの今後について、スポーツ推進はできていると思うかということについてお聞きしたいと思います。

まず、なぜこの問題を取り上げたかといいますと、先月に我が町から日本代表選手ということで世界に代表として選ばれて行っております。そういう人を、山陽新聞にも載ったんですが、町として懸垂幕等で応援するとかそういうことがありませんでしたので、この件について、ぜひどういう考えで行っているのかお聞きしたいと思います。

それから、私も和気クラブで理事をしております。その関係で、今大変一生懸命頑張っておりますが、運営に対して大変困っておるところでございます。補助が切れて、また追加補助ということで町長にお願いして少し補助をしていただいておりますが、この先もまだ十分和気クラブだけで運営していくのは厳しい状態が続いておりますので、スポーツ庁の方からもこの総合型のスポーツクラブは大変有意義なことで、これからもぜひ進めてくださいというようなメッセージが届いております。そういう考えの方で、町としてもう少し全体の社会体育という大きな枠組みの中で、体育協会と相談しながらもう少しいい方向に取り組めるんじゃないかと思っております。

すので、そこら辺を少し考えていただきたいということでお聞きして、ご回答をよろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

それでは、和気町におきますスポーツ推進についてであります。平成30年度にスポーツ分野において全国大会等へ出場した町内の選手は延べ62名及び2団体であります。小学生ソフトテニスを初め、ゴルフ、水泳、空手、相撲、アーチェリー、バレーボールなど、幅広い競技において将来を担うアスリートを中心に活躍している状況であります。本年につきましても、アーチェリーの世界大会への出場、それから先ほど議員からもお話がございました、男子バレーボールU19世界選手権の代表選手入りなど、活躍されている選手が多く出ておる状況でございます。バレーボールの代表選手につきましても、これまでの表彰であります各種大会を勝ち上がっての選手選考という形ではなかった関係がございまして、広く町民に周知できなかった状況でありますので、今後和気町を代表する選手として、世界へ羽ばたくアスリートにつきましても広く町民の方へ紹介をしてみたいと思っております。こういった中で、和気町がスポーツ推進を行う上でこういったアスリートが出ていることは非常に効果があることでもありますし、スポーツにかかわる町民の励みにもなり、町といたしましても引き続き激励していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、昨年はIPU、環太平洋大学の硬式野球部が和気ベースボールパークを整備し、和気町を拠点として県内外のチームとの強化練習を重ねる中、昨年秋の明治神宮大会では準優勝、本年春の全国選手権大会にも出場するなど、和気町を全国に発信している状況でもあります。現在の少子化の中で、町の宝であります子供たちが幼少期からスポーツに親しみ、それぞれの体力や能力に応じた体験や練習を行うことで、それを取り巻く保護者あるいは地域の方々もスポーツを通じた交流やコミュニケーションが深まることが期待されており、スポーツの活性化につながってまいると考えておりますので、引き続き各種競技において選手や出場者等を育成していく体制づくりに取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、総合型地域スポーツクラブ和気クラブにつきましても、今年度も町民の体力向上やアスリートの養成を初め、生活習慣病の予防や改善、高齢者の医療費削減につながるような事業を実施しており、和気町にとってもスポーツ推進を行う重要なスポーツクラブであり、引き続き支援してまいりたいと思います。ただし、和気町には旧体育協会であり和気町スポーツ協会やスポーツ少年団、体育館等を利用登録する団体が多数あります。特に、スポーツ少年団は少子化により年々団員数が減少傾向にあり、今後も団活動が円滑に行われるような支援が不可欠であり、またスポーツ協会は各専門部によって活動状況が非常に温度差が生じており、弱体化する競技へのこ入れも急がれる状況であります。

和気町では、誰もがいつでもどこでもスポーツレクリエーション活動に参加できるスポーツ環境の整備や活動機会の充実に向けて生涯スポーツの振興を図る施策を展開しておりますが、更に学校体育施設やスポーツ施設等の有効かつ効果的な活用を図りつつ、子供から高齢者がスポーツを通じて交流を深め、楽しみながら心のリフレッシュと健康寿命の延伸を行うことも目指しております。また、プロアスリートを迎えたスポーツ教室の開催や出場者の育成等も含めて、今後もその中心的な存在である和気クラブを中心として町民スポーツの振興に推進してまいりたいと思います。社会体育の担当課長の希望といたしましては、この和気クラブ、将来的には法人格を取得していただき、和気町の関係団体が一体となる組織形成が行われ、町の社会体育施設の管理や運営も担っていただけたらと期待しているところでもあります。そのためにも、これからも和気クラブと協働のもと、町民スポーツの推進に取り組んでまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

もう一つ詳しくお聞きしたいんですが、スポーツ推進員という方がおられまして、いろんな新しいスポーツと

かを発信してスポーツの推進に努めていくという方がおられますが、この推進について、最近余りできていないんじゃないかというような気がしております。それで、老人クラブ等も、昔はスポーツに縁がなかった方がスポーツを楽しむということをしていただきたいと思いますので、そういうふうな考えの観点からその推進員の方にどうやったらスポーツを楽しんでいただけるのか、そういうふうな話し合いをしながら町民全てが健康で長生きできるようなスポーツを通じたことができないかと考えておりますので、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） ありがとうございます。スポーツ推進員につきましては、町が委嘱する委員として、毎月定例の会議を開きながら和気町におけます生涯スポーツのあり方について議論し、年間の中でいろんな行事を催している状況でございますが、議員おっしゃられましたようにややマンネリ化した部分も見受けられておりますので、先ほどの話の和気クラブが町民挙げて展開しております。和気クラブ、昨年約2,800人の方が事業に参加しているような状況もございますので、和気クラブとの連携、あるいはシルバースポーツとしての老人クラブとの連携、そして町の関係する健康づくりの団体とも連携しながら、幼少期から高齢者までスポーツに楽しみ、生涯スポーツとして町民挙げて行えるような新しいメニュー、それから今までもあるんですがなかなか発展しないプログラム等につきましてもスポーツ推進員の方のご意見をいただき、スポーツ協会、それからスポーツ少年団、和気クラブ、一体となって体育館を利用する団体も含めて和気町民がスポーツにかかわれる環境整備に努めてまいりますので、議員におかれましてもスポーツクラブの役員としてご助言をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

全部スポーツ一体ということで、大きな取り組みで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、一人ではできない事柄の補助ということでお伺いしたいと思います。

家の前の草刈り、一人ではできない高齢の方、それから少し障害のある方等おると思われます。まず、この人たちの周りの協力者がいて、何とか維持しておるところだと思っております。このことについて、少しでも金銭面の方から補助ができないかということをお聞きしたいと思います。

それから、同僚議員の質問にもありましたように、バス路線のバス停まで、歩けるんだがそこまで行くのが遠くてなかなか行けないとかという方はたくさんおられると思います。そういう方が電動カーを買ってそこまで行くということになれば、電動カーはかなりバッテリーの値段が高いので、高い買い物になります。そういうふうな補助をしてはどうかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の一人ではできない事柄の補助はということでございますが、まず1点目、家の周りの草刈り補助をしてはどうかというご質問でございます。

このことにつきましては、少子・高齢化の進行によりまして、高齢の夫婦、独居老人、障害の方と、自力で草刈りが困難となるケースもでてきており、今後ますますそのようなケースが増えていくことが予想されます。町といたしましても、大きな課題であると認識しておるところでございます。しかしながら、家の周りの草刈りにつきましても、本来は当然家の所有者、その家族によって対応いただくべきものであります。財政的な面からも、新たな補助制度で対応することは今現在では非常に厳しいと考えております。地域のコミュニティの中で、高齢夫婦、独居老人等の草刈りができないと思われる方々を把握いただきまして、地区での共同によります地域

コミュニティの中で、共助の考えで解決をいただけたらと思っておるところでございます。

参考までに、平成26年度にまちづくり協議会を通じまして実施いたしました和気町の空き家の軒数も、町内全体で583軒、高齢化率でいいますと、岡山県で10年前と比べまして5ポイント上昇いたしまして、平成30年10月では30%を超えておる状況で、和気町では40%を超えておる状況でございます。今後の高齢化の進行により、困り事など増えるケースがあろうかと思いますが、今の和気町の協働推進ということで、お互いに助け合える内容で解決策を考えていただきたいと思えます。なお、町外へそういった方のご子息等が出られている場合、ふるさと納税制度の中で返礼内容で家屋の周辺草刈りという制度等もございますので、そういった制度等も活用いただけたらと思っておるところでございます。

続きまして、バス停までの電動カーの補助はどうかということでございます。

こちらにつきましては、町営バスの運行につきましては地元区の要望を踏まえまして停留所の場所を決め、運行を開始しておるところでございます。高齢者の利用の方からは、バス停までの行き来が大変であるとの声もお聞きしております。町営バスの運行課題であると認識しておるところでございます。運行が開始いたしまして半年が経過し、停留所の場所を要望により変更検討もいたし、今後も必要となると考えております。しかしながら、停留所の場所はある程度の間隔を持つ必要性、全ての利用者の方に対しまして停留所までの距離を等しくすることは不可能でありまして、フリー乗降区間制度の導入もダイヤ編成の面から非常に難しく、根本的な解決にはならないと考えておるところでございます。

電動カーの補助につきましては、今、和気町の介護保険の要介護2以上につきましてはシニアカーのレンタルの補助制度がございます。ただし、要介護2という状態ですと、歩行が困難で日常生活で介助を要する状態でありますので、現実的には町営バスを利用して1人でバスを利用するという想定は考えにくいと思っておるところでございます。現在の介護保険制度、健康福祉課におきます高齢者給付事業及び社会福祉協議会で行っております現状の事業では、電動カーの補助について対応できるものがないものでございます。バス停の問題については、他の議員からもご質問がありました。そういった中で、近隣の町村、全国で同じような中山間地域におきまして移動問題が大きく取り扱われておる事例もありましたので、近隣で申しますと備前市、それから九州の宮崎県の延岡市などではゴルフ場で使われておりますゴルフカートを活用した事例もございます。岡山県の笠岡市では、令和元年9月13日から島嶼部でもう実施されておる事例がございます。こちらについては、バス停が近くにない地域での移動手段の確保、電動カートで住民宅とバス停間を送迎する実証実験が行われておるということでございます。国土交通省の支援事業を活用いたしまして、地区住民が運転手を務めることで持続可能な交通システムの可能性を探っているとお聞きしております。また、備前市では実施を計画しているともお聞きしております。

和気町といたしましては、このような先進事例を調査研究いたしまして、持続可能な交通体系の整備を考えてまいりたいと思えます。高齢化、担い手不足などにより移動の課題を抱えている中山間地域におきまして、環境に優しい電動小型低速車、電動カートなどを使った交通システムの可能性を探ることは、和気町におきましても大変重要な課題であると認識しております。

一方、まちづくりを担いますまち経営課といたしまして、単に電動カーの購入補助、レンタル補助を考えるのではなく、公民連携によります取り組みの可能性について議論を重ねまして、高齢者の生活を支えるサービスの充実、地域交通の確保など、総合的なまちづくりを地域と協働して推進していきたいと考えております。そのため、公助ではカバーできない部分を検討し、例えば持続可能な公共システムを導入するに当たり、地域の方々にも電動小型低速車グリーンスローモビリティなどの運転手を務めていただくとか、また電動カートの貸し出し、充電などの管理運営を新たに地域のNPO法人に任せるなど共助の考えのもと、公民連携によります社会環境づくりを町民と一緒に考え、支援策を検討してまいりたいと思えます。先ほど申しましたグリーンスローモビリティ

イ、ゴルフ場のカート等につきまして1台当たり300万円程度するという、非常に高額であるということもございます。中山間地域、全てを網羅するということはなかなか財政面でもちょっと厳しいという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

草刈りの補助等は、できる人は大体のところはできとんです。中にどうしてもできないという方がおられると思いますので、そこら辺の救済、そういうことをしていただきたいと。できたら、私の考えでは登録制とか、よく調べられまして、この方はもう絶対補助が必要だというようなことで登録をしていただいて補助を出すというようなことをしてはどうかと思っております。

それから、電動カーの補助なんですけど、たくさん山間部の方は上ったり下ったり、下におりていったら必ず帰りは上がらないといけない。それから、上っていったら帰りは下りで楽で、そういうことはあるんですが、地区の区長方と協議してそこら辺に電動カーを何台か購入して、それを地区の人全体で使うというようなことをしていくようなこともできるんじゃないかと思っておりますので、これからそういう山間部、バス停まで出てこれないところの補助をどうしていくのかということをよく考えてやっていかないといけないと思っておりますので、そこをいろんなところを参考にしながらとおっしゃられましたけど、和気町独自でなるだけ早目にバスの停留所まで皆さんが出ていただけるような考え方を進めてはどうかと思っておりますので、その点についてはどうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、先ほど1点目の草刈りの補助で登録制の導入をして、できない人の対応をしてはどうかということでございます。

こちらにつきましては、先ほども申しました、町内での空き家の進行、平成26年には583軒という、今現在1,000軒近い空き家もあるんじゃないかなとこちらは思っておるところでございますが、そういった町内の空き家の状況、それから先ほど議員おっしゃられました、実際に居住されておりましてできない方等、バランスもございますので、内容については今ここのでちょっと即答はできませんが、そういった事項等を十分踏まえまして検討も進めてまいりたいと思っております。

それから、2点目でございますが、電動カーの各地区へということでございます。

県内の備前市鶴海、それから笠岡市の島嶼部でも実施されておりますので、内容につきましてこちらも十分という状況で近隣市町村が行っているか、状況調査も踏まえまして、和気町の今の状況に即した内容ですとそれが導入可能か、経費面、財政面等を十分考慮いたしまして検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 部長のお答えの方で、早急によく考えられてこの件について進めていただきたいと思っております。

それでは、3番目の美岡道の和気町分の維持整備はどうなるのかということで、地区の要望は適正に行われるのか、またサービスエリア予定地の今後は、それからインターチェンジの空き地の利用についてということでお答え願いたいと思っておりますが、この前、全員協議会の方で同僚議員がサービスエリアの予定地のことについてちょっと質問がありまして、県の方は今のところそこを使う予定がないということでお伺いしておることを聞いております。また、インターチェンジの周りに空き地があるんですが、そこも一応利用は考えてないというように聞いております。ですから、今後どういうふうにするか、その予定地を活用できるかどうか、県との協議をしていただきたいと思っております。

それから、地区の要望ですが、あそこら辺、法面がたくさんあったり、それから空き地がたくさんできております。その整備、草刈り等を地区の区長方が要望していたんですが、なかなかできなかつたと聞いております。そういうことなので、要望があった件につきましては県との交渉窓口を町の方でやっていただいておりますので、県の方でしっかりとできるように町の方で県との交渉を行っていただきたいと思いますので、そこら辺の今後についてのことをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） それでは、山本議員の美岡道の和気町分の維持整備、地区の要望は適正に行われているかについての質問に対してお答えします。

今回の質問は、岡山県、美作岡山間道路建設班からの回答を基に答弁とさせていただきます。

まず、佐伯インター付近の草刈り要望等については、関係区長と現地立ち会いし、要望箇所の確認を行っているところでございます。今後、一部県での実施が困難な箇所もあるが、必要な対策の検討を進め、緊急性が高いものから県が順次実施していくこととしています。また、今年4月以降にも草刈り、騒音、流末排水などの要望を受けているが、側道の町道移管の管理範囲などを踏まえ、必要な対策工事について岡山県と協議を行いながら検討を進めていきます。

次に、サービスエリアの予定地の今後についてはお答えします。

現在、まだ美作岡山間道路が完全開通しておりませんので、他の工区で発生する残土処分に利用する計画であります。その後の利用計画については、現時点で未定ですが、岡山県が検討しているところでございます。

次に、インターチェンジの空き地の利用についてはお答えします。

佐伯インター付近の未利用地は、美作岡山道路を有料道路事業として進めていた時期に、料金所や管理事務所を建設する目的で買収した用地でございます。これまで残土の仮置き場などとして使用してきましたが、佐伯インターから吉井インター間の工事が完了し、不要となったため、今後の活用法については岡山県と調整を進めているところでございます。岡山県とすれば、先ほどの用地買収ですので、他の企業に直接すぐ県の方が売るといふことはなかなか県有財産なので難しいと。和気町が介入して、もし和気町が企業誘致等で進める、あるいは岡山県の方も県の方で企業誘致を進めて、一旦和気町が買い取ってその後、その民間企業へ売るといふような手はずになっておりますので、なかなかその辺の手續等が難しいところがありますけれども、その辺のところを踏まえながら今後進めていきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 大体のことはわかりました。

地元要望としましては、騒音のことを一番に言われておりましたので、そのことは県としっかりと協議をした上で早急にできるように協議をお願いしたいと思います。

それから、インターチェンジの空き地、今おっしゃられましたが、企業誘致ができるようであれば、そこに和気町が県からその空き地を買って、それから企業の方に和気町が分譲するというような段取りだと思います。インターチェンジはすぐ縁なんで、こういうところは企業が来やすいところなので、有効に活用できると思います。ですから、これからそういうふうな考えがあるのかどうか、町長、ちょっとお答え願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 美岡道の整備につきましては、大変地元の方にお世話になって、ありがとうございます。一応、瀬戸から今、吉井まで開通をいたしまして、その間のサービスエリアの予定地とか、そのあたりの管理の面で県との話し合いもいたしておりますが、あそこのインターをおりたところへ2カ所に分かれて残地があるんです。これについては、実は地元から払い下げをしていただけないだろうかという企業もあります。それ

で、県の方とも協議をしておりますが、県の方も一応町の方へ払い下げをして、町の方から個人の方へ払い下げをしていくというようなやり方しかできないということの中から今検討をいたしておるところでございます。そのほかにも、これから希望者がおられたら一般公募も視野に入れながら考えていきたいなと思っております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

今後、いろいろと問題があると思いますが、空き地については地元企業が手を上げているということもあると思いますが、ほかのところもできればよそから企業が小さくても来ていただいて、和気町の少しでも人口の減少に歯止めがかかるようなことになればと思っておりますので、いろいろと大変だと思っておりますが、これからも町の発展のことを考えながらいろいろと取り組んでいただきたいと思います。地元要望についてはなるだけ早く地元の要望ができるようにご検討をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

家庭から出されるごみについての質問をさせていただきます。

我が町和気町でも、他の地域と同様にごみの分別収集をしています。ごみの分別作業には時間がかかりますが、地球のため、次世代の子供たちのためにごみと資源とを分別してリサイクルをしなければならないと全ての家庭で取り組んでいます。ごみの処理や分別は全ての町民にかかわることですので、今回、一般質問をさせていただきます。

現在和気町では、町指定のごみ袋での家庭ごみの回収が行われています。岡山県下でも多くの市町村が市町村指定のごみ袋での回収方式を採用していますが、倉敷市、玉野市、高梁市は指定のごみ袋不要で、ポリ袋のまま捨てられるようです。指定のごみ袋の値段も市町村によって差があり、高いのは岡山市、真庭市、新見市で45リットルの袋1枚当たりで50円です。安いのは、浅口市、里庄町で、同じく45リットルの袋が1枚当たり12円のように。笠岡市は指定のごみ袋がありますが、世帯の人数に応じて1年分の標準的な枚数を無料で配布していて、それを超える部分を有料で購入するようになっているようです。

和気町では、同じ45リットルの袋が45円です。ちなみに、津山市、備前市、赤磐市、井原市は同じ45円で、美作市は30円、総社市は23円、瀬戸内市と勝央町は20円ということなので、和気町はほぼ平均値かやや高い方だと言えらると思います。指定のごみ袋の値段のことは後でまた触れることにしますが、岡山県内の他の市町村と和気町が違う点として、ごみ袋に名前を記入しなければならないという点です。私が調べた限り、この取り組みは岡山県下では和気町だけのようです。ごみ袋に記名することのメリットとして、出すごみに対する責任の所在がはっきりするので、いかげんなごみの出し方をする人が減るといったことがあると思います。逆に、デメリットとして、書くのが面倒、油性マジックを準備する必要がある、うっかりマジックのキャップを締め忘れてしまうと名前が書けず、ごみ出しができないといったようなことがあります。しかし、最大のデメリットはプライバシーの問題ではないでしょうか。個人的には、近年の何かといえば個人情報だのプライバシーだのと過敏過ぎる社会の様相には疑問を感じ、どちらかというとな否定的に感じていますが、しかしこのご時世、ごみ

袋に名前を記入することによるメリットとプライバシーとか個人情報が流出するかもしれないというデメリットを比較したとき、後の方がはるかに大きいのではないかと感じています。また、こうしたことができるのは、和気町が都市部ではないからだとも言えると思います。ひとり暮らしの女性、とりわけ若い女性にとって、ごみ袋に名前を書かないといけない自治体というのは絶対に住みたくないと言われてもおかしくないと思います。古くなった下着を捨てるかもしれませんし、よく行くコンビニとか病院名などの情報もわかるかもしれません。そういった、家庭ごみではなくてもごみ袋の中身を見ることでその家の経済状況なども想像できたりします。薬の袋や薬の包装シートから病気の種類がわかったり、食べ物の好みがわかったり、生活に関する部分がかいま見えたりします。もちろん、多くの人はよその家庭が出すごみには全く関心がないと思いますが、ごみ袋は個人情報の宝庫でもあり、その気になればプライバシーにかかわるような情報を得ることができることは否定できません。探偵も、コンピューターへの侵入を試みるいわゆるハッカーも、まず狙うのはごみです。ちなみに、民法に照らせば、ごみは出した時点で所有権を失うために窃盗罪に該当せず違法ではありません。我が町でも、できるだけ多くの転入者や移住者に来てもらいたい。それが若い世代ならなおさら歓迎したいといった取り組みをしているかと思っています。そうした中で、他の市町村と比較してどっちの町に移住しようかなという判断の最終段階で、ごみ袋への記入が必要な和気町はやめておこうということにならないとも限りません。

では、質問に移らせていただきます。

岡山県下では和気町しか実施していないごみ袋への記名はこれからも必要だとお考えなのか、それとも町民の意見を聞きながらこのまま続けるか、廃止するか、若しくは書きたくない人には書かないことも認めるというような義務化を緩和するかといった再検討する予定があるかということをお聞かせください。それに付随して、平成30年度の和気町のごみ処理に関する主な数字もお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本康彦君） それでは、尾崎議員のごみ袋に記入する方法についてお答えします。

和気町では、ごみの処理及び収集等については、和気町総合振興計画とごみ処理基本計画に基づいて行っております。ごみ袋の記入につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を発生させた者の責任として排出者責任を課しております。これは事業者だけでなく、広く一般の方にも適用されるものです。また、同様に循環型社会形成推進基本法の第11条第1項においても、排出者責任として廃棄物等の排出者が自らの責任において、その排出した産業廃棄物について適正に循環的な利用または処分等をすべきであるとの責任を規定しています。

和気町のごみの収集に当たりましては、ごみステーション等へ排出されるごみ袋で不適切物が混入しているものがわかった際には、収集できない旨の内容を記したシールを張って、収集をせず残しております。こうした際には、適切な分別を行った後に、再度ごみ収集へ出してもらうことになります。よって、収集袋に氏名を記入しており、排出者がはっきりすれば、その責任において処理をしていただくことが可能となりますが、現状では無記名のものが多く占めており、特に収集できない袋については排出者が特定できない場合が多くあります。こうしたシールが張られた袋は、本来排出者本人が処理すべきものですが、名前の記入等がない場合、地区の当番、環境衛生指導員等により処理されているのが現状ではないかと思っています。こうした方々の負担を減らすためにも、広報紙や環境衛生指導員の協力を得ながら啓発に取り組んでおります。また、プライバシー保護の観点では、議員のおっしゃるとおりではありますが、責任の所在を明確にさせるという点から継続をさせていただいています。しかしながら、昨今の状況及び周辺の状況を見て、町民の皆さんの意見をアンケートなどにより聴取することなどについて、今後の参考とさせていただきたいと思っています。

また、和気町のごみの実績ですが、平成30年度の実績としまして、和気町のごみ処理に関する歳出は約2.8億円です。これには人件費も含まれています。歳入としては、リサイクルによる収入が280万円、町指定ご

みの収益が1,480万円、処理施設にごみを持ち込んだ際の処分料が約1,700万円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 実際は、記名がない袋も多いということですね。それからあと、今後、町民の意見を聞いて参考にしたいということで、そうしていただければと思います。結構費用がかかっているということで、町民1人当たりになると年間1万7,500円、4人家族ですと7万円という費用がかかっているということがわかりました。私も記名方式をやめるべきというふうに主張するつもりはありませんので、いろいろメリット、デメリットもあるかと思っておりますので、今後意見を聞きながらよい方向に向かっていければいいと思います。

冒頭で、ごみ袋は有料な自治体とそうでない自治体があるという話をしましたが、自治体が指定するごみ袋を有料にするにしてもそうしないにしても、それらのことを総合的に判断してくれていることだと思います。ごみ袋を有料化するメリットとしては、多くごみを出す人が多くの負担をすることになるので、より公平な気がするといったことがあるでしょう。ごみ袋を有料化することによって、ごみの量が減るといふふうに主張する人もいます。更に、町にとっても財政的なメリットもあります。先ほど、年間1,480万円の収入があるということでした。ごみ袋を有料化するデメリットとしては、所得の低い家庭ほど負担が高くなるといった問題点があります。また、一々購入するのが面倒、買いに行くのが負担になるといったこともあります。税の二重取りではないかと主張する人もいます。しかし、私が最も気になるのは、それは本当にエコなのかということです。ごみ袋が指定袋でないと出せないということが本当にエコなのかという点を疑問に思っています。個人的には、町内で買い物をするときには大体エコバッグを利用するか、レジ袋をポケットに入れて持って行って、レジ袋は断ることが多いです。レジ袋を5円出して買うときもあります。レジ袋は商品を家まで持って帰るのに使われ、更にごみ箱にかぶせられ、ごみを入れるのにも使われます。レジ袋としては、そのような用途で私たちの暮らしの役に立った後、ごみとして廃棄されます。商品の持ち帰り、ごみ箱内、廃棄と、3回役立ってくれます。しかし、町が指定するごみ袋は、ただ単にごみを捨てるためだけに使われます。場合によっては、ごみ袋から小分けされたレジ袋を何個か入れるためだけに使われます。私にはそれがむしろ無駄のように感じます。使う資源を減らすためにやっているのに、むしろ必要のない無駄な資源を使っているように感じるからです。レジ袋の成分はポリエチレンです。なので、ポリ袋とも呼ばれます。ビニール袋と言う人もいますが、間違いではないんですが、本来のビニール袋は塩化ビニール製の袋のことで、現在はレジ袋としては使われておらず、袋としてはビニール製のプールバッグなどに使われています。以前はポリエチレンは用途がなく、ただ捨てられるもの、つまり燃やされるものでした。例えると、魚の尻尾の部分のように身をとった後に残る残り物のようなもので、石油からガソリンや軽油や灯油などをとった残りのものでした。それが、日本の技術や発明によって、現在のポリ袋としての利用価値が生まれました。もともと捨てられて燃やされていたものが、ごみ袋としてごみを包んで燃やしてくれるということになり、歓迎されました。ちなみに、エコバッグはポリエチレンではなく、ポリエステルというより価値の高い素材からできています。それらのことを考えると、私はレジ袋のまま捨てることができる方がトータルとしてメリットが大きいのではないかと考えています。町指定の袋をなくした方がメリットが大きいのではないかとこのように考えています。私個人としては、町の指定のごみ袋での回収をやめて、レジ袋でのごみ出しが可能となればよいなというふうに考えておりますが、冒頭でも申し上げたように、倉敷市、玉野市、高梁市では指定のごみ袋はなく、ポリ袋のまま捨てられています。しかし、これもメリット、デメリットがあることで、総合的に判断する必要があるかと思っております。

町指定のごみ袋を義務化することによるメリットを上げてみますと、ごみを減らす努力が期待され、家庭のごみの量が減る、ごみの量が多い人が多く負担するので、より公平に感じる、ごみを出す人の責任感が高まり、適正な分別が促進される、町はごみ袋の販売収入を得られる。逆に、町指定のごみ袋を使うデメリットを上げてみ

ますと、町民の金銭的な負担が増加する、コンビニエンスストアなどへの不法投棄が増加する懸念がある、指定袋への入れ直しなどで家庭での手間が生じる、袋を常に切らさないように注意する必要がある、ただ捨てられるためだけに真新しい袋を捨てなければならないという罪悪感を感じる、指定のごみ袋の方がレジ袋より分厚く丈夫、つまり原料がより多く使われているということです。これら以外のメリットやデメリットもあるかと思いますが、私も町民アンケートなどをしておりませんので、町民の皆さんがどう感じているかはわかりませんが、ごみを回収する人にとってみたら、レジ袋だと数が増えて回収が大変になるかもしれませんが、一つ一つの袋の重さは軽くなるので、足腰への負担は軽くなるかもしれません。功罪相半ばするといったところでしょうか。

2つ目の質問に移らせていただきます。

町指定のごみ袋でしかごみを出せない状況は本当に環境によいのか、利便性はどうか、ごみ袋の金額は妥当なのかといったごみ収集についての考えをお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本康彦君） それでは、質問の方へお答えしたいと思います。

指定袋については、例えば45リットル袋ですと、1袋当たり45円で販売することで手数料の徴収とさせていただきます。平成30年度の状況でいいますと、ごみ袋の販売収入は約1,480万円です。20リットル6万枚、30リットル11万枚、45リットル22万枚、札の方が8,000枚となっております。人口で計算すると、1人当たり年間で1,000円の負担です。

指定袋方式を採用している理由としましては、ごみ収集時の強度と焼却の際の攪拌の破体のしやすさ、環境負荷を考慮して専用に製造し、危険物や不純物の混入を防ぐため、半透明とさせていただきます。サイズも20リットル、30リットル、45リットルと用意しており、それぞれの生活様式に合わせて選択していただけるようにラインナップしております。指定袋を使うために購入し、ごみの処理費用の一部を負担することにより、今回はごみをたくさん出してしまったと感じていただく効果にもなると思います。レジ袋につきましては、和気町では無料配布中止の運動を岡山県下初の取り組みとして広く紹介された経緯もあります。これまで漫然と必要以上の袋をもらってしまっていた状況から、本当に必要な最小限に転換をしてきたところです。この活動により、資源の有効利用、ごみ減量化や分別に対する意識の向上が図られてきたと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 袋を大、中、小、合わせて39万枚ということですね。かなり使われているということがわかりました。ごみ袋も年間にすると町民1人当たり1,000円ということで、その1,000円分はもう燃やすだけのために使っているのかなとも思われますし、そのごみ袋の総重量は多分10トンから20トンぐらいになるのじゃないかなというふうに思います。町民の意見を聞きながら、改善すべき点があれば前向きにお願いしたいと思います。

次に、ペットボトルやプラスチックのリサイクルに関する質問をしたいと思います。

ごみの分別収集として、瓶や缶のほか、ペットボトルの分別収集やプラスチックの包装容器などのいわゆるプラの分別回収も行っています。私たちも地球環境を守るためにと一生懸命日々分別していますが、果たして本当にその分別作業は環境によいことなのかという疑問があります。

和気町の分別の種類は、国内の他の地域と比べても標準的なものだろうと思います。多いところだと、50種類も分別しているところもあるそうです。世界的に見ると、二、三種類に分別するのが標準のようですので、来日した外国人は、まずその分別の多さに戸惑うようです。ペットボトルの歴史をひもとくと、ペットボトルが飲み物の入れ物として使われ始めたのは1995年、昭和60年からです。それとともに、お茶を買って飲むという文化も定着してきました。それまでは、ジュースなどは瓶で売られていました。洗い直して何度も使うため

に、新品の瓶は珍しくて、表面に少し傷がついて多少白っぽくなっているのが当たり前でした。お店で瓶のジュースを買って飲んだ後、お店に瓶を返しに行くと、お店のおばあちゃんが瓶代として10円返してくれたことを懐かしく思い出します。ペットボトルの登場によって、落としても割れない、飲み残してもふたができる、再利用品ではないのできれい、軽い、危なくないといったメリットがあり、瞬間に普及しました。このように、使い捨てのペットボトルが普及したために、資源を大切にしよう、リサイクルしようという機運が高まり、今行われているようなペットボトルの分別回収が行われるようになりました。飲み終わったペットボトルの飲料のキャップをとって、ラベルを剥がして、ペットボトルを洗って乾かして、捨てるんじゃなくて集めておきます。ここで私が疑問に思っているのは、そうした分別作業が本当に役に立っているかということです。本当に地球環境によいことをしているのかということです。

これから私のリサイクルに対する認識と疑問点を述べますので、事実と異なる点、勘違いしている点などありましたらご指摘いただきたいと思います。1キログラムの新品のペットボトルをつくるのには、2リットルの石油が必要だと言われます。2倍必要だということです。では、リサイクルだとどうかというと、ペットボトルを溶かして最初の原料に近い状態に再び戻して、再びペットボトルの形になるように成形するために、新品からつくるよりもっと多くの石油が必要になると言われています。それに加えて、分別回収、トラックでの運搬、人の手による選別、洗浄、乾燥のための人的コストやエネルギーも必要になります。もしそれが本当なら、私たちはリサイクルしている、地球環境を守っているという自己満足、自己欺まんのために、かえってエコではないことをしているのではないかというふうに心配になってきます。国内で回収するペットボトルは、全てペットボトルリサイクル推進協議会に集められるそうですが、そこが発表している平成29年度のペットボトルのリサイクル率は84.8%とのことで、これを見ると大部分がリサイクルされているように思います。ところが、驚くことに、このリサイクル率というのは私たちの感覚とは大きく違うようで、ペットボトルの販売量に対する回収されたペットボトルの量で計算するとのことです。つまり、回収された後、海外に輸出されようがごみとして焼却されようが、回収したことをもってリサイクル率に反映させているのです。このような計算方式を採用しているのは日本だけのようで、欧米やアメリカに比べて断トツに日本のペットボトルのリサイクル率が高いことが納得できました。燃やしているペットボトルも焼却時に発生する熱を利用しているんだということで、サーマルリサイクルと呼ばれます。それだときれいに洗浄して分別する必要はなく、ほかのごみと一緒に捨てればよいということになりそうです。私たちがリサイクルと聞いてイメージする、ペットボトルを溶かしてまた新品のペットボトルにするということはほとんど行われていません。資源として再利用される場合でも、回収されたペットボトルを細断したりして縫いぐるみの詰め物にするといったような別の形に変えてのリサイクルが行われているようです。というか、回収されたペットボトルの3分の1は海外に輸出されています。日本から輸出する廃プラスチックの大半を受け入れていた中国が、平成29年に輸入を原則禁止して以降、主な輸出先は東南アジアになっています。日本人は昔から物を大切にしてきました。もったいないという言葉や概念が国連でも注目されました。着物も、古くなったらそれをおむつにしたり布巾にしたりしました。更に古くなったら雑巾として使い、その後、風呂のたきつけにして、その灰を畑の肥料にするといったように物を大切にしてきました。リサイクルというと、紙でもペットボトルでももとの状態に戻すように思いがちですが、金属を除けばダウングレードをしたものに生まれ変わらせるのが自然なリサイクルのようです。鉄、銅、アルミニウムといった金属はリサイクルに向いていますが、ペットボトルはそうではなさそうです。平成20年に古紙配合率の偽装問題がニュースになりました。年賀再生はがきについて、公称の古紙使用率40%に対し、実際は5%に満たなかったと日本製紙が公表し、その後、年賀はがきを納入する5社全てに同様の不正行為があったことがわかりました。国や自治体に環境負荷の少ない製品購入を促進するグリーン購入法の対象品目であるコピー用紙や印刷用紙でも古紙配合偽装が発覚し、王子製紙や大王製紙などが偽装の公表に踏み切りました。その際、業者は古紙をリサイクルして再度紙に

する方が高くつくので偽装してしまった、世間ではリサイクル紙の方が安いと思っているが、それは誤解だと言っていました。古紙の配合率を上げれば、品質は低下せざるを得ないとも言っていました。実際に、日本製紙連合会はリサイクルで紙をつくると、新しく紙をつくるよりも石油を2倍使うというデータを示しました。ペットボトルのキャップを集めてエコキャップ推進協会に送ると、それが発展途上国の子供たちのワクチンになるというエコキャップ運動が行われています。キャップを集めている小学校や中学校も少なからずあります。それまで、ただ捨てていたキャップが人助けになるということです。夢を壊すようですが、ペットボトルのキャップというのはごみ袋いっぱい集めても20円程度にしかなりません。ワクチンは1本10円から20円ぐらいなので、キャップ1袋で1本から2本のワクチンになります。しかし、集めたキャップを送るのに1,000円以上の送料がかかります。ならば、その送料分を最初からワクチン代として寄附した方がはるかに有益だと気づきます。ちなみに、NPO法人エコキャップ推進協会は平成25年9月以降、キャップの売却益をワクチンの支援事業に充てていなかったことを認めて、理事長はそれを謝罪しています。子供たちや環境保全に関心の高い人たちの善意を無にするようなことが行われていて、残念に思います。ちなみに、和気町で回収したペットボトルは、全て財団法人容器包装リサイクル協会に引き渡しています。その協会には、白トレイとガラス類も引き渡しているようです。

平成30年の和気町のデータでは、集めたスチール缶とアルミ缶は業者に1キログラム当たり40円で売れ、年間105万円の収入になっているとのこと。しかし、ペットボトルは収入にならない0円で、白トレイやプラ容器は逆に1キログラム当たり49円支払って処理してもらっています。更に、プラ容器の収集と保管に年間446万円支払っています。費用面から見ると、ペットボトルやプラ容器は分別せずに可燃ごみと一緒に回収した方がよいということになりそうです。先ほど、缶は1キログラム当たり40円で売れるので、年間105万円の収入になると言いましたが、それは行政だからそういう計算が成り立つわけで、民間ならそこから回収にかかわる人件費やガソリン代などの経費、つまり回収経費を差し引いて計算します。そう考えると、缶も収入になっているかどうかは疑わしいということですし、ペットボトルやプラ容器はその数字よりも更に赤字、つまり税金を投入して回収しているということになります。ペットボトルとプラスチック包装容器を可燃ごみから外したことによって、可燃ごみが非常に燃えにくくなっているという話も聞きます。分別によって、それらの石油由来の成分が取り除かれるからです。燃えにくい場合は、重油をかけて燃やしているという話も聞きます。クリーンセンターはどうしているのかわかりませんが、分別を徹底しているある人口8万人の市では、年間1万リットルもの重油を使って燃やしているとのこと。もし、そうした問題が発生しているならば、むしろペットボトルやプラの分別を見直すのも一つのアイデアかもしれません。ペットボトルにしてもプラにしても、容積に比べて非常に軽いので、よく空気を含んでごみが燃えやすい状況をつくり、ほかのごみも非常に燃えやすくなります。ちなみに、ペットボトルやごみ袋の成分であるポリエチレンは、燃やしても二酸化炭素と水しか出しません。仮に、今まで分別していたペットボトルやプラを焼却することになると、何だか良心が痛むような気がします。しかし、分別する方がかえって環境に悪いということであるならば、それは認識を変え、意識を変えるしかないように思います。ペットボトルは分別回収しても、結局は大部分が燃やされているとも言われます。先ほど述べましたが、日本では分別しても、回収さえすれば焼却してもリサイクル扱いになるからです。

4カ月前の令和元年5月20日付で、環境省から廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等についてという通知が都道府県や政令市に出されました。その内容は、国内で処理が追いつかなくなっているプラスチックごみについて、焼却炉を持つ市町村に対し、企業など事業者が出す産業廃棄物の廃プラスチックも受け入れるようにということです。もっと簡単に言うと、プラスチックごみは燃やしてくださいということです。そして、廃プラスチックを受け入れた自治体には財政支援をするほか、処理費用を企業から徴収することも認めるということです。その背景には、以前に日本から輸出する廃プラスチックの大半を占めていた中国が2017年に原則輸入を

禁止して以降、国内での廃プラスチックの処理が追いついていないということがあります。それに加えて、バーゼル条約という廃棄物の輸出入を規制する取り決めの発行が令和3年と迫っていて、現在日本から輸出している年間約100万トンの廃プラスチックも対象となることを見込まれていることがあります。私はペットボトルやプラスチックごみの分別収集に対して疑問を持っているということで、リサイクルそのものを否定するわけではありません。特に、アルミニウム缶などはリサイクルに適していると思います。しかし、ペットボトルやプラスチックは余りリサイクルに向いていないようです。実際、廃プラスチックの66%、つまり3分の2は燃やされているようです。アルミニウムなどの金属は溶かした後、分離するのも容易ですし、加工も簡単です。それに比べて、ペットボトルやプラごみは溶かした後、ポリエチレンとかポリプロピレンといったように分離するのが困難だと言われます。それに、金属類は重量が重いので回収の効率がよいのですが、ペットボトルやプラはかさばる割には重量が少なく、どうしても重量当たりの回収コストが高くなります。回収後の分別も、缶の場合、巨大な電磁石にスチール缶をくっつけることでアルミ缶との分別が容易ですが、ペットボトルやプラごみのきめ細かい分別には多くの人件費がかかります。町にも、えこ便とか古紙広場といったリサイクルステーションがありますが、回収品目にペットボトルやプラスチックはないようです。小・中学校のPTAが実施している廃品回収の品目にも、ペットボトルやプラはありません。それだけもうけにならない、つまりリサイクルに不向きだということではないかと思います。これらのことから、ペットボトルやプラはリサイクルせずに焼却した方がエコであり、人件費を抑えることにつながるのではないかと思います。

地球環境を守るために、3Rが必要だと言われます。過剰な包装などを減らすリデュース、使い捨てにせず繰り返し使うリユース、それにリサイクルの3つのRのことです。それに、修理をして使うリペアとレジ袋などを断るリフューズも加えて5Rということも言われます。それらを否定するつもりは全くありません。ただ、3Rの中のリサイクルに関して言えば、リサイクルに不向きな素材もあるということを思います。ペットボトルやプラごみは、リサイクルより捨てた方がよいのではないかと考えておりますが、和気町ではペットボトルを分別することになっていますので、私の家も皆さんと同じように可燃ごみにまぜたりすることはせず、きちんと分別しています。私はペットボトルを使い捨てするのはもったいないとちょっと感じますので、飲み終わったお茶のペットボトルに家で沸かしたお茶を入れて持って出かけることもあります。数回お茶を入れてから捨てれば、1回で使い捨てにするより資源の有効利用になります。環境意識の高い人は携帯用の水筒を持ち歩いたりしていますが、手軽さではペットボトルの方が軍配が上がりそうです。例えば出かけるときに、3回ペットボトルに家で沸かしたお茶を入れていけば、その部分に関してはペットボトルの消費量は3分の1になります。家でつくるお茶はただ同然ですが、ペットボトルのお茶はガソリンに比べても2倍もの値段になります。これこそエコロジーであり、エコノミーでもあります。

最後の質問に移らせていただきます。

ペットボトルやプラごみの分別をやめて、全て可燃ごみとして焼却するとしたならば、家庭での洗浄、ラベル剥がし、分別の手間が省け、町民の負担も減るし、回収コスト、人件費、回収車のガソリンの消費量なども節約でき、回収後の前処理、選別、粉碎、洗浄、保管、生成にかかわる人件費と水やエネルギーの節約になるかと思えます。分別するメリットもあるかとは思いますが、現在は分別回収が行われているので、あえて問題提起としてデメリットを中心として述べさせていただきました。現状では、リサイクルは割が合わないように思いますが、今後の技術革新によりペットボトルのリサイクルも採算が合うようになる可能性もあります。今月の9月5日、東レが回収ペットボトルを繊維原料として再利用するという取り組みを本格的に開始するというニュースもありました。

質問ですが、ペットボトルやプラごみの分別や焼却に関しての考えやご意見をお聞かせください。それから、私の一般質問内の中で、事実を誤認していたりする部分がありましたらご指摘いただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本康彦君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

ペットボトルやプラスチックごみは、分別をして集めることで再資源化をすることができます。焼却による処分より、限りある資源を有効利用するためにも、分別の推進を行っております。和気町の場合、きれいに洗って出してもらっているということで、燃料の方ではなく、再資源の方で使っているように報告をもらっております。また、リサイクルした製品に助燃剤というものもありますが、そのままごみとして焼却するより、燃料として使用することでエネルギーの再利用として認められております。

事業系の産業廃棄物の廃プラを焼却ごみとして受け入れるかどうかについてですが、現状では和気町のクリーンセンターは計画焼却量いっぱい燃やしておりますので、受けるつもりはありません。また、生ごみの分別を行っており、和気町のごみは熱量が高いものになっておりますので、まぜて燃やす必要はないと考えております。家庭ごみのペットボトルやプラごみについては、手間をかけていることに間違いはありませんが、かごに乗せて販売していた昔とは流通、販売形態が変化して、プラスチック製トレイやパックなどを多用したものとなり、使い捨ての時代となっています。この反省から、プラスチック製品の規制が進みつつあります。今後は素材も変化していくかもしれませんが、今は限りある資源を大切に使用する意識向上に有意義であると考えております。

和気町では、平成26年から29年度までごみの焼却をしておりませんでした。そのため、分別やごみ減量化の意識は相当高いはずですが、しかし、ごみ焼却を開始してからは横ばいが続いており、これは焼却できるようになったことで少し意識が薄れてきているのかもしれませんが、無駄を減らし、大切に物を使う世の中にするために、引き続き分別とごみ減量化へのお願いを続ける必要があると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 状況はわかりました。ほかにも様々なごみ回収に関しては問題があるかとは思いますが、今回はこれで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

次に、5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今、町内、議会内でもそうですが、防災公園についてはここ2回、3月議会及び6月議会で補正予算等が否決修正されまして、議場では特にもう終わった感とか、それはもうある程度片がついているというようなお話がありますが、ただ町内に出るといろんなところから私のところに、今の防災公園はどうなっとなかなか、中止になっとなかなか、どうなったのかなと、こういうお話を聞いたり、和気町は1億数千万円国からもろうたんだけどどうするのかなとか、いろんなお話を私は耳にします。だから今、和気町は議会で終わったかもしれないけれども、この防災公園の話題が熱いということで、私は今回、あえてここで防災公園についてのお話を行政担当者に聞きたい、このように思っております。

まず最初、先ほど申し上げたように2回否決され、2日後にはまた今回の補正予算、土地代とか委託料とかで上がっていますが、これはまだどっちになるかわかりません。この状況の中で、今後、和気町としてはこの防災都市公園、どうやっていくのか。今後のお考えを聞きたい。

それから、2番目としましては、今、5,200万円が去年、それから今年1億2,700万円ですが、いただきました補助金、特に今年の1億二千数百万円、これを今後もしこの9月議会で否決されたならばどうなっていくんだろうかと、こういうところを町民の方にしっかりと行っていただきたい。お聞きしたいと思います。

それから、過去に和気町政において、このように一旦は国から認可もいただき補助金をいただく、若しくはいただいたものを返すというような前例、また似たような事案があったのかどうか。それがあったのならば、それを詳細にお答えいただきたい。つけ加えて言うならば、そのとき、それからその後、和気町政は国との交渉だとか等々でお困りになったというよりは町民が不利益をこうむったのかどうか、そのあたりの認識があるのかどうか。あれば、そういうこともあわせてお答えいただきたい。

それから4点目、最後、区長個人から和気町地域防災計画の早期実現を求める陳情書、それから和気町環境衛生指導員協議会の方から大規模災害時における災害廃棄物の仮置場（防災公園）の整備を求める陳情書が議長の方には届きました。私たちは回覧で見ました。審議はしておりません。和気町の方にもそれが届いてあるならば、それに対して和気町はどうされるのか。どういうふう処理をされたのか。今後どうされたいのか。

以上4点をご質問します。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） それでは、防災都市公園事業についてのご質問で、まずこの事業の今後についてはお答えをいたします。

この防災都市公園整備事業は、平常時には子供から高齢者まで気軽に楽しめる公園を整備し、移住促進及び町民の町外への流出防止を図り、また災害時には復旧、復興の前線基地、被災者支援の拠点となる施設を整備し、これからの町の発展と町民の安心・安全な生活を守るため、和気町にとって必要な施設であると考えております。今回上程しております関連予算をご議決いただき、議決後は早期完成を目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国からいただいた補助金の行方はどうなるのかについてお答えをいたします。

平成30年度繰越分の5,200万円は、今年度末までに執行いたします。また、令和元年度分の1億2,700万円は繰越承認をいただいて、令和2年度末までに執行いたします。

次に、過去の町政において同様のことはあったのか、その影響はについてお答えをいたします。

同様のことではございませんが、平成20年度から24年度の5カ年にわたって整備しました和気駅周辺整備におけるまちづくり交付金事業についてお答えさせていただきます。このまちづくり交付金事業は、平成14年に事業採択され進めていた土地区画整理事業を、合併協議に伴いまして平成15年に休止して、合併後、規模を縮小し、代替事業として実施したものです。代替の事業を進める中で、国の予算配分や進捗に影響を受けるようなことはなかったと認識をしております。今回の社会資本整備総合交付金は、国から補助決定及び内示を受けておりますが、平成14年に事業採択されました土地区画整理事業の休止期間については補助金の要望を行っておりませんので、同様のこととは言えません。

次に、町民よりこの事業を再考してほしい旨の要望等に対してどう対応していくのかについてお答えをいたします。

和気町長宛てに要望書が提出されておりますが、内容を見ますと、災害時に大量発生が予想される災害廃棄物の仮置き場の整備について等の要望がされておまして、町としましても近い将来発生するとされる南海トラフ地震や近年多発する集中豪雨等の迫りくる大規模災害への備えとして、災害廃棄物の仮置き場を備えた防災都市公園は必要であると考えております。また、町民の安全・安心のため、和気町の将来のため、賢明なる決定をしてほしい等の要望もございました。執行部といたしましては、今後は歩み寄る姿勢を持ちまして、議会の皆様と町民の安全・安心のため、和気町の将来のために防災都市公園の実現に向けて計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) 1番のこの事業の今後はということは、今、今田部長がおっしゃられた、通ればいいんですけど、通らない、今回も否決をされたらというのが私の方の質問なんですけど、どういう方向にしていけるのか。安全・安心の町に必要なとおっしゃられても、議会で反対になればできないのではないですか。そこをお答えいただきたい。否決された場合どうされるか。

○議長(安東哲矢君) 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長(今田好泰君) 今議会で否決された場合にどうするのかというご質問でございますが、まだその後のことはこれから執行部の中でしっかり協議した上、交付金の使途について考えていきたいと考えております。

○議長(安東哲矢君) 5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) しっかりというのは当然の話で、そういうことじゃなくて、具体的な何か方策、施策、対案がいただきたいんですけど、それはお任せするとして、補助金の行方、来年3月、繰り越しさせて翌期に使うといっても、これもさっきと同じ話で否決されれば使えないでしょう。それはどうなるんですか。お返す。町長からはこの5県でというお話もありますけど、そういうお話ではなくて、もう本当に一番考え得るのは仕方ないということになるのかどうかね、補助金。町民の方からどうするんかというて私自身に聞かれても答えられないので、済みません、あえて難しい質問だと思いますけど、お願いします。

○議長(安東哲矢君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) 神崎議員の社会資本整備事業交付金の今後の考え方についてというご質問でございますが、その後、私の方へ対して同じような質問がございますので、そこでお答えさせていただこうと思っておったんですが、同じことでございますので、この席でお答えをさせていただきますが、この防災公園事業、平成29年から始まったことございまして、学校の再編成、創志学園へ総合グラウンドを無償でお貸ししましょうということの中から発生した案件でございます。創志学園へお貸しをして、あそこを8億円かけてベースボールパークに改修せられて、今、66名の方があそこへお住まいをいただいておりますが、これは1人お住まいをこちらへ住民票を異動していただきますと、20万円から25万円ぐらいな交付税が算入されるということがありますので、来年は国調がありますから、そのときには100人というお約束がありますので、100人あそこへお住まいをいただこうということで、その約束は守っていただくという気持ちでおるわけでございますが、その跡をどうするかということで跡地の委員会で検討した結果、詳しくお話ししますと時間が長くなりますので簡単にお話しさせていただきますが、跡地についてはそれぞれ関係者が一堂に会して諮問委員会を立ち上げ、そこで検討した結果、和気町内の適当な場所へ総合グラウンドを整備しましょうということになりました。そこで検討、それを町長の方へ答申をしたわけでございまして、町長はその答申を受けて、この事業をやる場合、行政側としては財源を確保するという意味で、有利な事業をするのが行政の宿命でございますから、検討した結果、社会資本整備事業交付金なら用地の購入については3分の1、それから工事費については2分の1ということで、全体の事業が10町歩という縛りがあります。これは公共施設を少子・高齢化社会の中でコンパクトにまとめて整備をなさいということで、庁内でいろいろ検討しました結果、益原の鶴飼谷なら公共施設がありますから、あと6町歩を同地元の皆さんがご協力をいただければ10町歩になるということの中から、その益原の鶴飼谷でこの防災公園事業を整備させていただこうということで始まったんです。

それで、とりあえず有事の際には防災機能を持たせ、町民の安全・安心を守っていき、平常時には町民の長寿で健康を目指す社会体育の充実を図っていき、ということの中で協議をいただいていたわけでございます。そうする中で、実は吉井川の浚渫の話がありまして、吉井川の浚渫が15万立米浚渫をしていただく話ができました。そのうち、益原のあそこ6町歩を1メートル埋めさせていただくとすれば、6万立米を埋め立てして整地すると2億円費用がかかる。これは国土交通省が無償でやっていただけるという話し合いもつきました。それか

ら、ドームにつきましても、もうテントが20年以上経過いたしますので、張り替えをする時期になっておる。あれを張り替えすると、職員がそれなりの立場の方に検討していただきましたら、ざっと3億円かかるだろうというようなお話もございます。それから、プールのドームがアルミはいいんですが、あとの樹脂の部分が非常に傷んでおる。それも張り替えをやらせていただく。これも社会資本整備事業交付金の中へ入ってくるというようなことの中から、一体的に、特に平成28年に岡山県がこの地の利を生かして国道374、インターは2カ所、和気町へあります、岡山赤穂はあります。この地の利を生かして、あのドームを災害が発生した場合の食料の備蓄基地に岡山県が指定をいたしておるわけでもございまして、これは何を意味するかということ、備前へ向けても赤磐へ向けても美作へ向けても非常に便利がいいところであるということの中から、食料の備蓄基地、南海地震、東南海地震におきましても、もう皆さんご承知のとおり、内閣府は過去これから30年以内には70%から80%の確率でこの近辺、震度6弱の地震が発生する可能性もあるというような報道もなされておられるわけでもございますから、そのあたりのことも考えてあそこでそういう事業をやらせていただくということでご提案を申し上げ、ご審議をいただいたわけでもございまして、30年9月の段階ではご議決をいただいたんです、皆さんに。それで、その段階では5,200万円の歳入と歳出の1億5,000万円でもございます。それをいただいたんですが、税法上の問題もあつたりしまして、5,000万円の基礎控除をいただくということがありますので、31年度と一緒にやらせていただくということの中で、31年度、1億2,700万円、交付金が決定になりましたから、それを提案をいたしましてご理解がいただけなかったということで現在に至っておるわけでもございますが、何にいたしましても私としましては、岡山県はもう6月の段階で、できれば管内流用したいと、国へ対して迷惑はかけられない、県内全体に影響があるというようなことを言われて、6月の段階ではもう手を放してほしいというお話があったんですが、私はそれは和気町に対して決定になっておる、和気町の資産価値を高めて、和気町の付加価値を高めることによって和気町の付加価値が高まるわけでもございますから、それが2040年問題もクリアをしていかなければいけない行政の責務でもございますので、2040年には8,000人ほどになるというような見方も国の方はなされておられるわけでもございますから、そのときこの地の利を生かして、たくさんの皆さんにあそこへ集まっていたいて交流人口を増やすことによって和気町の経済効果も発生させていくと。こんなことも考えながら、今現在も同じ考え方の中で何とか議会の皆さん方にご理解がいただけないものかなということの中で、町政懇談会も実施をさせていただき、その後、広報にもおくれればせながらでもございますが、広報「わけ」にも連載で防災公園とは何ぞやということを出させていただき、今現在に至っておるわけでもございまして、何がどうであれ、ひとつぜひ和気町のために、和気町の将来のために、私も全身全霊をかけて皆さん方にご理解をいただいてこの事業に取り組ませていただきたい。今、次どうするのかというお話もございまして、次どうするのかということについての考えは今、そういう余裕は私にはないわけでもございまして、何とか議会の皆さん方にご理解をいただいて、とりあえず1億8,000万円、今宙に浮いておりますが、これを歳入を認めていただいて、歳出を4億円ほどを認めていただき、これを用地の買収に早速当たらせていただいて、用地取得に入らせていただきたい。それから、31年度の執行できない部分については繰越明許をお認めいただいて、令和2年の事業に回させていただく。このことをひとつぜひご理解をいただきたい、このように思っておるところでもございます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 確かに私の質問が悪いので、2日後の議会でどうこうという結論を見てどうこうする話なのに、それがという仮定論なので、もうここでやめておきます。ただ、言えるのは、町長が今おっしゃられたように、6月に管内流用せよと県から言われたにもかかわらず、それを必死で頑張つて、とにかく和気町で使わせろと言っているということと、余裕がなくとにかくやることだけ、もっと言えば、この明後日の採決で必ず通すと、その信念を一生懸命今伝えておられる、これは今田部長も同じだろうと思いますから。

ただ、和気町ではそういった事案はないと聞いたんですが、別のところ、国道2号線のバイパス、これで約20億円、備前市は認可をとってやったけれども、いろんな理由でそれを国に返上したということは事実としてあるようです。そのお話について私は聞きました。その後、今まさに2号線にバイパスをつけてほしいと一生懸命備前市の人間がやっています。そのあたりのことで、他市ですからうちとは関係ないよということであればそうなのかもしれないが、事由が似ているので、そういうのは参照し、我々の行動の一つの指針にすべきだと私は思うので、もし町の方でそういう内容をしっかりつかまれておられて、どういう弊害だとかどういう市民に悪影響があったのか、そういうのはしっかりと知らせるべきだと私は思うので、そこらあたりについて知っていることがあれば、皆さんにお知らせしておきたい等あれば言っていただきたい。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） この社会資本整備事業交付金、これは最終的に中国管区、広島管内でお考えをいただくということも一つの方法かも知れませんが、私はそんなことを考える余裕が今ないわけです。何とか和気町でこれをやらせていただく、20億円の事業をやらせていただくということ以外に余り考える余裕もないわけですが、この事業が仮にお認めをいただけなかった場合どうするのかというそのことについてはそういう考え方で、それからそれができなかった場合はさや当てがあるのかというお話ですが、私の認識不足かも知れませんが、これができなかったからそれじゃあ国の方は和気町に対してさや当てをしようかなというような、そんなことをやってもらったら困りますし、それはそういうことがないように何とかこれをお認めいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

神崎君、もう4回終わりました。次に移ってください。

○5番（神崎良一君） それでは続きまして、私が議員になって絶えず標榜している、和気町の健康寿命の増進。健康であること、長寿であること、生き生きと楽しく生きるためには健康で長生きをしてもらわないといけないという観点から、次の質問をさせていただきます。

まず1番、和気町の健康寿命というものを把握されているのかどうか。いわゆる長寿で、和気町の女性は全国2位ぐらいになっているんですね。ただ、いろいろ調べてみると、医療費を重ねて医療の力でというような話もあるし、はたまた和気町としては健康寿命を和気町の基準としてはこういうのを考えて今つかんでいるというのがあればそれを教えていただきたい。

それから、いつも話題になります特定健診、これがなかなか上がらない。今回、委員会の方でもありましたけれども、調べ方にもよるんでしょうけど、JAの集団健診を入れたり、それから各個人でもある程度の条件を満たせばそれも特定健診の中に入れられるということがあるので、早くそれをしていただいて、今の30%前後、きょうの受診率を上げていただくということもある。ただ、実際は私は健康だから行かんというお話が多々あると聞きましたので、そうならば、私はこれも医学的な知識はそんなになんないけれども、小型LDLという物質を調べれば脳梗塞の発生率がわかるとか、ただこれはまだ国で認可とかされていない。ただ、しかし検査の段階ですから、治療薬だとかその人を治すということであれば問題ありましようけど、検査の段階で使える使えないの話を全て国が決めたことでやらにゃあかんということ、当然町ですからそれありましようけど、リスクをしっかりと見詰めていただいて、そういった特に糖尿病だとか脳梗塞だとかというところには皆さん物すごく心配事だと思うので、そういった特定健診に行きたいと思う、そういったちょっとインパクトのある検査を取り入れるとか、ただほかの市町村がやってるからそれでやりました、一生懸命はがきを書きました、お願いに行っていますというのじゃあだめだというのは今結果が出ている話でしょ。ということなので、そういった新しいインパクトのある検査方法、そういう試薬でもいいんですけど、そういうものもいろいろ調べたらあるんじゃないかと思えます。

3番目、町道の路側帯をつかまれていますかというのはおかしいんですけど、町道の路側帯の広さ、私、今、きょうもですけど、和気駅前から本庁舎まで金剛川沿いを歩いてきました。ちょうど数日前に草を刈ってくれたので、路側帯を歩けます。草を刈ってない状況の場合は、草がはびこって車道に入らないと歩けない、こういう状況です。私がなぜそういうかという、歩道というものが割合、和気町は少ない。どちらかという、高齢者が多かったり、距離があったりして車優先の道路になっている。なかなか歩こうとしても歩けないというのはよく思います。だから、当然のことながらロマン街道は車道、歩道でありますからいいんですけど、そこに行くまでがまだ歩きづらい。できることならば、できるだけ和気町のあたり、特に病院近辺だったり和気町の役場のあたりが本当に歩ける、ゆっくり歩けるとか、話をしながら歩くのはあれかもしれないけど、普通の人が1人ちゃんと歩ける幅くらいの路側帯、歩道をつくれと言ったら大金になりますので、路側帯を確保してもらうのは非常にいいのじゃないかなというのでここに上げているので、若干色合いが違うなと思うかもしれないけど、私は健康を増進する、それにはまず歩くと言っています。健康増進が、行く行くはいろんなさっきお話にありましたが、介護認定だとか罹病、要するに病気にかかる率、そういうものを減らす。ということは、ひいては町の財政を若干でも豊かにしていく。そういうことで、一番なのは健康だと皆さんが幸せになる。そこなんです。それをどうしてもかなえない。きょう、あすにすぐできることじゃないので、足元のことから1つずつやり始めて、さあ10年後、20年後には和気町はみんな歩いて元気だぞと、健康寿命日本一だ、世界一だというようになりたいので、その足元を固める路側帯だと、こういうふうを考えてこういう質問をしました。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、神崎議員の2点目の質問、和気町健康寿命の推進についてということで、質問要旨は3点ございますが、私からは最初の2点について答弁をさせていただきます。

まず1つ目、健康寿命についてでございますが、健康寿命の算出に当たりましては定義が3つございます。1点目は、日常生活に制限のない期間の平均、2点目は、自分が健康であると自覚している期間の平均、そして3点目は、日常生活動作が自立している期間の平均です。今回お伝えする健康寿命は、3点目の日常生活が自立している期間の平均でございますので、お含みおきください。

和気町の健康寿命は、把握している平成28年度で、男性79.44歳、女性で85.96歳となっております。対して、不健康期間、いわゆる生活をする上で介護を必要とする期間は、男性で1.15年、女性で3.01年となっております。参考までに、岡山県の健康寿命をお伝えしますと、男性で79.57歳、女性で84.23歳で、男性はほぼ県平均並み、女性は1.73歳県平均を上回っています。健康寿命が短いと、看病や介護をする家族らにとって肉体的、精神的負担をかけるだけでなく、介護、医療の社会保障を支えている現役世代にかかる負担が増大します。このことから、健康寿命と平均寿命の差、不健康寿命の期間を縮めることが大切であり、特に健康寿命を縮める要素である運動不足や塩分、脂肪分の多い食生活、睡眠不足といった不規則な生活を改める必要があることから、愛育委員や栄養改善推進委員等の活動を通して住民の方々に啓もう活動をしていきたいと考えております。

次に、特定健診の受診率向上策についてですが、受診率につきましては平成30年度実績は36.2%で、国が特定健診の受診率の目標としている60.0%より大きく下回っています。比較データがある平成29年度では、岡山県平均が29.4%に対しまして和気町は35.2%で、県内市町村の順位では16番目となっております。受診状況を見ますと、男性よりも女性の方が受診率が高い傾向にあり、年齢層でいいますと40歳から55歳の年齢では、男女にかかわらず10%前後と非常に低くなっています。特定健診の未受診者は、受診者よりも医療費が高い傾向にあることは各団体により報告されています。医療費の削減は、国の財政はもとより高齢者の喫緊の課題であることから、糖尿病を初めとする生活習慣病の早期発見が期待できる特定健診は非常に重要で

す。今後とも、受診率の向上に向け、未受診者には受診勧奨はがきを送付するとともに、受診率の低い年齢層を中心に電話勧奨を実施していきます。また、数値に異常のある人については、引き続いての保健指導につながるよう医療機関とも連携し、生活習慣病の早期発見、早期治療に努め、医療費の適正化を進めています。先ほど神崎議員からお話のありました血液検査等の内容につきましては、現在アミノ酸によるがんにかかっている可能性、今後10年以内に成人病にかかるリスクを調査するものがございます。これにつきましては、費用的な面、また血液の採取後、直ちに血液を冷凍保存する必要があることから、医療機関の協力が必要になるということから今後の検討課題と考えております。

以上、最初2点の答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の町道の路側帯の幅を把握しているかのご質問にお答えいたします。

多くの町道では歩道が設置されていないため、幅員の狭い道路では歩行者等の通行スペースを確保するために白線によって道路端が区分されておりますが、この道路端は路側帯若しくは路肩と呼んでおります。町道の道路部幅員延長等は道路台帳によって管理しており、道路部幅員については、車道、路肩、歩道等に分かれておりますので、道路端は路側帯としてではなく、路肩として幅員を把握しております。この路肩は道路構造令に従い、道路の主要構造物の保護を目的に設置されており、その幅は道路法に基づく和気町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例に基づいております。なお、地元要望があれば現地を確認し、歩道が整備できていない道路での歩行者の安全な通行を確保できるよう、通学路等、通行が多い箇所においては、白線の路肩側にカラー舗装等を施工する等を検討し、安全確保に努めていきたいと考えております。なお、路側帯は法律がまた違っておりまして、道路交通法で定められており、道路標識によって区画されたものとされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。

健康寿命の把握をされとるというので、あとは啓もう活動はちょっと弱いと思いますので、特にどういう具体的な策で健康寿命を上げていくかをまた考えていただきたいし、私自身もまたいろんな案を個別に議会じゃないところでもまた発信していきたいと思います。

特定健診は、今おっしゃられたようにアミノ酸でがんとか、そんな話はおもしろいですよね。そんなところをまたもっともっと研究してほしい。

それから最後、地元要望はよく聞いてあげて、すぐに道路を広げられるとかじゃないけど、まず地元要望から、歩く人が多いとか、老人会で歩かれているような地域もあるように聞いていますし、そういうところは要望が出ればそれを率先してしていただきたい。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 3点目は、時間がもう3分なので、私がお願いをするというようなことで、多分お答えいただけないと思うので、それはまた後日考えていただければと思います。ただ、問題提起はさせていただきます。

和気閑谷高校の件でございます。和気閑谷高校の持続発展について。これは私、3月議会でもちょっとやったんですけども、その続きということではないんですが、和気町にあってこれは県の管轄なので、和気町がどうこうからというてすぐどうこうできるような話でもないだけけれども、和気町にあって和気閑谷高校とは切っても切れない縁だし、和気町の今後のいろんな意味合いでの人を呼ぶだとか、それからいろんな地域への発信のもとにもなるし、和気高の生徒自身のいろんな閑谷學だとか和気町とは切っても切れないお話が多々ありますの

で、それについてご質問させていただきたい。このように思います。

ある教師、和気高の経験のある先生からネイティブスピーカーといういわゆる外国人の英語の先生、今来られてるんだけど、非常勤だとかというようなことで、毎日おられるとか定例的にきちっとおられる人じゃなくて、よその学校とのかけ持ちのような人がおられるので、そういったことであれば身も入らない、力も入らないだろうから、できることなら英語教育で、小・中については今無料でやっていますし、それを高校まで押し上げる意味合いで、専属の英語講師というのを何とか県に働きかけて和気閑谷高校に採用してほしい、これが1つです。

それから、前々から言っています。他県からの受け入れの寮だとか寄宿舎、これをつくってほしいと。和気高出身で非常に著名な方がいらっしゃって、それを県会議員だったり、それから現校長、町長もそうですけど、人脈的に当たられているということではありますが、それをお待ちしてもう半年もたっていますし、そういうことであれば何か和気町として動いて県にワンパンチ食らわせたいというようなところですね。この辺もまた具体的に考えていただきたい。

それから、3月の議会でこんなことも考えているというお答えがあったんですが、女子硬式野球部の新設をしようじゃないかと、こういうお話がありました。これについても非常にアイデア的にはおもしろいし、今や渋野さんのように岡山県下からすごい人が出たり、それから天満屋の前田さん、生まれは違うんですけど、少なくとも岡山県に縁のある方が非常に活躍されている。それから、今日の朝のお話でも、全国大会だ、世界大会だとかというようなことで出られるような中で、こういう環境の中でぜひ和気高をしっかりと存続させていく意味で、そういうクラブ活動からの点に目を向けて何らかの働きかけをする。つまり、新しいクラブをつくるからそれで人を集めるだとか、全国から呼べるようなのもおもしろいでしょうけど。あと、IPUとの共同で、IPUは野球も強い、柔道も強いから、その辺と絡まって何がしかの関係を持ちながら、そこで練習をさせていただくことで、また和気高の存続を考えています。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、明日9月18日午前9時から引き続き行います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時21分 散会

令和元年第6回和気町議会会議録（第14日目）

1. 招集日時 令和元年9月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年9月18日 午前9時00分開議 午前11時45分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教育 長 徳永 昭伸	会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一	危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之	税務課長 西本 幸司
民生福祉部長 岡本 芳克	生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久	介護保険課長 桑野 昌紀
産業建設部長 今田 好泰	都市建設課長 久永 敏博
上下水道課長 山崎 信行	総務事業部長 野山 晶義
教育次長 万代 明	学校教育課長 藤森 卓麻
社会教育課長 則枝 日出樹	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 10番 西中純一 2. 8番 万代哲央 3. 9番 山本泰正 4. 4番 若旅啓太	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、17日に引き続き一般質問を行います。

それでは、10番 西中純一君に質問を許可します。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) おはようございます。

まず、私は第1番目に、この10月1日から消費税10%化に伴って、幼稚園、保育園の給食が、3歳から5歳については幼稚園でも保育園でも保育料が無料になると、そういうことで、その副食費を、給食費を500円ないし5,600円保護者から徴収するというふうなことでございます。皆さんご存じのように消費税というのは薄く広く消費税を集めて、いわば大衆課税をして、いわば法人税減税に向けていこうというふうなことで、六、七割は法人税減税に消えているというのが現状であります。ちょっと今その数字は覚えてないんですけど、そういうふうなことで非常にこれは、特に今度10%になるのは問題があるとは思いますが、ただ、この給食費無料というのは一部評価をするべきものであります。

本町では平成29年度、2017年度から学校統合と同時に、幼稚園の保育料に当たります3,200円と、それから幼稚園の午後の預かり保育料、午後も預かりをしてもらいたいというのが3,000円です。それを合わせて6,200円を免除しております。先駆けてこれは免除しているわけです。幼稚園は5,600円に、そして保育所在籍児は給食費5,600円を負担します。保育所の在籍児は定額6,200円を保育料から減額していると、そしてそれ以下の家庭は無償にしているということで、保育、幼稚園というか、それを非常に町として無料化に近い取り組みをほかの市町村に先駆けてやっているわけでございます。それを今回の国の施策により3歳から5歳児については、幼稚園、保育園にかかわらず、所得割課税額が360万円までは一律500円徴収し、そして所得割課税額360万円を超える家庭からは5,600円を徴収するというふうな家庭、条例改正を見ていただいたらわかると思うんですけど、ちょっと新人議員にはそれはぱっとすぐにはわからないかもしれませんが、特例として第3子以降は360万円を超えても500円に軽減するというようになっておりますが、和気町のこの教育を重視する教育を、教育するなら和気町へというふうな考えでいろいろやっているわけですから、その考えにのっとりすると、今回は3歳から5歳の保育料についてはぜひ完全無償にするべきだと思います。そうすれば、じゃあ一体どれぐらい町として費用がかかるか、まずそれを一番にお答えをいただきたいと思います。

それから2番目として、現在今資料にもお配りしておりますが、全国では104の自治体がこの副食費を無償化すると、そういう方針で臨んでおります。そして、岡山県下では新見市が、これ2,800万円かかるそうですが、それから新見市、そして井原市、井原市はちょっと額はわかりません。吉備中央が400万円、矢掛町が820万円ですか、それを使えば無料になるというふうなことでございます。ぜひともそういう点で和気町もその市町に負けず、子育てするなら和気町へというふうなことが言えるように無償化を実施するべきではないかと思っておりますので、その答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、最初の質問の趣旨を述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

それでは、西中議員の幼・保の給食、副食費の無償化について、幼・保の給食は3歳から5歳について国が無償にするため、副食費を500円から5,600円徴収することになるが、無償化した場合の財政負担は、新見市、吉備中央町、矢掛町が無償にするようだが、和気町も実施するべきではについての質問に回答させていただきます。

この10月から、3歳から5歳の子供については幼稚園、保育園の保育料が無償化されますが、主食費と副食費については保護者の負担となります。国の基本的な考え方を申しますと、食材費の取り扱いについては、これまで保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合にも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費、副食費ともに保護者から徴収可能な費目に位置づけており、和気町ではこの国の考え方を維持することを基本と考えております。

ゼロから2歳児はこれまでどおり保育料の中に主食費、副食費は含まれており、3歳から5歳児においては、年収360万円未満の世帯は月額500円の主食費が、年収360万円以上の世帯の方は主食費と副食費合わせ、1人当たり月額5,600円が必要となります。ご質問の無償化した場合の財政負担ですが、副食費のみの免除を行った場合、月額約7万8,000円、年額94.2万円が必要で、主食費と副食費の免除を行った場合は、月額約9.1万円、年額1,09.2万円が必要となります。

次に、新見市、吉備中央町、矢掛町が無償にするようだが、和気町も実施するべきではのご質問ですが、県内の状況では、新見市、吉備中央町、矢掛町、奈義町、久米南町が独自の施策として給食費の免除を予定されております。新見市と矢掛町、久米南町につきましては、副食費のみを免除とし、主食につきましてはそれぞれの家庭から御飯を持参されております。吉備中央町につきましては、主食費と副食費ともに免除を予定されております。奈義町は、幼稚園はお弁当持参、保育園は主食費、副食費を免除予定です。また、近隣では岡山市、瀬戸内市、赤磐市、備前市については、和気町と同様に国の基本的な考え方のおり年収360万円未満の世帯と第3子について副食費の免除を予定されております。

和気町でも無償化を実施すべきではということですが、現段階においては国の基本的な考え方のおり給食費の負担については保護者の負担と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 本来給食を保育の一環だというふうな、幼稚園教育の一環だというふうな考えに立つと、こういう自己負担というのがどうもその考えになじまないものだというふうに思います。先ほど言われた自宅にいる子は自己負担をして、保育園、幼稚園にいる子だけ無料にするのはちょっと矛盾しているというふうなことも言われたわけですが、そういう以前から私、学校給食、小・中学校も給食無料化にしてほしいというふうなことも言っておりまして、選挙でもそのことを訴えておりましたんですが、ぜひともそういう教育を充実するということが非常にこの和気町のセールスポイントになるというふうに思います。先日某テレビ、Kという局、KSBですね、もうはっきり言いまして、で出ておりまして、保護者の方が現在無償なんだけれども、今度の国のまた取り組みで、うちは副食費が有料にまたなるんじゃないかと心配してるというふうな声が出て、また一方では、矢掛町は矢掛町の町長が出まして、思い切ってやらないと人口問題は解決できない、平成30年度から完全無償化に踏み切っているんだと、昨年度からやっていると、だからもう令和元年、令和2年度はぜひ無償化を続けたいというふうなこともおっしゃってございました。ぜひともそういう今和気町は英語教育を充実するとか、そういう幼稚園の分でもある程度先進的に無償化に一步前進するような取り組みしてるわけなんで、ぜ

ひとも本当に人口減問題を解決するため、和気町の人口を増やすためにも、いろいろいい点はあったわけなんで、この保育の完全無償化といいますか、完全にやれば1,000万円ほど、1,092万円ということでございました。そういう方向を研究していただきたいと思います。ということで、もし今後の研究方向だとか、そういう面について、教育長、若しくは町長の方からそのお考えをもう一度ご答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

先ほど西中議員から幼・保の給食、副食費の無償化についてということで教育長の考えはとの再質問をいただきましたので、ご答弁させていただきます。

教育委員会としての考えの詳細につきましては、先ほど教育次長からご答弁させていただいたとおりでございます。繰り返し恐縮ではありますが、現段階では保護者負担をお願いしたいと考えているところでございます。しかし、先ほど議員の方からもご提言がありましたように子育て支援という観点から考えてみますと、本年度から和気町においては全てのこにこ園で自園給食を行っております。これによって完全アレルギー食対応ができるようになりました。また、従来から取り組んでおります和気町独自の支援策であります1、2歳児の保育料、全世帯の保育料6,200円の減額等もあります。これも引き続き取り組んでまいります。給食費、副食費につきましては、先ほど次長の答弁にもありましたように他市町村の動向を踏まえながら、今後適切に判断していきたいと思っております。検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） これは予算の執行になると町長の権限というか、来年度の予算の概算請求、そういうふうなこともかわるわけでございます、もし町長の方からそのような何か来年度に向けての考え方というのはどういふものか、もしコメントがいただけるようでしたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 給食費の無償化の問題でございますが、内部でこれ何回も協議をいたしたわけございまして、結論的に申しますと、先ほど教育次長がお話し申し上げましたように、また教育長がお話し申し上げましたように在宅で保育をしておられる方等につきましても、やっぱり自費でカバーをしておられるわけでございます。基本的には副食、給食費等についてはご負担をいただくというのが私は考え方の基本だというふうにおおるところでございますが、そうはいいいながらも、年間に大体60人程度しか出生していないという、そういう低い出生率でございます。何とか子育てに支援をさせていただきたいということの中から、今まで幼稚園の保育料等についての無償化も先駆けて取り組ませていただいております。そういう状況もございしますので、子育ての支援をさせていただくという見地から考えますと、何らかの形で支援をさせていただくのがいいのではないかなという案も出てくるんですが、今の財政状況等を勘案しまして、とりあえず現在のところは自費でご負担をいただくということになっております。そうはいいいながらも、近隣の状況等も踏まえながら前向きに検討をさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 当面は自己負担というか、若干これが必要であるというふうなことではございますが、今後については、そういう近隣の市町村の動きも見ながら検討されるということなんで、ぜひとも前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。ぜひとも、そして和気町の人口問題をもっと解決していただければありがたいというふうにおおっております。

そして、次の質問に移らせていただきます。

次は、メガソーラーの発電所の関連で、今田土の方が問題になっているところでございます。田土区の杉平地区というところにちょっと越えたら、境なので杉沢になるのかもしれませんが、昔本当の長楽寺がもともとあった場所の近隣というか、少し下の急峻なところだと思うんです。急峻と言っても平らなところがあるんですけど、そのメガソーラーの計画がもう2年ほどでしょうか、持ち上がっているようでございます。これはこのりんご園の南側にある杉池というのがあります。これの下流域8.5ヘクタールほどの急傾斜地になっている山林を開発してメガソーラーにしたいというふうな話を聞いているわけでございます。この場所は先ほども申しましたけど、棚田の本当にきれいなところでございますよね。杉平地区の上流部に一番上の方になります。広域農道が7割方でしょうか、できて、今後岸野におりるというふうなことでございますが、水の流れが変わってきて危険度が増している、昨年度の豪雨災害でも道が崩れるとか、1軒の方は納屋が壊れるとか、石垣が崩れる、そのような問題がありました。そのために今県の水路の改修工事もしているわけでございますが、今度の計画によって洪水や土石流の危険がますます増えるのではないかというふうなことで、住民の方は大変心配をなさっているということでございます。そういうことは実はこの2月の選挙のころから私は聞いて、何とか止めてほしいというふうな声を実際に聞いているところでございます。1月に一遍説明会もあったようでございますが、また近々業者の説明会もあると聞いていますが、その点については今開発計画等、どうなっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、備前ゴルフの関連でもメガソーラー、これは非常に広い地域なんで、工事を順々にやっているわけでございますが、これについてはある程度周辺の南山方、北山方、丸山、苦木、それらの区と協定書も結びながら、そういう問題が起こったらある程度会社として補償するというふうな協定もどうも結んでいるようでございます。これも心配なところもあるんですけど、これは一つは協定書もあるということで紳士的にやられているとかというふうに思うんです。

もう一つ、関連で、和気ゴルフというのがありまして、父井原から加三方を中心にゴルフ場がありまして、これも今メガソーラー工事をかなり終わっているように思うんです。これ今、今後は送電線を敷こうということで、加三方から宇生、それから小坂地区に向けてメガソーラー発電の送電線の架線についてやろうということで、田んぼなんかの所有者に説明というか、ぜひかけさせてくれというふうな話をどうもしているようでございます。これについては、当初、これも2年前ほどから加三方地区で話がありましたが、電磁波が心配だからということで、架線じゃなくて地下を通せだとか、いろいろな議論があった、本来は加三方を通って小坂へというふうなことじゃなかったかなというふうに私も思っているんですが、とにかく、今私は宇生という区におりますが、宇生の方では電磁波が心配だから、うちの田んぼは通さないとか、そういう話がもう個々に始まっているということで、今後そういういろいろなトラブルが起こらないようにコースの問題も含めて町が何らかの指導というか、そういうふうなことをすべきではないかというふうなことも思っているんで、その点もご存じでしたら、課長の考え方どうなのか、教えていただきたいと思えます。

そして、総括をして、このいろいろな問題について、今岡山県も6月にメガソーラーに対する条例をつくりました。岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例というものを6月に議会で通りました。これは10月1日から施行するというので、これが非常に注目すべき点は都道府県で初めて土砂災害の危険が高い地域などの太陽光発電施設の設置禁止区域を定めた条例になっているということで、全国でもこれは珍しい条例だということでございます。だから、禁止区域に無断で設置したり、許可条件に違反したりすると、許可の取り消しや施設の撤去などの行政処分をすとか、事業者名の公表等をすとか、そういうふうないろいろな評価すべき条例ができていうことで、一部県の条例というのはもう始まるわけですが、これはご存じのように室原地区のメガソーラー、これについては、室原地区が地区総会で全体で反対しようというふうなことで県に陳情もなされているというふうな状況でございます。そういうふうなこともあったので、町としても以前の担当のときには

町がメガソーラー条例今後、平成31年度の早い段階ですというふうなことも聞いておったんですが、なかなかその動きがはっきり見えないということで、このメガソーラーの条例はどうなったのか。

それから加えて、空き家条例というのがございまして、今いろいろな地域で危険な空き家があるとか、いろいろないわゆる問題がある、その空き家条例についても町内のそういう安全とか、そういう問題とも非常にかかわりがあるということで、これについても今後どういうふうな、これもするように聞いておりました、条例制定を。これどういうふうになっているのか、この点もあわせてご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の田土地区、杉平地区にメガソーラーの計画があるが、どうなっているかについてのご質問にお答えいたします。

事業主は既に計画地を8,445平米を取得されており、町の方へも開発に関する事前協議には来られております。まだ事前協議中であり、正式な申請書や図面も提出されておらず、地元区への説明も開催されていないと伺っております。町といたしましても、正式に開発申請書が提出されましたら、排水計画等が適切に計画されているか等を審査しますが、何より地元区との合意形成がなされているかを十分に確認し、検討したいと考えております。

次に、加三方から宇生、小坂に向けてソーラー発電送電線の架線について町が指導すべきではについてのご質問にお答えいたします。

これは和気町父井原地内の太陽光発電事業に伴う送電線の架線に関するものであり、開発申請時には山頂周辺への送電計画でありましたが、議員のおっしゃられるように今現在は加三方から宇生、小坂に向けて道路や田んぼ沿いに設置される送電線の架線が計画されております。現在事業主から地元とルートを調整中であると伺っております。送電線の架線は附帯工事ではありますが、開発案件ではないため事業主の責任において進められており、道路等の官地部分にかかわる事案であれば、適切に現地を確認して対応してまいりたいと考えております。

なお、以前に農道への地下埋設についての相談がありましたが、下水管が埋設されており、維持管理上許可できないと回答いたしております。

次に、メガソーラー条例はするということだったが、どうなったかについてのご質問にお答えいたします。

現在和気町では、和気町開発事業の調整に関する条例により、土地の区画、形質の変更を伴うものに対し、開発事業許可申請書の提出を求めています。本町としましても、景観や豊かな自然環境を守り、安全・安心な生活環境を保全、形成するため、普及が進む再生可能エネルギー発電事業に対し、規制及び抑制に向けた条例化の検討を行ってまいりましたが、岡山県が平成30年12月に急傾斜などで土砂災害の危険が高い場所への設置を規制することなどを盛り込んだ独自の条例制定を検討する考えを示されたため、岡山県の動向をうかがってまいりましたが、令和元年10月1日から岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例が施行される予定となっております。この条例は設置禁止区域、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地や、設置に適さない区域として土砂災害警戒区域が指定され、地域による許可や届けが必要とされておりますので、岡山県の条例も参考にしながら町民の安全で安心な生活の確保に配慮した条例制定については、引き続き県の動向や内容を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、空き家条例はどうなったかについてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、約4年が経過いたしました。当法律は適正な管理ができていない空き家に対して固定資産税の特例措置の除外や厳しい行政処分が可能になっており、住民の方の理解や感情を考慮し、和気町では早急な町条例の制定を見送っております。

本町の本日までの適正な管理ができていない空き家に関する相談件数は、平成27年度から30年度までの4年間で13件、今年度2件あり、地元区長等と相談しながら空き家所有者への対応を進めておるところでございます。現在和気町空き家等の適正管理に関する条例の素案は作成済みでございますが、特別措置法では条例のない自治体にも適用できますし、代執行までの措置まで、時間かかりますが、対応できるため、制定時期につきましては制定後の運用等を引き続き慎重に検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ、基本的には今のこの杉平地区のメガソーラーの計画はまだ正式には書類が提出されてないので、その提出が出次第検討するというか、地元の意向をきちっと捉えて慎重にやっていくというふうなことだったと思います。じゃあ、その件については、県の条例もできたということで、非常にあの地区が急傾斜地であり、またこの何年来続いてきた広域農道によっていろいろ伐採が行われたり、それからメガじゃなくても小さいソーラーは結構たくさん、りんご園のラジオ局の下の辺、いっぱいありますよね、そういう中で、それからあそこが非常に心配なわけでございます。県の条例に照らし合わせて非常に禁止地域というか、急傾斜地ではないのかなど、土石流が起きるような、そういうことを地元の人は本当に心配されてるわけなんですけど、その点がどうかというふうなこと、それについて、それから今の改修工事、改修工事はどういうふうな意図でこのようなことが行われているのか、それについてだけ一応お答えをよろしくお願いします。

あとの件については、加三方の地区についても、まだ正式な、そのような、これ開発案件ではないということで、土中に埋めるのはちょっと問題だということで、それはお断りしてるということなので、見守るというふうなところでしょうか。

それから、県の条例については、今後空き家条例については検討するというふうなことだろうというふうに思います。あとの件はなるべく早く、空き家条例についても相談もあるというふうなことで、早目によろしく願いたい。じゃあ、答弁の方を、2つよろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、お答えいたします。

まず、杉平地区のあその場所ですが、急傾斜とかああいう場所ではないと考えております。もしそういう条例に指定されていれば、県の条例が適用されますので、それで十分対応できると考えております。

それともう一つは、排水の件ですね、それは中山間総合整備事業というのでやってまして、太陽光とは関係ない、広域農道の前から道が通って、排水が下へ流れていることで石積みの水路を改良してる工事であります。若干1カ所に横断水路とか、そういうところに落ちてきますので、県の方も状況を見ながら、台風の時期とか雨のときは水量を確認しておりますので、問題があれば町なり県なりに、町から県の方へ言って対応していきたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ最後に、私率直に、ほかの事業との比較をするというのは失礼だとおっしゃるかもしれませんが、防災都市公園というふうなこともあって、担当課が非常に大変なというふうなことで、この条例についても検討していただけるということなんですけども、その点も含めて、町長、もし何かコメントがありましたらよろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） メガソーラーの件とか、空き家の件等について担当課長が説明をしたとおりでございまして、メガソーラーの件について、杉平、それから田土地区、これについてはまだまだ地元協議が調っていないような状況の中で、十分な情報も我々も把握をいたしてない状況がございまして、このことについての答

弁は控えさせていただきたいなと思っております。

それから、父井原から加三方、小坂に向けての送電線の問題でございますが、これは私も業者とお会いしまして、農道へ送電線を埋設してほしいというお話がございましたが、これはもうはっきりお断りをさせていただいた。そのお断りをさせていただいたことは、何でお断りをしたかといいますと、農道へ下水道が入っておるといようなこともありますので、農道への埋設についてはお断りをして、これは山の中を通していこうというお返事はいただいたところでございますが、その後状況が変わっておるとい今お話でございますが、その状況は私はまだお聞きいたしておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

それから、空き家については、適正な管理ができてない、その空き家、町内へ今空き家が580戸とかといような調査もあるんですが、この空き家の対策といいますのは、緊急の課題なんですが、何せ個人の権利があるのでございますし、なかなか個人がお住まいになられたり、そこでお生まれになられたりといような、それなりのその土地に対して、家に対していろんな思いがあるものでございますから、なかなか行政側が介入というのが非常に厳しいものがあるわけでございますが、条例制定等も含めて……。

○議長（安東哲矢君） 町長、時間ですので。

○町長（草加信義君） しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ、時間となりましたので、ぜひともメガソーラーの発電所について、そういう正式な書類が出たらきちっと地元の意見も聞きながら慎重な対応でよろしくしていただきたいと思うし、条例についても検討のほどよろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで資料の配付がありますので、暫時休憩といたします。

午前9時42分 休憩

午前9時43分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番 万代哲央君に質問を許可します。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は防災都市公園整備事業について、通告では今後についてとか取り組みとか、書いておりますけど、そういう生易しいものでなくて、きょうはこの公園整備事業の件、差し迫ったこともありまして、どう処理するんかと、どう決着をつけるんかと、そういったことを質問させていただきたいと、こう思っております。

それで、今資料配っていただいたんですけど、2番のドローンの関係なんですけど、ちょっとそこまできょう入れるかどうかわかりません。一応ドローンの関係、あと陳情の関係につきまして答弁者の方にはご了解をいただいております。また、次回以降ドローンの関係については質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、防災関係の話をさせていただきますけど、質問も何点かさせていただこうと思っております。

先日7月12日の区長会の会議録、これも一部しか載ってないんですけど、防災事業の関係で区長方5名の方が発言されたのを私も読ませてもらいました。大変興味深かった。なかなかいい質問をされてるんだなと、こういうふうに思いました。そういう中で、私が細かいことは言いませんけども、和気町には地域防災計画というのがあります。それは分厚い資料です。その中には地震が来た場合に和気町で言えば5弱ぐらいで、ちょっとそれより大きいところが北の方にあるといふようなことも載っておりますけども、何より私が見ていただきたいのが、そういう地震が起きたときの想定されるその被害というのがどういうものかというのが載っております。家がどのくらい壊れるのかとか、避難する人がどのくらい出るとか、あとライフラインがどのくらい不便になると

か、そういういろんなことが載ってるんです。議会とかという場でよく話になるのが、各小学校単位でこの防災施設というもの、防災というものに取り組んだ方が効果があるんじゃないかと、一つ大きなところにつくっても避難できないんじゃないかと、こういうふうな話もよく聞かれます。それよりは避難しやすい場所、各小学校地域で備蓄倉庫等を充実させて、そういった防災体制を組んだ方がいいんじゃないかという話がありますよね。そういうふうに見える方は多いと思うんです。そういうときに今私が言いました地域の防災計画とか、そういうのを参考にして、そういった区長方、あるいは町民の方と話をさせていただいたら、非常に実の入った話ができると思うんです。それで、私も一つは反省したのは、やっぱり議員もその地域の方に出ていって、それは1人じゃなくて何人かで行ったりして、いろんな話をしなくちゃいけないんだということが区長会の会議録を見て、つくづく思ったところなんです。それが反省点です。そういうふうなことで、もうちょっと本当は細かく話したいんですけど、時間の方もありますので、これぐらいにいたしまして、それからあとは、29年の6月の議会で基本設計料、これが通って811万円というのがよく言われますけど、それ以降の経過というふうなことについてもちょっとお話したかったんですけど、余り時間がないので、もし時間があれば、また後でさせていただきたいと思っております。

まず1つ目に、基本計画が今できているわけですけど、この基本計画の中で最近、野球場にはこだわらんよと、ほかのもんでも考えられるんじゃないかというような話も伝わっておりますので、私通告出したときはそういう話は聞いてなかったんですけど、まず最初に、野球場にこだわる、固執し続けるというのではなくて、今現在町の方でどのようにお考えか、町長にはまた後で時間を設けてお聞きいたしますので、そのときにお答えいただきたいと思っておりますけど、まず担当の方からこの点につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） それでは、防災都市公園整備事業の今後の取り組みについてのご質問で、まず基本計画は変更が認められるが、野球場、総合グラウンド建設に固執し続けるわけを問うについてお答えをいたします。

現基本計画では総合グラウンドをメインに計画をいたしておりますが、防災公園の本来の目的である防災拠点としての機能を持たすことに影響がなければ計画を変更することは可能であります。災害時における公園への避難や公園施設などの利用をスムーズに行うためには日常的に公園を利用し、親しんでいることが大切であります。そのことから今回計画方針の見直しを行い、町民にとって平常時の魅力や利用性を高める施設内容について、再度検討することにいたしました。早急に基本計画の見直しを行い、内容について協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ありがとうございます。

この件につきましては、6月の答弁のときよりもちょっと柔軟に、方向転換というか、私にとってはいいお話であって、これにつきましては、また後で町長の方に答弁をお願いしたいと思います。

私はきょう話をしたいのは5,200万円と1億2,700万円、5,200万円の使い道について、これと1億2,700万円の取り扱いについて、この2つを聞きたいというのが私の質問でございます。一番今差し迫った問題であるというふうに思います。きのうも神崎議員の質問に対しての答弁がありました。その中で今後のことについては、今の予算案を議決をもらって早期に完成に全力したいんだというような話、また5,200万円につきましては今年度末までに執行したいと、それから1億2,700万円につきましては繰り越しを承認していただいて、令和2年の年度末までに執行したいんだというような話がありまして、それじゃあ困るなど、こんな話はないなというのが私の思いでございます。特別委員会とか全員協議会でも配られたこの資料があります

ね、今年予算です、これ平成31年度の防災関係の予算です。総額で4億7,900万円なんです。これが今9月として来年の3月の末までに執行できますか。4億7,900万円余りの金をこの後、半年足らずですよ、そういう予算案を町は持ってるわけですよ。これ異常事態ですよ。本当に異常というか、本当に異常ですよ。誰がこれを見てあと半年でこの4億7,900万円どうやって使うんだと。それはもう大きな石が背中に乗っかって身動きできない状態じゃないですか。夜も眠れん、そういう状態だと私は思いますよ、これ見たら。その事業費の中には全て国費の金が入ってます、2分の1、3分の1。合計して1億7,900万円入っ取るわけです。この5,200万円と1億2,700万円、これをどのようにやるんかということ、今一番の差し迫った緊急の問題だと私は思います。この取り扱い、1億2,700万円の取り扱い、これ大変なことです。あと5,200万円の使い道、この5,200万円というのは、町が独自で執行しなければならない、そういうふうなお金ですから、そのお金をどうやって使うんだという。それが皆さんにわかっていただけるとは思いますけど、きのうの答弁では全力で執行していくんだというような答弁で納得できる方は多分おられないんじゃないかなと、私はそう思います。国にしても県にしても和気町の出方というのを本当注視してますよ。あした採決がありますけど、それを本当に注視してると思う。その後どのように町はするんだということで見守っていると思うんですよ。そのことをお尋ねしたいと私は思うんですけど、国は交付金を出すというのはその会計年度に地方自治体にきちんと使ってもらいたいと、そしてそのお金を有効に利用してもらって、実の利益を上げていただきたいという思いで交付金を出してるんだと思うんですよ。それを本当に私素人でちょっとこんなこと言うのはおかしいかもしれませんが、すぐ繰り越した、繰り越したと、このようなことをおっしゃいますけど、繰り越すというのは本来、本当に不測の事態が起こったとか、正常に事業をスケジュールを把握していく、予算を執行していく中で、それが何かの不測の事態、事故等々でできない場合に繰り越しの措置、理由ありきの繰り越し、こういうことになるとは思うんですよ。そういうことが、そういうのが繰り越しであると思うんですけど、もう最初から繰り越したと。これ4億7,900万円、令和元年度であるわけです。こんな全然あと3月末までに使えるわけがないから繰り越したというのは、全く話にならないというか、考え方が違いますよね。そのような私思いでおるんです。

質問したいことは、また後からも詳しく質疑応答したいと思うんですけど、5,200万円の使い道ですね、和気町でどねんかせにやいけんお金5,200万円ですよ、それと1億2,700万円。5,200万円につきましてはもう使うか使わないか、これだけしか選択肢がないと思う。1億2,700万円については選択肢は4つほどあると思いますけど、1つは、全額を使うと、1つは、一部を使って一部は流用してもらおうと、それから1つは、全額を返すというようなこと、それからもう一つは、全額を流用するというのが残ってたかな、そういう4つだと思います。全額を使う、全額を流用する、一部を利用して一部は流用する、あるいはもう不用額で返すと、この4つだと思う。そういう選択肢の中でどのように考えられているのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 万代議員のご質問でございますが、質問要旨の2つ目のことかなと思っております。国、県の交付金の対処の仕方についてということのご質問だと思います。

まず、平成30年度の繰越分の5,200万円でございますけども、今回の補正予算にも上げております用地購入費2億4,342万7,000円のうち、3分の1の交付金が出ますので、3倍しますと1億5,600万円の用地費に充てさせてもらう予定にいたしております。これにつきましては今年度末、3月末までに執行いたします。

また、令和元年度分の1億2,700万円でございますけども、先ほど繰り越しのことをおっしゃいましたけど、とりあえず繰越承認をいただきまして、残りの用地購入費及び工事請負費、実施設計委託料、用地測量委託

料、不動産鑑定委託料、補償費鑑定委託料、建物工作物、立竹木等の補償金に充てて、令和2年度末までに執行する予定にいたしております。

なお、工事費、今回予算7,400万円ほど計上いたしておりますが、基本計画の変更が認められましたら、和気ドームの屋根の改修工事に充てる予定であります。

先ほど議員から繰り越しのことのご質問がございましたけども、事業が年度内に完了することが難しく、支出も年度内に終わらないと判明した時点で予定金額でもって繰越手続を行うことができるということになっておりますので、現段階では年度内執行非常に厳しいと判断しておりますので、1億2,700万円については繰り越しをさせていただこうというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今のお話聞いてますと、もう4億7,900万円余りの金を今年度で消化したいと、繰り越しのことも言われましたけど、そういった内容ですけど、これがもう現実にはできるわけがないと私は思いますよ、そんな今言われたようなことが、いくわけがない、こう思います。なぜかといえば、それは5,200万円の使い道とかということになりますと、今用地費とか言われましたけど、これも議会の同意が要るわけですよ。きのうもそういう質問してましたけど、案がありましたけど、とにかく今は全力でやるというようなことですけど、今本当に全力でやらなくちゃいけないのは、この4億7,900万円余りのこの予算をどのように軽くしていくか、どのように本当に実行できる予算に変えるかという、このことですよ。それが今一番に考えなくてはいけないことだと私は思います。全力でこの4億7,000万円を使うんでなくて、全力でこの予算を健全なものに変えていくというのが、そのためにはどう取り組んだらいいかというのを考える必要があると思います。5,200万円の今言われましたように使おうと思っても、これも議会の議決が要るんですよ。否決されたら、じゃあどうするんですか。それよりも5,200万円使うことで議会の同意が得られるように努力することの方が大事なんじゃないですか。じゃあ、得られるようにするにはどうしたらいいんですか。それは担当の部長、全員協議会とか委員会でも言われますけど、5,200万円と1億2,700万円はセットで考えとるというようなことになると余計に窮屈な話になるんですよ。まずは、5,200万円を不用額で返さずに何とか和気町で処理できる方法はないかと考えて、それを議会に理解してもらおうと、そういう中で令和元年度の1億2,700万円も一部使って、それに上積みできるようなことを考えていくというのが考え方じゃないかなと私は思うんですよ。5,200万円の選択はさっき言いました、使うか返すか。1億2,700万円も言いました。4つ言いました。全部使うか、全部返すか、一部を使って一部は返すか、それとも全額を流用するかですね。全部が全部町で使うかというふうに言ってなかったかもしれん。その4つですね。そうすると8通りあるわけですよ、選択が、それをセットで考えるんなら。そのうち私が思うのは、どういうことを考えるのが一番いいかといいますと、両方返す、両方、5,200万円も1億2,700万円も、これはもう最低の選択だと思います。だけど、今のままだったら、そうなりかねないんね。だから、私こうやって質問させてもらってるん。誰も町の方からこれについての本当にもうお尻に火がついているような状態ですよ、今の状況は、この防災公園の予算に関しては、でも、それに手を打とうとしないんですよ、このままで。それは12月までなんてとんでもない話ですよ、このまま。県の方も10月の終わりにはもう来年度の申請額を取りまとめる、もう一番長く待ってもそこままだと言ってるような段階のときに、まだ和気町は国からの交付金を一円も使ってない今状況なんですよ。このことの認識を、皆さん予算のプロだと思いますので、されているんでしょうけども、これを動かないことにはどうもならんのですよ。

先ほども言いました私が考えられる方法というのは、今1つ言いましたけど、両方ともに返すと言いました。これはもう本当に最悪の選択だと思う。5,200万円は使って、1億2,700万円のうちの一部を活用して、そのほかは流用するという方法があります。それから、5,200万円は使わないで、一部活用というよう

なことは、これはあり得ない話であります。あと考えられるのは、5, 200万円を使って、1億2, 700万円は使わないと、この3つだと思います。今言った5, 200万円は使うが1億2, 700万円は全部流用するというのと、5, 200万円は使って、1億2, 700万円のうちの一部を活用するという、私はこれがベストだと思いますけど。それから、両方返すというのは本当最悪だと、何回も言っております。よくこれ流用して返したらもう来ないとか、そういうことじゃないんですよ。予算を本当に使えるものにして、流用しても、その流用したお金がまた他年度出てくれるわけですよ、必要があれば。ないままそれで損失がそこで発生するわけでも何でもないので、そこはもうしっかりと考えて対応していただきたいなど。また、対応していただきたいというよりは、もうこういうふうに言えば明白なことだと思いますけど、これで終わりじゃないんですよ。あした採決があって、もうそれで終わりじゃないんですよ、この国の交付金というのは処理しなくちゃいけないわけですから。そしたら、もう期限ないわけですよ。10月の下旬に取りまとめの、もう最後なわけですから、1億2, 700万円の使い方をどのようにするかというのをちゃんと報告というか、決断しなくちゃいけないわけですから、10月の中旬までに。そしたらもう1カ月もないんですよ。そういう今の状況、現実の中でとれる方法というのは、議会が終了して、すぐ議会と話し合いを持って、どのようにするか、それを決めることですよ。もし1億2, 700万円を一部でも活用しようと思えば、そういうことになると思います。これは私の考えですけど、そのあたりでもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 万代議員の方からお話がありました、もう先がないと、10月中旬ということで。県の方からも10月中旬というのはお聞きをいたしておりますが、きのうも答弁させていただきましたが、ここまで計画、話し合いをしております、これからは議会の方と、どうするべきか、どういった計画がいいのか、再度協議をさせてもらうことしかない今の段階では思っております。本当時間がございます。今議会終わった後、基本計画の見直しについてぜひ話し合いの場を持っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） さっきも言いましたけど、5, 200万円の使い道、あるいは1億2, 700万円の扱いについてぜひというか、これはもう必至といいますか、そこに至るんだと思います、議会と話し合いの機会を持ってどうするかということは、そのときにこの事業自体に反対してる議員もおるわけですよ。その議員をどのように理解してもらえるかということですよ。

それからもう一点、これは町長にもこの後お聞きしたいと思っておりますけども、公園の中身、これについてどう考えるかと、どのようにするかということ、時間がもう限られている中でどうするかということ。これはもう今はここまで差し迫れば、町と議会の中で検討して決めることが必要なんではないかなと私は思いますけど。そして、その後早急に概算を出して、概算出で、来年の3月までに健全に執行できる予算案を立て直して、あとは流用するというのが私の考えるところでございます。基本計画の変更とか、そういうのも生じるとは思いますが、それは変更の申請というんですか、それを出しておいて、それが承認にならんと執行はできないわけでしょうから、それはそのことも頭に置いて予算案ももう一度立て直して、臨時議会ということが一番の道じゃないかなと私は思うんです。

町長にお尋ねいたしますけど、一番最初に申し上げました基本計画、防災公園の基本計画を立てる、今あるわけですけども、立てているわけですけど、この中で野球場にはこだわらないと、私が聞いた話ではゼロベースから考え直していただいてもいいんだというような話、白紙に戻して考えていただいてもいいと、それから野球場以外のものでもいいというふうに私はお聞きしたわけですけども、私がこの今の表現の中で確認しておきたいというのは、私の理解では、野球場以外の施設と、今の町民の民意は野球場以外のものをつくってもらいたいという

のが私は民意だと思います。それは草加町長が町長に出られて当選された、そのときに防災公園のことをぜひ実施したいということをおかれて当選したと、それも民意です。その前、29年9月に5対4だったと思いますけど、用地買収が議会で可決したと、これも民意でございます。しかし、今年の町議選挙で結果、それも民意だと思います。それが今は直近の民意だと私は思っておりますし、町民の多くの方はこの野球場建設にはノーというような考えであると私は思っております。確信しております。そういう中で、そういった野球場以外の建物でもいいんだというような話をお伺いいたしまして、野球場は除外して考えるんだというふうに私は受け取っております。野球場以外の施設をつくるということであって、野球場も選択肢の一つだということから私は外して考えております。そういう認識でおります。そこを草加町長のゼロベースでいい、白紙でいいというのはどういう意味合いなのか、私が今言ったような野球場以外の施設をつくるということでもいいんだという意味なのか、それともそうでないのか、そのあたりをお聞かせ願いたいのと、もう4回目だと思うんで、先ほど今田部長からも答弁していただきましたけども、5,200万円の使い道と1億2,700万円の取り扱いですね、これについて残りの時間で答弁をいただきたいなと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 万代議員からいろんなご示唆をいただきまして、今聞かせていただいたんですが、本日は県の方へも大変ご迷惑をおかけいたしておりますし、県の東備の室長まで傍聴に駆けつけていただいております。このような状況の中で、私もこの問題について万代議員がおっしゃっておられますように4月8日の選挙でこのことを訴えながら当選をさせていただいて、4月16日に就任をさせていただき、その後9月の段階ではこの問題については、5,200万円はご議決をいただき、その後現在のような状況になって修正が加わっているというような状況でございまして、計画につきましても、これは総合グラウンドを整備しようということが基本になる中で財源を確保する意味、文部省の補助金というのは基準額が低いという中で、社会資本整備事業交付金なら広場の整備ができる、総合グラウンドも認められる、しかも10町歩という基準があると、その中で町内で少子・高齢化社会の中でコンパクトに公共施設をまとめなさいというのが基本になるわけでございまして、そうした場合は益原しか場所がないということから始まったわけでございまして、その都度執行部側としては議会の方へ皆さんにご協議も申し上げてきたわけでございますが、なかなかご理解がいただけない。12名の議員のうち6名は、ぜひその事業でやるべきだというふうにご指導をいただいております。あとの6名の議員の中では、あそこは浸水地域だと、福祉に回しなさい、野球場は要らない、この3つの大きな反対理由で修正がかけられる、これが可決されるというような状況で現在に至っておるわけでございますが、何にいたしましても、今現在先ほどおっしゃっておられますように1億8,000万円、1億7,900万円の社会資本整備事業交付金、それに伴います歳出の4億円の事業費、これの執行についてももうタイムリミットは過ぎてしまっております。しかし、私はこの事業によって吉井川の浚渫も含め、県が指定をされております和気町のドーム、災害の発生した場合にはあそこを食料の備蓄基地に指定をさせていただいております。あのあたりの整備も含めて、あそこを今の計画でやらせていただくことによって2040年には和気町は人口が8,000人規模になってくるといような内閣府の公表もあるわけでございますから、ひとつぜひこの東備の中心の和気町でございまして、和気町の将来を考えると、どうしてもこの事業をやらせていただくことによってあの地域が変わってくる、和気町全体が発展的に変わってくるということを熱望しながら皆さん方にご理解をいただこうという努力をしてきたわけでございますが、結果的には今のような状況になっておるわけでございまして、そこで民主主義が原則でございますので、議会の皆さん方のご議決をいただかないと、この事業は成就いたしませんので、今回はもう最後の最後、何とかご理解をいただくという意味で、防災機能を持たせれば社会資本整備事業交付金は交付していただけるという大原則があるということをお島地建がおっしゃっておられますので、県の方にもご迷惑はおかけいたしますが、事業の内容を大至急変更してでもこの和気町の資産価値を高めて、和気町の付加価値を高めて、和気

町の発展につなげていきたい、これが私の使命だというふうに私は思っておりますので、ひとつぜひそのあたりをご理解をいただきたいと思います。

それから、財源の問題でございますが、この財源の問題につきましても、野球場を外すという、これは有識者の皆さん方、議会の皆さん方、これから皆さんのご意見を聞いて、せつかくの事業でございますから皆さんから合意をいただいて、より充実したものになって、和気町の繁栄につながるということになれば、もうそれ以上のことはございませんので、そのように考えております。ひとつぜひこのあたりもご理解を賜りたいと思います。

それから、財源の問題につきましては、大至急県とも指導をいただきながら、広島地建の方でご理解をいただいて、何とか和気町で執行させていただきますように地方自治法上规则的に認められております繰越明許、これも一つの手法でございますので、執行できる部分は、年度内に用地買収を基本に進めさせていただき、それから事業については、ドームの張り替え等についてもこの年度内でやらせていただくと、そういうような方向で何とか前に進めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつぜひご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今町長から答弁いただきましたけども、どうもはっきりしない。非常にこういう場ですからなかなかはっきり言えないのかなというふうな感じもしますが、そうじゃなくて、やっぱりこのこの現実の重さをちょっとしっかりと認識していただきまして、きょう私が拙い表現ですけど、しゃべったことをよく考えていただきまして、この議会が終わった後に再び緊急に議会とも話し合いの場を持って、健全な予算がこの事業に関しましてできますようにお互いに汗をかいていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（安東哲矢君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は農業の活性化と耕作放棄地対策についてお尋ねをしたいと思います。

高齢化の進む和気町農業、耕作面積の約15%、200ヘクタールが耕作放棄地であるというふう聞いております。特に、中山間地域の耕作放棄地は後継者不足によりまして今後増加の一途をたどるものというふうにて予想されております。一方、和気町では地方創生のもと、流動人口増、移住促進対策を推進いたしております。空き家があっても周辺農地が耕作放棄地化していれば非常に環境が悪く、悪影響を与えるのではないかなというふうに思っております。そこで、非営農家へ対する地域ごとに営農組織、これを立ち上げて、農機具の助成など考えられないかなというふうに思います。以前にもこの問題は提起させていただきました。国、県の助成制度の活用とあわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、農業用の施設、農道、水路等の整備促進についてお尋ねをいたします。

和気町の幅員2メートル以上の農道は105キロメートルと聞いております。舗装の完成率は52%、約55キロメートルだとのことでございます。地域からの農道や水路等の改修要望、これに対して事業採択率はどの程度採択しているのかをお尋ねしたいと思います。

次に、耕作放棄地対策としてNPO法人和気サンシュユの会が推進している薬用作物、サンシュユについては

どのような助成制度を検討されたのか、また昨年3月議会で採択された請願の結果はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

またあわせて、健康食品あるいは薬用食物として非常に認知度の高いエゴマの推進はあわせてできないでしょうか。万代常閑の里和気町として産地化、特産品化等考えてみてはどうでしょうか。

なお、サンシュユにつきましては、会の陳情を受けられたり、当時からの状況を十分認知されております副町長からご回答お願いしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） それでは、ご質問の農業の活性化と耕作放棄地対策についてお答えをいたします。

和気町の農家戸数につきましては、農業センサスの調査によりますと、平成22年では1,305戸ありましたが、平成27年では1,100戸に減少しております。耕作放棄地についても平成30年度の状況、調査によりますと、約206ヘクタールとなっており、過去5年で約12ヘクタール増加している状況にあります。和気町の農業環境は楽観視できるものではなく、農業の活性化や耕作放棄地への対策が必要であると考えております。

まず、ご質問の営農組織設立の推進と農業機械の助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

和気町における農家の方の平均年齢は約69歳となっており、また先ほど申し上げましたように農家戸数も減少してきており、個人で営農を継続するには労働力の確保や農薬や機械に係る諸経費などから困難な状況となっており、特に兼業でされてる農家の方にとっては自身の農地維持さえも困難な状況となっております。こういったことから、営農を組織立てて行うということは非常に重要であり、労働力の確保や機械について、営農面積当たりの適正な保有台数などが可能となります。また、補助事業につきましては、農業者の組織する団体であっても、国の補助事業である強い農業担い手づくり総合支援交付金や県の力強い経営体育成対策事業等の活用も可能であります。また、町の農林業振興対策補助金につきましても国、県の助成を受けた事業においては、補助対象経費から国、県等の補助金を差し引いた、個人では100万円を上限に3分の1を助成いたしております。営農組織にあってはこの上限が200万円となっております。今後も農業者が減少していく中で、営農組織への農機具助成の検討も含め、地域農業の支援や新規就農者の確保等について積極的に取り組んでまいります。

次に、農業用施設、農道等の整備促進についてお答えをいたします。

農業用施設の老朽化が進み、将来の営農に不安を感じる農家がいることは感じております。大型機械に十分対応できていない農道や未舗装農道、ほ場の整備状況等も踏まえ、生産性の向上のための農道の整備など、地域にとって最適な整備を国県補助金、辺地債の活用や財政状況も考えながら検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほど議員もおっしゃいましたが、農道整備状況ですが、幅員1.8メートル以上の農道延長は約105キロ、舗装延長、約55キロとなっております。舗装率は52.4%となっております。

平成31年度の農林土木事業における地元改修要望に対する事業採択率は45%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） それでは、耕作放棄地対策としてサンシュユ、エゴマなどの特産品化の推進についてということでお答えをいたします。

まず、サンシュユの推進についての助成制度の検討内容と、昨年の3月採択された請願の結果についてのご質問ですが、請願はNPO法人和気サンシュユの会が進める各種事業に対する助成についての内容でございました。このことから昨年3月26日に同会から要望として町としての支援方法についての打ち合わせを行いました。

た。そして、その後3月30日にNPO法人和気サンシュユの会が進める事業推進に関する要望書が提出をされました。要望内容などについて5月21日に協議を行っております。そして、その後具体的な内容と金額等について再度協議を行うこととしていましたが、今日まで進展がなく、助成制度の検討まで至っていないのが状況でございます。今後町の方から和気サンシュユの会にアプローチをかけて、再度協議を行いたいと考えております。それによって予算措置を講じていくべき事項が出てきますと、新年度からそういう対応の予算を検討していきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、エゴマの推進についてというご質問でございますが、議員おっしゃるように近年健康食品として注目をされている作物であることを認識しております。エゴマを新たに経営所得安定対策事業の産地交付金の地域振興作物として位置づけるなど、特産品として推奨しようとする場合、市場の動向と農家の意向を中心に検討されます。具体的には栽培管理の容易さや市場価値、所得率等があり、これらを総合的に判断しながら決めていくという流れになります。エゴマについては、島根県などで実際に耕作放棄地対策として栽培されておりますが、苗の定植や土寄せ、収穫に機械が必要であるとされており、一から栽培を始めようすると費用もかかることとなります。しかしながら、注目されている作物ですので、JAや県の農業普及指導センター等から情報を集め、特産品化について検討してまいりたいと考えております。その際、万代常閑の里和気町としての産地化をということでございますが、この名前をお使いになるということにつきましては、万代常閑の関係者から万代常閑の名を使用してほしいという申し出があったことも議員ご承知だと思っておりますが、現在は使用を行っていません。その後状況も変わっていないため現状での特産品化について万代常閑の里ということを使うことについては検討するべきであろうというように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 全てにおいて非常にいい回答をもらいましたんで、次質問がなかなかしづらいうような面も出るような状況ですが、中山間地域を問わず、高齢化の進む農業、後継者不足で本当に困っている、作業委託をして、採算の合わない農業経営を強いられている農家が非常に多く見受けられます。先日議会の委員会終了後なんですが、ドローンの再説明ということで職員が、全員ではなかったというふうに聞いておりますが、議員のところへ再説明に来られました。スマート農業の推進、これにドローンを使うんだと、農薬散布、肥料散布をするということでもございました。パンフレットもつくってきておられましたが、我々スマート農業というと、やっぱり無人の田植え機、無人の耕運機、無人の刈り取り機等で人力をほとんど使わないのがスマート農業という部分で認識いたしておりますが、現在和気町の中山間地域、特に大きな負担になっているのは畦畔の草刈りや休耕田の草刈りでございます。以前テレビ放映等もございましたが、真庭市ではリモコンで操作ができる草刈り機、これを購入して農家へ貸し出しているというような報道がございました。和気町でも耕作放棄地の一助として実施できないでしょうか。実際にドローンの農薬散布、これも業者もやっておりますが、昨今非常に暑い日が続いておりますし、これも農家にとっては歓迎される部分、経費の問題はあるんですが、当然あるかと思えます。このあたりも非常に町で買って貸し出すというのは、現在公有地をする大型の草刈り機もありますが、非常に管理の面、使用の面、難しい問題も出てくるかと思えます。ぜひそれは営農組織、これを行政区ごとがいいか、もっと大きくするのがいいか、わかりませんが、そのあたりもぜひ真剣に考えていただきたいなというふうに思います。国、県の助成制度等とあわせてやっていただけたらなというふうに思います。

それから、農道の舗装の問題ですが、非常に我々の地域というか、日笠地域全般には非常に未舗装の部分が多く見受けられます。元来これはほ場整備が完了すれば優先的に舗装はするということが、暗黙の申し合わせがあったように私も記憶いたしております。地域によりますと、ほ場整備の負担金も済んだ、あるいは中山間地域の補助金を少しずつ貯蓄して地元負担金の準備ができたという状況で、水路や農道舗装の申請をしてもなかなか採

扱されないという状況が続いているというふう聞いております。高齢化の進む農家の労力を軽減して、耕作放棄地に歯止めをかけていただきたいというふうに思います。農地といえますか、状況を見ても、非常に農道、舗装に限らず、水路等も含めて地域によって大きな格差があるように私は感じております。ここらあたりも再度調査して、おこなっているところは、45%程度は採択しているんだということであれば、2年続けて申請すればほぼ通ると判断もできるかと思えますので、ぜひここらあたりも地域ごとにおこなっているところの整備を進めていただきたいと思えます。

それから、サンシュユの方なのですが、非常に温かい話もいただいたんですが、これ過去何回もお願いもして、本当に非常にいい回答をいただいております。というのが、補助対象にするとかというようなこともいただいておりますが、実は農林水産省あたりが出しておりますが、農林水産業健康長寿社会の実現と銘打って農作物等地域特産作物産地確立支援事業、これ国の2分の1の補助制度がございます。先ほど副町長の方からもお話ありました。エゴマについては、非常に作付する、あと管理する、販売までというのを手間のかかる作業だという、私も認識いたしておりますけれども、ここらとあわせて、何にしても耕作放棄地、これは非常に見づらい部分がございますので、ぜひとも耕作放棄地対策、これ最優先に進めていただきたいというふうに思っております。非常に優等生のいい回答をもらいましたもので、次押し込める部分はないんですが、再度、町長から方針的なことをお答え願えればと思えます。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 山本議員の営農組織の推進と農業機械の助成制度、それに耕作放棄地にサンシュユとかエゴマ、これを特産品の推進をしたらどうかというご質問でございますが、営農組織設立の推進、これはさつき担当課長の方からお答えを申し上げたとおりでございます。今農林水産省あたりがスマート農業の推進をいたしております、これ岡山県では真庭市と赤磐市と2つが受けておるんですが、実はこれ、最初は10分の10だというような話もあったんですが、最終的には受け入れるその地域の民間の会社が受け入れたら、もうほとんどがその会社の持ち分で運営をせざるを得ないというような状況が実はあるようでございまして、これも2カ年だというふうに聞いております。これをひとつぜひ和気町でもやりたいということで協議をしておりますが、今後財政的な裏づけがどういうふうになってくるのか、このあたりのことも含めて前向きに検討していきたいなと思っております。

それから、農道等の整備促進でございますが、これは農道の整備は地元負担が1割ということになっておりまして、地元負担金の問題もあるんですが、できるだけ財源の許す範囲の中でやっていきたいと思っております。

それから、今のサンシュユとかエゴマ等については、これは特産品にしてということでございますが、和気町の地域農業生産協議会、それから和気町農業技術者連絡協議会等においても十分ご検討いただいて、和気町ならではの戦略作物の生産振興に取り組んでいきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 非常に前向きな回答をいただきました。耕作放棄地対策、非常に和気町にとっても喫緊の課題ではないかなというふうに思っておりますし、特に私は中山間地域の山の中で農業を営んでいるということで、特に感じている部分もあろうかと思えます。環境を保全するためにも耕作放棄地、やっぱり嫌でございますので、ぜひ行政の力をかりて、地元も元気が出せる農業経営ができるよう強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

次に、4番 若旅啓太君に質問を許可します。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

毎回ちょっと40分フルに使っていつも一般質問させていただいてるんですけども、今回は提案でしたりとかではなくて、この町が抱える問題について、行政と、そして町民の方々に問題提起したいと思ひまして、今回質問させていただきます。

まず、今年和文字焼きまつりの件なんですけれども、去年中止になって、今年何とか無事に終えることができました。5年前ですか、5年前に私はこの町に来たんですけれども、それからまき上げから深夜に及ぶ当日の撤収作業、手伝ってる身としては去年中止になって、そして今年無事に終えることができたというのはとても感慨深いものがありました。ただ、アクシデントはありました。というのも、当日ちょっと川の増水で中州にちょっと渡ることができずに、仕掛け花火の位置がちょっと変わっちゃったりとか、そういうことはあったんですけれども、山の斜面の件、あそこでも事故も起きずに無事済むことができて本当によかったです。が、毎年毎年私が思うのは、このお祭りの運営に対して行政の立ち位置といいますか、実行するあり方に関してその責任の所在といいますか、そういったものが少し曖昧で、ふわってしてるなと感じることが多々あるんです。そこで、お伺いします。和気町役場として、和文字焼きまつりに対する立ち位置といいますか、その役場としての公式見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） それでは、和文字焼きまつりについてのご質問で、和文字焼きまつりの行政の立ち位置はというご質問についてお答えをいたします。

和文字焼きまつりは、実行委員会形式であるため役割を決めて委員を中心にそれぞれ対応に当たっております。行政の立場としましては、町長が大会委員長を務めておりまして、商工会青年部が実行委員長及び運営、会場設営につきましては役場、警備態勢を消防、警察、地域連携を商店会等の地元の方々に行っていただいております。近年祭り関係者も高齢化してきており、後継者の育成に苦慮しているところが現状でございます。相互に協力、連携を密にしていく中で、行政の果たす役割も増してきていると感じております。現在ではまき組みや駐車場及び会場周辺の草刈り、交通看板の作成等、事前の準備に行政職員やボランティアの協力をいただき、実施されております。これからも引き続き行政ができる限りの協力と連携を行い、主催者の一団体として祭りを盛り上げていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ご答弁いただいたんですが、公式見解というか、役場としてはそういうふうにおっしゃってるんですけれども、私実際にやっていると、そうは思えないんですよ。例えばまき組みでしたりとか、駐車場及び草刈りでしたりとか、看板の作成等、行政職員やボランティアの協力をいただき実施されておりますという話なんですけど、実際に準備、撤収までほぼやられてるのは地元の和気商店会の皆さんと、そして商工会青年部、そしてOBの方々でしょう。90%そうじゃないですか。実際そうなんですよ、実際ね。多分町の人には知らないと思うんです、こういうことも、知らない。それごく限られた人たちの中に、限られた人たちに重い負担がのしかかっている。そうなんです。これが持続可能な正しい祭りのあり方だとは私は申しわけないけど、思えないんです。この祭りは私は残すべきだと思いますよ。絶やしてはいけないと思います、あの火は。絶やしてはいけない、絶対にね。だったら、それは多分町長も同じお気持ちでしょう。多分職員の皆さんも同じお気持ちだと思いますよ。だったら、ボランティアを募るとか、協力をお願いしたいではなくて、仕組み自体をつくり直さなきゃいけないと私は思うんです。多分仕組みに問題があると思います。実際に、さっきご答弁の中で、済みません、言葉尻捉えるわけじゃないんですけど、ちょっと気になったところが、主催者の一団体として祭りを盛り上げていきたいと考えておりますってご答弁があるんですけども、実行しているのは実際に和気商店会の皆さんと商工会青年部、青年部OBの方々なんです、実際ね、90%はほぼそう。なんですけど、主催者の一団体とし

て役場ではなくて、役場が実際主催者なんですよ。実際そうじゃないですか。多分組織図とか立ち位置的にはそう、ペーパーにはそうなってるのかもしれないけど、実際違うでしょ。で、何でそれ私思ったかという、去年中止になったとき、8月16日、私リバーサイドに朝何時ぐらいでしたか、6時かな7時ぐらいに行ったんですよ。商工会の青年部と青年部のOBのお兄ちゃんたちと一緒に、今年大丈夫なんだろう、どうするんだろうなって話をしたときに、商工会青年部の部長が町長室に行った、ご記憶ありますよね、今年どうすればいいんだ、去年の話ですよ、どうすればいいんだろうかって、そこでの話で、町長が中止だと決断した。じゃあ、これ主催者はもうここじゃないですか、一団体じゃなくて。実際そうですよね。だから、私は、いや、それが悪いとか言ってるんじゃないんですよ。それが悪いとは言ってるんじゃない。ただ、商工会青年部の方々も人数減ってきますよ。減っていくんです。減っていきますし、もうどんどん人口も減っていく。今かわっている当該団体の中で一番マンパワーがあるのは役場なんです。実際そうじゃないですか。役場なんです。だから、そこをまず何とかしないとイケないと思いますね。青年部の方々、商工会のOBの方々とかにやっぱり意見交換したり、いろいろ話聞くこともあります。皆さんおっしゃるのは、人の件もそうですけれども、ちょっとつらいと、何がっていうと、お金を出すと、例えば、商工会青年部の方が、青年部OBの方々がどういうことをされてるかという、まず何月何日にこの日はまき組みやるから集まって、朝5時ですよ、僕も朝5時行きましたけどね、今年。まき組みに行つてとか、でもそう日程は組まれてるんで、それ以前にも準備はいろいろあるわけですよ。目に見えない準備もたくさんある。実際に当日もトラック出したりとか、あれ全部青年部OBの方々の持ち出しなんです、あれ、全部持ち出し。そう、全部持ち出しなんです。実際にそういうド平日とかにも準備とかやりますから、皆さんなりわいやられてる方々ですからね、お仕事できないんですよ。お仕事できないってことは、我々ここにいる、この議場内にいる人たちは我々私も含めて全員税金で食ってる身なんです。税金で生かされてる身なんです、本当に恐縮なことに、町民の方々には、でも、青年部の方々、商工会の方々はなりわいしないと思えばゼロなんです。そこで、実際に祭りの運営やると、その日丸々赤字なんです、赤字。赤字なんです。かつ、そのお祭りに対して自分で身銭切って寄附をしてる。行政の方も400万円ですか、補助金出してるっていうのは私は知ってますよ、当然。知ってますけれども、私はお金は出すから汗を存分に流してくれという、行政側が血のコスト、汗のコストかな、汗のコストをなかなか払わないっていうのは、私は正しいあり方だとは思えません。もちろん当日、この間の8月16日に今田部長も当日ライン引きとかやっていたいただきましたけど、ただあの一日で終わってもいいなどは思えないんですよ。翌日もひたすらもう深夜、今年は早かったんですよ。深夜までいかなかったかな、今年は撤収作業は12時ぐらい、スムーズに終わったんですけども、翌日の朝からのごみ拾いですか、とんでもない量が出てるんですけど、あそこまでやって、やっと終わるんですよ。私はお金は出すから汗を存分に流してくれというのは違うと思うんですね。なぜかという、商工会青年部の方々もうどんどん減っていくので、組織としても傷んでいるんですよ、今、組織として傷んでいる。これは早く解消しなきゃいけないと思うんですが、役場の方として和文字焼きまつりをもう絶やさないと、火を絶やさないと継続していくための案とありますか、そういったことを何か今持たれてるのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 議員の再質問についてお答えをいたします。

実際私も商工会青年部の方にいろいろお話を聞かせていただきますと、来年は5名人が減るということで、女性含んで21名の方が来年残って作業いただけるということ聞いております。先ほど行政としてのどういった取り組みを今後やっていくのかということですけども、当然行政職員の協力体制はもっと強めないといけないと、当然マンパワーが役場はあるのもおっしゃるとおりでございます。そして、それとともに、ボランティアの方を何とか来ていただく必要がございますので、そのボランティア、学生ボランティア、一般の方も含めた協力

が得られるためにはどういった方法で募集をかけていくのがいいのか、来年度に向けてその辺を十分協議して、たくさんの協力がいただけるよう努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ご答弁いただきましたが、来年先ほど21名に青年部の方々になるという、それ聞くと、確かにそうなんです。多分お聞きになってる方も、この中継なりユーチューブなりで今ごらんになってる方も、あ、青年部でも来年度21人おるんかかって多分思うんですね。でも、実際に来られてる方は和文字に、多分半分なんです、半分。今青年部の方々の人口自体も減ってくると、青年部OBの方々ももう青年部と全く同じことをやってるん、引退したのにつて。だから、私はこれは、何でも役場がやれと言いたいんじゃないですよ。役場責任とれ、けつ持てっていうことを言いたいんじゃないんです。ただ、仕組みにちょっと無理があるんじゃないかと、制度疲労を起こしてるんじゃないかということをやっぴり皆さんに知っていただきたいんです。だから、これは来年もやるでしょう。来年も8月16日にやるでしょう。それに向けてやっぴり、僕もちょっとこの場で提案したいことがあるんですけど、でもちょっと今僕はそれやりたくないんで、ご協力できることとか、もう何かあったら自分も協力しますんで、ぜひ皆さんがかかわってる方々も、来られる方々も幸せになれるような仕組みづくりというか、そういういいお祭りにするという、そこをまず強くお願いしたいと思います。町長に最後、何かご答弁ございましたら、何か思われることありましたら、ぜひお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 和文字焼きも皆さん方のご協力のおかげで30回を迎えるわけですが、特に昨年は7月5日から8日にかけての集中豪雨によりまして中止せざるを得ない、現地も崩壊してきたというような状況がございまして、昨年は皆さん、県の方にも、知事の方にもご理解をいただいたりする中で、現地を修復をさせていただいて、地域の建設業協会の皆さんにも大変なお世話になって、今年は開催をすることができ、開催をするに当たってもはしごをつけて、アルミのはしごというので、熱を持たないかなということで、やけどしても困るなというのでかなり心配もしたんですが、これも実は結果的にはクリアができて、安心をいたしておるところでございまして、何にしても3万人を超えるような皆さん方ももう夏の風物詩として和気町ではもう定着しておるわけがございまして、この祭り事といいますのは、基本的にはもう私が申し上げるまでもございせんが、地域の皆さん方、その皆さん方の盛り上がりといいますか、気分の盛り上がりで祭り事は盛大になるわけがございまして、これが基本になってくるんですが、何にいたしましても、少子・高齢化社会の中で商工会の青年部の皆さん方も人数もどんどん減ってくるというような状況があるわけがございまして、それからもう一つは、実は今年から、かわまちづくりというので吉井川の今のリバーサイドから上流、田原上の方へ向けて整備をする今設計中でございまして、工事にもう来年度はかかると、予算措置も来年度はできるという約束もしております、そうしますと、観覧席もかなり広がってまいります。それからもう一つには、夏の送り火で大文字、京都の五山の送り火とあわせて同じ時間に同じようにこの和気の和文字をつけて火をつけることによって非常に縁起がいいというので、吉井川の川面にも和文字の和が映りますし、これが和気町の一大イベントとして、祭り事として引き続きやらせていただきたいと思っておりますのでございまして、ただボランティア、実行委員会方式でやらせていただいておりますが、この実行委員会方式も今議員がおっしゃるような内容的には少子・高齢化社会がもう一つの大きな原因なんです、現実の問題がありますので、もうぼつぼつこのあたりで52行政区の皆さん方にもご協力をいただいたり、それからある程度の有償ボランティア的なことも考えていかざるを得ない時期になっておるのかなというのを私個人では思っておりますので、これから皆さんと協議をしながら、夏の風物詩として16日の日に今までどおり盛大に和気町に皆さんに集まっていたくということを念頭に置きながら、盛大に開催をさせていただくことを考えておりますので、ご協力方よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 有償ボランティアの件、これは私も考えなきゃいけないことだと思っています。ですし、52区の方々にもご協力いただきたいというのも、それも私も考え方としてこれは避けては通れないなと思います。局所的に強く負担を求めるのではなくて、広く薄く、やっぱり今この社会の中で、若干広い話になっちゃうかもしれませんが、これからの社会は正の分配ではなくて負の分配って言われてるわけですよ。要はどんどん人口も減っていくでしょう、税収も減っていくでしょう、いろんなもののパイがどんどん縮小していく、昭和とか高度経済成長期のように産めや、増やせやとか、どんどんどんどん経済成長だっというときは正の分配、プラス、お金だったりとか、いろんなものを分配、配れる時代だったんです。でも、今逆なんですよ。そうではなくて、局所的にあるその負担というのを広く薄くみんなで負担していかなきゃいけないって、これ行財政改革も多分そうだと思いますよ。将来世代にツケを残さないようにお年寄りから今の我々のような20代、そういう幅広い世代で広く薄く後世のために負担をしていきたいと思います。これ多分これからのこの令和という時代に多分一番政治行政がやって考えなきゃいけないことだと思っています。それをやるための組織として、ソフトとして組織のあり方、つくり方っていうのが避けて通れない課題だと思います。恐らくこういうものは、物事を変えるというのは、どんなにいいものでも全員が賛成するものでもないし、全員が反対するものではない。どんなにいいこと、ほとんどの人にとって利益になることでも必ず批判も浴びるでしょう、一部の人たちからね。でも、それを恐れずにしっかりと和文字の火を絶やさぬようにしっかりやっていただきたい。そのためだったら、私も無力ですけど、何かお手伝いできることあったら何でもしますんで、ぜひお願いいたします。

1点目を終わります。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 2点目です。

私は給食の調理場について、今まで余り議会で取り上げられなかった問題でもあると思うんですが、これ恐らくほとんどの人が知らないと思います。なので、テーブルにこの議題を上げたいんですね。私は今総務文教常任委員会の副委員長を仰せつかっておるんですが、それともう一つ、総務文教常任委員会の中で学校給食の担当をさせていただいております。そこから今年の5月でしたか、万代次長にお願いをして、本荘の調理場と佐伯の調理場の視察をしました。現場の人にもいろいろ説明をしてもらって、施設を見せていただいたんですが、単刀直入に言うと、もう皆さんちょっと関心持っていただきたいんで、あえて強い言葉使います。佐伯の調理場は極めて問題があります。その極めて問題があるんですが、その施設の現状についてまず教育委員会、万代教育次長からの見解を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

それでは、若旅議員の佐伯学校給食共同調理場について、調理場の現状を正しく認識しているかについての質問に回答をさせていただきます。

本町には3つの、3施設の調理場があり、その中の和気学校給食共同調理場は平成22年度、本荘学校給食調理場は平成23年度から稼働しております。この2つの調理施設は汚染作業区域と非汚染作業区域が部屋単位で区別されており、非常に衛生的なものになっております。下処理室においては加熱調理用食品、非加熱調理用食品及び調理器具の洗浄に用いるシンクはそれぞれ別々に設置してあるとともに、三槽式構造になっており、学校給食衛生管理基準に沿った県下でもすぐれた施設になっております。また、和気学校給食共同調理場は和気小学校、和気中学校の給食を約530食、本荘学校給食調理場は本年度から和気にここにこ園と本荘にここにこ園がなくなって本荘小学校単独になり、約310食の給食を提供しております。

続いて、ご指摘のありました佐伯学校給食共同調理場は平成2年度から稼働しており、今年度から佐伯にここにこ園の給食がなくなり、佐伯中学校、佐伯小学校の給食約200食を提供しております。この調理施設は現在の

学校給食衛生管理基準にそぐわないところもあり、調理員が細心の注意を図り、衛生的に保たれているのが現状です。具体的に現在の管理基準にそぐわないところを言いますと、汚染作業区域と非汚染作業区域が部屋単位で物理的に区別されていないことと、境界にエアシャワーの設置ができておらず、現在の運用は床にラインを引くことで区域を定め、作業エリアを決めて、その作業を他の区域に持ち込まないようにしております。

次に、下処理においては、加熱調理用食品、非加熱調理用食品、調理器具の洗浄に用いる三槽式構造シンクをそれぞれ別々に設置することが望ましいのですが、現在は三槽式構造シンクが1系列しかない状況で、汚染度の低い食材から優先的に処理し、食材ごとに水槽を洗浄して作業をしております。これらを改善するには物理的にスペースがないのが現状です。

また、平成2年度の稼働から30年近くが経過し、施設、設備の老朽化が顕著となっており、食器洗浄機にかかわる給湯設備修繕、空調設備の更新、トイレの配管改修などが必要であると見込まれております。

以上が調理場の現状と課題です。

よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ご答弁ありがとうございます。

佐伯の、自分も法律の条文を調べました。学校給食法の学校給食衛生管理基準って法律の条文も調べましたが、自分の目で見たと、その法律の条文を照らし合わせると、法律違反を犯しちゃってるんですよ。調べてみると、私聞きました、平成2年に先ほど施設ができたんだってお話でしたが、平成2年に佐伯の調理場ができたときは、あれは当時最新鋭のものだった。最新の設備のものだった。もう県下でも有数のすばらしいものだったんだと。私も記憶があります。平成10年代のときに私が小・中学校のころに夏休みになると決まってワイドショーとかでO157っていう言葉が躍るようになったんですよ、O157。それから、国会の方も動いて、これは給食の何人か亡くなられたわけですよ、当時、給食でどっかでも、その学校給食の衛生基準が厳しくなると、当時、法律の方で。そのときに改修とか抜本的な対応ができずに今のまま佐伯の調理場は残ってしまっている。これが現状ですよ。これが現状なんです。実際にちょっと、私風評をあおるつもりもないんで、これしっかりお伝えしておきたいのは、町民の方にも、菌まみれのとんでもない給食を出してるんじゃないんですよ。違うんです。それは全く問題ないものなんです。食べ物自体問題ない、問題ない。なぜかという、調理員の方々が不要な気の使い方とかコストを払ってる。でも、施設には問題があるんです、施設には。これも正しい給食のあり方だと私は思えないんですね。抜本的な改革というのはやっぱりしなきゃいけないと思います。例えば、私も見ましたが、汚染区域と非汚染区域、これは分けなきゃいけないんだと、その境目、汚染区域、非汚染区域って汚いもの、何か汚物を運ぶんかいって思われるかもしれないですけど、非汚染区域というのは、実際に調理するところ、汚染区域って何ならという、外とつながってる、泥のついた根菜とか、そういう細菌が付着してそんなものを置くと、それが汚染区域、食材置き場が汚染区域になるんですよ。でも、実際汚いものではないと。でも、そういうところでそこにエアシャワー、境界にエアシャワーの設置をしなきゃいけないのにできてないですと、できてない。どういうふうに区域分けしてるかという、空気ですっ切りじゃなくて、ラインを引いて、こっから汚染区域、こっから非汚染区域、ここはまたいじゃだめですよというドッジボールみたいなことをやってるわけです。これ改修等も、私もいろいろ現地の調理員の方々にいろいろ聞きましたけど、施設の老朽化と、じゃあ改修すればいいじゃないか、もう改修できないんですよ。これ以上もういらないんでしょ。もう施設自体がだめだし、実際に空調、もし全部やり替えるとすると、もう多分恐らくウン億円かかるでしょう、ウン億円も。とんでもない額かかるでしょう。私が驚いたのは空調設備、クーラーがないんですよ。調理するところへ、佐伯のところ、クーラーはない、本荘はめっちゃ快適なんですよ。もうオベ室みたいな感じなんですよ、本当に。絶対にもう菌が混入しないとか。でも、佐伯の方では仕切られてないばかりか、クー

ラーがないと、クーラーがないから結構夏場苛酷な労働環境なわけですよ。汗も垂れるでしょう、垂らしちゃいけないけど。その最新の設備やったりとか、空調どうしてんのかなと思ったら、クーラーの代わりにスポット、むき出しの配管通してその配管から頭上に向けてぼおって出してるんですよ。これ見に行くとわかるんですよ。あそこほこりたまるでしょう。で、結露もするでしょう。その真下で何やってるかという、あれ給食切るとこなんですよ、食材を。これは一般家庭だったら、いや、そんなに食べても問題ねえよと思われるかもしれないですけど、法律で決められてることなんで、これはちょっと守っていただきたいって思うんですね、実際に。実際統合も必要になってくるんじゃないかなとも正直思います。正直思います。こういう話を佐伯の方にお話ししたんですよ、とある信頼できる方にね、佐伯の保護者の方です、佐伯の保護者の方。その保護者の息子さんは佐伯中学校は卒業したんですけども、それ聞いたときにすごいもう怒りではなくてもう何か悲しい顔してましたね。どういうことかという、佐伯の子たちが何か悪いことしたんかなと、本荘の子たちはそんないいとこでつくって、何で佐伯の子たちはそんなところなのって、何か俺すげえ悲しい気持ちになったわ。多分これ知ったら、親として多分当然の気持ちだと思う、これは。何度も言いますが、菌まみれの危ない給食を出してるわけではない。ただ、施設に問題があるということ。ここだけはちょっと町の方も誤解していただきたいんですよ。そのためにはその衛生基準を満たしてない施設で衛生基準を満たした給食をつくるために現地の調理員は不要なコストを払ってるんです、不要なコストを。私はこれはトップとして責任とらなきゃいけないと思います。そういうこと決めれるのは、この施設をどうするかってことを決められるのは現場の人たちじゃないんですよ、現場の人たちに決裁権も裁量も何もないですから。トップの人が決断しなきゃいけないんですよ。どうするんだ、この施設はということ。にもかかわらず決断しなかったんでしょ、事実。これ事実だと思いますよ。だって、知ってる人はいたんだもん。知らなかったら知らなかったで、それも問題ですよ。だから、私はこの問題どうにかしてほしいと思うんです。私先ほど実際に万代次長に、じゃあお伺いします。例えばその給食の調理場を、例えばですよ、例えば、統合するとして、佐伯の調理場、例えばどこかと統合するとして、配達方式とか、いろいろ多分あると思うんですけど、例えば統合するとして、その佐伯の子たち200食ですか、その分賄えるだけの余力はほかの施設にあるのかということと、もし統合するのであれば、考えてるのであれば、もし、するのであれば、それにかかわる思いつく限りのメリットとデメリット、それをまず上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） まず、現在本荘の小学校給食調理場において今年度から自園給食が始まりまして、現在約310食の給食をつくっております。本荘の方は最大処理能力が1日800食ということなので、そこで最新の施設でもございますので、そちらも一つの方法かなと考えております。

それからあと、統合した場合のメリットということですが、一番のメリットは、やはり子供たちにより一層安心・安全な給食を提供できること、これが第一でございます。続いて、今佐伯の共同調理場等の維持管理費、人件費を除く維持管理費が約690万円減額ができるということが考えられるのと、また、今本荘は単独校ですが、これが共同調理場になれば県からの栄養士の派遣がしていただけるというメリットがございます。また、調理員の数、調理員数の削減もできるかなと思っております。

続いて、デメリットですが、もし統合したら給食を配送車で運ぶようになりますが、そのときにおいて配送車から受け取るという作業と、業者から直接受け取るものもございます。そういった受け取りが必要になることと、あとその施設の維持管理も何ぼか残ってくるだろうと。それからあと、配送時間、配送するための時間が延びる可能性があるということが考えられます。衛生管理上は調理後2時間以内に給食ができるよう努めることになっております。そういったことも今後検討課題かなと思っております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。

そうですね、やっぱりいろいろお聞きするとデメリットも考える、デメリットってこれ、例えば配送車からの受け取りと業者からの受け取り、手間の話ですよね、これは、手間の話。と、施設管理が必要になるって話、690万円浮くんでしょ、維持管理費は実際に。あと配送時間が延びるってこと、これ私も調べたんですが、あれつくってから2時間以内に喫食させるという法律なんですよね。完成してから2時間たったものは食べさせちゃいけないよという法律が。

（教育次長 万代 明君「食べ始めです」の声あり）

そうそうそう、食べ始めですよ、ということ。でも、例えば配送にしたとしても2時間以内にはおさまるんですよ。それは間違いありません。でしたら、これどこ向いて仕事しなきゃいけないかということ、子供たちの安心・安全、口に入るものですからね。だから、そこを一番に考えなきゃいけないことですし、いろいろ反対意見も出るでしょう。ただ、こういう問題を見るにつれ、とても思うのは、これ絶対私はやっていただきたいと思うんです。思うんですが、なかなか難しいのかなと思うんです。例えば反対する人も中にはいるでしょう。施設がそういうふうになくなるかもしれないと言われてるわけですから、反対する人もいます。ただ、何を変えるにしてもメリット、デメリットって絶対あるんですよ、間違いなく。比較優位の考え方してほしいなと思います。物事を変えるっていったら、絶対にメリット、デメリットあるんですよ。メリットを全部書き出して、メリットを全部集めて、どっちの方が大きいんですか。メリット、どっちの方が大きいんですか。デメリット、どっちの方が大きいんですか。日本人でデメリットが一つでもあったら、もうそれで全部だめだって考えがちなんですよ。多分行政ってそうだったのかなと思います。だって、もうどこまで言っているのかな、だってこれ本当は去年統合しようって思ってたんでしょ、本当は。でも、反対意見食らったんでしょ。言っちゃったけど。そうなんですよ。私は責任果たしてもらいたいと思います。

です、私最後、教育長にお伺いしたいんですが、給食の運営委員会、諮問機能的な役割してますけども、私苦言じゃないけど、行政批判するつもりもないけど、あの委員会どんな委員会なのかなと思ったんですよ、この間の6月に。私給食の調理場をこれ視察した身だったから、問題があるんじゃないですかという話を私しました、あのとき。そのときに私記憶正しかったら、議事録残ってるのかな、教育長が学校の先生方に、教頭先生です、佐伯中学校、和氣中学校、本荘小学校、あと和氣小学校の校長先生、当時和氣中学校の校長先生は何か用があったのか、ここへ教頭先生が来てましたけれども、そのときにこういう現状なんですけど、どう思いますかって教育長が話をその現場の先生に管理職に振ったときに、私考えられない答弁が、4人とも全く口そろえてちょっと考えられない言葉が出てきて、例えば確かにこの施設に問題はあるのかもしれないけれども、現場の調理員が頑張ってくれてるので大丈夫だと思いますとか、確かに、例えば邑久中学校で昔2人かな、食中毒事故で亡くなったんですよ、中学生が。でも、あれは……。小学校ですか、失礼しました。小学校ですね。亡くなったと、あれは貝の過熱を調理員が怠ったから亡くなったんであって、うちは関係ありません、大丈夫だと思いますっていうことを言ってるんですよ、現場の先生が。私は極めて問題だと思いますよ。なぜかという、教員の先生も公務員なんですよ、公務員。公務員であるってことはその職につくときに、憲法、法律、条例を遵守しますって職務宣誓をされた上であの仕事についてるはずなんですよ、絶対に。にも、その立場であるにもかかわらず、法律は犯してるかもしれないけど、問題ない、大丈夫ですって態度は、あれ極めて問題だと思いますね。私あれ開いた口が塞がりませんでした。あれ問題があります、済みません、要らんことを言いましたけども。実際にこの問題、私は放置するのではなくて、もうこれ教育長、町長、施設管理権どっちなんですかね、教育長、それとも……。教育長、教育長なんですよ。教育長にもうご決断いただきたいなと思います、これは。保護者の立場としても、多分同じことをみんな思うと思うんですよ。決断していただきたいなと思ってるんですが、お考えをお伺いしたい。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。もう余り時間がありませんので。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

今若旅議員から佐伯の学校給食共同調理場についていろいろご示唆、ご助言をいただいております。私自身も佐伯の調理場についての現状については十分認識をしております。ただ、ここでもう一度私の方からもぜひ申し添えたいのは、佐伯の調理場で安全な調理を行っておるということだけはぜひ皆さん方にもう一度私の方からお伝えをしたいと思っております。

子供たちに安全・安心でおいしい、しかも安価な給食を提供するということは教育委員会の責務であります。そういうことを踏まえて、今ご提言をいただきました今後の給食の提供のあり方、佐伯の学校給食共同調理場のあり方も含めて、今後もう少し審議を課内あるいは執行部内でやっていきたいと、また運営委員会等でもう一度委員の皆様にも意見をお聞きし、それから教育委員の皆様にも話をしておりますので、ぜひそういうところで話をして、できるだけ早い時点で方針を決め、議会の皆様にもご相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 40分間ありがとうございました。終わります。

○議長（安東哲矢君） これで、若旅啓太君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。

あすは、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしく願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時45分 散会

令和元年第6回和気町議会会議録（第15日目）

1. 招集日時 令和元年9月19日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年9月19日 午前9時00分開議 午前11時37分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一 危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之 税務課長 西本 幸司
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 桑野 昌紀
産業建設部長 今田 好泰 都市建設課長 久永 敏博
上下水道課長 山崎 信行 総務事業部長 野山 晶義
教育次長 万代 明 学校教育課長 藤森 卓麻
社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 2 号 平成 3 0 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 3 号 平成 3 0 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 4 号 平成 3 0 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 5 号 平成 3 0 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 6 号 平成 3 0 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 7 号 平成 3 0 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 8 号 平成 3 0 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 9 号 平成 3 0 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 0 号 平成 3 0 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 1 号 平成 3 0 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 2 号 平成 3 0 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 3 号 平成 3 0 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 4 号 平成 3 0 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 5 号 平成 3 0 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 6 号 平成 3 0 年度和気町上水道事業会計決算認定について	認定
	議案第 7 7 号 平成 3 0 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	認定
議案第 7 8 号 平成 3 0 年度東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算認定について	認定	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第2	議案第79号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について	原案可決
	議案第80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第82号 和気町印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第83号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第84号 和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決
	議案第85号 和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第86号 和気町立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第87号 和気町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第88号 令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）について	修正可決
	議案第89号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第90号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第91号 令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第92号 令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第93号 令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第94号 令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第95号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第96号 令和元年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第97号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第98号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） について	原案可決
	議案第99号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号） について	原案可決
	議案第100号 令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号） について	原案可決
	議案第101号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号） について	原案可決
	議案第102号 令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号） について	原案可決
	議案第103号 令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号） について	原案可決
日程第3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第62号から議案第78号までの17件を一括議題とし、各常任委員長及び各特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

令和元年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案2件につきまして、去る9月11日水曜日午前9時から和気町役場3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、担当部長、課長出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

まず、議案第62号平成30年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、不納欠損額が歳入で0円であり、近年も0円が続いている。どういう対応をしているのかという質疑に対し、平成28年度、平成29年度、平成30年度と不納欠損は0円である。監査委員からも不納欠損処分しなさいという指摘を受けている。今年度から不納欠損処分をしていくと答弁がありました。

また、委員より、総務費の地方創生推進費の負担金補助及び交付金で、ドローンスクール講習会の受講料10万9千7百280円について、町職員が4名受講したということだが、町もFDDI社には特別な支援もしている。受講料の免除はできないのか。また、当時受講させる説明もなかったと思うがどうかという質疑に対し、説明したかどうかは定かでない。平成30年度は4名が受講した。平成31年度は2名分の予算を確保しているが、あきがあるということで受講料は免除してもらっていると答弁がありました。

また、同委員より、町職員が受講しても、ドローンの操作が正規にできないのでは意味がない。講習を受けて何ができて何ができないのかという質疑に対し、免許を取得しても上空を飛ぶものなので熟練を要する。航空法の改正を初め規制もあると聞いている。熟練を重ね、実践に移っていくと答弁がありました。

また、別の委員より、ドローン事業に関連し、今年6月補正で通ったのが内閣府主催の960万円の物流実験だと思うが、総務省の事業もあるのかという質疑に対し、内閣府の物流実験と抱き合わせで総務省が実証実験をする。その予算は、町を通らず協議会組織におきる。和気町主体では内閣府の事業をすると答弁がありました。

次に、議案第68号平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、総務費、一般管理費の役務費1万4千7百537円についての説明を求めたのに対し、督促手数料として県より補助金を受け取っている。督促するための電話代と郵送代に充てていると答弁がありました。

また、別の委員より、個人の借金、私債——私の債務——ということで、税金の充当はできないということだ

が、国が手だてしないのかという質疑に対し、全国的な問題となっているが、結果は出ていない状況であると答弁がありました。

以上、決算認定につきまして、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第68号平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、この平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算認定に反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

この会計というのは、町の予算をわざと使って住宅新築資金を貸し付けていたものであります。つまりこれは税金でもありませんし、社会保険でもありません。和気町と金銭消費貸借契約を結び、いつまでに住宅新築をするのでその資金に使う、それをいつまでに返済すると、そういうふうなきちとした約定といたしますか、契約をした、そういう住宅新築資金の契約の問題であります。平成30年度の住宅新築資金の貸付金の元利収入の予算、これは126万円余り立てておりました。そして、調定も、低くなりましたが41万円余りに決めていた。それにもかかわらず、それが一円も回収できていないというのは、これは大変無責任であると思います。ですから、繰り返してあれですが、この予算は税金とは違い貸し付けの債権の回収でありまして、いまだに8,000万円を超える未回収債権があるわけでありまして、そういう未回収債権があるわけでありまして、今後より一層の努力をお願いして回収を完了していただきたいと思っております。

その上で述べますと、法的処理ということができないなら、国への対策をお願いしなければならないということも言われていたところがございます。そのことも久しくなっているのに、対策が一向に進まないということで、これはきちっと方針をはっきりさせて、早急な今後の対応を求めるものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第68号平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第68号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第68号の決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第68号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

まず、議案第62号から入りますけれども、去る9月12日、令和元年第6回和気町議会定例会におきまして、

当委員会に付託されました議案15件につきまして午前9時より役場3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査をいただいた結果を報告いたします。

まず、議案第62号平成30年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。農地費の塩田ゲート工事の場所等の質疑に対しまして、大雨時の対応として、塩田の堤外農地の水路に手動式のステンレスのゲートを2カ所に整備したとの答弁でありました。

また、道路橋梁費の草刈り委託料の質疑に対しましては、和気地域で13件、佐伯地域で31件であり、幹線道を主として地元と業者に委託して実施しているとの説明がありました。

次に、生活保護費の災害救助費の修繕料についての質疑に対しましては、被災された方の一時的な避難場所となった長楽団地とビレッジハウスの修繕費用であるとの答弁がありました。

次に、樹木管理委託料に関して、観光りんご園の樹木の鹿による被害の対応についての質疑に対しましては、今年度から専属の嘱託職員1名を配置して管理を行っており、対策についても考えていくとの答弁がございました。

また、りんご園の拡張等の将来計画に対する質疑に対しましては、最初の植栽から40年経過しており、悪くなった老木を伐採して、挿木をしながら新しい木を育成中との答弁がありました。

また、りんご園内の整備に関して、来園者が園内で利用する水道を設置する必要があるのではないかとの要望、意見がございました。

次に、企業立地調整協議会負担金に対する質疑に対しては、負担金8万8,000円のうち、通常の負担金が8,000円、県の企業立地のパンフレット作成の負担金が8万円であるとの答弁がございました。

次に、橋梁維持費の橋梁点検委託料に対する質疑に対しては、富士見橋ほか58橋を点検しており、5年に1回実施しなければならないものが平成30年度で一巡したとの答弁がございました。

次に、議案第63号に入ります。

議案第63号平成30年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の中で、特定健診の受診率向上に向けた対策についての質疑に対して、受診率向上に向けた計画書をつくり、未受診者に対して保健師が直接訪問したり、受診勧奨のはがきをカラーにするなどの工夫や医療機関から健診データを提供してもらうための働きかけをしているとの答弁がありました。

次に、議案第64号平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第65号平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の中で、保険料の不納欠損に対する質疑に対しまして、死亡や転出といった形で未納のまま2年を経過したものを不納欠損としているとの答弁がありました。

次に、議案第66号平成30年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の中で、介護保険の住宅改修についての質疑に対しましては、20万円を上限に、20万円に到達するまでは複数回に分けて使うことができるとの答弁がありました。

次に、議案第67号平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第69号平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の中で、父井処理区の農業集落排水を将来的に特定環境保全公共下水道に接続するかの質疑に対しましては、現在具体的な話は出ていないとの答弁でありました。

次に、議案第70号平成30年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の中で、和気駅のJRの土地を購入しての駐車場整備に関する質疑については、購入に関してのJRからの承諾は得ているが、整備の仕方について現在検討中で、協議を待ってもらっている状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第71号平成30年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第72号平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第74号平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第75号平成30年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の中で、委託料の内容についての質疑に対しましては、矢田工業団地の土質のボーリング調査と実施工事に係る周辺家屋の事前調査であるとの答弁がありました。

次に、議案第76号平成30年度和気町上水道事業会計決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の過程で、事業の運営状況の中で、供給単価と給水原価に関する質疑に対しましては、1立方メートル当たりの供給単価が給水原価を3円22銭、3.22円上回っておることから、順調であるとの答弁がありました。

次に、議案第77号平成30年度和気町簡易水道事業会計決算認定についてであります、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の中で、事業の収益的収支の純損失に関する質疑に対しましては、簡易水道は供給エリアが広く、故障や破裂による修繕費が多くなることなどが原因であるとの回答がございました。

また、修繕に関しての質疑では、修繕が必要な箇所をきちんと把握し、計画的に修繕を行っていくとの答弁がありました。

次に、議案第78号平成30年度東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算認定についてでございます、審査の結果、全会一致で認定であります。

以上で厚生産業常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第63号から議案第67号、議案第69号から議案第72号及び議案第74号から議案第78号の14件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第63号から議案第67号、議案第69号から議案第72号及び議案第74号から議案第78号の14件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第63号平成30年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号平成30年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成30年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成30年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号平成30年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号平成30年度和気町上水道事業会計決算認定について、議案第77号平成30年度和気町簡易水道事業会計決算認定について、議案第78号平成30年度東備農業共済事務組合農業共済事業特別会計決算認定について、以上14件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。14件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号から議案第67号、議案第69号から議案第72号及び議案第74号から議案第78号の14件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 居樹君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をいたします。

去る9月10日午前9時から和気町役場3階第1会議室において、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員全員、町執行部からは町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました議案2件につきまして慎重に審査いたしました結果をご報告いたします。

まず、議案第73号平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定されました。

なお、審査の過程で、収支状況について、7月豪雨等の影響についての説明があり、また通信運搬費と手数料についての質疑に対し、ふるさと納税の返礼品のビールの宅配料が主なもので、手数料については旅行代理店へのあっせん手数料との答弁がございました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第73号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第73号平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第73号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第73号の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第73号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、防災都市公園整備事業特別委員長に報告を求めます。

防災都市公園整備事業特別委員長 万代君。

○防災都市公園整備事業特別委員長（万代哲央君） それでは、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月10日火曜日午前10時5分から和気町役場3階第1会議室において、委員12名全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに関係部・課長出席のもと、当特別委員会に付託されました決算認定議案1件につきまして慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第62号平成30年度和気町一般会計歳入歳出決算認定については、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定といたしました。

以上、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第62号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第62号平成30年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第62号の決算に対する各委員長の報告は、認定とするものです。議案第62号の決算は、各委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議案第79号から議案第103号までの25件を一括議題とし、各常任委員長及び各特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長（万代哲央君） それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

当委員会は、9月11日水曜日、決算認定の審査2件に続きまして、付託事件8件につきまして慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

まず、議案第79号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、和気小学校整備事業として、低水圧改善工事が完了して減額になったことと、スクールバスの車庫建築工事が中止になったので工事請負費がなくなって減額になったのかという質疑に対し、変更となった和気小学校整備事業の変更前と変更後を事業別に3つの表に分け提出させてもらった。駐車場舗装工事も入札が済み、減額となっていると答弁がありました。

次に、議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、辺地債の有効活用には賛成だが、総合整備計画書をつくるほかに、例えば佐伯地域の過疎対策計画を含めた全体のバランスも考えた計画書はできないかという質疑に対し、議案として提出する上で総合整備計画書は添付することが定められている。指摘のとおり、全体の整備計画を見通すものは重要なことだと考えていると答弁がありました。

次に、議案第81号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決といたしました。

次に、議案第84号和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、フルタイム会計年度任用職員は期末手当や特殊な手当がつく。パートの人は、期末手当はつくが、そのほかの特殊な手当はつかない。また、1年間を過ぎると新たに任用試験を受けるなど、身分が不安定になる。法改正によって大きなメリット、デメリットは何かという質疑に対し、法改正により会計年度の職員制度が変わる。従来の臨時職員の多くが会計年度任用職員に移行する。産休等の期間限定の職員は、会計年度任用職員にはならない。会計年度任用職員は、期末手当の支給、その中でフルタイムの職員は退職手当の支給対象に変わってくる。議会で可決されれば、規則で詳細な運用を考えていく。年末の職員募集に間に合わせたい。働き方改革、同一労働同一賃金ということで、正規職員との格差をなくしていくというのが大きな趣旨である。また、継続雇用について、専門性の高い者については、同一の職務内容の職が次年度も設置される場合は、書類審査、面接による能力実証を経て決定していきたいと考えていると答弁がありました。

また、同委員より、継続雇用といっても雇い止めということにもなりかねない、身分が不安定ということになるとただしたのに対し、補足説明ではあるが、継続雇用の場合新たに給料表を新設している。したがって、昇級も出てくる。今までの同一賃金も変わってくると答弁がありました。

次に、議案第85号和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決といたしました。

次に、議案第86号和気町立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、別表3の保育料基準額表の表記に、母子・父子家庭とある。世の中が多様化していく中で、違う表現は使えないのかという質疑に対し、このたびの改正は別表2の保育料基準額があって、3歳以上の子は全て無料だが、別表3を残したわけは、3歳未満児の場合の中で保育料支払いの対象の子がいるので残していると答弁がありました。

また、同委員より、子育てしやすい環境をつくってもらいたいが、今後保育料、給食費を含めて無償化できないかという質疑に対し、給食費の無償化のことであるが、子育て支援の観点からの考えである。他市町村の様子を見ながら、無償にするのがいいか、別の支援がいいか、しばらく時間をいただいて適切に判断すると答弁がありました。

次に、議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会

一致で原案可決いたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、総務費の情報システム費の補正は、マイナンバーカードの普及を図っていくための補正だと受け止めているが、詳しい説明をお願いしたいと発言したのに対し、6月末現在、和気町の普及率は9.4%で、全国取得率は13.5%である。国は、マイナンバーカードの普及を図っていく上で、来年度は消費税増税対策として自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用する制度をつくる。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みの本格運用をしていく。来年度実施される自治体ポイントの制度に備えるため、体制を整えると答弁がありました。

また、別の委員より、しっかりメリットが追求できるようやってほしいと発言があり、マイナンバーカードの将来利用を考えていくと答弁がありました。

最後に、議案第94号令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決いたしました。

次に、その他といたしまして、委員より、にこにこ園についての質問。本荘にこにこ園の問題について、教育委員会に対して質問がありました。質問と答弁という形でご報告いたしますが、質問と答弁が少しかみ合わないところもあり、言葉足らずでわかりにくいところもあると思いますが、かいつまんでご報告いたします。

まず、質問1としまして、今年度になって体調不良により2人の職員が長期療養中である。昨年度も若い職員がやめている。職員が不足しているのか、職場環境に問題があるのか、現状を知りたい。答弁1としまして、現在2人が病気療養中である。委員会として、職員全員との面接もした。仕事を家に持ち帰る職員もいる。指導面での課題とその改善策を出してもらっている現状である。

質問2といたしまして、病気療養中とは心の病か、体の病か。答弁2といたしまして、何とも言えない。新採用職員と園内研修の根本的見直しに取り組んでいる。新しい先生の育て方の指導案や研修の見直しをしている。県から来てもらって助言を得ていると答弁がありました。

質問の3としまして、本荘にこにこ園にはガバナンスがきいていないと思う。人事の件に踏み込む必要があるのではないかという質問に対しまして、管理職の先生に考えてもらっていると答弁がありました。

質問の4といたしまして、どこが問題で、その改善点は何で、今後こうするという具体策がないと現場は何も変わらないと思うが、そういう具体策をいつまでにつくるのか、方向性はいつまでに示すのかという質問に対しまして、園内研修や新採用研修、指導案の形を変えようと具体的にお願ひしている。10月の園内研修から新しいスタイルでいく話を進めている。管理者研修もしていくと答弁がありました。

質問の5といたしまして、研修で解決する問題だと考えておられるのかという質問に対しまして、にこにこ園のあり方ということだが、昨年度は正規、嘱託を含め10名が退職したということで、非常に大きな課題意識を持ち、改革に取り組んでいる。業務負担のあり方も一つの大きな課題である。若い先生方にとっては、今の業務のあり方が非常に負担になっている。幼稚園担当の県の指導主事に来てもらい、直接指導も受けている。管理職も含め、意識改革を図っていく。2人休んでいる職員と県の指導主事と直接個人面接をして、課題の洗い出し、復帰に向けてのプロセスも組んで対応している状況にある。職場環境のあり方や職場意識の変革も課題があるので、幼稚園の先生全員を集め、プロ意識を持った幼児教育のあり方について話もしている。委員会も、1学期に全員の面接をして、現状、実態を把握し取り組んでいる。2人が早急に復帰すると同時に、働きやすい職場になるよう今後取り組んでいくと答弁がありました。

最後の質問といたしまして、職場環境の改善で、例えば業務の振り替えを変えて業務負担を軽くすればそれで解決するのかという問いに対しまして、新採用研修を受けるといろいろな取り組みをしないといけない。指導案自体もたくさん書いていかないといけない。若い人たちの中には、それに耐えられないという状況も出てきている。和気町の新採用研修のあり方も考えて、若い人たちの業務負担の軽減を図ることも今考えている。課題を一

一つ一つつけて、管理職を中心に話しながら改革に取り組んでいくと答弁がございました。

以上で総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

傍聴席、お静かに願います。

次に、議案第79号から議案第81号までの3件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第79号から議案第81号までの3件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決をいたします。

議案第79号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について、議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第81号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第79号から議案第81号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、太田君及び西中君から反対討論の通告がありますので、これから討論を行います。

まず、太田君に発言を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） おはようございます。

議案第84号和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、私の意見を述べさせていただきます。

今回の条例制定は、2017年5月に地方公務員法並びに地方自治法が改正をされ、2020年4月実施で会計年度任用職員という採用類型が新設されたことに伴う条例制定でございます。今回の法改正は、住民の命と暮らしを守り、地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換を意味するものだと思います。和気町においても、総務省の指導のもとに事務処理を行い、準備を進めるための条例制定だろうと思われまふ。町執行部の説明では、全国の地方自治体における非正規職員の数は64万人を超えているとのこと。その方々は、一般事務を初め、保育、給食調理、図書館司書、看護師、和気町においてはおられませんけども、看護補助員の方々、その他にもいろいろな職種はありますが、様々な業務に携わっておられます。和気町においても現在207名の非常勤職員の方々が働いておられますが、そのうちの192人の方々が今回の対象となるそうです。従来、住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は、恒常的で専門性が求められ、臨時的で非常勤的な職員が担当することを想定していませんでした。しかし、行政コストの削減から非正規化が進み、任用根拠も、更新方法についても各自治体で様々な形態が生まれてきています。

会計年度任用職員とは、その名のとおり最長1年間の任用ということで、その都度任用試験が行われ、雇い止めさえ覚悟しなければならない極めて不安定な身分となります。この制度は非正規職員としての身分の固定化につながり、正規職員との身分格差の拡大につながりかねません。そこには、非正規を進めてきた政府や地方自治

体、とりわけこの和気町の責任は不問にされ、それどころか住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを非正規職員に担わせることを正当化するものとなっています。

また、会計年度任用職員は、一般職地方公務員とされることによって、地方公務員法で規定をされた公務上の義務、規律、人事評価が適用されるようです。上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限など、多くの規制が課せられます。当然フルタイム会計年度任用職員には兼業も禁止をされます。それほどの制限を受けながら、賃金面や処遇においてはまだまだ格差があると言わざるを得ません。政府は、同一労働同一賃金という耳ざわりのよい言葉を並べますけれども、真に同一労働同一賃金と言うのであれば、私は非正規職員の正規化を進めることが最優先されるべきだと考えています。

したがって、議案第84号の和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については反対の立場を表明し、議員各位におかれましても熟慮していただくことを切にお願いをし、討論とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 拍手はしないようにお願いします。

次に、西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第84号和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、この議案第84号に反対でありますので、討論をさせていただきます。

同僚議員も言われましたけども、この問題点としてフルタイムの会計年度任用職員に退職手当も出るようになったり、公務にかかわる費用弁償や旅費がきちんと出るようになったり、臨時職員の待遇改善につながる面も確かにありますが、採用が1年ごとになって切り替わりが、今も言われたように雇い止め——いわゆる首です——のいい機会にされたり、身分の不安定なところへつながる部分もあると思います。

また一方、和気町の財政の観点から考えますと、この改正により年間6,000万円も財政支出が増える、そういうふうな問題がありますが、これに対して財政に対する必要な財源措置を国にお願いしなければならないし、そして労働契約法やパートタイム労働法の趣旨を会計年度任用職員に適用させるよう法整備をしてもらう必要があります。そのような問題点を含んでいるので、私もこの条例改正には反対であります。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第84号和気町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第84号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第84号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号及び議案第86号の2件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第85号及び議案第86号の2件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第85号和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正

する条例について、議案第86号和気町立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例について、以上2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。2件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第85号及び議案第86号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第94号令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第94号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第94号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは引き続き、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

去る9月12日、決算認定の審査に続きまして、付託事件17件につきまして慎重に審査していただいた結果を報告いたします。

それではまず、議案第82号和気町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、改正の目的に関する質疑に対しまして、旧姓を使いやすくして、旧姓でも印鑑登録ができるようにする改正であるとの答弁がありました。

次に、議案第83号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、災害弔慰金の法律の関係での改正であるかとの質疑に対しまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の中で、支給に当たりまして災害との因果関係や請求関係等について適正かどうかであるかを判断するための審査委員会を設置するに当たっての改正であるとの答弁がありました。

次に、議案第87号和気町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、審査委員会の委員構成に関する質疑に対しましては、国の指針に合わせて、医師、弁護士、大学教授等、それから職員という4人で構成をする考えであるとの答弁がありました。

次に、議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。農業用ドローン購入の内容に関する質疑に対しましては、町として、ドローンを活用したスマート農業をいち早く取り入れて、中山間地域の農家の省力化に役立てるために、農業委員会や農協等で組織する非営利団体を立ち上げて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、ドローン購入は、実証実験を経て確証を得てから購入するべきではないかという意見に対しまして、実証実験は県の10分の10、100%の交付金で現在職員等で実施している多面的機能支払交付金の現地確認を

ドローンを使ってやるのが可能かどうかということ調査委託料100万円で実施するもので、農業用ドローン購入費270万円は、これとは別にドローンも購入し、農薬散布を実際にドローンで行うことであるとの答弁がありました。

また、ドローンによる農薬散布の作業中の事故リスクや、事故発生時の対応に関する質疑に対しましては、農薬散布は稲のすぐ上を飛ぶことから、事故の確率は少ないと思われる。もし事故が発生した場合は、ドローンの保険で対応することになるとの答弁がありました。

次に、議案第89号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第90号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第91号令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第93号令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第95号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第96号令和元年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第97号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第98号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の中で、担当課において施設の修繕等の計画をきちんと立ててほしいとの意見がありました。

次に、議案第100号令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第101号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第102号令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第103号令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 申しわけないんですけど、議案第89号から議案第93号までよく聞こえなかったんで、もう一度報告をお願いしたいんですが。

（厚生産業常任委員長 居樹 豊君「議案第89号から」の声あり）

議案第93号まで。

(厚生産業常任委員長 居樹 豊君「議案第93号まで、はい。じゃあ、もう一回報告させていただきます」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長(居樹 豊君) それじゃあ、ゆっくり。

議案第89号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第90号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてであります。これも審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第91号令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。審査の結果、これも全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

最後に、議案第93号令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。これも審査の結果、全会一致で原案可決であります。

よろしいでしょうか。

○議長(安東哲矢君) 11番 当瀬君。

○11番(当瀬万享君) ありがとうございます。

2度も報告していただいたのは、ちょっと後ろがざわついてよく聞こえなかったから、もう一度その議案だけお願いしたわけで、確かに聞きました。ありがとうございます。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

ここで場内の時計が、10時25分まで暫時休憩といたします。

午前10時06分 休憩

午前10時25分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第82号、議案第83号及び議案第87号の3件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第82号、議案第83号及び議案第87号の3件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認め、これから採決します。

議案第82号和気町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第83号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号和気町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第82号、議案第83号及び議案第87号の3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号から議案第93号、議案第95号から議案第98号及び議案第100号から議案第103号の13件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第89号から議案第93号、議案第95号から議案第98号及び議案第100号から議案第103号の13件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第89号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第90号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第91号令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第92号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第95号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第96号令和元年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第97号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第98号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第100号令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第101号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第102号令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第103号令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、以上13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。13件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第89号から議案第93号、議案第95号から議案第98号及び議案第100号から議案第103号の13件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 居樹君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をいたします。

去る9月10日、決算認定の審査に続きまして、本委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査しました結果を報告いたします。

議案第99号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果、特に意見もなく、全会一致で可決されました。

次に、その他事項で、温泉施設の今後の運営について、洋室への改修やお客様の送迎についての意見がありました。

以上、簡単でございますが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第99号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第99号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第99号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第99号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、防災都市公園整備事業特別委員長に報告を求めます。

防災都市公園整備事業特別委員長 万代君。

○防災都市公園整備事業特別委員長（万代哲央君） それでは引き続きまして、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告をいたします。

9月10日火曜日、先に報告いたしました決算認定の審査1件に続きまして、付託案件1件につきまして慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）については、審査の結果、賛成多数で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、令和元年度も残り半分であり、時間的余裕がない中、本当にこの事業を実施できるのかと質疑がありました。それに対して、町長より、関連予算議決後、早急に事業着手し、事業完了に向け全力で努力する。関係者のご理解をいただきたい。平成30年度国費繰越分5,200万円については、用地購入費に充て、令和元年度分1億2,700万円については令和2年度への予算繰り越しも視野に入れているとの答弁がありました。

また、委員より、今回の議会で関連予算が否決された場合どうするのかという質疑がありました。それに対して、執行部より、平成30年度国費繰越分5,200万円は和気町でしか執行できないと国、県から指導を受けており、この事業が実施できないということであれば5,200万円は不用額になると答弁がありました。

次に、その他といたしまして、委員より、大規模地震が来れば避難はできにくい。国、県からの支援物資を収集できる中継基地的なものを整備し、そこから各所へ送る、そういった施設が当然必要であるという意見がありました。

また、別の委員からは、和気ドーム屋根改修工事をこの事業と切り離して単独事業として交付金の対象にならないのかと意見がありました。最後に、町長より、この事業は和気町の資産価値を高め、町の発展につながるという見地から、理解を賜りたいと発言がありました。

以上、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第88号に対しては、万代哲央君から配付しました修正の動議が提出されています。

したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 修正動議でございます。

議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）。

議案第88号に対する修正案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月19日提出。提出者、和気町議会議員万代哲央。

はぐっていただきまして、1ページでございます。

議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

防災都市公園費は4億7,983万4,000円という巨額が予算案として計上されております。令和元年度末まで6カ月足らずの状況の中、これだけの予算を執行することはこの上なく困難と考えられます。また、国費の取り扱いも、当初予算時の扱いと同様であり、無責任としか言いようがないと思います。まことに不健全な予算案であると思います。よって、防災都市公園費の全てを削除いたします。

ドローン事業に関しては、現状で行き先不透明感があり、安全に飛行するかさえ案じられる状況にあります。ドローン事業に関する説明や、中・長期的な事業計画が示されているとは言えません。議会にしっかりした説明をして、了解を得た後、事業の予算化を組む必要があります。そのため、今回計上している農林水産業費の農業振興費のうち、備品購入費として上がっているドローン購入費を削除するものでございます。

以上の理由で、修正案を提出するものでありますが、この提案理由のもとにあると私を感じることを一言申し述べさせていただきます。

少なくとも議員として私が経験してきたここ数年来の行政運営において、町と議決権を有する議会との関係において、あらかじめ決めたことを正式に決めるのが議会の役割の大きな部分を占めてきたと推理します。この防災都市公園整備事業が民意により現在は議会のチェック機能を辛うじて果たせる状況にあるので、この修正案を提出できるということを申し添えておきたいと思っております。

それでは、細部説明に移らせていただきます。

議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

第1条中、5億3,949万5,000円を8,779万5,000円に、83億5,793万8,000円を79億623万8,000円に改める。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第2表中、公共事業等債、土木債を削除する。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

14国庫支出金の2国庫補助金、補正額であります。1億7,900万円の減で、4,369万6,000円にするものでございます。

17寄附金、1寄附金1,000万円全ての減で、0円でございます。

諸収入、雑入100万円の減で、1,325万4,000円とするものでございます。

町債2億6,170万円の減で、962万6,000円とするものでございます。補正額、歳入の補正合計5億3,949万5,000円を8,779万5,000円にするものでございます。

2ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

5農林水産業費、1農業費、補正額のところでございます。270万円の減額で、110万8,000円とするものでございます。

土木費、4の都市計画費4億7,983万4,000円を減額するもので、0円となります。

12予備費で3,347万3,000円となります。

補正額合計が5億3,949万5,000円を8,779万5,000円にするものでございます。
3ページでございます。

第2表、地方債の補正。補正後で2億6,700万円を削除するものでございます。
公共事業等債、土木債でございます。

続きまして、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

総括の歳入で、14国庫支出金を4,369万6,000円といたします。

17寄附金といたしまして、0円でございます。

20諸収入といたしまして1,325万4,000円といたします。

町債962万6,000円とするものでございます。

歳入合計で8,779万5,000円とするものでございます。

歳出で、5農林水産業費、補正額151万7,000円にするものでございます。

7土木費といたしまして734万6,000円にいたします。

予備費3,347万3,000円にするものでございまして、歳出合計が8,779万5,000円とするものでございます。

続きまして、5ページ、歳入でございます。

14国庫支出金、5の土木費国庫補助金といたしまして、計のところでございます。1億7,900万円を減額いたしまして581万5,000円とするものでございます。内訳は、防災都市公園費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1億7,900万円を削除するものであります。計といたしまして、2億2,269万6,000円を4,369万6,000円とするものでございます。

17寄附金、3土木費寄附金1,000万円全て減額して、補正額0円とするものでございます。内訳といたしまして、都市計画費寄附金、防災都市公園整備事業指定寄附金1,000万円を削除するものでございます。

6ページでございます。

20諸収入、補正額を100万円減額いたしまして1,325万4,000円とするものでございます。内訳は、JA地域貢献活動支援助成金100万円の削除でございます。

21町債でございます。6の土木債でございます。補正額2億6,170万円の減で、マイナスの1,380万円とするものでございます。

公共事業等債でございまして、防災都市公園整備事業に充当していたものを0円とするものでございます。

町債の合計2億7,132万6,000円を962万6,000円とするものでございます。

続きまして、7ページ、歳出、農林水産業費、農業振興費、補正額270万円の減で、100万円とするものでございます。内訳は、備品購入費、農業用ドローン購入費270万円を削除するものでございます。

計のところでございます。補正額380万8,000円を110万8,000円とするものでございます。

8ページでございます。

土木費、都市計画費、6の防災都市公園費でございます。補正額4億7,983万4,000円全額減とするもので、補正額0円でございます。内訳につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

計といたしまして、補正額0円ということでございます。

12予備費が3,347万3,000円ということでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

なお、討論の順序は、まず原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修正案に賛成の方の順に行います。

まず、原案賛成の通告がありました神崎君に発言を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、議案第88号、これは令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）でございます。この中には、先ほど万代議員がおっしゃられた防災都市公園関連の費用が入っておりまして、まさに防災都市公園事業の土木費が削除された4億7,983万4,000円が入っている。これに私は賛成だということで、討論をしたいと思っております。

大きく分けて次の3つの点からこの議案を賛成、支持したいと思っております。

今、このように多くの傍聴の方も来られておられますが、議員それから町民の多くが防災都市公園自体の話をする、これはやりだなというのが大半の意見だと私は理解しております。なぜかという、3月、6月と補正予算が否決されながら来ましたが、いまだ私は町内を歩いておったり、いろんなところで出くわす人から、どうなってるのかな、やってほしい、今後どうなるのかなと、いろんなお話を聞きます。そういう中に、注目が集まっているのは事実です。

そんな中であって、今回この定例議会においても、議員回覧となりましたが、議会に対して和気町地域防災計画の早期実現を求める陳情書が、町民の代表である区長3名からも出されている。また、和気町環境衛生指導員協議会という協議会から、大規模災害時における災害廃棄物の仮置場（防災公園）の整備を求める陳情書が出ている。これを町民の意見とせずして何であろうかと強く思います。そのように、和気町が、時期は遅いとか、議会で議決されたとはいうものの、町民がここまで一生懸命言っている話で議員が耳をかさない、これこそが大問題だと私は思っている。その中であって、今回も補正予算が出ましたけども、それを私は強く賛成したい。

2番目です。

私は、阪神・淡路大震災の被災者です。もうこの話を細かく言うつもりはありませんが、私は当時3連休の後だったので、会社に出社するという事で5時半に起きた。あれは47分に起こったん。私は、ユニットバスに入ってた、ぐらぐらと揺れたんだけど、揺れたことはわからない。おかしいと思って出ようとしたが出れない。そらそうですよ。全部倒れて、全くもって電気もつかんし出れない状況の中で、家内から地震だよ。で、どうしたかという、とりあえず出て自動車に行き、自動車でその情報を聞いたんです。そら出ればわかりますよ。周りが倒れたりいろんなことになってますから、塀は倒れたりいろいろなことになってるんですけど。それから、全然国からの物資や何か来ないんですよ。逃げようも逃げれない。ただ、助かったのは、電気だけはすぐ来たんですよ、たまたまなんですよ、電気は。今、千葉県を見たらわかるでしょう、電気が来なかったらどんなことになるか。電気が来たんで、とりあえずはそこから、逃げれないんだけど、おって暖だけはとれてた。でも、水は出ない。水は2日後、周りに農民の方がいらっしやったんで、自家発電か何かで水をくみ上げてくれた。その水と電気だけで私は生き延びました。飯は来ません。当然歩いて周りのローソンへ行きますが、何にもありません。そんな中で、物資が来たのは5日目です。それも会社からです。県や国からは、1週間以上後です。そんなことを思うときに、特に阪神・淡路大震災は道路が寸断されたことが大問題なんですよ。だから、みんな各地に逃げるんですけど、そこに物資を運ぼうとしても、各地に運ばませんから、当然集積地である第1集積地をつくらないといけないんですよ、これ。あしたこういう大震災が来たっておかしくない。各支所では、それぞれ地元のところへ逃げますよ。そこに物資を運ぶ。それから、当然のことながら、皆さん1週間ぐらいもつづらぬものは持たれておるでしょうけども、そこに行こうとすれば、やっぱり道の確保と第1集積地である大規

模な何ヘクターもあるようなところが必要なんです。そういう意味から、ぜひこれを推進していただきたい。

確かにこの事業の経緯だとか、それから執行部のやり方だとか、手続だとか、話し合い、それには多々問題があったようにも聞きますし、私もそう思います。ただ、実際にこの事業をやるかやらないかということを真に考えることが我々議員の責任だと思うんですよ。そこをもう一度議員の方に私は訴えたいし、本当に必要であるならば、やる方向でいながら、これを俎上に上げてけんけんがくがくの議論をやろうじゃありませんか。これが第2の点です。

3番目は、これは備前市の市役所の中におられた方から聞いた話なんで、これは参考程度ですけど、やっぱり同種のお話というか、交付金だとか補助金というものが国からついていた事案が、備前市、つまり旧2号線にバイパスをつけようというお話が、これも何十億円かという大きなお話でしたが、これを返してしまったということ聞いてます。和気町にも10億円の交付金、これが認められておる現状で、似たような事案かなと思います。このまま返してしまって、今後の町運営だとか国土交通省との交渉事にいろいろ差しさわりがあったり、それから町民が得れるべきいろんなメリットというか、そういったことに何か支障が全くない——公的にはそんなことは言えないでしょうけど——実際に今備前市が冷や飯を食つるとは言いませんけども、ある程度難しい状況にあるというのは、その中におられた方から聞きました。和気町においても、この事案がもう否決されて全然進まない。で、お金をお返しするというようなことになった場合に、将来の和気町の町民に何がしかの不利益を被らせるということは否めないだろうと。そこまで考えるのが議員だと、当然思います。

このように、3点の理由から、この防災公園事業をもう一度議場に上げていただいて、皆さんで議論をしていく。議論をする場さえ失わせることは、町民の意思を無視していると私は強く思います。ということなので、私は賛成をして、今回のこの議案の賛成意見として強く述べたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案反対の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、この議案第88号令和元年度一般会計補正予算（第2号）に反対でありますので、その反対討論をさせていただきます。

まず最初に、この中にマイナンバーカードのことがありまして、マイナンバーカードをもっと普及した後に、今後自治体ポイントというものを町民に給付するためのシステム改修費が予算化されておりますが、これは折しも全世代型社会保障検討会議というものを今回政府が新たに新設すると言っておりますが、きのうの新聞によりますと、そのメンバーに経団連の会長中西氏を初め、経済財政諮問会議や社会保障制度改革推進会議の主要メンバー9名が名を連ねており、今後要介護1、要介護2の介護サービスを総合事業へ移行する保険給付外し、また後期高齢者医療の自己負担率等を1割から2割に引き上げることなどを検討課題に上げています。そのことの上に、そういう税金とか社会保険料を取るための非常に細かい網をかけようという国民負担増の秘密兵器となるマイナンバーカード、この普及は大変問題であるというふうに私は常々思っているところであります。

それから、この予算案には、消費税10%の強行突破を図るためのプロパガンダという動機が不純であります。保育の一環である給食費の一部である主食代を負担させるという問題があるとしても、ご負担一部軽減ということは評価できる点もあります。

そして、この防災都市公園の一部予算4億7,900万円余りの予算ですが、今予算では確かに4億7,900万円余りですが、これを一回通してしまえば、いかようにでも膨らみ、これによって5年間かけて最終的には、今言われている20億円弱の事業になり、これから起債の償還——借金の払いですが——そして一般財源の負担等で、和気町の財政はかなり負担に向かうのではないのでしょうか。なぜならば、今後上水道や簡易水道の本管改修工事も、10年もするとこれがどんどん今も現在に、破裂とかいろいろあっておりますが、そういう

問題が出てくるわけであります。また、下水道についても、下水道のメンテナンスについても同様でございます。

また、今後介護保険や国保、後期高齢者医療制度など、どんどん和気町の財政需要が増えてまいります。今の和気町の財政というのを見ますと、今回の決算によりますと、町の経常収支比率は95.5%となっており、29年度より更に1.3%悪化をしてきている。そのような財政の中で、この大きな何億円もの借金をしてまでこんな防災都市公園を実施する余裕は和気町の財政としてはないというふうに思います。本当に和気町財政を破たんへ招きかねないということで、大変そういうおそれが大であります。

また、一般農家のニーズがどれくらいあるか市場調査も未実施であるのに、農薬散布のための大型ドローン購入の270万円予算を立てたり、各地区の多面的機能支払交付金、現地確認実証試験の委託料100万円、これについては非常に不透明な部分があります。操縦などは誰がやるか、受け皿も大変不明確で行き先がわかりませんし、本来農業関係の実施確認というのは足を使ってきちんとやる、これが肝要であり、この農業の事業になじまないICTの事業であり、本当に行き先が不明であり、問題であると思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の通告がありました山本 稔君に発言を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 私は、この議案第88号令和元年度和気町一般会計補正予算（第2号）について、賛成でありますので、賛成の討論をさせていただきます。

この補正予算は、防災都市公園整備事業予算が計上されております。今後、この防災都市公園整備事業が実行されますと、和気町の活性化、交流人口増大を生むものと信じております。この交流人口の増大によって、和気町の駅の利用者人口も3,000人を超えるようになるんじゃないかと思えます。そうすれば、エレベーターもつきます。そういうことで、和気町の魅力が大分アップするということも考えられると。

そして、今回の補正予算の中には、今和気ドームが大変古くなっております。このテントの張り替えとか塗装の塗り替えとか、そういうことも含んでできるというようなことが入っております。同施設は平常時、皆さん、今神崎議員が言いましたように、いざ災害が起こると、今千葉でも問題のように、災害ごみがたくさん出てあちこちに置いておると思いますが、そういう災害ごみの置き場、そして物資の備蓄最前線基地になると思えます。それから、ボランティア施設の本部等、いろいろといざ災害が起きると使える、これは議員の皆さん賛成だと思います。この賛成の上において、平常時この施設をずっと野ざらしで放っておくわけにはいきません。ですから、今スポーツ施設を考えてこういう公園をつくろうじゃないかということでやっております。もしこれに反対の場合は、皆さん、こういうことがいいんじゃないかと代替案を示して反対していただければ、私どももそれに対していろいろと討論ができると思えます。何もなしに反対では私たちも納得がいきませんので、皆さん、よく考えて、この防災都市公園整備事業にぜひ賛成していただきたく思い、討論とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私は、修正動議に賛成する立場で発言をさせていただきたいと思えます。

まず1つ目に、今議会での最大の課題は、防災都市公園整備事業の是非についてであろうと思えます。ここまで煮詰まった防災都市公園問題ですけれども、その経過については幾度となく町長の方から説明をされていますけれども、傍聴者の方々も多くお見えです。あえて私からもその経過について若干触れさせていただきます。

この問題は、2017年、平成29年5月、学校・園跡地利用検討委員会から答申が出されたことに端を発しています。その答申とは、今後利用者と協議を重ね、佐伯グラウンドの利用を促進しながら、代替施設も検討願いたいというものでありました。その答申を受け、総合グラウンドの建設計画が進んでいきました。その後、同

年10月の全員協議会において、南海トラフ地震による被害から町民の安心・安全を守るために、国からの交付金が得られる防災都市公園を益原地内に建設するということの説明をされました。当時、防災都市公園の建設予定地は、和気町のハザードマップにおいても浸水地域に指定をされている。また、和気町の財政状況は逼迫をしている。そして、創志学園に無償貸与した代替施設としての総合グラウンド建設では、町民は納得をしないなどの議論がされたと聞いているところです。そして、2017年、平成29年12月議会定例会に、地元益原区長名で防災都市公園の早期実現を求める請願書が提出をされましたが、不採択となっています。しかし、議会が請願を不採択したにもかかわらず、議会に何の説明もないままに社会資本整備総合交付金の補助申請がされたというのが経緯です。ここに議会制民主主義を無視した行為があったと言わざるを得ません。

私は、今年2月の一般選挙において議会議員となり、この問題に直接的に現在かかわらせていただいていますけれども、多くの町民の方々から、総合グラウンド、野球場ありきの防災公園は要らないという声をお聞きをしています。本当に町民の安心・安全を願うのであれば、少なくとも旧小学校区単位で1週間ぐらいの水分、食料などが備蓄できる倉庫を設置をして、各区のコミュニティハウスや公民館に寝具類などを整える生活に密着した避難場所とインフラの整備を行うべきだと考えています。

余談になりますけれども、2015年3月に和気町地域防災計画が作成をされていますけれども、その中で岡山県では7つの断層型地震を想定して、本町に最も被害を及ぼすと予測をされている県東北部から兵庫県にかけて山崎断層帯の地震を想定地震としています。これは、最大震度が5.2というふうに報告がされて、地震動で大きな被害はない。また、南海トラフの巨大地震においても、町内の最大震度は6弱とされ、地震動による死者はなく、家屋の全壊被害もほとんど想定されていないものになっています。

そもそも国の防災都市公園整備事業は、大都市圏の震災被害を想定したもので、和気町が地理的に南海トラフ地震の対象地域になっているということはありませんけれども、本町の人口規模や地形、構造物実態では、国が想定をしている範囲外であると思われます。しかし、不測の事態に備えることは必要でありますので、私としましては、巨額の予算を投入する大型の防災都市公園ではなくて、日常生活に密着をした防災施設の充実を図るべきだと考えています。

2点目の農業用ドローン購入費の問題です。

和気町が大型ドローンを270万円で購入をし、FDDIの社員の方に賃金を支払って農薬散布などを依頼する計画だとお聞きをしました。農薬散布などは既に農協や民間業者で行われています。特段行政として機械を購入して、それを貸与し、賃金を支払ってまで行う事業ではないと思われます。民間業者への圧迫ともなりかねません。スマート農業化の推進は、時代の要請ではありますので、農業機械購入費の助成などほかにも課題は山積みだろろうと思います。

したがって、防災都市公園事業と農業用ドローン購入費の削除を求める修正動議に賛成をしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 私は、町執行部から出てきた補正予算案に賛成の立場ですので、私の思うところを申し述べさせていただきますと思います。

まず、令和の時代の農業において、農薬散布ドローンの導入というのは、中山間地域の農家にとっては希望の光であります。農業の現場で深刻な課題とされ続けてきた担い手の減少や高齢化による労働力不足、休耕田に耕作放棄地、これらを低コストで解決していく突破口としてドローンの活躍が今期待されています。人口減少に歯止めはかかりません。足りなくなっていく労働力を補うために、中山間地域に生きる我々は、最先端のテクノロジーと親和性を持たなくてはなりません。農家の平均年齢は68歳、米農家の平均年齢は74歳です。最先端の技術を活用し、この地の美しい田園風景を後世にしっかり残していく、これこそが我々議会の職責であると私は考

えております。

高齢化と人口減少に悩む和気町の農家にとっても、農業用のドローンの導入はかけがえのない希望の光であるにもかかわらず、この修正案では、JA、農協からのドローン購入費の寄附100万円の受け取り拒否と、ドローンの購入を差し止めるというこのときような修正案の意図に、私は理解も、共感も、納得も、ましてや賛成はみじんもできません。

8月26日に議会全員協議会がございました。このドローンの議案も執行部から事前に説明がございました。提出者のこれまでの委員会での様子を見てみると、3月からの委員会、全員協議会でもよくわからない、ぴんときないというせりふを数回聞いたことがあります、提出者の方から。町執行部の説明が理解しにくかったのかもしれないかもしれませんが、それならばご自身が理解できるまで執行部に説明を求めるべきではなかったのでしょうか。議案に対してしっかりとした理解もないまま議決権を行使するというのは、私は正しいことだとは思えません。委員会や全員協議会のたびに、防災公園とこのドローンの事業がやり玉に上がりますが、政策的な論議は一切なされていないという異常事態に議会は陥っています。政策的論議は全くのゼロ、建設的な意見もゼロ、対案もゼロ、町の将来を見据えた政策的な提言もゼロであるにもかかわらず、修正案が可決され続けているというこの異常事態にこの議会は陥っています。このたびに、私は果たしてこの和気町議会はこの町に必要なんだろうかと思わざるを得ません。この議会のために毎年8,000万円の税金が使われています。この8,000万円の議会費は交付税算入されません。どういうことかということ、国からの補助もないので、町の方々が汗水垂らして必死に働いて納めていただいている税金で成り立っています。果たして、議員は外ではいろんなことを言うでしょう。自分の都合のいいように言うこともあるでしょう。ただ、町民、有権者の方々がこの和気町議会の真実の姿、このていたらく、この異常な状況を知ったときに、果たして納税者は納得してくれるのでしょうか。もちろん意見や見解の相違、思想の相違はあるでしょう。みんな同じっていうのはおかしな話ですよ。みんな違いはあります。ですが、政策的な議論はもとより、あらかじめ合意の形成を拒むような議会はおよそその名に値しません。

町民の皆さんの中には、ドローンと聞くだけで拒否反応や懐疑的な考えを示す方もいらっしゃるようですが、そういう方々にあえて私は申し上げたい。その皆さんにとってドローンというのは、あなた方には全く関係のない話です。ドローンが農業をまくことになっても、あなたは困りません。ただ、これまでと変わらない平凡な日常が続くだけです。何も変わらない。しかし、課題に直面し大変な思いをされている方々にとっては大変すばらしいものである。自分のよく知らないことを知らないというだけで恐れなくていい。議会がどのような判断を下すかについては、町民は瞳を凝らして静かに見ていることでしょう。政治家は結果によってのみ判断され、自らの持つ議決権の行使に責任を持たなくてはなりません。議員の中にもいろんな言い分があることでしょう。ただ、一般の町民の方々にとっては、議員の思想や信念、考えなんてどうでもいい話なんです。町民が本当に関心を持っているのは、町にとってプラスなのかマイナスなのか、ただそれだけです。これに対して議員各位がどのような判断を下すのかというのは、町民は瞳を凝らして静かに見ていることでしょう。

三たび申し上げます。

ドローンは、中山間地域の農業にとって希望の光です。その希望の光を議会の手で絶やさないでほしいと。そのことを議員各位に強く申し上げて、私の原案に対する賛成討論とする。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） じゃあ、私は修正案に賛成の立場ですけど、まず今ここで同僚議員が賛否を言われましたけども、それについて個別といたらおかしいですけども、まず神崎議員の言われた、町内で以降多くの方が賛成だということと言われました。そのことについては、見解は12人それぞれの立場で違うかも知れませんが、全体としてはこれは数の論理をしてもしょうがありませんけど、そういう多くの町民の方々というこの認識はお互いに考えてみたらどうかなのことを思っております。

それから、備前市の例はこれは備前市の例で、これはそれぞれの事情もわかりません。お互いに中身がそこまでわからんと思いますんで、あえてそこは踏み込む必要もないと思いますけども。

それから、山本議員の交流人口が増えると、これは執行部から今まで言われたところです。年間4万人来ると。それから、営業効果、事業効果、20億円で約4倍の80億円の経済効果というようなことも聞いてきました。

○議長（安東哲矢君） 居樹議員、原案に対して言ってください。

○7番（居樹 豊君） ほうじゃあ、中身が中身だったもんで、そういうのを聞きようだったから、あえてもうそれ以上は。本来は、若旅議員のこれについては真っ向から言いたかったんですけど、ほうじゃあもうあえてそういうことなのです。

（4番 若旅啓太君「あえてじゃなくて……」の声あり）

いや、黙って聞かれ。発言するときは手を上げられ、手上げて。

ほうじゃあ、もとに戻りますよ。

ほいで、賛成討論。

○議長（安東哲矢君） 修正案に賛成の討論をしてください。

○7番（居樹 豊君） うん。だから、それは事前にちょっと断ったんですけども、そら今の議論を受けての関連ですからね、修正に対する賛成という立場で。今いろんな発言があったけど、若干誤解を招く発言もあったように思ったから、あえて私は冒頭でお断りしながら言ったつもりでございます。それじゃあ、もうその議論をやりませう。

ほうじゃあ、もとに戻ります。

繰り返しますけども、これはもう太田議員が言いましたように、これはかれこれもう2年、平成29年5月段階から、皆さん、十分我々議員は知ってますけども、一般の方、傍聴者の方、それからテレビを見ている方、ご存じない方もおりますので、多少繰り返しになりますけども、わかりやすく言いたいと思います。

この事業というのは、もともと学校統合に伴って和気町の総合グラウンド、石生にありますグラウンド、これを創志学園に無償で20年間貸与することから始まったものでございまして、それを当時の町長が跡地利用検討委員会に対する諮問をしまして、その答申というのが、先ほどもありましたけども、答申の中身は、繰り返言います、今後の利用については、佐伯グラウンドの利用を促進しながら、利用者と協議を重ね、代替施設も検討願いたい。これが答申の内容でございます。そこから端を発したということで、これは間違いなく事実でございます。

そこで、答申の検討によりまして執行部の方で検討ということですが、しかしこの答申のある、私何回かもう委員会等で言いましたけども、肝心の利用者との協議、これ私質問しましたが、本当にスポーツ団体、利用者と一緒に協議をしてないということはきちっと言われました。議事録もあります。それはちょっと問題じゃないかなというのは一つあります。内部検討はされたということですが、一番よく使う、町民のみんながあそこを使うということじゃなしに、やっぱり主たる利用者、その方の意見等、これははっきり明言されましたんで、私もちょっとびっくりはしました。やはりそういうスポーツ団体、いろんなところから聞いて、それで判断するのが賢明な判断じゃないのかなということ、これは一番私が言いたかったことでございます。

それからもう一つ、一番の問題は、町民の皆様が安心して暮らせる日常生活にとって、この事業、施設は本当に皆さんになくてはならない事業というか、施設でしょうか。先ほど同僚議員も言いましたけども、和気町のこれからの将来課題、大きくは水道事業とかいろんなことがございます。そういう中で、やはり当初からいろんな反対というか、そういう中でもいろんな議論がございました。私は今でも言いますけども、そもそもこういう20億円以上とも言われる大きな事業をやるときには、正直言うてそこの基本議論が未消化のままここまで進んできた。だから、いろいろ考え方がありますが、益原の地域的な問題もありますけども、やはりそれもあるけども、まず本当にこの事業をどうしても町としてやらないけんなかなという、大きな事業であればあるほどもっとも基本議論をしながらやるのが、これが鉄則でございます。なぜそれをしなかったのかというのがもう一つ私もまだいまだに理解できてませんけども。その基本議論ということ、これはここで今この段階で言うてもあれですけども、今後も大きな事業をやるときには、もう一番大事なのは枝よりも基本の議論をきちっとやると、そのことが一番大事なことでございます。仕事の作業手順、事務の手順、そこにちょっと問題があったかなということ、今思っておるところでございます。

それと、皆さんもうご承知のように、29年6月段階、今言いましたように、あの時点、29年の2年前、防災都市公園事業というのは全く、そのとき議員を経験された方にはありませんでした。これも何回か皆さん方はお聞きになつとるかもわかりませんが、このもともとは町内で総合グラウンドをつくらうというところで検討の途中の中で、防災事業なら国土交通省の有利な財源、約2分の1という、そういうことの論議の中で、ちょっと私も言い方が悪いかもわかりませんが、安全・安心の町民生活という美名のもとに大きく方向転換、これが事実でございます。現実には、子供たちには、代替の佐伯のグラウンド、それから今では石生のベースボールパーク、これも利用していただいております。そういう意味で、私の認識では、特別に不都合もなく、子供の心身の発展のための閉鎖はしてないという認識をしておるところでございます。

そしてまた、これ国の2分の1交付金と言いながら、役所の仕事としては、大きな事業をやる場合は少しでも有利な財源というのは、これは当然です。これが役所の仕事ですから、そのことを否定するものじゃございません。ただしかし、今回のこの事業は、どう見ても約20億円以上もかかる事業でございます。先ほどもありましたけども、今この和気町の置かれている立場、状況、これを本気で考えると、まだまだ町民の皆さんのニーズと、いいですか、これが本当に最優先の事業でありましようか。またこれはもうこれで最後としますが、いま一度本当に町民の待望の施設をやろうとするのか、本当にこれがなかったら町民生活にいろいろ支障があるというようなことを、身近なことで、余り私は大きな話はようできませんが、足元の議論をしながらということが必要じゃないかなという、そういう判断基準を私は持つておるところでございます。

それから、先ほどもありましたけども、今和気町の経常収支比率といいますか、そういう中での財政指標、これは、昨年も新聞等で出ましたけども、県下でワーストスリーとかという状況は間違いありません。ただ、数字を私はうんぬんは言いませんけども、いずれにしても和気町のこの予算規模にしてはかなり重たい話で、平成18年3月の合併から13年しますけども、10年たつての合併による特例の交付金は今もう既に毎年減ってきています。そういう入る方の税収も落ちとる中で、それから人口も減ってくれば、いずれにしても町の独自財源は減ってきます。そういう意味で、今これだけの大きな事業をというの、どう考えても、対案も1つ出ましたけども、私は防災に関する対案はやはり学区単位で、和気町は結構広うございます、佐伯からずっと行きますと、そういう面では今現状の避難地域、本荘であれば本荘体育館、それから身近には地元の避難場所の公民館、この現状あるものをもっともとうまく活用する。新しいものをつくれればいいというもんじゃなしに、それをもう少しすくって、それを今後具体的に検討していただければと思っております。それはまたこれがどうなるかということもお聞きしますけども、その方が経費的にもそんなに莫大なお金はかかりません。今回の総合グラウンドうんぬんは、約10億円ほどかかりますんで、そういうところの分で、もともとの発想が代替グラウンドというこ

とでしたからしょうがないんですけども、そういうことの全貌をよく理解していただいて判断すべきじゃねえかなというのが私の狭い中での考え方でございます。

いずれにしても、この大きな事業をこれから20年返還といいますけども、毎年5,000万円からというんでなしに、やっぱり工事規模で見ますと、20億円という事業は本当に和気町にとってもうこれからあるかないかというような大きな事業でございます。そういう意味では、ましてやこれが本当に最優先事業であれば私もあえて言いません。しかし、本当にそうではねえ、順位としてはそれは今から半世紀前のバブルの時代で右肩上がりの予算もあったということであれば、これはあえて。ただ、これは今の時期、箱物行政というのはもうぼちぼち収束かなということで、あるいはハード事業からソフト事業への転換ということもしていかないと、なかなか難しいかじ取りだと思っております。

そういうのを含めて、反対の方、賛成の方、皆それぞれ思いは違います。ただ、私も和気町の未来に責任を持つ議員の一人として、町執行部に対して勇気を持っていま一度考え直していただきたいと。

以上、多少脱線しましたが、修正案に対する賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これより修正案に対する採決を行います。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案についての採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第88号は、修正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第88号の修正案は、可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和元年第6回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました報告2件、決算認定17件、計画変更1件、辺地計画2件、条例制定1件、条例改正5件、補正予算16件につきまして、慎重にご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、町政発展のためにご活躍をされますようお願いをいたしまして、閉会のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

今回の議案の中心でありました各会計の決算につきましては、おおむね適正な執行がなされておりましたものの、監査委員の報告やそれぞれの議員からの指摘がございましたように、まだまだ改善すべき箇所が見受けられるように感じております。その点につきまして、執行部の方々におかれましては、更なる努力を重ねられることを切にお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、この上ともご自愛くださいまして、町政の適正なる推進にご尽力賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして令和元年第6回和気町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月19日

和気町議会議長 安 東 哲 矢

和気町議会議員 尾 崎 智 美

和気町議会議員 太 田 啓 補